

平成27年12月8日

平成27年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成 27 年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第5号

平成27年12月8日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第22号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第22号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 2 号議案 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第 3 号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第 4 号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 3 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 乙第 6 号議案 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例
- 乙第 8 号議案 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例
- 乙第 9 号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 財産の取得について
- 乙第13号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	1 番	比 嘉 京 子 さん
副議長	翁 長 政 俊 君	2 番	比 嘉 瑞 己 君

3 番	西 銘 純 恵 さん
4 番	玉 城 満 君
5 番	仲 村 未 央 さん
6 番	新 田 宜 明 君
7 番	儀 間 光 秀 君
8 番	上 原 章 君
9 番	花 城 大 輔 君
10 番	砂 川 利 勝 君
11 番	具志堅 透 君
12 番	大 城 一 馬 君
13 番	具志堅 徹 君
14 番	渡久地 修 君
15 番	山 内 末 子 さん
16 番	仲宗根 悟 君
17 番	照 屋 大 河 君
18 番	當 間 盛 夫 君
19 番	吉 田 勝 廣 君
20 番	又 吉 清 義 君
21 番	島 袋 大 君
22 番	中 川 京 貴 君
23 番	座喜味 一 幸 君
25 番	玉 城 ノブ子 さん

26 番	赤 嶺 昇 君
27 番	新 垣 清 涼 君
28 番	瑞慶覧 功 君
29 番	崎 山 嗣 幸 君
30 番	新 垣 安 弘 君
31 番	呉 屋 宏 君
32 番	前 島 明 男 君
33 番	照 屋 守 之 君
34 番	新 垣 良 俊 君
35 番	仲 田 弘 毅 君
36 番	嶺 井 光 君
38 番	嘉 陽 宗 儀 君
39 番	玉 城 義 和 君
40 番	奥 平 一 夫 君
41 番	新 里 米 吉 君
42 番	高 嶺 善 伸 君
43 番	狩 俣 信 子 さん
44 番	金 城 勉 君
45 番	糸 洲 朝 則 君
47 番	新 垣 哲 司 君
48 番	具 志 孝 助 君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	会 計 管 理 者	金 良 多恵子 さん
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君	知事公室秘書	新 垣 秀 彦 君
副 知 事	安慶田 光 男 君	広報交流統括監	
知事公室長	町 田 優 君	総 務 部	池 田 克 紀 君
総 務 部 長	平 敷 昭 人 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君	教 育 委 員 会 長	照 屋 尚 子 さん
環 境 部 長	當 間 秀 史 君	職 務 代 理 者	
子 ども 生 活 福 祉 部 長	金 城 武 君	教 育 長	諸見里 明 君
保健医療部長	仲 本 朝 久 君	公 安 委 員 会 長	與 儀 弘 子 さん
農林水産部長	島 田 勉 君	委 員 会 長	
商工労働部長	下 地 明 和 君	警 察 本 部 長	加 藤 達 也 君
文 化 観 光 スポーツ部長	前 田 光 幸 君	労 働 委 員 会 長	大 城 玲 子 さん
土木建築部長	末 吉 幸 満 君	人 事 委 員 会 長	親 川 達 男 君
企 業 局 長	平 良 敏 昭 君	事 務 局 長	
病院事業局長	伊 江 朝 次 君	代 表 監 査 委 員	知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君	次 長	知 念 正 治 君
---------	-----------	-----	-----------

議 事 課 長 平 田 善 則 君
副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
課 長 補 佐

主 幹 中 村 守 君
主 査 川 端 七 生 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

平成27年を締めくくる県議会において、私の所信を表明し質問を行います。

せんだって、翁長知事の国連人権理事会での演説文が151カ国等に発信された趣旨の報道に触れ、改めて基地問題とはいえ、自己決定権、この権利が憲法を初め我が国で権利として明確な定めがないと私は認識しておりますけれども、その中で、先住民族の自己決定権という誤解を与えることに懸念を表明するものがあります。私は今でも沖縄県民は先住民族ではないと考えております。

さて、翁長知事が就任し、公約の辺野古反対、つくらせないの実現に多くの県民が期待をいたしております。1年が経過し、①、人件費も含めて年間で約1億円の予算がかかる米国駐在事務所の設置、②、翁長知事の訪米活動、③、辺野古新基地建設問題対策課を設置しての取り組みや全庁体制での現場監視活動も継続しているようであります。しかし、この1年間、予算も人も配置をして取り組みをしたにもかかわらず、今翁長知事は辺野古をつくらせないの道筋を示すことができず、辺野古の作業は進められております。特に、国は8月から1カ月間作業を中断し、集中協議を行って沖縄県に工事中止のチャンスが与えられたにもかかわらず、翁長知事はそのチャンスを生かすことができずに工事の再開を許してしまったことは、大変残念であります。

そして今、問題解決は裁判に持ち込まれておりま

す。翁長知事の政治力、交渉力が国に対して発揮されずに裁判闘争になったことを大変残念に思っております。県と国との全面対決、このことは県と国の信頼の失墜を意味するものであると私は考えております。私は今、県と国が対立する政治の状況は危機的な状況で、県民に不安を与えていると考えております。そして、翁長知事への就任時の期待は、今や不安と疑問に変わりつつあるのではないかと考えております。

私は、翁長知事の国と対立した現状では、辺野古をつくらせないの公約実現はもとより、一番重要な普天間飛行場の返還の実現についても厳しいのではないかと考えております。国の責任で辺野古と普天間問題を解決させる、このことが翁長知事の責任であるはずであります。

私は改めて翁長知事に提言をさせていただきます。翁長知事が基地問題を政治問題として解決してほしい、切にお願いをするものであります。そのために、①、県と国は立場の違いを認め合った上で、信頼をもとに解決をする、②、かわりの案も含めて、県・国両方とも歩み寄りの解決策をつくる、③、米軍から自衛隊に転換させ米軍を大幅に減少させる、④、日米地位協定の改善策を約束させる、⑤、沖縄の尖閣諸島を守る体制を県と国の共通認識と県民の安全保障体制を確立する。

以上のことを県知事として冷静に交渉し、基地問題を解決すべきであると考えております。知事、ぜひお願いいたします。

私は、基地と経済、または沖縄振興とは密接な関係にあると考えております。基地は経済発展の阻害要因であると言われておりますけれども、基地を返還させ、新たな経済発展をつくり出すことは、翁長県政の大きな課題であると考えております。私は今、県が進める鉄軌道構想を支援し、実現できるよう期待をいたしております。基地を返還し、沖縄県の未来をつくり出す鉄軌道の建設、切に願っております。鉄軌道建設は数千億円と20年ぐらいの時間を要する長期構想であります。その実現には、国の協力・支援は絶対条件であり、特に財源については、国に頼るしか道はありません。鉄軌道構想は最終的には、県知事の政治力、交渉力になると考えております。基地問題で国と対立する中、基地以外の重要課題の解決も翁長県政の課題だと考えております。

最後に、翁長知事にお願ひがあります。これ以上差別表現や国に対する批判をやめていただきたい。切に願ひをいたします。私は国に対して評価する部分と問題点を共有して冷静に分析して問題解決に当たってほしいと切に願っております。

以上申し上げて質問に入ります。

1、辺野古反対、つくらせない、その手法と結果責任について。

(1)、つくらせないをいつまでに実現するか。

(2)、国はつくる、県はつくらせない、この認識との理解でよいのか。

2、普天間飛行場の返還について。

(1)、翁長県知事が県議時代に、県知事が返還を要求し日米合意、約束がなされて19年が経過しております。辺野古反対のみでなぜ普天間返還について翁長知事の政治力を発揮しないのか。

3、5年以内の運用停止を求めることについて。

(1)、国は、普天間飛行場の5年以内の運用停止は、辺野古移設が前提条件だと言い切っております。5年以内の運用停止を求めることは辺野古移設を認めることになります。このことは当然であるがいつから方針が変わったのか。

4、埋立承認取り消しについて。

(1)、第三者委員会の検証結果を受けて、翁長知事は埋立承認取り消しを行った。検証結果は、県職員のチェックミス指摘したものであります。取り消しをする前に県知事として県職員の非をわびるべきであったと考えております。なぜ、翁長知事は県民にわびないのか。

5、オール沖縄の選挙利用について。

(1)、県知事選挙を初め衆議院選挙、市長選挙となぜオール沖縄を選挙利用するのか、見解を伺います。

どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

照屋守之議員の御質問にお答えをいたします。

御質問に個別にお答えする前に、照屋守之議員は自己決定権ということに、言葉を使ったことに対して大変理解できないというようなことのようにありますけれども、平成9年の地方分権推進委員会の勧告の中で、いわゆるそれまでの国と地方分権の地方自治体とのあり方が平成9年に変わったということがよく言われます。その基本的考え方の中で、こういうふうにこれは国の文章ですから、地方分権の推進に伴い、地方

公共団体の自己決定権、自己責任が拡大することであると書いてあります。

それから、もう一つこれに付随しての内容等の充実的な、羅列のところにあるんですが、やはりここでも公正の確保、透明性の向上ということで、今後は地方公共団体の自己決定権、自己責任が大幅に拡大することになりますというふうに、この地方分権推進委員会第2次勧告の平成9年度の委員会でこの方針が出されているわけですね。ですから、この自己決定権というものが、何か先住民族がどうだとか、そういったような形で議論されるというのはおかしい話ではないかなというふうに思っております。

そういうことで、私のほうから辺野古反対、つくらせない、その手法と結果責任についてに関する御質問の中の、つくらせないの実現時期についてお答えをいたします。

公有水面埋立承認については、本年7月の第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これを精査した結果、承認には取り消し得べき瑕疵があるものと認められたため、取り消したところであります。しかし、政府のその後の承認取り消しに対する審査請求、審査請求手続における執行停止決定及び代執行手続への移行といった一連の対応は、団体自治、住民自治といった地方自治の本旨に照らしても極めて不当であり、今日の事態に至ったことはまことに残念であります。

私は、今後もあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、不退転の決意で取り組んでまいります。

次に、オール沖縄についてお答えをいたします。

平成25年1月27日に行われたオスプレイの普天間基地配備撤回を求めた東京要請行動において、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、大きな意義があったものと考えております。建白書に基づき、県民が心をついにし、ともに力を合わせて、国内外に向けた働きかけを行っていくことが、基地負担軽減の実現につながるものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 辺野古反対、つくらせない、その手法と結果責任についての御質問の中で、国と県それぞれの認識についてお答えします。

県は、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしております。政府は、県の承認取り消しに対し、審査請求手続における執行停止を決定し、工事を強行しております。

日米両政府が、辺野古移設計画を唯一の解決策であると固執することは、沖縄の社会的安定を損ない、日米安全保障体制に大きな禍根を残すものと考えております。

次に、普天間飛行場の返還についての御質問の中で、普天間飛行場返還に向けた知事の政治力についてお答えします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性除去は、県政の最重要課題であります。特に、5年以内の運用停止については大変重要であるとして、政府との集中協議において取り組み状況について説明を求めたところではありますが、政府からは具体的な言及はありませんでした。

県としましては、政府との今後の協議の中で普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、5年以内の運用停止を求めることについての御質問の中で、普天間飛行場の運用停止についての御質問にお答えします。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、5年以内運用停止等を実現するよう求めてきたところであります。去る8月から9月にかけて行われた政府との集中協議においても、5年以内運用停止の取り組み状況について説明を求めたところではありますが、政府からは具体的な言及はありませんでした。

県としましては、5年以内運用停止を実現するためには、具体的な作業スケジュールをまずは政府において示す必要があると考えており、今後開催される政府との協議の中で、工程表の作成を求めてまいりたいと考えております。

次に、埋立承認取り消しについての御質問の中で、職員の非についての御質問にお答えします。

瑕疵ある承認を取り消し、適法性を回復させることこそ、責任を果たすことになるものと考えております。結果として取り消さざるを得ない承認がなされたことは、大変残念なことだと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございます。

冒頭で申し上げました所信については、答弁説明は私は求めておりませんから。

自己決定権については、それぞれの権限とか立場とか、そういうふうなものも含めての決定権だと思うんです。国防上のそういうふうな問題について、沖縄県は自己決定権を持ち合わせておりません。協議をするということはありませんけれども。ただ、そういうふうな約束事を日本政府とアメリカ政府が約束したものを沖縄県知事がそれは破棄してほしいという、そういう要求はできるかもしれませんが。白紙に戻した段階で新たな対応をどうするかというふうなことでしょけれども、ただこれは質問に入っておりませんから答弁はよろしいです。

再質問をさせていただきます。

県はつくらせない、国はつくる、両方がそれを認めて合ってそれぞれに対応をしていく、そういうふうな理解でよろしいんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 現状としては議員のおっしゃるとおり、県は辺野古に新基地はつくらせないということで対応しておりますし、政府のほうはそれに対して県の承認取り消しに対し、代執行手続などを行いながら工事を強行しているという認識でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そうすると、県はずっと反対運動とつくらせないという手だてを講じる。国はつくるための手だてを講じ続けていくというそういうふうな認識でいいんですか。

これは安慶田副知事、そういう認識ですか、国は。国と県の認識は。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 御答弁申し上げます。

今部長が申し上げたような答弁で、同じ見識に立っております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 県知事は反対をし続けながら——ということは、こういうことだと思うんですね。県知事は反対をし続けながら、国の作業は進んでいく。反対をし続けながら作業は進んでいく。そういうことになるんですか、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 集中協議におきましても、無

言と言えは無言であったんです、政府のほうは。ほとんど私の言葉に対して、いやそうじゃないですよとかというものは大変少ないことでありました。防衛大臣と抑止力を話したぐらいで、それ以外は聞き置くという感じでありまして、集中協議が一体あの1カ月何だったんだろうかというような感じは今もって強くしております。

それからもう一つは、今国は辺野古唯一と言っていますし、私たちはつくらせないと言っておりますけれども、自民党県連はたしか辺野古を含むあらゆる場所を想定しているという話だったと思うんです。今いろいろ議論しておりますと辺野古唯一というお考えなのかどうかというの、私たちからすると同じ県民同士の考え方ですから、ぜひまたお聞かせ願ひながら、判断をさせていただきたいなというふうには思います。私もこれは質問ではありませんので、当然のことながら、そういった流れがあったという中で、基地問題、どうやって解決していくかということだというふうに思っております。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

照屋守之君。

○照屋 守之君 自民党県連の考えは聞いていませんよ。失礼な話じゃないですか。知事の取り組みを聞いているんであって、我々のものについての意見は聞いていませんからね。

結果的には、こうなると翁長知事は反対をする、国は作業を進めていく。つまり反対をしながらかつらせるといふそういうスタンスで県は認めているんじゃないですか、いかがですか。反対をしながらかつらせる、そういうことでしょうか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

静粛に。

○知事公室長（町田 優君） 私どもとしては、当然ながら辺野古新基地はつくらせないという立場からさまざまな施策を展開しております。その一環として抗告訴訟について、本議会にもこれから追加で提案させていただきまして、国の埋立工事をとめるために訴訟を提起するということを考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから埋立訴訟を提起したって、裁判が行われたって、反対をし続けて、国はそれをつくりつつ作業を進めるわけですから、県の立場からすると客観的に見ると、反対をしながらかつらせるは工事は進めさせているというふうな認識に立つわけですよ……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○照屋 守之君 そのことは、以上で終わります。

次に、普天間飛行場の返還について。

翁長知事はこの普天間飛行場の返還の、私はなぜ政治力を発揮できないのかという疑問があるんですよ。私も翁長知事の政治力、期待しておりましたよ。那覇市長、あるいはまた自民党県連の議員として相当の政治力でこの問題を、我々が解決できない問題を解決してくれるということを期待しておりました。ところが残念ながらその普天間返還について、なかなか言及がないわけですよ。知事は、就任をされてから普天間飛行場を視察されておりますか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私は、普天間に行くときも必ず普天間飛行場を見ながら通っております。よく最近、宜野湾に行く用事もあるものですから、その意味からいうと必ず立ちどまってその様子を確認しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それは個人的にいつでも見られるんでしょうね。ただ私が申し上げたいのは、これだけの重要課題ですから、やっぱりマスコミも含めて、知事がそういうふうな普天間視察をして、この問題の取り組みをしっかりとやっているんだなということを、なぜやらないのかという、そこに疑問があって、今問題提起をしているわけであります。

3点目の、5年以内の運用停止を求めることについてですけれども、菅官房長官は、8月18日に翁長知事に5年以内の運用停止について、前提条件として、地元の協力がなければ難しいと、辺野古に移設されない限り困難だと、正式に知事に伝えているわけですよ。そういうふうな5年以内の運用停止は、辺野古が条件だというふうに言い切っているのに、なぜ今あえて県が、政府がそう言い切っているのに5年以内の運用停止を求めるのか、この御説明をお願いできませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

翁長知事。（発言する者あり）

静粛に。

○知事（翁長雄志君） お答えいたします。

前知事が埋立承認に至った大きな理由の中に、今おっしゃった総理と官房長官がお約束をして、そして前知事もこれが担保だという話をして埋立承認をしたんです。そして、その後のいろんな経過の中で、さあ普天間の運用停止5カ年間の起点はどこだというふうな話をしましたら、去年の2月なんですよ、去年の2月。私が当選をしたのは去年の11月16日ですので、

それから9カ月間、仲井眞体制があったわけです。その間、アメリカからの情報は聞いたこともないぞと、約束もしたことないぞと、そういうような話なものですから、私はあの埋立承認の総理と官房長官のお約束は、あれは空手形になっているのではないかというような気持ちはあの時点でも持ったんです。そして私が当選をして就任したらお会いもできませんでしたが、今おっしゃるように辺野古を認めるのが前提だというのは、1年たってからの話なんです。普天間の返還というのは、なかなか厳しいというのはよくわかりますし、そうすると起点が2月であれば、そこからの動きがありそうなものですが、総理、官房長官からもそういった話が全くない中で来ているものですから、私は、今、照屋議員がおっしゃるような意味合いでは話は通らないのではないかと。本当に普天間、市民の安全を考えているのであれば、そういったことは別にして、世界一危険と言っているわけですから、それはもう一日も早くさわっていくのが大切であって、それを私がやったらやらない、誰だったらやるなどということでは、去年の埋め立て、一昨年の埋め立てというのは、話は通らないのではないかなとこのように思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 非常にわかりにくいんですね。

あの……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○照屋 守之君 翁長知事は、その当時は恐らく仲井眞県政のそういう対応というのを批判していませんか。空手形だのどうのこうのと相当批判していましたよね、5年以内の。そういうのはなかったですか。今改めて、国が辺野古移設条件で5年以内の運用停止だという形で言い切っているわけですよ。言い切っているわけですよ。言い切っていて、なおかつ県が5年以内の運用停止を求めるということは、これは国に対して辺野古移設は認めますよという、そこが暗黙の了解のもとにやるから5年以内の運用停止が求められるわけでしょう。これ非常にわかりにくいですよ。であれば何で5年以内なんですか、何で3年以内でも1年以内でもすぐでもいいじゃないですか。わざわざそういう形で、あえて前知事がやった……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

質問中です。

静粛に願います。

○照屋 守之君 5年以内の運用停止を求めるそのものの自体が、私は、知事の姿勢としておかしいのではな

いかというふうに思っているわけですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。（発言する者あり）

静粛に。

○副知事（安慶田光男君） 今、5年以内の運用停止の件で集中協議期間中という話なんです、何度もこれまでの答弁でも申し上げておりますように、集中協議期間中におきましては、政府側は正直言って5年以内の運用停止は、辺野古が前提だということは一つも言っていません。そして、沖縄県の協力が必要だということはおっしゃいましたが、それ以後の言及については言うておりません。ただ、去る11月10日の会見で初めて防衛大臣が辺野古が条件だというのが表明されたのが政府でありまして、そのことが私たちがどういう経過でそうなったのかまだ国にも聞いておりません。私たちはこれから先ほども申し上げましたように、国との協議の中では、これを5年以内の運用停止を求めていきたいと考えておりますので、それまでのいきさつもお聞きしてみたいと。5回もやった協議の中で何度か知事も私もそれについて質問をしたんですが、はっきり国は——そのとき防衛大臣もずっと同席されたのは2回ありますが、その会議の席ではおっしゃっておりません。そういうことで、これまでのいきさつを今後聞いてみたいとそう考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いきさつを聞いたってどうしようが、国は5年以内の停止は辺野古移設が前提なんです。それをわかった上で、5年以内の運用停止を求めるということは、国が進める辺野古移設は認めますよというそういうことなんですね。そのことだけを指摘しておきます。

次に、埋立承認取り消しについてであります。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○照屋 守之君 12月3日の代表質問の答弁で、知事公室長は、埋立承認願書について瑕疵があるという判断をしたと説明しております。

この答弁はこれまでになかったことで、埋立承認願書に瑕疵があったという、これいつからこの表現が出てきて、どういうことですか。御説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 初めてというお話でしたけれども、私どもは取り消し通知書の中で、沖縄防衛局の埋立承認願書については、いろんな問題があるということを指摘しております。具体的には4条第1

項第1号の要件、4条第1項第2号の要件、それぞれについて要件を満たしていない。したがって、結果として承認に瑕疵があると判断しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 しかし、こんな第三者委員会の検証結果を受けて瑕疵があるという説明は聞いていますよ。埋立承認の願書に瑕疵があるということは、私この前本会議で初めて聞きましたよ。だからこんな大きな問題をころころころころ説明を変えて、埋立承認の願書に瑕疵があれば受け付けした時点でおかしくないですか。受け付けした時点でおかしいということになるわけでしょう。受け付けられぬでしょう。いかがですか。この反省はどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほども申し上げましたように、私どもとしてはこの埋立承認につきましては、要件を充足していないということで結果として承認に瑕疵があると判断したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 休憩願います、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 承認願書に瑕疵があるというのは、間違いでございますので、承認に瑕疵があるということでおわびして訂正したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 これですね、知事公室長が訂正してわびる問題じゃないでしょう。知事、副知事の問題じゃないですか。部下がやっているんですよ、こんなことを。誤解を与えるような発言をして、これ裁判にまでなって、国も巻き込んで大変な問題ですよ。ここで訂正しておわびしてというこんな問題じゃないでしょう。知事どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

答弁の整合性のあれで、執行部の申し出で30分間休憩いたします。

午前10時47分休憩

午後2時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君、議場に不在ですので、質疑は終了いたしました。

次に、議席番号11番具志堅 透君。

議席に不在ですので、質疑を終了いたしました。

次、花城大輔君。

議席に不在ですので、質疑を終了いたしました。

翁長政俊君。

議席に不在ですので、質疑を終了いたしました。

新垣哲司君。

議席に不在ですので、質疑を終了いたしました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

ちょっと動揺しております。心の準備が整っていませんけれども、気を取り直して、質問をいたします。

まず、子供の貧困問題について伺います。

全国的にも深刻な問題として注目されている子供の貧困問題ですが、沖縄県においてはより深刻度が厳しいと言われております。貧困問題は、個人や家庭の問題という考え方もありますが、将来のことを考えれば、社会全体の責任において対応していかなくってはなりません。

以下、質問します。

(1)、子どもの貧困対策推進計画の進捗状況はどうか。

(2)、母子生活支援施設（3カ所）の増設はどうか。

(3)、夜間保育園の増設及び夜間学童保育所の新設についてどうか。

(4)、生活困窮者自立支援制度との連携はどうか。

2、生活困窮者自立支援事業について。

(1)、県内11市、そして県の支援事業の実績はどうか。

(2)、県の委託のあり方を見直し、町村の社協に変更すべきではないか。

3、児童養護施設退所者への支援策について。

児童養護施設は、18歳になったら退所しなければいけません。就職や進学などの形で退所していきます。就職、進学の際には、いろいろな形でお金が必要になります。住居を構えたり、身の回りを整えたり、入学金や授業料などなど、まとまったお金がなければなりません。しかし、家庭にいろいろな問題があるため、家族を頼れない人が多い。どうしても公的な支援が必要となります。

そこで、以下質問をします。

(1)、直近3年間の退所者数は何人か。

(2)、退所者への支援メニューにはどのような項目があるか。

(3)、新たな支援のあり方を検討しているか。

(4)、給付型奨学金制度の創設、適用についてお願いします。

4、無戸籍者問題について。

(1)、9月議会での答弁で、県内無戸籍者の人数は14人ということでありましたが、ほかにいないかどうか、また戸籍の復活は可能かどうか。

(2)、潜在的には、14人以上の無戸籍者がいるのではないかと指摘もあり、実態調査を検討できないか。

5、県立北部病院の医療サービス提供体制について。

(1)、県立北部病院の課題は何か。

(2)、医師・看護師の確保について、悪循環に陥っていないか。

(3)、7対1看護体制の導入はどうか。

(4)、北部地域の定住環境への影響はどうか。

6、中城湾港振興について。

(1)、来年4月からのクルーズ船受け入れの推進体制をどうするか。

(2)、受け入れに当たって、旅客ターミナルなど港湾施設の整備をどう検討するか。

(3)、航路拡張整備の国との連携についてどうか。

(4)、C I Q、いわゆる税関や出入国管理、検疫などの対応はどうか。

(5)、中城湾港新港地区における総合窓口の設置について、どう検討するか。

(6)、津波・地震などへの防災対策、避難訓練等の取り組みについて、お願いします。

7、「海から豚がやってきた」記念碑建設の進捗状況はどうか。

8、県道の雑草対策について。

(1)、観光立県の視点から、総合事務局、市町村との連携で総合的に対策をとる必要があるのではないか。

(2)、財源不足を理由にこのまま放置してよいのか。

(3)、長年の課題として抜本対策を考えるべき時期ではないか。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 金城勉議員の御質問にお答えをいたします。

中城湾港振興についてに関する御質問の中の、クルーズ船受け入れの推進体制についてお答えをいたします。

中城湾港新港地区は、平成28年4月から10月末までに11回、4万トン級のクルーズ船が寄港する予定になっております。クルーズ船受け入れについては、地元自治体が主体となって、国、県、経済団体等で構成される中城湾港の振興を考える会を発足させ、クルーズ船誘致や交通、観光等の受け入れ体制の構築に取り組むことになっております。

沖縄県としましては、同会の取り組み状況を踏まえながら、歓迎イベント運営経費の一部負担等により、受け入れ推進体制の強化を支援していきたいと考えております。

次に、「海から豚がやってきた」記念碑建設の進捗状況についてお答えをいたします。

「海から豚がやってきた」の逸話は、沖縄の戦後復興に欠かせなかった世界中のウチナーンチュからの温かい支援を象徴する出来事で、沖縄県にとって大変意義深い史実であります。この逸話を後世に伝えていくため、沖縄県では実行委員会を立ち上げ、記念碑建立に向けて、沖縄・ハワイ姉妹提携30周年記念事業の一環としてさまざまな取り組みを行ってまいりました。その結果、多くの県民と関係団体からの御賛同と御協力をいただき、目標額を上回る募金が集まりました。

沖縄県としましては、今後とも設置場所であり、この逸話にゆかりのある、うるま市を初めとする関係機関と連携し、来年3月の建立に向けて着実に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、子供の貧困問題の御質問の中で、「子どもの貧困対策計画」の進捗状況についてお答えをいたします。

「子どもの貧困対策計画」については、同計画に盛り込む施策等の参考とするため、11月2日、外部有識者等で構成する「沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会」から提言を受けたところであります。このほか、子供の貧困対策を効果的に実施するため、本県における子供の貧困の実態把握を目的として、調査を実施しております。今後は、これらの取り組みの成果等も踏まえ、計画素案を取りまとめ、来年2月にパブリックコメントや市町村照会等を実施する予定であります。その後、県民からの意見等を踏まえ、計画案を作成し、知事、両副知事、関係部局長で構成する「子どもの貧困対策推進会議」における議論を経て、来年3月に計画を策定することとしております。

次に、母子生活支援施設の増設についてお答えをいたします。

現在、県内の母子生活支援施設は、那覇市、浦添市及び沖縄市が設置している3施設となっております。母子生活支援施設の新たな設置については、財政負担や設置場所の確保、地域ごとの母子家庭の状況等を踏まえ、関係市において総合的に判断するものと考えております。

県としましては、引き続き関係市に対する必要な情報提供や意見交換等を行ってまいります。

次に、夜間保育所の増設、夜間学童保育所の新設についてお答えをいたします。

平成27年4月1日現在、夜間保育所は3施設となっており、このほか、延長保育により夜8時以降も開所している保育所が3施設あります。各市町村においては、ニーズ調査や地域の実情等を踏まえて策定した「市町村子ども子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育施設の整備等に取り組んでいるところであります。県としましては、市町村計画の着実な実施を支援してまいります。放課後児童クラブについては、開所時間の延長に取り組むクラブに対して支援を行うなど、保護者の就労状況に応じた支援体制の整備を進めているところであります。

県としましては、引き続き地域ニーズを踏まえた子供の居場所確保に係る市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、生活困窮者自立支援制度との連携についてお答えをいたします。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、子供の学習支援等を行うための所要の措置を講ずるものであります。同制度については、子供の貧困対策における保護者への生活・就労支援、子供の学習支援等の面で有効な施策と考えております。今後とも、同制度を子供の貧困対策の重要施策と位置づけて取り組んでまいります。

次に、生活困窮者自立支援事業についての御質問の中で、生活困窮者自立支援事業の実績についてお答えをいたします。

平成27年10月現在の県及び市における生活困窮者自立支援事業の実績は、自立相談支援事業の相談件数が2674件、住居確保給付金の給付件数が196件、一時生活支援事業の利用件数が83件、家計相談支援事業の利用件数が13件、就労準備支援事業の利用件数が17件、学習支援事業の利用人数が457人となっており、ことし4月の相談窓口設置以降、増加傾向にあります。

次に、事業の委託のあり方についてお答えをいたします。

県における生活困窮者自立支援事業は、民間に委託して実施しており、拠点となる4カ所に相談窓口を設置し対応しているところであります。また、県においては、相談者が窓口まで来所しやすく、必要な方に支援が届けられるよう、市町村社会福祉協議会等と密接に連携を図りながら取り組んでいるところであります。

県におきましては、今後とも地域の潜在的な対象者や窓口まで来ることが困難な生活困窮者に配慮した相談体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童養護施設退所者への支援策の御質問の中で、直近3年間の退所者数についてお答えをいたします。

本県においては、高等学校等を卒業後、児童養護施設を退所した児童の人数は、平成24年度が19人、平成25年度が20人、平成26年度が23人となっております。

次に、退所者への支援についてお答えをいたします。

児童養護施設を退所する児童への支援措置としては、就職・大学進学等の支度費として、最大で

27万6190円が助成されるほか、資格取得に係る経費に対し5万6570円が支給されることになっております。また、施設退所児童の就職やアパート等の賃貸に際して、児童養護施設長等が身元保証人となる場合には、身元保証や連帯保証に係る保険料を補助する身元保証人確保対策事業を実施しております。このほか、一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会においては、平成26年度から免許取得費を児童1人当たり10万円を免除しているほか、沖縄大学においては、授業料の全額免除を行うなど、社会的養護を要する児童の自立に向けた支援が広がっております。

次に、退所者への新たな支援策についてお答えをいたします。

県においては、児童養護施設入所児童の就労及び自立支援に係る支援の充実を図るため、職業選択のための助言や職業指導、退所児童の自立に関するアフターケア等を専門に行う職業指導員を、平成27年度から3施設に配置しております。今後、同指導員を配置した効果を検証しながら、順次、他の施設への拡充を検討してまいります。

次に、給付型奨学金制度の創設についてお答えをいたします。

給付型奨学金制度については、県教育委員会において、能力がありながら経済的理由により、県外大学への進学が困難な学生を対象とする奨学金制度の創設に向けて、調整が行われているところであります。また、県内の児童養護施設を退所後、進学した児童を対象に、一般からの寄附金を募り、経済的支援を行う「にじのはしファンド」等、民間における取り組みも進められております。

県としましては、生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童の措置延長等の施策も含め、児童の自立支援につながる取り組みを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 無戸籍者問題についての御質問の中の、県内の無戸籍者についてお答えいたします。

那覇地方法務局によりますと、平成27年11月10日時点で把握している県内の無戸籍者の数は、6月の調査時点から1名ふえ15名とのことであります。那覇地方法務局では、市町村と連携し、県内の無戸籍者15名について、戸籍に記載されるための支援を行っているとのことであります。

次に、潜在的無戸籍者の把握についてお答えいたします。

戸籍事務につきましては、市町村長が管掌し、法務大臣が処理基準を定め、地方法務局長などが市町村長に対し助言・勧告・指示等を行っているものであります。那覇地方法務局によりますと、潜在的な無戸籍者を把握するため、市町村戸籍担当部署等と連携し、無戸籍者の情報の把握に努めているとのことであります。県においても、児童福祉、学校教育などの所管業務の過程において、無戸籍者に関する情報を把握したときは、那覇地方法務局へ連絡することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立北部病院の医療サービス提供体制についての御質問の中で、県立北部病院の課題についてお答えいたします。

県立北部病院においては、内科など一部の診療科における診療制限や医師、看護師等の安定的な確保、7対1看護体制の導入、周産期医療体制の整備などが課題となっております。

次に、県立北部病院の医師、看護師確保の現状についてお答えいたします。

県立北部病院の医師確保については、臨床研修による医師の養成、大学医局等への医師の派遣要請、人的ネットワークやホームページによる医師募集などの対策を講じているところであります。そのような中、去る10月には産婦人科の医師を4名体制とし、紹介状による分娩受け入れを再開しております。また、看護師の確保については、就労希望者の7対1看護体制、2交代制及び夜勤免除などの要望と病院の労働環境とのミスマッチが人材確保に影響していると考えられ、厳しい状況が続いております。

病院事業局としては、県立北部病院の医師や看護師の確保に向けて、引き続き全力で取り組むとともに、労働環境の見直しについては、経営への影響等を考慮して慎重に検討してまいります。

次に、7対1看護体制の導入についてお答えいたします。

7対1看護体制については、手厚い看護による良質な医療の提供や、看護師の労働環境の改善にもつながるものと認識しております。しかしながら、県立病院の重要な課題の一つである持続的な経営健全化という観点を踏まえると、導入には慎重な検討が必要であります。現在、北部病院においては、導入に向けて病床

機能の変更や病床数の見直し、経営への影響等を含め、再度検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、県立北部病院の医療サービス提供体制についての御質問の中で、北部地域の定住環境への影響についてお答えいたします。

北部住民を対象に、北部広域市町村圏事務組合が実施した北部地域の医療環境に関するアンケート調査によりますと、「不満、少し不満である」との回答が34.8%であり、「満足、まあまあ満足である」の20.3%を上回る結果となっております。また、北部地域の住民が医療を受ける場合、入院医療については20%以上が中南部の医療機関を受診している現状もあり、医療提供体制の確保は定住化を進める上で大きな課題であると考えております。

県としましては、引き続き県立北部病院の機能強化等、北部地域の医療提供体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 中城湾港振興についての御質問の中の、クルーズ船寄港に係る港湾施設整備等についてお答えします。6の(2)から6の(4)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

中城湾港新港地区では、地元自治体が主体となって中城湾港の振興を考える会を発足させて、クルーズ船誘致へ取り組むことになっております。旅客ターミナルや航路拡幅等の港湾施設整備及びC I Q等への対応については、今後のクルーズ船寄港の実績と見込みや中城湾港の振興を考える会の中での検討を踏まえ、関係機関と調整していきたいと考えております。

県としては、今後ともクルーズ船受け入れについて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、総合窓口の設置についてお答えします。

中城湾港新港地区の港湾施設整備や管理・運営・企業誘致の推進については、土木建築部、商工労働部、うるま市、沖縄市が連携して取り組んでいるところであります。中城湾港新港地区の総合窓口の設置については、中城湾新港地区協議会からの要請もあり、今後、うるま市、沖縄市を含む関係機関と検討会を設置して課題等を整理していきたいと考えております。

次に、防災対策、避難訓練等の取り組みについてお答えします。

県は、中城湾港新港地区の防災対策について、平成26年度に中城湾港（新港地区）防災計画を策定しております。防災計画では、地震・津波時の情報伝達や避難方法等について取りまとめており、沖縄市、うるま市の地域防災計画に反映するよう両市に提供したところです。

防災訓練については、津波防災の日に県と市町村が主催する沖縄県広域地震・津波避難訓練に合わせて実施しております。ことしは11月5日に新港地区に立地する企業36社、参加人員458名で避難訓練を行ったところですが、今後とも多くの企業への参加を呼びかけていきたいと考えております。

次に、県道の雑草対策についての御質問の中の、国、市町村との連携についてお答えします。

道路の適切な維持管理については、観光イメージの向上や交通安全の観点から、大変重要であると考えております。沖縄総合事務局と県では、平成22・23年度に道路防草対策検討会を設置し、防草対策のあり方について検討し、その検討結果を市町村にも提供するとともに、さまざまな雑草対策を実施してきたところです。しかしながら、十分な対策となっていないため、平成26年度から3年計画で、学識経験者を含む沿道景観の向上に係る技術研究開発検討委員会を設置し、雑草抑制効果のある植物を活用した防草技術等について調査検討しているところです。また、除草の実施については、雑草の成長が著しい時期やマラソン大会等のイベントに合わせて行うなど、各道路管理者と連携しているところであります。

次に、県道の雑草対策等についてお答えします。8の(2)と8の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県が管理する道路については、平成27年度は県単独費で約5億円を計上し、年2回から3回程度の除草を行うこととしております。また、道路ボランティア団体による植栽管理の拡充にも努めており、平成27年度は約300団体の協力を得て、道路の美化にも取り組んでおります。今後とも、大学等の研究機関の技術協力も得ながら、有効な雑草対策の確立に向け、調査検討するとともに、維持管理予算の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 どうも御答弁ありがとうございます。

まず子供の貧困問題については、この貧困対策推進計画について鋭意取り組んでいるということでありますから、ぜひ実のある計画を立てていただいて、今深刻なそういう状況にある子供たちへの対応方をお願い申し上げたいと思います。内容については、今年度で出てくるということですから、期待して待ちたいと思います。

それでその貧困問題と密接につながる、この夜間保育園、そして夜間学童の問題であります。夜間保育園については、今3カ所で那覇、沖縄、浦添それぞれで実施されておりますけれども、市町村が担当してそれは実施するとはいえ、市町村任せでいいのかどうか。そして、今現実問題として、その夜間の保育の需要というものをどのように認識されているか。そういうことについて、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） まず夜間保育のニーズといいますか、これにつきまして、市町村が子ども・子育て支援計画を策定するときの状況といいますか、それを一応確認しましたら、この夜間、夜8時以降、保育所の利用を希望するというのが62件、これは市部のほうで11市に対して確認したらそういう状況にあるというふうなことを聞いております。

ただ、これだけが需要かどうかというのは、やはり必ずしもそれ以外にも潜在的なニーズはあるというふうに考えておまして、このあたりはいろいろと地域の実情に応じて、市町村の取り組みを県としてはしっかりと支援をしまいたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 この3カ所ができて大分たつと思うんですけれども、その間においてもやはり時代状況というのは、どんどん変化してきて、特に女性の働く環境というものも多様化して、夜間働く、そしてその働くに当たっては、子供を預けなければいけないというそういう需要というのはふえていると思うんですね。ですから、そこはそういう市町村任せにしないで、しっかりその辺の連携協議の場をつくっていただいて、的確に需要を把握しながら、やはり具体的にそういう夜間の子供たちへの対応というものをどうするかということが必要ではないかと思うんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 市町村等の連絡会議はこれまでも定期的に行っておりますが、この

夜間保育所の設置も安心こども基金の活用、それから待機児童解消支援基金、市町村の負担分を軽減するためのそういう県の単独の事業もございます。

そういう形で市町村から要望があれば県としては対応可能でございますので、市町村に対してはそういう需要があれば対応していただくということでいろいろと意見交換をしまいたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ積極的な働きかけでもってその需要に応えていただきたいというふうに思います。

次に、生活困窮者自立支援についてお尋ねをいたしますけれども、今部長答えられたように、この10月末現在でトータル457件の各種支援事業がなされたという答弁でありましたけれども、この事業の狙い、目的について御説明いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） これはまさに子供の貧困対策の最も効果的な次世代への貧困の連鎖を絶つという意味での学習支援ということで、非常に有効な手段ということで県としてはそういう取り組みに力を入れて取り組んでいるという状況でございます。

○金城 勉君 狙い、事業の狙い。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） これは子供の学習支援事業、これは制度の中で言われている、まさにそのとおりですけれども、生活保護世帯あるいは生活困窮世帯の子供への学習支援を行って、貧困の連鎖を防止するというのがこの事業の目的でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 学習支援事業はその中の一つですよ。生活困窮者自立支援事業そのもの、これを聞いているんです。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 生活困窮者自立支援制度、これは生活困窮者というのがいろんな複合的な課題を抱えているという方が多いということで、その制度のはざまに陥らないように総合的な相談事業の実施のほか、住宅確保給付金、その他の任意事業等で包括的に支援を行っていくというものでございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ごめんなさい。私が聞いたのは、457という数字を出したので、そういうお答えをいただいたようですけれども。

必須事業として自立相談支援と住居確保給付金の事

業があって、そのほかにも任意事業があって、それぞれのトータルの数字が出されておりますけれども、やはりこの事業の狙いというのは、おっしゃるようなそういう困窮した世帯に対する、家庭に対する支援、これがひいては子供の貧困の支援事業にもつながるわけですから、それを速やかに実施していくということが必要かと思えます。

それでこうした事業で、例えば困窮の余りどうしても生活保護を申請しなきゃいけないというようなケースもあるかと思うんですけれども、相談事業の中で具体的にそこまでそういう手配をした実績などもありますか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） いろんな方が相談に、窓口にお見えになりますので、生活保護の対象となりますか、そういう対象になる方については当然に紹介しているというお話は聞いております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 数字はちょっとすぐには出ないかもしれませんが後日のために把握しておいていただきたいと思えます。

それでその生活保護、これは関連でお聞きするんですけれども、今沖縄の場合、生活保護を受けなきゃいけない環境にありながら、車を所有しているということでその対象にならない。また、車を手放したくないと、どうしても生活の中で車がなければならぬというようなケースも多々あるわけですね。ですからそういうところの緩和策というのはないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 生活保護制度において、例えばどうしても仕事といいますか事業の用に供する、どうしても必要な場合には認める、車の所有を認めるという場合もありますので、その辺は運用の中で必要性を各福祉事務所のほうで判断されているという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そういった柔軟な対応がやっぱり広く使われるようになればというふうに思います。

それともう一つ、委託のあり方についてですけれども、9月議会でもお願い申し上げたんですけれども、11市についてはそれぞれで事業を実施しているんですけれども、町村においては、県が委託事業で4カ所にその拠点を設けて実施しているんですね。

今の部長の答弁では、引き続きそういう窓口で丁寧に行っていきたいということですが、やはり現場の声を聞きますと身近に、近いところに相談の窓口

が欲しいと。前にも言ったように、要するに困窮世帯というのは、もうきょう食べる物がどうなのかというそういうせっぱ詰まった方々が多いですから、まして交通費を捻出してそういう離れた遠いところに行かざるを得ないということになるとちゅうちょもするし、また具体的にそういう金銭の工面も必要になってくる。ですから、そういう意味でも私が聞く範囲内でも町村としては独自にその事業を実施したいという声が寄せられているんですよ。ですから、そういう希望する町村については、町村にあるいはまた町村の社協に委託をするというようなことがぜひ必要だと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） この制度につきましては、やはりこの支援者をいかにこの支援機関につないでいくかということが重要と考えております。

県としてこれまで町村の各種窓口、そして地域住民の身近な相談窓口であります市町村社協といろいろ連絡会議等通して意見交換してまいりまして、その社協等におきましては、この一時相談の窓口としての機能、それから県の実施する自立相談支援事業につなぐ役割を担っていただきたいと、そういうことで連携を図ってきたというのが現状でございます。

やはり県として30カ所の町村の地域を所管しているということもございまして、当該、希望されるところも含めてですけれども、この委託というのはなかなか今のところ厳しいのかなと思っております。社協がもともと持っているこの地域住民の福祉の窓口という機能がございしますので、これを発揮してやはり自分らの中で提供する、サービスの中でなかなか支援ができないようなケースについてより専門的な県の事業につなぐということで専門的な自立支援を県の事業で担っていくと。その場合にやはりなかなか窓口に、相談する場所が遠いとかということもいろいろと課題として聞いておりますので、県のほうでは今巡回に少し力を入れて取り組んでいるところでございしますので、その方向で何とかより身近で相談できる体制を引き続きいろんな形でできないか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 部長、ここがちょっと私の認識と違うんですね。なぜそういう一番住民に身近な町村に委託できないのか。あえて県で引き取ってそういう4カ所の拠点、あるいはまたそれぞれの社協の窓口を通してつないでもらうとか、回りくどいですよ。やはり

困っている人が身近にいれば、身近で相談し、そして具体的な手を打つということが一番スピーディーで、そしてまたきめ細やかなそういう支援事業の趣旨にのっとった対策が打てるわけですよ。ですから、それを県がまとめて一括して委託してそこからまた各町村にサービス提供をするというのは、回りくどいし、住民サービスから非常にかけ離れてしまう。その事業の趣旨からもやっぱり離れてしまう。

ですから、どういう事情があるかわかりませんが、これはぜひ考え方を変えていただきたい。やはり一番困っているのは、その地域に住んで、そして地域の方々と密接につながるといえるのはやはり市町村です。ですから、今回町村です。そういうところがやはりきめ細やかにスピーディーに困窮している方々へ、ちゃんとかゆいところに手が届くぐらいのサービスを提供するというのがこの事業の狙いですから、それを県が囲い込んでやるというのはいかがなものかと思う。これはどうですか知事。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 御指摘のとおり、やはり身近なところで相談を受けるというのが非常に望ましい形ということは、私も十分理解できます。実は、支援員の専門性といいますか、かなりいろんな形でこの相談業務を経験してきた方を配置するというのが基本的な要件もございますので、このあたり市町村社協におろしたときに、どこまでそういう体制的にできるかというような課題もあらうかと思っておりますので、この辺は少し町村社協とも意見交換をしてみたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 部長、それは取り越し苦労ですよ。ちゃんとそういう町村社協の皆さんだってそれなりのキャリアを積んできているわけですから、この事業そんなに難しいことじゃないですよ。むしろ、いかにスピーディーにきめ細やかにそういう必要とする人たちに対応するかというのが大事なことです。特に専門的な何かキャリアが必要ということではありませんよ。

ですから、そこはぜひ町村の皆さんともしっかりもう一度話し合いをして、新年度からはそういう体制がとれるように、ぜひ検討していただきたい。これはまた引き続き関心を持って見詰めていきたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

次に、児童養護施設の退所者への支援策についてですけれども、部長答弁されたように、数々の支援策がなされております。ただ、例えば就職支度金であると

か身元保証人対策事業であるとかそういうふうな形で支援策がなされておりますけれども、使い勝手の面で、もう一つ柔軟性が欲しいなという声があるんですね。例えば就職支度費については、これはアルバイトや非正規の皆さん方にも適用されますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 児童養護施設の退所であればアルバイトも含めて含まれると、対象になるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 大丈夫……。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 済みません。訂正いたします。

アルバイトはやはり含まれてなくて、きちっとした就職ということのようでございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そうなんです。だから、これは就職支度費が設定されているんですけれども、対象になるのは本採用になった人にしか支度費は支給されないんですね。アルバイトとか非正規とかは対象外なんですよ。今の時代状況というのは御存じのように、いきなり退所して本採用というのは、なかなか実態としては少ないと思いますよ。むしろ数としては非正規やアルバイトのほうが多いんじゃないかというふうに私は推測するんですけれども、その辺の状況は把握されてますか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 全て把握しているわけじゃないんですが、やはり本県が非正規の割合が全国一高いという状況を考えますと、やっぱり児童養護施設の退所児童につきましても非正規が多いんだろうなということは推測はできるという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 それでその支度費については、そのアルバイトや非正規の就職についても適用するというようなそういう柔軟な対応は可能ですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） これは全国的な制度でございますので、このあたりはしっかりと我々も九州各県いろんな主管課長会議、部局長会議ございますので、そこを通して制度の見直し、柔軟な運用についての要望はしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 こはぜひ速やかにその緩和措置をとって、適用できるようにぜひ見直しをお願いしたいと思います。

それともう一つ、身元保証人の確保対策事業ですけれども、今、毎年のように20名前後の退所者がいるんです。この人たちの身元保証人がほぼ4名ぐらい毎年対象事業になっているんですけれども、これは実態としてはどういう形で保証がなされているんですか、保証人。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） この制度は、保証期間が原則3年で、保証人がその施設長あるいは児童相談所長ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そうなんですよ。だから、施設長が3年間の区切りをつけて保証人になっているんですけれども、問題が起こったときには施設長個人にかかってくるんですよ。ですから、そういうことの制度であってはやはりいろんな不備が出てくるんじゃないかと思うんですね。

そういうことでやはり行政として、ちゃんと組織として対応する必要があるんじゃないかと、そういう形をつくる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） このあたりは確かに御指摘のとおり課題かと思っておりますので、行政としてどういうことができるかは検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 まだもうちょっと残っていたんですが、10秒サービスします。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 質問を行います。

こういう状況で質問するのも非常に、なかなか大きな壁にぶつかったときには、沖縄県民の心は一つになって対政府に当たったり、対アメリカ政府に当たったりしたのが歴史的だと私は思っています。ですから非常に残念だなと思っております。

私の手元に歌が送られました。玉城さんは非常に歌が上手ですけれども、私もちょっと歌わせてくださいね。政府ヌ族タヤ 名護街ユ荒ラチ 負キティ詫ビ知ラン 牙ユ向キティ。わかりますか、これ。どうですか、玉城さん、だめですか。御万人ヌ協力 美ウ自然ユ守ティ 我シタ子孫ニ 夢ユ託サ。こういう歌を私のほうに託されましたので、歌ってみて皆さんの判断を受けたいと思います。

質問いたします。

もう一つ忘れました。今辺野古のゲート前ではいろんなことが行われております。島袋文子さんという86歳の方が毎朝5時半に起きて、6時にはゲート前で一生懸命頑張っている。そして、じじい、ばばあたちも一生懸命頑張って確実に若い人たちが一生懸命頑張っている姿に、非常に今感動をしております。そういう意味で、これからの辺野古の行く末、これは非常に関心を私も持っていますし、そして沖縄県民あるいは恐らく日本の国民の皆さんも、あるいは世界の多くの皆さんも、この辺野古の行く末に大きな関心を持っておられると思います。そういう意味で、民主主義とか民意とか、あるいは沖縄県民の心とか、そういうことがこの辺野古の移設問題といえますか、新基地問題といえますか、これに凝縮されているんじゃないかなと思いつつ、質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄県民の民意は、時の政府や権力機構によって踏みにじられ、無視され続けた歴史がある。民意を実現するには、どうすれば可能か。また、知事の沖縄の歴史認識について伺いたい。

(2)、辺野古のゲート前では、早朝6時から、工事車両をとめるため、必死に抗議行動を——もう520日超えましたかね——行っております。知事の見解を伺いたい。

2、基地問題について。

在日米軍基地について。

ア、基地名、所属部隊名、軍人・軍属の数について。

イ、主要な装備について。

ウ、基地の使用協定について。

エ、人口比に占める米軍人・軍属の比率について。

(2)、在沖米軍基地について。

ア、海兵隊、空軍、海軍、陸軍の軍人・軍属の数について。

イ、主要な装備について。

ウ、基地の使用協定について。

エ、人口比に占める米軍人・軍属の比率について。

(3)、基地負担軽減・抑止力について。

ア、1万9000人の海兵隊員と9000人の海兵隊の家族が配置されているか伺う。

イ、海兵隊員の6カ月間ローテーションについて。

ウ、イラク戦争時における在沖米軍の実態について。

エ、海兵隊員の年齢構成について。

オ、嘉手納空軍基地に飛来した外来機及び暫定配備した機種及び部隊名を伺う。

カ、ホワイト・ビーチに寄港した原子力潜水艦名と滞在日数及びその他の艦船名を伺います。

(4)、安倍首相が前知事と約束した5年以内の運用停止の実現に向けて、どのような対策があるか伺います。

(5)、基地返還について。

大田元知事は、基地アクションプログラムを作成し、基地返還に向けてのプロセスを示したが、県政においても、開発可能性がある基地等については、市町村等と連携して、基地返還に向けての積極的な施策を講じる必要があると考えるが、所見を伺います。

3、辺野古ゲート前における警備について。

(1)、東京警視庁の機動隊員が派遣され、高級リゾートホテルに宿泊しているが、その法的根拠と費用の負担について明らかにされたい。

(2)、警視庁機動隊員の所属隊、隊員の教育、訓練の内容等について、明らかにされたい。

(3)、県警と警視庁機動隊との現場における指揮、命令はどのように行っているのか、明らかにされたい。

(4)、随所で過剰警備、特に警視庁派遣の機動隊員の乱暴な言動が見られるが、公安委員会の意見を聞きたい。

(5)、最近の警備は、カメラマン等狙い撃ちして拘束し、おりの中——これ臨時収監所と言っていいでしょう——に閉じ込めているが、法的根拠を明らかにされたい。

4、教育・防災について。

多くの小中学校が海岸線に隣接して建設されているが、津波等に対する対策はどうなっているか伺いま

す。

(2)、国頭地区の学力テストの結果が県平均よりも低いようであるが、その原因と対策を伺う。

(3)、さくら寮の運営補助要請について伺います。

(4)、いじめ防止に有効な対策について伺います。

(5)、ラジオの電波が遮断されているトンネルの数と対策について伺います。

5、福祉・医療について。

(1)、有料老人ホーム等施設は、一月に10万から16万円の施設利用費がかかり、低所得者には大きな負担があります。市町村等と連携し、低所得者が利用できる老人ホーム等の建設が急務と考えますが、所見を伺います。

(2)、重粒子線治療施設について。

ア、これまでの調査、検討状況について。

課題と問題点について。

運営の主体と今後の方向性について。

エ、他の重粒子線治療施設との競合について説明されたい。

(3)、北部病院では、1対10看護のため、看護師の応募が少なく、定着率が悪いとのことである。早期に1対7看護体制が必要と考えるが、所見を伺います。

6、移民資料歴史館（仮称）の建設について。

当山久三氏が海外雄飛を目指し、1900年にハワイへ上陸、移民してからことしで115年。海外で活躍する県系人は40万人余と言われております。移民してから115年。歴史を学び、継承することは重要であります。しかし、残念なことに、115年の歴史を検証する施設はありません。ブラジル、ポリビア、ハワイ等は、移民資料館があります。県においても、第6回世界ウチナアンチュ大会を迎え、移民資料館建設に向けての方向性を示すべき時期だと考えますが、所見を伺います。

我が会派の代表質問との関連についてはありません。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 吉田勝廣議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、民意の実現と歴史認識についてお答えをいたします。

琉球から沖縄への歴史は、薩摩藩の侵攻、琉球処分、沖縄戦、サンフランシスコ講和条約による米軍統治等、苦難の連続でありました。最近でも、東京要請行動における建白書や辺野古新基地建設問題において

示してきた沖縄県民の民意は、政府によってないがしろにされてきました。私は、沖縄の課題解決を図るためには、日本政府への要請はもとより、マスメディアやNGO等に広く沖縄の現状をお伝えすることによって、国内外の世論の喚起を促すことが重要であると考えております。

あとは副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古ゲート前における抗議活動についてお答えします。

県は、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしております。ゲート前に集まった多くの方々の行動も、県と同様、辺野古に新基地はつくらせないという強い思いのあらわれであると理解しております。

次に、基地問題についての御質問の中で、沖縄を除く在日米軍施設名、主な装備等についてお答えします。2の(1)アから2の(1)エまでは関連しますので、一括してお答えします。

在沖を含む在日米軍人の数については、平成26年9月時点で約4万9500人となっており、これは、同時期の日本の推計人口約1億2709万人の約0.04%に相当します。

米軍の施設名等について、空軍が管理する施設としては、横田飛行場や三沢飛行場などがあります。横田飛行場には、在日米軍司令部や第5空軍司令部などがあり、主要な装備としてC130輸送機などが配備されています。三沢飛行場には、空軍第35戦闘航空団があり、主要な装備としてF16戦闘機などが配備されています。海軍が管理する施設としては、横須賀海軍施設や佐世保海軍施設などがあります。横須賀海軍施設には、在日米海軍司令部などがあり、主要な装備として空母、巡洋艦などが配備されています。佐世保海軍施設には、佐世保艦隊基地隊があり、主要な装備として揚陸艦などが配備されています。海兵隊が管理する施設としては、岩国飛行場などがあります。同飛行場には、海兵隊第12海兵航空群があり、主要な装備としてF A18戦闘機やK C130空中給油機などが配備されています。陸軍が管理する施設としては、キャンプ座間や車力通信所などがあります。キャンプ座間には在日米陸軍司令部があり、車力通信所には、主要な装備として、いわゆるXバンド・レーダーが配備されています。このほか、米軍が共同使用する自衛隊の

施設として、矢臼別演習場、富士演習場、小松飛行場、築城飛行場などがあります。

基地使用協定の締結については、全国の米軍基地所在都道府県に確認したところ、事例はないとのこと。なお、自治体と米軍が直接締結している協定としては、災害時の相互支援に関するもの等があります。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、在沖米各軍の軍人・軍属数や主な装備等についてお答えします。2の(2)アから2の(2)エまでは関連しますので、一括してお答えします。

在沖各軍の軍人・軍属数については、平成23年6月末時点、陸軍が軍人1547人、軍属326人、海軍が軍人2159人、軍属1139人、空軍が軍人6772人、軍属437人、海兵隊が軍人1万5365人、軍属92人となっており、その合計は2万7837人となっており、人口比に占める在沖米軍人・軍属の比率については、平成23年7月1日現在の沖縄県の推計人口139万9300人と比較すると、沖縄県の人口の約2%に相当します。

使用協定については、県内では、事例はありませんが、自治体と米軍が直接締結している協定としては、災害時の相互支援に関するもの等があります。

米軍の主要な装備については、嘉手納飛行場には、空軍のF15戦闘機やK C135空中給油機、海軍のP3C対潜哨戒機などが配備され、普天間飛行場には、海兵隊のCH53ヘリコプターやMV22オスプレイなどが配備されています。

次に、在沖海兵隊員の人数についての御質問にお答えします。

政府によりますと、平成24年12月時点の海兵隊の定員数は、約1万9000人とのこと。また、米軍によりますと、軍人等の人数については、平成23年6月末時点で、軍人1万5365人、軍属92人、家族8126人となっており、

次に、同じく海兵隊のローテーションについての御質問にお答えします。

平成23年に政府から示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」によりますと、海兵隊の部隊展開計画、いわゆるUDPは、約6カ月のサイクルで3段階の任務を行うものとしております。展開前期間では学校教育や実動訓練を行い、展開期間では前方展開や演習及び実任務、展開後期間では展開終了後の体制維持、次の展開準備を行い、米本土、沖縄、洋上をローテーション異動しております。

次に、同じくイラク戦争時における在沖米軍の実態についてお答えします。

県は、イラク戦争時、在沖米海兵隊外交政策部から、部隊展開プログラムの一部として沖縄に配置されている2つの歩兵部隊と飛行部隊がイラクに配備されていることの説明を受けております。派遣の状況については、平成16年2月に約3000人、8月には約2200人との説明を受けましたが、在沖海兵隊は、作戦保全及び運用上の理由から、明確な人数や期日を公表できないとし、これ以上の情報はありません。また、空軍については、約800人の要員がイラクを含む中東地域や世界中のさまざまな場所に派遣されているとの説明を平成15年3月に受けております。

次に、同じく海兵隊員の年齢構成についての御質問にお答えします。

在沖海兵隊の年齢構成については、現在、沖縄防衛局に照会中であり、現時点では承知しておりません。

次に、同じく嘉手納飛行場に飛来した外来機等についての御質問にお答えします。

沖縄防衛局が実施した嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によると、外来機と考えられる航空機として、F16やF18等の戦闘機、KC130等空中給油機、UC35等輸送機、E3等偵察機、AH1等回転翼機等が確認されております。また、米側から通知があった外来機としては、バージニア州ラングレー基地所属第1戦闘航空団及び州空軍第192戦闘航空団等のF22A戦闘機や、ウィスコンシン州第115戦闘航空団、オクラホマ州第125遠征戦闘中隊、バーモント州第158戦闘航空団の州空軍F16戦闘機が配備されております。

次に、同じく原子力潜水艦等のホワイト・ビーチ地区への寄港についての御質問にお答えします。

ホワイト・ビーチ地区には、ハンプトンを初めとするロサンゼルス級原子力潜水艦と、ハワイ、ノースカロライナのバージニア級原子力潜水艦が、過去3年間で計73回、補給・維持などを目的に寄港しております。滞在日数については、ルイヴィルが平成27年1月6日から3日間、ハンプトンが同年5月7日から3日間停泊したことがあり、それ以外の原子力潜水艦は、入港日の同日に出港しております。また、ホワイト・ビーチ地区に寄港するその他の艦船としては、佐世保基地所属の強襲揚陸艦ボノムリシャルなどがあるほか、共同使用により海上自衛隊の船舶も寄港しております。

次に、同じく5年以内運用停止の実現についての御質問にお答えします。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、5年以内運用停止等を実現するよう求めてきたところであります。

す。去る8月から9月にかけて行われた政府との集中協議においても、5年以内運用停止の取り組み状況について説明を求めたところでありますが、政府からは具体的な言及はありませんでした。

県としましては、5年以内運用停止を実現するためには、具体的な作業スケジュールをまずは政府において示す必要があると考えており、今後開催される政府との協議の中で、工程表の作成を求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく基地アクションプログラムについての御質問にお答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進める」こととしております。その実現のため、既に合意されたSACO及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があり、日米両政府に強く求めてきたところであります。

御質問の基地アクションプログラムを含め、具体的な基地の整理縮小に向けて、さまざまな施策を研究していきたいと考えております。

次に、移民資料歴史館の建設についてお答えします。

県としましては、100年余にわたる移民の歴史を後世に継承し、先人の労苦をたたえることは重要だと考えております。ことしJICA横浜にある海外移住資料館や兵庫県の神戸市立海外移住と文化の交流センターへ職員を視察に派遣し、意見交換を行ったところであります。その際、どの施設においても予算的に厳しい状況にあることが伺え、維持管理に課題があることが明らかになりました。

移民資料歴史館につきましては、今回の視察・調査結果を勘案し、実現可能性を含めどのような方策があるか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 辺野古ゲート前警備に関する御質問の中で、警視庁機動隊が派遣されている法的根拠と費用負担についてお答えいたします。

警視庁機動隊が派遣されている法的根拠につきましては、警察法第60条となります。また、派遣されている警視庁の警察官に係る費用につきましては、旅費等の派遣に伴い必要となる経費については国が、給与等身分に直接付随する経費については東京都が、それぞれ負担することになります。

次に、警視庁機動隊員の所属隊、隊員への教育、訓練内容等についてお答えいたします。

現在、キャンプ・シュワブ前で警備に当たっているのは、警視庁第9機動隊の警察官であります。隊員の教育・訓練の内容等については、警視庁において行われているものであり、お答えする立場にありませんが、平素から適切に行われているものと承知しております。なお、県警察においては、個人の生命、身体、財産の保護と公共の福祉の維持という警察の責務に照らし、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っている方と工事関係者の安全確保、国道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から法令にのっとって適切な措置を講じるよう指導を行っているところであります。

次に、現場における指揮、命令についてお答えいたします。

派遣されている警視庁の警察官は、派遣先である県警察の指揮のもとで警備に当たっているところであります。

次に、カメラマン等への対応についての法的根拠についてお答えいたします。

県警察としましては、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に対しては、それが適法・適正に行われている限り、関与するものではありませんが、連日、工事関係車両の入域時を中心に抗議行動参加者によるゲート前の道路を占拠して車両の通行を妨害する形での座り込み行為や寝転び行為、車道に飛び出での車両の前への立ち塞がり行為や車両の下への潜り込み行為といった危険かつ違法な抗議行動が行われております。

県警察としましては、これらの行動を行っている方に対し、再三の警告を行った上で違法状態を解消するため、警察法、警察官職務執行法、刑事訴訟法の関係規定全体の趣旨を踏まえ、安全に最大限配慮した上で、必要最小限度の範囲において安全な場所に移動するなどの措置を講じておりますが、その際、抗議行動参加の映像撮影者や報道機関のカメラマンが違法状態となっている場合には、同様の措置を講じているものであり、特定の者を狙い撃ちしているわけではありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 公安委員会委員長。

〔公安委員会委員長 與儀弘子さん登壇〕

○公安委員会委員長（與儀弘子さん） 吉田勝廣議員の御質問にお答えをいたします。

辺野古ゲート前警備に関する御質問の中で、警視庁

機動隊員の言動についてお答えをいたします。

キャンプ・シュワブ前では、連日、抗議行動参加者による道路上への座り込み行為や車道に飛び出での立ち塞がり行為などの危険かつ違法な抗議行動が行われているため、県警察では、そのような行為に対し、安全に最大限配慮した上で、法令に基づき適切な措置を講じているものと承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育・防災についての御質問の中で、小中学校における津波等の対策についてお答えいたします。

各学校では、平成25年に県教育委員会が策定した児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアルを活用し、学校独自のマニュアルに沿って、高台への避難行動や円滑な誘導を含めた訓練を実施しております。

県教育委員会としましては、教職員を対象とした学校防災リーダー育成研修会を開催するとともに、児童生徒等の危険回避能力を高めるため、今後とも発達段階に応じた防災教育を推進してまいります。

次に、国頭地区の小学校6年生の学力についてお答えいたします。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果において、国頭地区については、県全体の平均正答率との差はわずかであり、さらに、国語Bと算数Aについては全国平均を上回っていることから、全国水準に達しているものと捉えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校支援訪問や教科の授業改善研修会等を充実させることで、児童生徒一人一人が夢や目標に向かって着実に歩み続けることができる体制づくりに努めてまいります。

次に、さくら寮の運営補助要請についてお答えいたします。

さくら寮の運営につきましては、去る9月30日に名護市県立高等学校北部合同寄宿舍運営協議会会長等から、運営費補助金の増額や舎監の配置などの要請を受けております。現在、運営協議会と意見交換を行っているところであり、その財政状況や市町村の負担についての調整状況を踏まえ、さくら寮の適切な運営を図る観点から、必要な支援に努めてまいります。

次に、いじめ防止の有効な対策についてお答えいたします。

いじめ問題については、「いじめは絶対に許されない」との認識を持ち、学校や地域を含めて社会総がか

りで対峙することが重要です。そのためには、学校や家庭、地域及び関係機関との連携が必要で、地域人材として教職員OBの活用も有効だと考えます。

県教育委員会としましては、今後とも教職員の指導力の向上を図り、各学校で策定したいじめ防止基本方針が適切に運用されるよう支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 教育・防災についての御質問の中の、トンネルのラジオ電波受信等についてお答えします。

県内の道路トンネルは、国管理13カ所、西日本高速道路株式会社管理1カ所、県管理17カ所、市町村管理5カ所、合計で36カ所あります。現地調査の結果、そのうち23カ所のトンネルでラジオ電波が届かず受信できないことを確認しております。

トンネル内でラジオ電波を受信できるようにするためには、ラジオ再放送設備を設置する必要がありますが、その設置は、道路トンネル非常用施設設置基準に規定されており、トンネル延長や交通量で判断されます。ラジオ電波が受信できない23カ所のトンネルは、交通量が少ないこと等から基準に適合してないため、ラジオ再放送設備は設置しておりません。ラジオ電波が受信可能な13カ所のうち、8カ所はラジオ再放送設備を設置しており、残り5カ所はトンネル延長が短いため受信可能となっております。なお、ラジオ再放送設備の設置費用は、延長1424メートルの国道506号豊見城トンネルにおいて、約9600万円を要したと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、福祉・医療についての御質問の中で、低所得者が利用できる老人ホームについてお答えをいたします。

運営費の一部を補助することにより、無料または低額な料金で利用できる軽費老人ホームが県内に9施設設置され、平成27年3月時点で433人が入所しております。また、特別養護老人ホームや養護老人ホームにおいても、入所者等の所得に応じた利用料の設定となっており、低所得者については、費用負担の軽減が図られております。

県としましては、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、市町村と連携し、平成29年度末までに、特別養

護老人ホーム等1074床の増床整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 福祉・医療についての御質問の中の、重粒子線治療施設の課題等についてお答えいたします。5の(2)アから5の(2)ウまでは関連いたしますので、一括して答弁させていただきます。

重粒子線治療施設については、平成24年度の基礎調査で洗い出された課題等を踏まえ、平成25年度及び平成26年度の調査検討において、公設民営の事業スキームや国際医療拠点における施設の位置づけ等の整理を行ってきたところです。一方、これまでの調査検討において、集患のあり方を含めた安定的な運営の見通しや高額な治療費等が課題となっていることから、今年度も、引き続き有識者等で構成する検討委員会を設置し、慎重に調査検討を行っているところです。また、運営主体のあり方についても引き続き検討を行っているところです。今年度末をめどに検討結果を取りまとめ、施設導入の可否を含めた事業の方向性を示していきたいと考えております。

次に、ほかの重粒子線治療施設との競合についてお答えいたします。

現在、国内で稼働中の重粒子線治療施設は4施設、整備中の施設は3施設となっております。国内における重粒子線治療の実績は年々増加傾向にあり、今後も、高齢化の進展に伴いがん患者は増加すると予想されております。一方、離島県である本県においては、集患のあり方を含めた安定的な施設運営の見通しが課題となっております。これらを踏まえ、本県の施設において見込まれる患者数等について、詳細な検討を行っているところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉・医療についての御質問の中で、看護師確保対策としての県立北部病院への7対1看護体制導入についてお答えいたします。

7対1看護体制については、手厚い看護による良質な医療提供が期待できるとともに、看護師の労働環境の改善によって、看護師の確保にも寄与するものと考えております。しかしながら、県立病院の重要な課題の一つである持続的な経営健全化という観点を踏まえると、導入には慎重な検討が必要であります。現在、

北部病院においては、導入に向けて病床機能の変更や病床数の見直し、経営への影響等を含め、再度検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公室長、移民資料館ですが、これちょうど僕が町長時代、つくろうとして県と相談したんです。そうしたら、JICAに移民資料館をつくるので、県がつくったら我がほうがつくれないわけですね、極端に言うと。それで僕は島墾事業を活用して移民資料館をつくろうと、そういう計画で世界、いわゆる南米、ハワイ、ロサンゼルス等の県人会と相談して、その資料を金武町に譲ることはできますかという相談をしたら、沖縄県も移民資料館をつくるので沖縄県のほうにこれは提供したいということだったんです。これ歴史を調べればすぐわかることだから調べてください。もしそうでなかったら、私たちはもう今完成していますよ。僕はそこをずっと言い続けているわけです。県が絡んだんですよ、これ、JICAに。ちょうどこれは、いわゆる文化会館、県の美術館・博物館これと同時にJICAにビルをつくって、ここに移民資料館をつくろうと。それで、いろんな財政問題があって、それは頓挫しましたけれども。その財源もよく知っていますよ、僕は。そこをもう一度振り返ってみて、過去を振り返ってみて、よく検討してください。

それから、重粒子の関係なんですけど、僕も行きました。今度は鹿児島なんか今陽子とか、静岡県のがんセンターなんか陽子治療しているわけですね。そういう中で、本当に競合という、離島県である沖縄が生産性、僕は生産性抜きにしたらつくったほうがいいと思います。けれども、その生産性を抜きにしてじゃどうなんだろうかなということを、患者さんのことを考えればつくったほうがいい。だから、そこをその辺の内容とそれからちょっと公室長、先ほどの話。それをわかっていたら答弁できますか、過去の歴史を。

○議長（喜納昌春君） 吉田議員、一問一答でやっていきましょうね。

○吉田 勝廣君 ごめんなさい、失礼しました。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員御指摘のとおり、過去に現在のJICA沖縄の隣接地に建設する計画があったと存じております。平成5年度から平成8年度までいろんな調査をした結果、最終的には、計画の見直しに至ったということを承知しております。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まず、がんの患者数、沖縄県は死亡率、トップはがんなんですけれども、がんの患者数、これ全国的に見ましてもやっぱり増加傾向にあります。これは先ほど答弁したとおりで、平成19年度から23年度までの5年間で、全国で約21%、県内でも約19%ふえております。10年後、平成32年には、全国で沖縄でも約3割近くふえるだろうということが見込まれている。そういった傾向があるわけですが、一方で、沖縄県、先ほども答弁いたしました離島県であります。そういった中において、これまでことしの秋までには方向性出したいと言ったことを来年までと、来年度末までということで答弁しているわけですが、その一番大きな要因としまして、国の先進医療会議におきます診療報酬の改定の動きがございます。重粒子線のこの治療の保険収載に関する発表が来年1月中旬ごろ、4月には改定が行われるだろうということがございます。そういったときに、この我々が見込んでおりました全国から、他県から来ていただけるだろうと思われていたものの数をもう一度精査する必要があるだろうと。これまでの調査で100名から200名ぐらいというふうに見込んでいたわけですが、保険収載ができる、または保険収載適用先進医療AからBになるというような場合が出た場合、果たして沖縄県に来られるかというようなことがございます。先ほども答弁いたしましたように、より詳細な調査を行わないと開設した暁にこの見込まれた患者が来ないということでは、大変問題がございますので、我々そこを大変注意して調査を行っているところです。そのために、個別に各施設にアンケート調査などを行ったり、また本土のほうともいろいろと意見交換などを行ったりしているということです。この辺につきましましては、大変重要なポイントだというふうに理解しておりますので、丁寧に慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 慎重に本当に検討していただきたいと思います。

それから、公室長、移民資料館については、そういう経過があったということを踏まえて、やっぱりいろんなことをやったほうがいいと僕は思うんですよ。費用対効果もいろいろあると思いますけれども、そこは金武町もそういう意欲はいっぱい持っていますから、その辺の費用の負担も我々もしようということをやってきたわけですが、これまでずっと。その辺もよく調査をしていただきたいと思います。

教育長、このさくら寮の運営補助、これ一番最初

230万ぐらい補助をしていたんですけれども、現在92万ぐらいに落ち込んでいると。その今度運営はどうするかと、また新しく離島関係の宿舍が出てきました。それとの関連をどうするかとか、さまざまな問題が出ていますので、ここは僕らが北部市町村会長のときに、さくら寮をつくったものですから、思いがあるわけです。そのときの舎監をどうするかが大きな教育長との話で、舎監はやってもらった。今度は補助金をどうするかということがあって、基金も少なくなっていますから。これは各市町村も応分の負担をしますと思います。そういう応分の負担をしますと思いますので、その調整をぜひやっていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） さくら寮につきましては、議員がおっしゃるように、今運営協議会等とも意見交換をやっているところです。運営協議会の中では、県教育委員会が今離島支援センターを建設したことに鑑みまして、もっといろんな支援できないかという要請がございます。この辺も承知しておりますので、今後どういうことが可能か、予算面も可能かどうか、そういうのも含めて検討していきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ぜひさくら寮、新しくできたわけじゃなくて10年の経過がありますから、それを踏まえて考えていただければと思います。

それから県警ですけれども、東京警視庁、これを今第9と言っていましたね。前は第4だったと思います。これ交代したんですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 交代しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 大体人数とか、その交代の時期というのは誰が判断しますか、これ。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） これは先方と調整して決定しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは公安委員会が絡むんですか、絡まないんですか。それとも、本部長が調整することになるわけですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 派遣そのものは公安委員会が要請するというようになっております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、第4から第9にかわったというのは、ある意味では、公安委員会が2回目も要請したということになりますか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） これを何回目と呼ぶかということはございますけれども、要請については公安委員会が行うものでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 1回調整すれば、それはもうずっと永久に、永久というかその抗議行動が続く限り、これが継続されるということですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 要請の範囲が及んでおればそういうことになります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公安委員、要請の内容は、どういう要請をしていますか、東京都に。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（與儀弘子さん） 再質問にお答えをいたします。

公安委員会では、キャンプ・シュワブ前での警備を含め、県内のさまざまな警察事象に的確に対応するために、必要があると認め、決裁を行ったものでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 要請は一度行っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、一度行えばそれが継続的になるんですかということは、答弁しにくいですか。一度行えばそれでオーケー。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 部隊は入れかわっておりますけれども、要請は一度行っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いや、ちょっと、堂々めぐり……。

一度行えばずっとこれが、辺野古の警備がずっと続くまでそれが続くんですかと。それ東京都は、自分で予算出すわけですから、給料から。本当は自分の、ある意味では公安という、警官は東京都の職員なんだよね、基本的には。東京の治安を守って東京都民の安全を守るのが第一義的だから、それを沖縄の公安委員会がお願いしたから、辺野古のゲート前でいろんな警備について、これが永続的にされるんですかということを知っているんですよ、さっきから。1回やればそのまま継続されるんですかと。答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） そこは先方との調整に従って行うことになります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 回答が明白じゃないから、きょうはこれぐらいにしておきましょう。

ただ、やっぱり東京の職員だから、ここに来て、国が旅費は出すと、そして国が恐らく旅館費も出すでしょう、旅費ですから。そうすると、その警察の、東京の機動隊というのは、沖縄の歴史をわからない。そこに参加しているじじい、ばばあ、僕たち、そして若い人たち。その訴えをなかなかわかってもらえない。沖縄県警と全然違うんですよ、対応が。私はそのことを言っているわけ。だから、東京の機動隊には帰ってもらって、沖縄県警がやってくださいと。すると意思疎通もできますよと。そうすると、いろんな向こう、現場におけるさまざまな摩擦は解消されると、私はそう思っているんです。だから公安委員、公安委員長ですかね、そのことをぜひ現場でまた見たらいいですよ。私はそう思う。だから公安委員の皆さんも、ある程度現場を見ていただきたいなと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（與儀弘子さん） 再質問にお答えをいたします。

個々の警察官の言動についてまで、詳細を把握しているものではありませんので、御質問に直接お答えすることは困難でございますけれども、必要であれば現場視察を行って把握をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 本来私も優しいんですよ。恐らくみんな優しいと思うんですよ、警察官も。やっぱり現場はいろんな摩擦があって混乱する可能性がある。だから、その混乱を抑える。要するに混乱させないようにするのが警察官だし、また向こうのリーダーなんです。だから、そのことを重々判断していただいて、こ

れからの運用を考えていただきたいなと、これ要望しておきます。

休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公室長、今の海兵隊、本当に、1万9000名と言ったよね。よく言うでしょう、定員が。その定員に達したことあるの、基本的に、沖縄県で。

○知事公室長（町田 優君） 何と何ですか。

○吉田 勝廣君 海兵隊の定員。1万9000名と定員言ったでしょう、定員に達したことあるかということ。（「達した」と呼ぶ者あり） 達したこと。僕の発言が悪いか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

先ほどもお答えしたように、定員は1万9000人なんですけれども、直接に米軍に人数について確認しますと、例えば1万5000人であるとか、1万6000人であるとか、そういう数字になる場合が多いと承知しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 僕は20年分調べた。各防衛白書も全部調べた。その結果、在日海兵隊でさえ2万人になったことないのに、1万9000になったことないのよ。これは何なのかと。そこをもう一度調べてちょうだい。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

先ほども申し上げましたように、最近の人数で言いますと、1万5000、1万4000、1万2000、1万3000あるいは1万5000、そういう数字になっております。昭和の時代までさかのぼりますと、2万1000であるとか1万1000であるとか……

○吉田 勝廣君 そこまで言ってないよ。

○知事公室長（町田 優君） ……そういう数字もご

ざいます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ちょっと待ってください。

一番最初はこれです、防衛白書、一番。（資料を掲示）これに在日米軍1万8000と書かれている。これ我が国における主要な兵力概況、1万8000と書かれている。在日米軍よ。今度は、同じようにこの防衛白書。これアジア・太平洋地域における海兵隊の数で、これは全体で2万4000名、アジア・太平洋地域。その中で、日本には1万5870人。ミリタリーバランスの2014年10月30日と書かれている。これ読んだことありますか、公室長。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 防衛白書につきましては、一応毎年の物を目を通すようにはしていますけれども、その人数については記憶にはございません。

○吉田 勝廣君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○吉田 勝廣君 問題は、1万9000名が定員、そしてよく基地の負担軽減というでしょう、5000名はどこかに、あれはどこかにと。実際に住んでいるのは1万3000名ぐらいでしょうと、定時住んでいるのが。それはどういうことかと、そこを僕は問題にしているわけです、いつも。ワイ、公室長、なぜだと思えますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 政府の説明によりますと、1万9000は定員の数字であると、実員数につきましては、その時々において変化があるという説明を受けております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、僕が言っているのは、20年調べたら1万3000名だ、実際住んでいるのは。だからこれはうそっぱちだよと言っているわけ。1万9000って誰が決めたの、定員は。いつでも定員は2万3000人もあるし2万5000、3万にもできるよ、定員なんだから。しかし、アメリカの国防省も削減しているの。わかりますか、削減。海兵隊も空軍も陸軍も削減しているわけ、世界からは。今、20万人体制を17万人に見直していくわけ、海兵隊も。それを削減しているのに、定員は沖縄だけが1万9000名堅持しますと、そんなばかな話はないでしょう。どうです

か、公室長。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） おっしゃるとおり、定員と実員の差、これについては、私どもも常にということなのかということで、そういう観点から見ております。したがって、今回の在沖米軍海兵隊の兵力の削減で9000人減ると、それは定員について9000人減るということで理解しております、それでは実員数ではどうなるのか、その辺はしっかり政府に対して説明を求めていると考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから海兵隊の抑止力であるとか、それから海兵隊の数の問題とか、これだめだよと、海兵隊の抑止力なんていうのはこういうことで抑止力があるわけがないよということを我々証明したいわけだ。それで今、定員1万9000名のうち、5000名がどこ、9000名がどこに行きますよと、これもうそっぱちだよと証明したいわけだ。これを証明して初めて政府に物が言えると。海兵隊の抑止力ないですよと、そこ。

それで、もう一つ、ちょっともう時間がないからこうだけれども、例えばさっき沖縄に海兵隊が、軍人がどれだけいるかということをやちょっと調べました。ロシアが1万人のうち10人、軍人。そして中国16人、台湾126名、沖縄179名、そして北朝鮮482名、韓国135、アメリカでさえ48名。だからいかに沖縄が基地負担になっているのか、過重なのかと、これから見ても。そこをきちっと我々はアピールせんといかぬよと。それがあなたの仕事だと思う。たくさんあるんだけれども、もう言えないけれども、それに対して今後そういう調査検討して、あらゆるアメリカの情報を的確に把握して、世界とどう比較して、こういう沖縄の基地がいかに負担なのかと、それが抑止力につながってないよということを我々は明らかにせんといかぬでしょう、公室長と知事に最後のお話を聞きたい。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員のおっしゃるとおり、政府の発表については、私どももしっかり情報を収集しながら、その内容について精査していかなければいけないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今吉田議員の御説明を聞きまして、日ごろいろんな数字を見るにつけ、大変疑問に思っているのが大変整理をされてきているような感じもいたします。ですから、やはり海兵隊の抑止力の問

題も含めて、こういった数字をしっかりと把握する中で、政府にも、またワシントンDCなどに行くチャンスがある場合でも、しっかりと議論ができるような把握をしていきたいと思っております。

○吉田 勝廣君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間 光秀君 皆さん、こんにちは。

維新の会の儀間光秀です。

皆さんに一つ報告だけ申し上げて、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

本日午後、議会事務局に会派名の変更届けをさせていただきました。維新の党から維新の会へときょうをもって変更して、今後の議会活動を進めてまいりますので、よろしくお願いしながら一般質問をしたいと思っています。

1、総合交通体系計画についてでございます。

沖縄県総合交通体系基本計画の中の、策定の背景、計画の意義、計画の性格及び役割、計画の期間をまず読み上げて質問をしてみたいと思います。

「策定の背景」、「本県は、沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の下、昭和57年、平成4年、平成14年の3度にわたり、長期的な交通分野の将来像を示す総合交通体系基本計画を策定し、陸・海・空の各交通施設整備、交通ネットワークの拡充整備に取り組んできた。今般、沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月策定）の実現に向け、その総合計画として“沖縄21世紀ビジョン基本計画”が策定された。今回、見直しを行った沖縄県総合交通体系基本計画（以下「計画」という。）は、“沖縄21世紀ビジョン基本計画”を上位計画とし、そこで示された交通分野に関する基本政策の具体的な構想を示すことで、“沖縄21世紀ビジョン”の実現に寄与することを目的として策定したものである。」

「計画の意義」、「海洋島しょ県である沖縄にとって、日本本土及びアジア・太平洋地域等との交流、県内各地の文化や人々の交流、地域の均衡ある発展、離島の定住条件の整備という観点を考慮した場合、交通体系は県民生活及び経済を支える重要な生命線である。また、交通体系の整備は沖縄の自然的、地理的、歴史的、社会的特殊事情に起因する不利性を克服し、他方で時代潮流を踏まえた優位性を増大させることにつながり、同時にそれは沖縄21世紀ビジョンに掲げた将来像を実現するための前提となるものである。沖縄が抱える様々な課題を解決し、沖縄21世紀ビジョンに掲げた将来像を実現するためには、交通

体系に関する基本計画を定め、交通施策を総合的、体系的に展開していくことが重要であり、ここに県民とともに計画を策定する意義がある。」

「計画の性格及び役割」、「計画は、本県の交通政策に関する総合的な基本計画であって、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像及びそれを実現するために策定された“沖縄21世紀ビジョン基本計画”に示された基本方向及び基本施策などを踏まえ、本県における交通政策の「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたものである。また、計画は、沖縄県における交通政策の基本となるものであり、沖縄の総合交通体系のビジョンとして、今後各方面で交通施策を推進する際の指針となるものである。したがって、市町村が独自の交通基本計画等を策定する際の指針となるほか、県民をはじめ企業、団体、NPO等などの、各主体の自発的な活動の指針となるものでもあり、計画に包含された施策は、関係行政機関だけではなく県民及び民間なども含めた関係者全員が協働して取り組むことが重要である。」

「計画の期間」、「沖縄21世紀ビジョンが2030年（平成42年）を目途とする将来像を定めた構想であること、“沖縄21世紀ビジョン基本計画”が平成24年度からスタートすること、交通関連の施策の中には検討を始めてから実現するまでに10年以上の期間を要するものがあることなどを踏まえ、計画の期間は、平成24年度から平成43年度までの20年間とする。」とあります。

そこで質問いたします。

(1)、交通の現状と課題について伺う。

(2)、自動車保有車両数の推移について伺う。

(3)、主要道路（中南部）の交通量について伺う。

(4)、交通渋滞による経済損失について伺う。

(5)、主要道路（中南部）の今後の計画と完成時期について伺う。

2、観光入域客1000万人達成に向け交通渋滞対策として高速船導入について伺う。

(1)、平成9年から平成11年度まで運航していた超高速旅客船ジェットフォイル「マーリン」について伺う。

(2)、那覇空港拡張に伴い港湾整備を行い、那覇から宜野湾、北谷、恩納、名護、本部を結ぶ、高速船を導入した新たな公共交通システムの導入について伺う。

3、少年非行の現状について伺う。

平成25年以降の検挙・補導人員について伺います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 儀間光秀議員の御質問にお答えをいたします。

総合交通体系計画についてに関する御質問の中の、交通の現状と課題についてお答えをいたします。

国内で唯一鉄道のない沖縄県では、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により、極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。交通渋滞の緩和には、道路網の整備に加え、自家用車から公共交通利用への転換が重要であり、体系的な公共交通ネットワークの構築が課題となっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 総合交通体系計画についての御質問の中の、自動車保有車両数の推移についてお答えいたします。

県内の自動車保有車両数は、復帰直後の昭和47年度の約18万台から年々増加を続け、平成元年度には約58万台、平成26年度には約107万台と復帰から42年間で約6倍に増加しております。

次に、観光入域客1000万人達成に向け交通渋滞対策として高速船導入について伺うという趣旨の御質問の中の、超高速旅客船マーリンについてお答えいたします。

超高速旅客船マーリンは、第三セクターの沖縄マリジェット観光株式会社において、平成9年7月から、那覇一本部、伊江島間を、夏場は1日3往復、冬場は2往復の運航をしておりました。しかしながら、当初の需要見込みと実績において大きな開きがあったことから、平成12年2月14日の運航を最後に事業を廃止しております。

次に、高速船による新たな公共交通システムについてお答えいたします。

県は、交通渋滞対策として、短中期的には国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入に向け、関係市町村、バス事業者、交通管理者等と連携して取り組んでおります。また、中長期的には鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組むこととしております。

現時点では交通渋滞対策として、高速船の活用は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 総合交通体系計画についての御質問の中の、沖縄本島中南部の主要道路の交通量についてお答えします。

本島中南部における主要道路の交通量については、平成22年度の道路交通センサスによる調査結果から、国道58号については那覇市内で約7万5000台、浦添市内で約7万3000台、宜野湾市内で約6万7000台となっております。また、国道330号では那覇市内で約4万5000台、浦添市内で約9万6000台、宜野湾市内で約4万1000台となっております。

次に、交通渋滞による経済損失についてお答えします。

国土交通省の平成18年度公表資料によれば、全国の渋滞による損失は年間12兆円に上り、1人当たり年間30時間の時間損失となっております。これをもとに渋滞による沖縄県の経済損失を推計すると、損失額は年間約1800億円、損失時間は1人当たり年間約47時間となります。

次に、沖縄本島中南部における主要道路の計画と完成時期についてお答えします。

本島中南部においては、計画車線数4車線以上の主要道路、16路線の整備を行っているところであります。そのうち、国の整備する道路では、沖縄西海岸道路・豊見城道路が平成27年度、同糸満道路が平成28年度の開通を予定し、国道329号与那原バイパス・南風原バイパスが平成30年度に一部開通を予定しております。

県の整備する道路では、県道68号線が平成27年度に完成、宜野湾北中城線が平成30年度に部分供用、国道507号八重瀬道路及び豊見城中央線が平成33年度に完成を予定しております。また、南部東道路については、平成30年代前半の暫定供用を目指し、鋭意整備を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 少年非行の現状に関する御質問の中で、平成25年以降の検挙・補導人員についてお答えいたします。

平成25年中に県警察が検挙・補導した刑法犯少年は1315人で、平成26年中は1173人となっております。また、平成27年10月末現在の検挙・補導人員は780人で、前年同期に比べ132人、14.5%減少して

おり、平成25年以降年々減少している状況にあります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 答弁ありがとうございました。

上から順序よく行きたいと思います。

自動車の保有車両数、26年末で107万台、前年度と比べても右肩上がりで推移しております。年々車両台数がふえて、この中南部の交通渋滞は本当に目に余るものがあるような気がしてなりません。その中で交通量もお聞かせいただきました。私も手元にいただいた数でいきますと、この数でいくと平成11年と比較して減っているんですよ、この数字からいくと。それが何が原因かという、その22年当時何があったかというと高速の無料化があって、一般道路を走る台数が高速を使って中北部に行ったという数字が手元にあります。

部長、この高速の交通量の数字も教えていただけますか。平成11年と22年比較してどのぐらい差が出ているというんですか、その辺の数字をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 沖縄自動車道北中城インターチェンジから沖縄南インターチェンジ間ですが、平成11年度が2万8910台、ちょっと場所違いますが北中城インターチェンジから喜舎場サービスインターチェンジなんですけれども、これが7万2246台です。さらに、西原インターチェンジから北中城インターチェンジ間が平成11年度が3万1304台、これに対し平成22年度が7万8471台です。さらに、那覇インターチェンジから西原インターチェンジ間、平成11年度が1万6135台、これに対しまして、平成22年度が6万5751台という値となっております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 11年度を基本としたら22年度、3倍から5倍ぐらいになっているんですね。やっぱりその高速道路に行ったという車の台数が、一般道では減っているという数字が顕著にこれあらわれていると思います。

それを踏まえて次の(5)番に飛ぶんですけれども、過去の今まで行った県道主要道路の完成を見ている道路なんですけれども、それをもってもまだ交通量が減っていない。5年に1回交通量調査するということ

で、今恐らく27年度でやっている真っ最中とお聞きしています。今後の主要道路、今答弁があったように16幹線があって今はっきり明示、完成年度の数字が出ているのが6路線なんですね、これでよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 先ほど答弁させていただきように、近い将来で完成年度がはっきりしているのが先ほどの6路線ということでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 そのほかは未定という認識でよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 未定といいますか、例えば私ども先ほど平成27・28年度、ここ一、二年先の道路というのはある程度の目安はついてございます。ただ、今やっているほかの道路につきましても、これがずっと未定というわけではなくて、できれば平成30年度の前半あたりぐらいにはやっぱり開通、供用開始したいという気持ちはございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 その中の一つの路線、前回の一般質問でさせていただいたんですけれども、浦添港川線、前回、20年後半という当初の目的から、前回の質問で32年に延びたという答弁をいただきました。

部長、鉄塔が3つあるとお聞きしています。その交渉の進捗状況をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 電力鉄塔の移設時期でございますが、平成31年度中を目指して沖縄電力と今計画を進めているところでございます。31年度でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 それが完了して交渉が終わって移設して32年度の完成を目指すということです、ぜひこの32年を、そのときは何があるかという、那覇空港の第2滑走路の開港の年になると思います。やっぱり交通渋滞が先ほどもお話があったように、1800億ぐらいの損失があると。これ本当に県経済にとって、これ平成18年ですかね、ということです、恐らく今もっと大きな経済損失があると思います。やっぱり交通網の整備が沖縄県の経済に与える影響というのは大変なものがあると思いますので、しっかりこの年次計画に沿って達成していただきたいと思っています。

次に、(2)、那覇空港拡張に伴う新たな交通システムの導入についてなんですけれども、交通渋滞の緩和のための高速船導入は、部長考えていないというんですけれども、今この主要道路も含めて交通量がふえている、あるいは計画している道路がある。冒頭にも述べたように、21世紀ビジョンではそういう施策がある。この整合性を考えるときに、交通渋滞の対策というのが一番大きな課題になってくると思うんですけれども、交通政策の分野からいま一度答弁をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

先ほど知事から答弁もございましたように、沖縄県は鉄軌道もないという唯一の県でございまして、急激な自家用車の利用とバス利用者の減少ということで交通渋滞が日常化しているということです。これを解消するためには、やはり我々としては自家用車から、自動車から公共交通への転換が極めて重要だろうということで、平成24年度から導入されました一括交付金を活用しまして、バスレーンの延長などを見据えた低床バスの導入ですとか、バスロケーションシステムの導入、それからバス停のグレードアップ、そういったものを行い、またOKICAの導入などを行って、とし2月からバスレーンの延長を行ったところでございます。これによりまして、これまで右肩下がりでありましたバス利用者の数もまた少し上がってきております。こういったことをやることによって、これからますます高齢化社会になりますし、低炭素社会の実現のためにも、我々は公共交通、自家用車から公共交通へという施策を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 1000万人の観光入域客を目標とする、滞在日数は何日間くらいですか、前田部長になると思うんですけれども。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成26年度で3.84日でございました。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 それは平成26年度ですか。将来の目標の滞在日数ですね。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成33年度で5日間でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 観光客が今の交通体系の中で、

1000万人来るあるいは4泊5日をしてもらい、1000万人掛ける4泊となると4000万人、それを365日で割ると何と11万人が日々県内にいるという、滞在しているということになるんですよ。11万と申しますと約浦添の人口の方々が滞在する。その中で観光行ったりあるいは買い物行ったりする。沖縄に、青い海を見ながら空港におりてきて、車でレンタカーで出る、最初のその印象が本当に交通渋滞でよろしいんでしょうかね。と申しますのは、観光客はやっぱり限られた時間の中で旅行しに来ていますから、それもひとつ受け入れる体制を県がしっかりそういうイメージも含めてやらないといけないと思います。

それで今私が提案する高速船の導入、この高速船の導入もこの高速船でも観光インフラ、観光渋滞の緩和にも役立つんじゃないかなと思います。こういった観光客1000万人時代に向けて私の提言ということで、60名ぐらいの経済界の方があらゆる観点からあらゆる指摘をしています。その中にもやっぱり交通渋滞の緩和が一番のネックじゃないかなということを多くの方が提言して、また高速船の提言をする方もいます。そういった海上交通を活用するというのが今後の沖縄の観光産業の課題になるかと思います。そういった意味でこの高速船を宜野湾に着ける、北谷に着ける、恩納村、名護、本部に着けるということは、これは観光客のみならず沖縄県民のあるいは通勤、通学あるいは北部地域からの航空へのアクセス、そういった観点からも大きく県民にも寄与するような気がしてなりません。そういった文化観光スポーツ部のロードマップ、それにも海上交通という、検討するというのが提案されているんですけれども、部長、今のお話を聞いて、観光産業を背負う部署の部長としてどう思うか、まず部長の見解もお聞きしたいなと思います。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 昨年度策定しました沖縄観光推進ロードマップの策定過程においては、例えば受け入れ体制の整備において、国や県、市町村等々がインフラ整備含めてハード、ソフトいろんな整備をしなければならない。その交通ネットワークの整備において、庁内での検討を経て海上交通の検討が記載されたという経緯がございます。県においては、入域観光客数1000万人の達成に向けて、官民一体で誘客活動やそれから受け入れ体制の整備を推進しておりまして、増加が見込まれる観光客の移動、交通の利便性向上を図っていく必要があると思います。

そのため、将来的に交通ネットワーク、交通網が総合的、体系的に整備され、交通渋滞の緩和が図られる

ということは、観光振興の面からも重要であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 この総合交通体系基本計画の中に、「本島観光拠点への観光客のニーズに合ったアクセス交通網の構築」とございます。その中身をちょこっと読ませていただきます。「沖縄のゲートウェイである空港や港湾から本島の観光拠点までの行きやすさを向上させるため、各交通手段の特性を活かし、観光客のアクセス交通のニーズ（沖縄の“雰囲気、らしさ”を楽しむつつも安全、安心、迅速に観光拠点に移動）を踏まえたアクセス交通網の構築に資する取組を展開する。」とあるんですね。沖縄らしさって何ですか。

○議長（喜納昌春君） 沖縄らしさ……。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

沖縄らしさというのは、やはり沖縄の青い海、それから南国特有の花や木にあふれたそういったところを沖縄らしさというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 それから申しますと、やっぱり交通渋滞の対策というのは一刻も早いものだと思っております。

そこで、この項目最後になるんですけれども、鉄軌道を待っていただけないと思うんですね。皆さん、今鉄軌道を一生懸命尽力して開通に向けて頑張っている理解はできます。それよりかは先にこういう交通アクセス、公共交通システムの検討もするべきだと思うんですけれども、担当副知事である安慶田副知事がもう手を挙げていますので、副知事よろしく願います。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答え申し上げます。

今、交通体系のほうから事業計画を聞かれたり、あるいは将来の沖縄の観光産業のあり方から交通網の整備を聞かれたりしておられますが、正直申し上げまして、今企画部から答弁がありましたように、現時点においては交通網の整備について海上のほうは明記されておられません。しかしこれから、先ほどから言っておりますように観光客1000万を超して、そしてまた今まだはっきりはしませんが、北部にそれなりの娯楽施設が入る可能性があるとなれば、やはりそういう意味では、以前にも自民党の中川議員からもそういう質問がありましたので、それも踏まえて私たちは検討していきたいということでもあります。今後、交通体系あるいはまた今後の沖縄県の観光のあり方などを踏まえて、そういう体系のあり方、今後の交通網のあり方を

できる限り、今御指摘に基づいて関係部局と調整をして検討してまいりたいとそう考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 ぜひよろしくお願いいたします。

次の項目、少年非行の現状についてなんですけれども、知事と教育長、県警本部長のもとに、私が那覇保護観察所からいただいた資料が手元に届いておと思っています。ちょっと見解だけ伺いたいと思います。

少年非行が沖縄は九州管内でトップなんですよ、それも突出してですね。沖縄を担う子供たちの非行が余りにも突出しているのに不安を感じながら、今まで御尽力いただいた皆さんのさらなる御尽力を賜りたく、ちょっと資料が手元にあると思うんですけれども、1号観察、2号観察とありまして、それは保護観察ですね。沖縄の問題飲酒、1号観察が39名、また中学生の1号観察が38名、1号観察と申しますのは、家庭裁判所で保護観察に付された少年、2号観察と申しますのは、少年院を仮退院になった少年のことを指します。そういった意味で、那覇少年鑑別所の所長にお会いしたときに、沖縄もとにかく再犯率も多いということですので、関係各部署あるいは鑑別所、保護観察所あたりで協議会をつくったらどうかと思うんですけれども。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 沖縄のこの少年非行の厳しい現状というのは、確かに御指摘のとおりかと思えます。

県におきましては、非行少年を含めたこの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するということで、沖縄県子ども・若者支援地域協議会というのを設置しております。この協議会におきましては、知事部局、それから教育庁、警察本部の関係課、それから法務省の那覇少年鑑別所、それから那覇保護観察所も参加をしております。そういう意味でこの協議会を活用して関係機関、情報共有に努めながら青少年の健全育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 最後に一言、まだ今年度その協議会が行われていないようです。ぜひ四半期に1回ぐらいのペースでやっていただくよう要望いたしまして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明９日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。
午後５時３分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 上 原 章

平成27年12月9日

平成27年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成 27 年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成27年12月9日（水曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第6号

平成27年12月9日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第22号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第22号議案まで

甲第 1 号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 4 号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

乙第 6 号議案 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

乙第 7 号議案 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例

乙第 8 号議案 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第12号議案 財産の取得について

乙第13号議案 損害賠償額の決定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出 席 議 員 (47名)

議 長 喜 納 昌 春 君

1 番 比 嘉 京 子 さん

副議長 翁 長 政 俊 君

2 番 比 嘉 瑞 己 君

3 番	西 銘 純 恵 さん
4 番	玉 城 満 君
5 番	仲 村 未 央 さん
6 番	新 田 宜 明 君
7 番	儀 間 光 秀 君
8 番	上 原 章 君
9 番	花 城 大 輔 君
10 番	砂 川 利 勝 君
11 番	具志堅 透 君
12 番	大 城 一 馬 君
13 番	具志堅 徹 君
14 番	渡久地 修 君
15 番	山 内 末 子 さん
16 番	仲宗根 悟 君
17 番	照 屋 大 河 君
18 番	當 間 盛 夫 君
19 番	吉 田 勝 廣 君
20 番	又 吉 清 義 君
21 番	島 袋 大 君
22 番	中 川 京 貴 君
23 番	座喜味 一 幸 君
25 番	玉 城 ノブ子 さん

26 番	赤 嶺 昇 君
27 番	新 垣 清 涼 君
28 番	瑞慶覧 功 君
29 番	崎 山 嗣 幸 君
30 番	新 垣 安 弘 君
31 番	呉 屋 宏 君
32 番	前 島 明 男 君
33 番	照 屋 守 之 君
34 番	新 垣 良 俊 君
35 番	仲 田 弘 毅 君
36 番	嶺 井 光 君
38 番	嘉 陽 宗 儀 君
39 番	玉 城 義 和 君
40 番	奥 平 一 夫 君
41 番	新 里 米 吉 君
42 番	高 嶺 善 伸 君
43 番	狩 俣 信 子 さん
44 番	金 城 勉 君
45 番	糸 洲 朝 則 君
47 番	新 垣 哲 司 君
48 番	具 志 孝 助 君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君
副 知 事	安慶田 光 男 君
知事公室長	町 田 優 君
総 務 部 長	平 敷 昭 人 君
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君
環 境 部 長	當 間 秀 史 君
子 ども 生 活 福 祉 部 長	金 城 武 君
保健医療部長	仲 本 朝 久 君
農林水産部長	島 田 勉 君
商工労働部長	下 地 明 和 君
文 化 観 光 スポーツ部長	前 田 光 幸 君
土木建築部長	末 吉 幸 満 君
企 業 局 長	平 良 敏 昭 君

病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会 計 管 理 者	金 良 多恵子 さん
知事公室秘書	新 垣 秀 彦 君
広報交流統括監	
総 務 部 長	池 田 克 紀 君
財 政 統 括 監	
教育委員会委員	喜友名 朝 春 君
教 育 長	諸見里 明 君
公 安 委 員 会 長	與 儀 弘 子 さん
委 員 会 長	
警 察 本 部 長	加 藤 達 也 君
労 働 委 員 会 長	大 城 玲 子 さん
事 務 局 長	
人 事 委 員 会 長	親 川 達 男 君
事 務 局 長	
代表監査委員	知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君
次 長	知 念 正 治 君

議 事 課 長	平 田 善 則 君
---------	-----------

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案7件の提出がありました。

次に、11月20日から12月4日までに受理いたしました請願1件及び陳情6件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 おはようございます。

維新の会の當間盛夫でございます。

議長、ちょっと休憩をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 それでは、改めまして、質問に移らせていただきます。

今、政府においては、強い経済ということでGDP600兆円に向けてということで出しております。今、約500兆円ですよ、それを100兆円上げていくというそのことをうたっているんですが、その中身的には、賃金・物価上昇で約50兆円、実質GDPの増加分ということで、これが約60兆円ということであります。中身いろいろと議論ありますよ。子育てに向けるとか、TPPによる輸出の増加だとか、訪日外国人の消費の拡大とか、そういったもろもろあるんですが、我々地方からすると結局東京オリンピックに向けて、そのオリンピックの10兆円だとか、東京一極のそのものはやっているんです。しかし、今いろいろと我が県もその戦略特区でやる、いろんな形でやるんで

すけれども、でもその省庁をお願いに行くわけです、その戦略特区するのに。その省庁が了解を出さないと我々がその9カ所ですか、戦略特区に指定されているのにみずからやりたいものを、じゃ、すんなり認めてくれるかというやっぱりそうではない。中央省庁のやっぱりお墨つきがないとそれは進んでこないということもあるというのも現実なんです。でも、我々はこの600兆円にかけて国はいろんな予算をやってくるということになってくると、これはやっぱり先取りすべきだろうというふうにも考えます。

まず質問なんですけれども、県内総生産の推移と4次の沖縄振興計画の目標値がありましたが、その結果について、まずお伺いをいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まず、お断りさせていただきましても、1次振から4次振計におきます県内総生産の見込みが実質値でございますので、答弁の数値も実質値で統一させて答弁させていただきたいと思っております。

県内総生産は、実質値で昭和47年度に6057億円でありましたものが、第1次沖縄振興開発計画、最終年度の昭和56年度におきます1兆円程度の見込みに対しまして、実績は1兆9841億円、第2次沖縄振興開発計画、最終年度の平成3年度におきます2兆4000億円の見込みに対しまして、実績は3兆1337億円、第3次沖縄振興開発計画、最終年度の平成13年度における4兆9000億円の見込みに対して、実績は3兆5681億円、沖縄振興計画、最終年度の平成23年度における4兆5000億円の見込みに対しまして、実績は3兆9377億円となっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今ありましたように、1次振計、1兆円程度の見込みという、見込みといってもやっぱりこの分での目標値だとかいろんな立ててのもので、やっぱり目標値だと思うんですね。それをいかにクリアするかということで予算づけをしてきたはずでしょうから、それからしたら、1次振計、2次振計は、その達成をしていると、GDP県内のそのものはですね。しかし、3次振計になってくると4兆9000億の見込みが結果的に3兆7000億でしかない。4次振計、仲井眞さんのときにおいても4兆9000億、ちょっと見込みが高かったなということでハードルを下げるんですよ。4兆5000億にするんですけれど

も、でも実質は3兆9000億しかないという、その未達が出てくるんです。その未達の、部長、原因的なもの、この3次、4次の原因的なものはどういうものがあるというお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） いろいろあると思いますけれども、この3次振計の見込みというのは、やはりちょっと高目だったということで、今、議員からもございました4次振計はこれちょっと低目にしたわけですが、ちょうどこの時期にバブル経済の崩壊後ということで、長期にわたって日本経済が低迷期にあったとか、そういったものがあったかと思っています。

またちょっと我々も4次振計のお話しさせていただければ、4兆5000億と見込んだものが実績は先ほど答弁しましたように3兆9377億円、達成率が87.5%でございます。これをこの産業ごとに見ますと、産業分類、第1次産業が900億円の見込みでございます。それが606億円ということで達成率が67.3%、第2次産業が7200億円の見込みに対しまして、実績は5159億円と、これも達成率が71.7%と、第3次産業が3兆6900億円の見込みに対して、実績は3兆3539億円、90.9%ということでございました。こういったことから、各産業ごとに見込みが少なかったというのは、やはり先ほど答弁いたしましたように、バブル崩壊後の経済低迷というのもございますけれども、沖縄県はそういったものを踏まえて、しっかりとまた観光・リゾート産業に続く第3、第4のリーディング産業もやらないといけないと思っていますし、また、1次産業、2次産業についてもしっかりと力を入れなければならないなということで、今、気を引き締めて対応しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この見込みが達成し切れなかったという部分は、やっぱり沖縄の小さな経済をそのままにしている。本来もう稲嶺さんのときに4兆9000億でやったわけですから、バブルだとかいろんなものがあつたはずですよ。しかし、その予算の減少も出てくるわけですよ、国からの予算の減少とか。そういった面からしたら、やっぱり小さな経済をつくってしまったというのが、私は沖縄における県民所得、いまだに47位という県民所得の推移になっているということになるんですが、実質、現時点で沖縄の県民所得、部長、どうなっているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 1人当たりの県民所得ですけれども、210万3000円となっております。平成26年度の見込みですけれども、210万3000円でございます。平成25年度が207万8000円ということでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんのその21世紀ビジョンのものからしても、先ほどの県民所得も平成22年3兆7000億を皆さんの展望、見込みからすると平成33年5兆1000億まで持っていくと。県民所得も207万を平成33年には271万まで持っていきたいということで、皆さん展望でやっております。僕はこれ展望ではなくて、知事、目標値にすべきだと思っています。あくまでも展望で、いや達成できませんでしたということではなくて、やっぱり目標を持たないと、そのことの施策等々、重点的なものがどうあるべきかと、何を伸ばしていくかということとはできてこないと思うんです。そのことは、5兆1000億が沖縄の経済、その5兆1000億で県民所得を271万まで持っていく根拠がどうあるのかというのも、ひとつ微妙ではあるんですけれども、そういった面での小さな経済、GDPもなかなか達成し切れない。そしてその中での低所得を生んでいる現状ということを本当にまさに今、子供の貧困だとか、沖縄の貧困率だとか、いろんな形で言われるんですけれども、負のスパイラルという形があるんですけれども、その対策というのは、企画部長、どのような形で進めていくんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、平成33年度の県内総生産5兆1000億円見込んでおりますけれども、これ達成するためには、やはり沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業、そこをまずしっかり対応しなければならないと思っております。それから今急激に伸びております情報通信産業、それから全日空（ANA）の物流ハブを活用した臨空・臨港型産業などの第3、第4のリーディング産業をしっかりやるということ、それから、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、翁長県政になりましてアジア経済戦略構想をつくっております。成長著しいこのアジアのダイナミズムと連動した産業振興に力を取り入れると、それから農林水産業ですとか建設業、製造業などの地場産業、そういったものにもしっかり力を入れて自立型経済構築をつくっていくと、そういった中で

しっかり5兆1000億円程度の見込みを達成していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 要因的には、僕は、予算の削減、一時期2298億でしかなかったという内閣府の予算もあります。これもう年間にすると1200億のマイナスにもなっておりますので、これが沖縄県の小さな経済をつくってしまっている要因にもなるなというふうにも思いますし、沖縄県のその不用額、予算を執行し切れないという不用額が231億も出ているということは、私は今度の概算要求の部分でも前年度を下回ってしか出し切れないという部分が、これはもう間違いなくその不用額の多さというのは、その今度の予算額の要求にも影響しているということがありますので、このこともしっかりとやっていかないといけないというふうにも思っております。やっぱりそれをするためにも、今度国が600兆の戦略を打つわけですから、それを沖縄もまた参考にするとか、それを活用するような形でのものをもっていく、そのことが大事じゃないかなと思うんです。まさにこれインフラ整備をして、今空港もやっている、これから鉄軌道もやっていくということもあるんですけども、観光をいかに伸ばしていくか、そしてまた今2次産業、沖縄で特自貿やるんですけども、製造業がなかなか入らないというところもありますので、製造業をまたどうしていくのか、今戦略特区も沖縄やっていますよ。その戦略特区をまたどう生かしていくかということをやって、GDPのその沖縄の目標額を5兆の展望ということではなくて、やっぱりその分の今4兆ちょいですので、その4兆を8兆ぐらいまでにする戦略をやっぱり知事、私は持つべきだと思うんですが、その議論に対してはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

やはり今當間議員おっしゃいましたように先ほども答弁いたしましたけれども、観光客1000万人という目標がございますけれども、それをしっかりやることによってやはりこの観光産業を中心にまず沖縄県を伸ばしていかないと、またインフラ整備についてもしっかりMICEですとか、鉄軌道についても将来的に我々今作業に取りかかっているところですが、そういったものも行うことによって、インフラ関連で底上げを図ると。それからやはり高齢社会、少子化社会になるわけですから、子育て、介護、そういったものにもしっかり目を配って、そういったところの必要な予算についても、しっかり国から予算を獲得して対応す

ると。それからT P P等についてもいろいろ議論がありますけれども、足腰の強い農林水産業をやることによって、沖縄県の全体的な底上げを図っていくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 沖縄県の小さな経済、そして低所得、貧困と、貧困率の高さということをやっぱり解消するためには、今皆さんが見込んでいる5兆という話ではなくて、それをいかに6兆、7兆という、県内総生産を高めていくということが、この沖縄県の経済を大きくしていったって、その低所得から抜け出していくというものをつくっていくというふうにも思っております。これは振興の折り返し地点になるわけですから、そういった目標をしっかりと持って頑張っていってもらいたいと思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 それでは、次に2番目の子供の貧困対策についてであるんですが、12月1日にその会議が内閣府そして各市町村、意見交換が行われたということなので、どのような話し合いをされたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

去る12月1日に、子供の貧困対策に内閣府そして県・市町村が連携して取り組むために、認識の共有を目的として3者による意見交換を行いました。この意見交換における市町村からの主な既存事業のこの事例報告がなされておりますが、例えば、訪問支援の取り組みであるとか、学習支援事業、それから子ども食堂、保育等への独自支援等、そういう市町村として取り組んでいる報告がございました。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それじゃ、質問のほうで、県内のまず生活保護の状況を伺います。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

まず、平成27年9月現在で、生活保護世帯数は2万6564世帯で生活保護受給者数は3万5826人、保護率は24.59パーミルとなっております、全国で5

番目に高い保護率ということでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これ前年度と比べると、現時点での推移的なもの、比較はどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 平成26年度で申しますと、世帯数が2万5475世帯です。先ほど申しあげました2万6564世帯、ちょっと差が今あれですけども、それと人数が3万4840人で、先ほどの3万5826人ということで増加している。保護率も24.01、これが26年度で先ほどの24.59ですから、保護も増加傾向にあるという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この生活保護、増加傾向にあると。これだけ人手不足だとか沖縄のいろんなものが経済上向きだと言うんですけども、その保護率は増加しているということがあるので、これ部長、世帯類型別ありますよね、これちょっと教えていただけますか。パーセントでいいです。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 生活保護の世帯類型別で申しますと、高齢世帯が最も多くて全体の48.5%、そして次に障害世帯が18.9%、傷病者世帯が14.3%、その他世帯が13.1%、母子世帯で5.2%となっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 年齢のものからすると、一緒。60歳以上の高齢者になってくると、年齢別にすると54%なんです。もう半分以上、高齢者の皆さんということになるんですが、私、今度、子供の貧困という形になるんですけども、その生活保護の状態からすると、沖縄県は高齢者の貧困というのも並行してあるんです、現実が。その辺もどうしていくのかということなので、先ほど保護率で5位というのがあるんですけども、貧困率では沖縄はどういう状況にあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 都道府県の子供の貧困率が算出されてないということでございますが、本県の状況を申しますと、やはり県民所得が低いこと、それからひとり親家庭の出現率が全国の約2倍ということで、厳しい状況にあるというふうに考えておりまして、県においては、現在その子供の貧困に関する調査を実施しておりまして、この実態把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 貧困率よく新聞に出てくる分で、全国ベースで16.3%、6名に1人が貧困の現状にあるんだということで、ある資料のほうからすると、沖縄の貧困率、これ平成19年の貧困率で29.3%というような数字が出ていますと、もう間違いなく全国一高いというような数字が、沖縄は出ているんです。この中で、これは部長もお持ちだと思うんですけども、捕捉率が低いというのがあるんですけども、その捕捉率の低さというのは、どういう理由なんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

生活保護の捕捉率とは、生活保護を申請すれば受給が可能なもののうち、実際に保護を受給しているものの割合をいいます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これ資料からすると、沖縄の貧困率は29.3%、貧困率も高いけれども、今言うその捕捉率、その分でのもう受けられる皆さんという認識を持つんですけども、これは9.8%という数字が出るわけですよ。その分だけ貧困率はあるんだけど、そういう部分での恩恵ではないけれども、その部分での捕捉が全く足りていないという現状が沖縄にもあるということです。今度のその貧困対策のほうで、皆さん生活の支援、保護者への就労支援、経済的支援ということで今度対策をしていくということが、これ予算的なものはどういうふうな組み方をしていくんですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 現在、次年度に向けた予算編成作業もやっております。計画は今現在、どういう施策を重点的に位置づけるかということ、また今内部で議論をしているところでございまして、予算的なものは、これから最終的な詰めをしていくところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それじゃ、教育長、県予算における教育への支出状況を、まずお聞かせいただけますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

県教育委員会関係の平成27年度の県の当初予算ですけども、7464億9700万円で、そのうち県教育

委員会、この所管が1593億7473万5000円となっております。前年度の当初予算と比較しますと57億7805万9000円の増となっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ハード面いろんな学校等の改修で、そういう数字的なものが出てくるんですけれども、やはり日本全体の新聞のあれなんで、教育支出が最下位だと、GDPに比べると、世界各国の比較できる32カ国の中からすると最下位の日本の教育支出状況ということが、教育長として我が沖縄県はその教育支出ということは、多いんですか、少ないんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 総務省が出した都道府県歳出決算状況調べがあるんです。平成25年度の都道府県別歳出総額に占める教育費、これ大学費除くんですけれども、その割合は全国平均が20.9%、沖縄県が21.5%となっており、この点では全国平均を上回っているんですけれども、同じ調べの中で、児童生徒1人当たりの歳出額というのが全国平均が85万4000円、沖縄県は77万9000円で全国でも低いほうとなっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 教育長、次に、進学率云々は別答弁いただきましたので、高校の不登校で中退、不登校の率だとか数、中退の数とか率とか教えていただけますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 直近の3年間でよろしいでしょうか。

本県、これ公立高校ですけれども、中退者数が平成24年度が880人、平成25年度が869人、平成26年度が767人で、中退率にしますと、平成24年度が1.9%、平成25年度が1.9%、平成26年度が1.7%と改善傾向にはございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 沖縄の高校の中途退学者の数、私がいっている26年度は、県立高校で1013名ということで、私立含めると2.2%に26年度はなるんですが、これはどういう数字なんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 中途退学者数については、これまで文部科学省のこの児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査をもとにしてやっております。これまで全日制課程と定時制課程が対象となっております。當間議員が持っている数値というのは、通信制課程を含めたものだと思います。

す。通信制課程を含めると1013人となります。これも、前年度より170人の減ではございますけれども、全国的には一番悪いほうになっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 通信課程で高校のその分があるわけですから、沖縄県は全国ワーストワンなんです、その中退率もです。今度の皆さん、県外進学大学生奨学事業という、これどこまでどう進んでいますか、予算づけというのはできましたか。

○教育長（諸見里 明君） 休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 県教育委員会では、県外大学へ進学する際の経済的負担の軽減、それから難関大学等への進学、さらに大学等進学率の向上を目的として、議員がおっしゃる県外大学進学への支援事業の創出に向けて、今関係部局と調整を行っているところです。まだ調整中ではございますけれども、平成28年度に募集を開始するような形で鋭意取り組んでいるところです。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 給付型というのは、まだ全国どこにもないですよ。子供の貧困で、損失で2.9兆円、もう3兆円近くその分では子供の貧困がそのまま進んでいくと差が出てくるということですので、私は県外へ進学する子供たちではなくて、やっぱり大学を進学する子供たちにはぜひその給付型いろんなものを含めて奨学金ということは持つべきだと。でもこれは今度の給付型というのは一つのきっかけにもなってくると思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 それでは、3番目に県と市町村の公共工事の入札不調の状況と対策について、部長お聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 平成26年度の土木建築部が発注しました894件の工事のうち、入札不調が94件で全体の10.5%となっております。また、国が実施した入札不調に関する平成26年度の状況調査

では、県内27市町村からの報告があり、総数1349件の工事のうち、入札不調が80件で全体の5.9%となっております。土木建築部では、不調の原因として、技術者の数が少ないこと、県の予定価格と企業の積算価格との間に乖離があると分析しております。

このため、技術者不足対策として、複数の小規模工事をまとめて1件の工事として発注、主任技術者を兼任できる要件の緩和、現場代理人の常駐義務の緩和、余裕期間を設定した工事の発注、離島等において、市場単価と実勢価格の乖離が見られる工種については、見積もり等を参考に実情に沿った価格設定、不調・不落となりそうな案件については、一般競争入札で発注を行っております。また、次年度からは、実施設計単価について、より直近の単価設定となるよう、調査回数をふやすことを検討しているところです。また、市町村の不調対策については把握しておりませんが、県の取り組みについて提供していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今26年度の状況をお話しされたんですが、近々この27年度10月時点、11月時点で皆さんその状況、入札の不調・不落についての状況はお持ちですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 27年10月末現在ですけれども、436件の工事のうち不調は73件です。あと、不調ともう一つ不落というのがございまして、この不落が18件で合わせて91件、率にして今21%という状況になっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 26年度に比べて27年度、10月時点、11月時点でそれは前年度を上回っているという認識でいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 残念ながら若干上回っている状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さん今度、最低制限価格の見直しをどうするかということで審議会開かれていると思うんですが、その審議会は何回行われて、その審議会の内容はどのような形が話されているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 8月に1回やりまして、これまで2回開催しております。

開催の審議の状況なんですけど、まず我々が26年に

やったコスト調査の結果というのを報告させていただきました。その後に、建設業協会のほうから今の状況、非常に厳しいというそういうお話もいただきまして、今2回の審議が終わっているという状況でございまして、事務局のほうからは、このコスト調査の結果を踏まえて、全体的に建設企業の業者のほうに赤字の工事が多いとか、あるいは算定式の見直しについてどのようにしたらいいのかということは今議論しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この赤字含めて、今度国の、今度というか、改正品確法がありますよね。この改正品確法でうたわれている、その発注者の責務の明確化ということが、これどういう意味、どういうことをしなさいということ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 公共工事の入札及び契約の適正化を図るために必要な措置を講じるよう努めるというのが品確法の趣旨になってございます。

○當間 盛夫君 僕は、発注者の責務の明確化ということだったんだけど、もう一度部長、座ってでいいですから。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 済みません、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○土木建築部長（末吉幸満君） 品確法の中で基本理念の追加というのがございまして、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等、この基本理論を実現するため、発注の責務として予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更というのを明確にされております。また、事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正するというのが改正の趣旨になっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この発注者は、県だとして、これやっぱり中長期的に人材の育成確保するために、適正

な利潤を確保できるようにやりなさいと、その中で予定価格も適正に設定をしなさいということがあから、皆さん、今度の最低制限価格をどうするのかということの見直しが入ってきているというふうにも思うんです。

せんだって赤嶺議員の質問の中で、最低制限価格の上限額の撤廃を検討していると、そういう上限額の撤廃ということ、これ理由的に上限額を撤廃するというのは、どういう形になるの。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今、最低制限価格の金額というのは、公契連モデルと言っていますけれども、当然直接工事の、例えば何%、共通に対する何%、あるいは現場価格の何%とか一般管理の何%ということをやりますが、その算定式で出てくる数値というのがあります。もう一つは、それとその式を根拠にするんですが、今私どもが最低制限価格というのは70から90%以内ということになっていますので、この最低制限価格を算定式で出したときに、その90%に財務規則でもっている最低制限価格の率内で設定するものですから、九十何%と出ても、この90%で抑えられるということがございます。それで我々審議会で審議していただいているのは、この算定式に基づいた値をそのまま使ったらいいんじゃないかというようなことを議論しているところです。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕が聞いても今余り意味がわからない。各市町村は、県の横並びなんです。今、県が90%でやっているから各市町村もおおむね90%なんです。皆さん、今、部長が言っているものになってくると、いろんな算定のものがあるという形になるわけで、これ各市町村戸惑ってくるんじゃないですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 先ほど申し上げました算定式というのも各市町村それを根拠にしております。先ほどの算定式ですね、それは各市町村とも私も県と同じようなものを使っていると理解しております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これはじゃ上限撤廃、例えば、皆さんやるということに、今もう90という形があるんですけれども、これはもう全体的に上限撤廃してそういう部分で上がってくるという認識でいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） そのようになり

ます。例えば、先ほどの算定式で計算したのが、九十二。幾らと出てきたら、その九十二。幾らを根拠にして、最低制限価格を設定したらどうかというような提案といいますかそういうことも含めて、今、審議会で審議していただいているところです。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんが、各市町村の担当含めて、皆さんがこの分で曖昧にするということになってくると、担当者のその総合評価方式みたいな形でちょっと鉛筆なめなめちょっとそのことが明確化されないと、余計に不透明になってくるんじゃないかということになります。それからすると、先ほど言った今度の品確法の改正の分での適正な利潤を確保する。現在皆さんが出している4割はもう赤字なんです、公共工事の4割は。皆さんその最低制限価格云々という前に、やっぱりちゃんとその適正な価格を出していくということが一番大事であって、またもう一つ、その今、年度、例えば計画的なものがどうあるのかということも、皆さんこの改正法の計画的な発注やりなさいと、年度で平準化していきなさいということがあるんですけれども、これ今どういう状況になっているんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 発注年度の平準化というのは、私どもも土木事務所に号令はかけるんですけれども、ただ工事によってはどうしても用地が片づかないと発注できないということもございまして、いろんな条件重なって時期が重なるということも事実でございまして。そういうこともありまして、平準化やりたいんですけれどもなかなかそれに至ってないというのが実情でございまして、ただ我々も土木建築部職員一丸となってその平準化というのは取り組んでいこうと、いつも言っているところでございまして。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もっと審議会でこの最低制限価格は議論して、明確にすべきだと思います。95だったら95ということで、そうしなないとなかなか市町村が、その参考にできてこないという状況がある。平準化するという意味合いというのは、仕事が例えば12月とかに集中してしまうと、なかなかとろうにもとれないと、人がいないということが現実にあるわけですから、その平準化というのはしっかりとできるように、努力じゃなくもうこれはやっていくんだということを求めていると思います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 農業政策なんです、部長、県TPP農業対策本部設置についてということで、県が果たす役割、ちょっと教えていただけますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） お答えいたします。

当該対策本部は、本県農畜産業の将来展望の確立を目指す、生産・流通・販売・環境対策等の効果的な施策の検討に資するため、行政、それから関係機関・団体の相互間の連携強化を図ることを目的に、去る11月17日に、県のほかJA沖縄中央会、JAおきなわ等、合計14団体で構成したものでございます。

県がその対策本部に参加することにより、県それから関係団体によるTPPに関する情報のことはもちろんのこと、今後の沖縄農林水産業の振興に向けた円滑な情報共有、それから迅速な対応が可能になると考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これもう間違いなく合意されてきましたんで、肅々と進めてこられるのかなと、でも情報共有はしっかりとやって、その対策がおくれないようにお願いをしたいと思います。

次に、中央卸売市場における物流対策の強化、その活性化について、ちょっとお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 市場の活性化ということでございますが、まず卸市場の機能としては、御存じのとおり集荷機能、分荷機能、価格形成機能、決済機能、情報受発信機能とございます。当然その活性化のためには、こういった従来から持つ役割・機能の強化に加えて、それからまた現時点で考えられる新たな価値も付加しながら取扱量の増加を目指すことだと考えております。そういう意味で現状を顧みますと、その取扱量がどうなっているか、それからまた安心・安全な流通になっているかどうか、いろいろと問題も浮き彫りになってきております。こういった市場の機能が低下しますと、その分荷機能としての食品を安定的に県民へ提供するというそういった供給機能ができなくなるとか、それから安定した出荷先としての農家の所得も保障できないとか、そういったことも影響されます。そういう意味で市場を活性化しないといけないと考えておまして、現在県としては、当面ハード面の整備、それからソフト面の整備というように分け

て考えておりますけれども、ハード面としては、今年度中央卸売市場に冷蔵配送センター、それから冷蔵配送車の整備を図って、県内の青果物のコールドチェーン化を図っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もう30年たって老朽化もしております。中途半端なものをつくるんじゃなくて、市場に物が集まるような仕組みをぜひつくってもらいたいなというふうに思っています。

(3)番取り下げをいたします。

最後に、警察行政であります、那覇市松山地区の交番設置について、本部長、ちょっと見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） お答えいたします。

県警察におきましては、限られた陣容を効果的、効率的に運営して、良好な治安を確保し、安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に向け、各種施策を実施しているところであります。

交番等につきましては、既存交番等の位置、管内人口の変動、治安情勢等を踏まえて検討しているほか、交番の統合等による大型化、あるいは新設などについても随時検討し、適正配置に努めているところであります。

議員御指摘の那覇市松山地区には、平成19年末まで旧日本銀行那覇支店の敷地内に那覇警察署松山交番が設置されておりましたが、同銀行が那覇市おもろまちに移転したことに伴い、交番についてもおもろまちに移転した経緯があります。

松山地区は、県内最大の繁華街であることから、当時も交番の設置について検討しましたが、松山交差点を中心とした半径約900メートルの範囲内に泊高橋交番、県庁前交番、西武門交番、牧志交番が設置されており、いずれの交番からも早期に現場臨場できる環境下にあることなどを総合的に判断し、交番は設置いたしませんでした。しかしながら、交番廃止に伴って治安が悪化することがないように、松山交番が管轄していた地区を隣接する交番の所管区へ変更するとともに、泊高橋交番及び県庁前交番の配置人員を県内の交番で最大となる15名としたほか、県警本部の執行部隊である自動車警ら隊や機動捜査隊などと連携し、同地区の警戒を強化して対応しているところであります。松山地区における刑法犯認知件数は減少している現状から、現在までのところ治安が悪化した状況にはないと認識しておりますが、今後とも風営法の改正や増加傾向にある外国人観光客による同地区の治安への影響等

を適宜把握し、良好な治安を維持できるよう適正な態勢を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 本部長おっしゃっているとおり、今年風営法が改正される。沖縄は間違いなく観光客も増加している。一方では、国際テロというテロの心配というか、その部分もあるというものからすると、やはり日本の交番というのは物すごい大きな役割を果たしているというふうに思っておりますので、ぜひまた交番が必要などころには、県のほうともしっかりと予算組みをして交番設置も必要などころにはしっかりとやっていくということをぜひお願いをして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 早速、一般質問をさせていただきます。

通告のとおり、2015年11月15日日曜日のJ T A、那覇―久米島便の運航状況についてお伺いをします。

この日、1日の運航状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

11月15日におきます那覇―久米島路線の運航につきましては、J T Aが1往復、R A Cが6往復を予定しておりました。

しかしながら、R A Cの機材不良に伴いまして、久米島の3往復が欠航しております。そのため、J T Aが急遽臨時便を1往復運航し、対応したところでございますが、結果として最長で3時間以上待たされた方がいるということを聞いております。住民の重要な足である航空便におきまして、このような事態が起きましたこと我々も大変残念でございます。

今後の対応について、J T A、R A Cにしっかり申し入れをしたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、この日久米島では、どのような行事があったのかということをお説明いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

当時の行事につきまして、久米島町に確認いたしましたところ、観光イベント等は特段なかったとのことでございますけれども、当日、久米島町議会議員選挙が行われたというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そのとおりなんですね。

後ろから2便が欠航になりました。慌てて、それをフォローするために臨時便を飛ばした。ところがその臨時便が着くころにはもう8時の投票箱は締め切られている。このような状況で本当に離島が活性化できるのかなと思うんですけども、これについて、県はどのような思いで見られているんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

やはり今、議員からありましたように、議員選挙が行われておる大事な日に結果として、最終的にはJ T Aがやったとはいえ、最長で3時間以上待たされて投票締め切り時間に間に合わなかった方がいらっしゃった可能性がある。事実、我々が航空会社のほうにも確認しましたところ、那覇発のほうでJ T A利用者が68名いらっしゃったようですが、その中には地元の方で成年の方、投票に行けなかった方がいる可能性がある。カウンターでも投票のお話があったというようにも聞いております。

我々は大変、民主主義の根幹でありますので、そういったことが起こったこと自体をやはり航空会社に対してもしっかりと認識すべきではないかということも、実は話させていただいたところです。我々は、J T AそしてR A C、非常勤取締役を派遣している県として、今後そういったことがないようにしっかりと航空会社には申し入れを今後もやっていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、そのとおりなんですね。

実は、私はその3日後の18日に久米島にいました。開口一番、私が言われたのは、6名の皆さんから投票に行けなかったということを確認いたしました。

私は、これはおっしゃるとおり民主主義の根幹である選挙、これがこのような形でよもや臨時便を出すのであればもっと早く8時あるいは7時までに着くようなそんな対処ができて当たり前なんじゃないのかなと思っています。

予備の機は、そこにありますよね。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

実はR A Cのほうは今5機ございますけれども、1機は、まさしく予備でいつも置いていたところでございます。ただ、その当日、与那国マラソンがあったということで、その予備機も含めて全5機を使用して対応していたということで、R A Cによる対応がで

かったと。J T Aについてもほかの便が既にあるわけですから、機材繰りでは結果として投票時間8時に到着するような運航ができなかったというふうに聞いてございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は、久米島結構な数往復していて、とても感じているのが欠航がとにかく多い。遅延が多い。これ今部長にお伺いしたいのは、ことし1月から11月その那覇—久米島便、どれぐらいの欠航が出ているのかをお答えいただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

ことし1月から11月、久米島路線の欠航便が108便というふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 多分これは108というのは誤解を生みますから、そこは訂正したほうがいいと思います。108というのは、ここから飛んでいかないと向こうから飛んでこないわけだから、多分108割るの2だと思います、54便。

私が調べたものは、これは久米島に電話を入れてきちっと調べましたけれども、これ那覇発久米島便、つまり片方だけ、ここから行く便だけで57便欠航になっています。そのうちに機材整備だけで33便が欠航している。台風などの自然、天候によるもので24便が欠航している。ところが、この33便というのは、皆さんの認識の中で多いと思われるのか少ないと思われるのか、どうですかこれは。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 台風等によるものは天災でございますのでいたし方ないにしても、機材繰りというものは本来極力ゼロに近づけるべきものということが、我々本筋だと思っております。そういったことも含めて、R A Cに対して、J T Aに対してもそうなんですが、そういった機材繰りによる欠航というのは、極力少なくするようにというのは、取締役会等に出席した場合は、常々彼らからもイレギュラー運航という形で報告があるわけです。我々それに対してもしっかりその原因等についてお聞きをして、その修理体制・運航体制などは、大丈夫かというような質問も取締役会場で投げかけているところですけども、彼らは規定に基づいてしっかりとした体制をやっている。ただ、結果的にそういったアラームランプ等がついた場合には、どうしても運航することができないということで欠航になることがあるというような説明でした。

そういったことも含めて、我々は今後R A Cと耐用年数といいたし、いろいろあると思いますので、その辺のところも踏まえて新機材の購入等についてもまた支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 お聞きはしないですのでここから数を言いますから、その所感をお聞かせいただきたいと思います。

実は、私は久米島に電話を入れて遅延便、1月から11月までのこの11カ月で15分以上おくれた便がどれだけあるかということを知りました。そうしたらびっくりしたんですけども、229ですよ。これ30分しか飛ばないこの飛行機を15分以上、229回、これはどうなんでしょう。担当部長としてどうされますか、これ。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今の御質問……

○呉屋 宏君 ちょっとごめんなさい。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 我々、ことし27年ですが、1月から11月までのものも確認いたしました。そうしましたところ、全部で3950便のうち、3942便の運航ということで運航率は97.3ということは聞いてございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、島の方々にとっては、いろんな事象で離島、久米島から那覇、那覇からまた久米島に行き来するわけですから、その中で欠航をする、また遅延があるということについては、島の方々の生活にとって影響があるということで、極力それを少なくするよう申し入れを行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは本当に離島苦の問題は、足から出てくることだと思っているんですね。私はこの11カ月の間で57便が欠航、自然で飛ばないということもありますから33便が欠航した、機材整備でどうにもならない。あるいはまた229便が遅延だったと。随分行っていますけれども、久米島からターミナルに着くと同時にそこから乗り継ぎで行く観光客が結構いるんですよ。これは部長よくわかっていると思う。

その中で遅延をするということは、もう便が決まっ

ているわけですから、僕はこの3カ月、2週間前に予約を入れてもとれない状況なんです、今久米島は。これぐらいの状況なんです。ですから、遅延をすると観光客に迷惑がかかる。皆さんは、離島に観光客をもう少し送りたいと言っている。離島苦の解消、観光客の増加をさせようということで皆さんの中では、県の人口増加計画の36ページに「特色を生かした産業振興」に観光振興のことが書いてありますね。そういうことが全て連動していくんです。ですからこのことについては、もう一度真剣に考えていただいてRACの2便ともこれは機材が非常に古いです。今、新しいものにしようと思っているんでしょうけれども、これもっと早く急いで便のものもしっかりとしていただければなと思っていますけれども、知事、御決断をいただいて、どういう思いで今のやりとりを聞かれていたか、知事の所見を。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えいたします。

21世紀ビジョンでも離島の重要性、沖縄の発展のためには、ある意味で離島の活性化なくして沖縄の活性化はないんだという話もして、環境面・医療面、運輸いろいろございましたけれども、きょうその飛行機の件に関しまして、大変微に入り細に入り詳しく議論をしていただいて、やはり離島の厳しさをまたこの面からも大変強く感じました。ですから、機材の問題もあるでしょうし、それから観光客をどうやって離島に送るかということで、いろいろこちら工夫している中でこのようなことが起きているというようなことは、これはいろいろ議論をし詰めていけば、必ず改善するような内容になると思います。きょうお聞きをしましたので、担当部と一緒に、改めて航空会社含めいろいろ議論をする中から、改善に向けて全力を挙げていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それから、通告をしてありました沖縄県から離島への航空機補助についてお伺いをいたします。

これについては、先ほどの議論を通してどのような航空機対策、知事が今決断をされていますので、それも含めて部長、機材を早目にやるだとか、あるいは機材を買ってRACには渡しているわけですから、当然これはRACは責任を持ってこういう遅延だとか、あるいは欠航がないような形を一緒になって相談していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたように、RACとしても安全規定に基づいて定期的に整備を行っているわけですが、結果的にそういった欠航があるという要因の一つとして考えられますものが、耐用年数といいましょうかそういったところがあるかなと思っています。ちょっとこれも確認しましたところ、5機ございますが、機の年齢が平均14.4年、最高機で18.3年ということ、減価償却のものは8年ですが、大体およそこれの1.5から2ぐらいはもつとしてもやはりそろそろ限界かなということがございます。

そういったことから県は、27年度から29年度までで5機、今年度は2機を購入するということで、12月には機材が搬入されるだろうというふうに聞いてございます。この2機分のものについては、国と県との協調補助で総額70億7000万円ですが、今年度しっかりこれを機材購入してRACに対しても優先的に久米島とか与那国とかいろいろ声が多いところにやると、また残りの2機、それから最後の1機もしっかり機材調達を行ってもらって、離島住民の足として、県民の翼として対応できるように我々もしっかり申し入れしたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 同じく、人口増加計画の34ページには、皆さんが書いている中に離島過疎化の人口減少の背景は、定住条件となる生活基盤が整っていないということが挙げられているということです。生活基盤の根幹である足をしっかりとやっていかないとだめだと思います。

そして、2番、70歳以上の運転免許更新についてお伺いします。

70歳以上の運転免許更新と一般の免許更新の違いは何かを御説明いただきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 70歳以上の免許更新と一般の免許更新の違いに関する御質問にお答えいたします。

運転免許更新の際の講習につきましては、一般の方は道路交通法第101条の3、更新を受けようとする者の義務の規定による講習が義務づけられておりますが、70歳以上の方は、道路交通法第101条の4、70歳以上の者の特例の規定により高齢者講習の受講が義務づけられております。

一般の講習は、多数の者を一堂に集め、交通安全を中心とした座学のみであり、講習時間は運転経歴等により30分から2時間で、講習手数料は500円から

1350円となっております。一方、高齢者講習は、加齢による身体機能の低下と運転への影響を自覚していただき、安全運転の方法を個別・具体的に指導するため、1グループ3人で行い、講習内容も座学以外にシミュレーター等による運転適性診断や実車による指導が含まれており、講習時間は2時間30分から3時間で、講習手数料は運転適性診断や実車による指導を含めて5200円から5600円と一般の講習に比べ高くなっております。

講習手数料は、道路交通法第112条、免許等に関する手数料の規定により道路交通法施行令第43条で標準額が定められ、沖縄県警察関係手数料条例で制定しており、全国一律の金額となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は先月、個別でいろいろ訪問させていただいたときに、70歳以上の人たちが非常に不安を持っているんですね。ですから、これが幾らになるのか、それとも座学だけでこんなに高い金額をとるのかとか、そういうことがなかなか広まっていないんですね。ですから、これ以上のことは聞きませんけれども、ただこれは70歳以上になると同時にこのような案内を私はかけてもいいんじゃないのかなということさえ思うんですね。運転免許のそろそろ切りかえだというときに、そういうのをかけて、やっぱり知らしめたほうが私はもっといいのではないかなと思いますので、提起だけにさせていただきます。

3番、農林水産行政について。

前回も質問しましたが、農業大学の改築場所はもう決定いたしましたか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 現在、移転に関する法的規制の確認、それから財政負担、施設管理などについて庁内で検討しているところでございまして、残念ながらまだ決定しておりません。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、これ行政ペースなんですよ。

だから前も言ったように、決めるのを何も12月にやってくれとは言っていないと。可能性が少ないところは、低いところはもう足切りをして、次のプロジェクトに進ませてくれと言っているんですよ。6カ所ある中で6カ所全部置くというのはこれは本当に市町村は大変だと思いますよ。

もう一つ、恩納村なんかは、今皆さんの耳に入っているかもしれないけれども、今度また衛星を追うためのパラボラアンテナを沖縄にもう一つつくらなければ

いけない。適地が多分、宇宙開発事業団の横のあの土地だ。ところが農業大学もあそこなんですよ。だから次の、これはまた固定資産につながっていきますから、いろんなプロジェクトがそこの中にあるわけですから、手が挙げられなくて困っているんですよ。それを何とかしてくれと前も僕は言ったんですけども、いかがですか。もう足切りをしたらどうですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 事情はよく承知しておりますので、早期に決定したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ以上もう言いません、2回もやっていますから。

ただこの議場でやっている議論というのは、この議論の府は、しっかりと検討いただいて、どういうことなのかというのをわかっていただいて早期にでも進めていただきたいと思います。

4番、返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区について伺います。

跡地利用計画の進捗状況について、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

宜野湾市は、平成16年に同地区の跡地利用基本計画を策定していたわけですが、策定から10年近く経過したということで、25年4月に発表された統合計画を受けまして、見直す作業に着手しております。

その経過ですが、25年9月に地権者アンケートを行いまして、土地利用計画素案を作成し、また26年1月、2回目の地権者アンケートを行って土地利用計画素案を案2としています。それを地権者に周知したということです。26年4月には、国際医療拠点構想が示されましたことから、土地利用計画の修正案を作成して地権者に説明していると。その後、26年8月に3回目の地権者アンケートを行って有識者検討委員会の意見を踏まえ、跡地利用基本計画案を策定しているということでございます。ことし5月、4回目の地権者アンケートを行って、市附属機関の策定委員会の審議・答申を経て、ことし7月跡地利用計画を策定してございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は一般質問をやる前日はいつも徹夜をしながらやるんですけども、これ全部まとめた後に6時ごろ事務所から家に帰るときに、ニュースを見たら、ひっくり返りそうになりましたよ。普天間飛行場にディズニールランドの要請を行う。きょう朝見て、僕はこれ何なのかなと思ったんですね。まさにま

さにですよ、部長、僕はきょう皆さんのところとこれだけ西普天間のことだけでやろうと思ったんですよ。

なぜか。

僕は裏でどうもいろんなものがこれまで動いてきたというのを肌で感じているんです。これは地主会の頭越しにはやらない、地主の意向を聞いてやる。これまで2年間そうやってきたんです、皆さんは。特に宜野湾市も。ところが、いやこれは最初に琉大ありきでやってきたなということは感覚的にわかるんですよ。まさにきょうのニュースがそうじゃないですか。普天間飛行場にディズニールランドを持ってくる。地主会でこの議論を1回もやっていませんよ。ましてや、この中で何て言っているかという、いいですか。この新聞を見てディズニールゾートの誘致、それもオリエンタルランドをコリドー地域に誘致すると書いてあるんですよ。コリドー地域というのはまだ返還もされてない。協議にも入っていない。何でこんなことが一般に出てくるのか、新聞に出ていくのか不思議でしょうがないんですけれども、皆さんがやっているとは思いませんけれども、所見をちょっとお伺いしたいと思います。これも西普天間とつながっていくんじゃないかなと思っています。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ディズニールゾートの誘致につきましては、私もきょうの新聞報道で初めて知りました。市長が菅官房長官と会談した際、6項目の一つだというふうに承知しております。

ただ我々新聞で書かれている以上のことは承知してございませんし、このことについて市のほうと議論を行ったと、意見交換を行ったということもございません。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は、西普天間もこのようなやり方やったんじゃないかと思っていますよ、正直言って。これは中身は謝花さん一番よく知っているはずだ。

僕は何でこんなこと言うかという、あのアンケート調査もそうですよ。返還の合意がなされたのはいつですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 平成25年4月でございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 平成25年の4月に返還合意になった。それからその年の9月にアンケート調査に入るんですよ。その中に、医療特区だとか琉大病院だとかが入っているんですよ。4カ月、5カ月ですよ。これ

は最初に琉大ありきだったんだろうなというのを誰が見たってわかる。そこに重粒子も初めから入っている。これは何が地主の頭越しに跡地利用をやらないということなのか、私には理解ができないんだけど、僕の日本語の理解力がないのか。僕はこの状況を皆さんは時系列的に並べて、本当にそこの中におかしいところがないのかというのを皆さん本当に地主やそういうところで考えられているのか。

例えばあの普天間にアンケート調査をして、そこに病院が必要ですかと、琉大病院が必要ですかというアンケートになったら、それは地主は必要ですよと丸つけますよ、それは、ほとんどが。だから、あのアンケートはその迷惑施設じゃないものだけ全部入っているんですよ。そうすると、みんな必要だ必要だとなるから、それは当然入れたいものはあそこの中に入れば、それはそういうふうになっていくんです。

というのは僕は、あのときにこれもアンケートに入ってくれませんかということも要望もしたんです。ところが、アンケートに入れてくれない。決めて進んでいるものしか入れない。この件についてはもう一度部長の所見をお伺いします。別に、素直にお答えいただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほども少し答弁させていただきましたけれども、平成16年の跡地利用基本計画、これは「水・緑・眺望を生かしたいやされるまち」をテーマとした住宅地を中心とした基本計画だったというふうに承知しております。その後、その統合計画で27年3月末に返還ということを踏まえて地権者アンケートを実施してその中で、25年9月の地権者アンケートで新たに立地する都市機能として、回答者の約7割が医療機能が必要と回答したということで宜野湾市において議論が行われて、県と宜野湾市、そして琉球大学3者において国際医療拠点、琉大医学部の移設を中心とした国際医療拠点の形成という形で動き出したというふうに承知しております。

ですから、25年の9月の時点、その時点では私の記憶でもまだ琉球大学の移設とかそういう議論ではなかったというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は資料を探したんですけれども探し切れなくて、きょうこっちに持ってきてないんだけど、これ実は皆さんが出した中部地域の跡地利用のものなんですよ。これは6市町村が入っていますね。これは25年の1月ということになっていま

す。ただ、これは26年の3月の改訂版なんですね、これ。僕は、改訂しない前のもの——幾ら探しても見つからなかったんだけど——実はこの中にはたしかコリドー地域に国際医療拠点は入ってなかったですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 広域構想ですね。私、改訂版というのはちょっと済みません、実は私も承知してなくて。広域構想は嘉手納より南の6施設について、それぞれの関係する市町村の意向を踏まえて県全体で商業施設に偏らないような跡利用をしようということであつたものでございまして、そのときにコリドーが入っていたというのは私としても記憶にございません。ただ、キャンプ瑞慶覧という大くくりで、今のものは西普天間というキャンプ瑞慶覧の一部ですけども、キャンプ瑞慶覧の構想はあると思います。現時点においてもですね。その部分を今回西普天間ということで51ヘクタール区分されて形になったものですから、この部分について今の跡地利用計画になっているということだと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、謝花さん、これだけはわかっていただきたいんですけども、住民や地権者の皆さんと正式に積み上げた議論に対して、私は反対だとかということを言っているわけではないんですよ。いいですか。これ私が2年間で今までやってきた西普天間の資料だけです。（資料を掲示） 返還協議会も含めて国も入れての返還協議会の資料。これを時系列的に並べると、そうはならないんです、答えは。そうしたら、きょうの朝のことでしょう。これがきのうの記者会見の全部ですよ、やりとり。（資料を掲示） 9ページ。要請書も含めて、僕はきょう朝とりましたよ、これ東京から。全部文章起こしされている。この中でもじゃこの協議は何だったんですかと。これでやっと導き出したのが今のものじゃないんですか。そうじゃなくて今度普天間の返還は勝手に市長が官房長官に会って、ディズニーランド・ホテルをそんなこと言えばできるのかと。だったらこれは我々が2年間やってきたこの積み上げは何なんですか。本人は、僕は西普天間でこんなことがあったからまた同じことやっているんだと思いますよ。できるんだと思っているんだと思う。これが行政手続のあり方かな。私は保革だとかそういう問題じゃない。私は誤解をしているんじゃないかと。市長は、返還跡地は宜野湾市の中は全部自分のものだと思っているんじゃないかなと思っていますよ。そこまでの話なんだよ。だって自分で東

京に行って官房長官にその要請をするんだもの。これは保革を超えて、関係なく住民を裏切っているのと同じですよ。

このことはしっかりと県は思って、きょうのニュース見てくださいよ。5年以内のあの問題は県は抜いてやると言っているんでしょう。好き嫌いは別にして、国と県と市町村がセットになってやらなければ、それは国も県も好き嫌いがあつて1年間開催してないのかもしれないけれども、しかしこれはもっと大人になって145万人がここで暮らしているわけだから、700万人以上の観光客がここに来ているわけだから、そういう見識を持って行政運営をしていただけないかと思うんですけども、それどうですか、謝花さん。これ今のままで西普天間をやると、本当に選挙誘導ですよこれ、誰が見たって。これはあのコリドー地域を横断するような道路は今までなかった。それであのゾーニングをした。あれができるということはゾーニングをやり返さないとだめだよ。もう一回ゾーニングしないとイケない。あの道路が来るということは。あの道路がない前提で僕はゾーニングしてきたんだから。そうじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ゾーニングと今議員がおっしゃっているのはコリドーの部分の話だと思いますけれども、今般国から示された部分については、共同使用という形になっております。

ただ我々が求めておりましたのは、51ヘクタールだけではなかなか2つ問題があると思っております。まず58号へのアクセスが必要ですよということが1つです。それともう一つは、コリドーの南側部分をせめて返していただいて51ヘクタールと一体的な土地利用が必要だということで南側部分の返還を行ったということで宜野湾市と地権者と県は共同で国に対して要請をしてきたということで、これがまず前提でございます。キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の51ヘクタールについては、先ほど答弁させていただきましたように、地権者等のアンケートを踏まえてああいう形で来た。今後のコリドー南側部分のあれについては、その51ヘクタールができた計画とどのような形で整合をとるかというのがまさしくこれについては議論も、議員も先ほど少しおっしゃっていただきましたけれども、どういった形にするかというのは議論はまだ私としてもやった記憶がございませんので、これについてはこれからの作業だというふうに認識しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 時間がありませんから、言います。

謝花さん、間違っている。これはこのコリドー部分を通る。今議論されているのはこの道路だ。つまり返還地が入っていないんだよ。これを入れたら、この道路をここに持ってこようとしたら、これはできなかったんですよ。返還される予定がないからといって。だから、今度これがついたんだよ。そうしたらこのゾーニングはもう一回改めなければいけない。僕はそう思っているんですね。

もう一つ最後に聞きますけれども、謝花さん、あそこに沖電の鉄塔がある。あの鉄塔をどうするのか、もう中身はわかっているはずですよ。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

あの鉄塔が地区内に1基ございます。またその他の数基が同地区に隣接しているということでございまして、宜野湾市においては跡地利用計画では、鉄塔ですとか高圧送電線の下を緑地としてゾーニングをするというふうになっております。現時点においてこれらの鉄塔の取り扱いがまだ確定しておりません。これについては沖縄電力、防衛局、そして宜野湾市を含む関係機関において協議を行っているというふうに承知しております。

県としても、円滑な跡地利用の観点から関係機関と連携しながら、鉄塔の取り扱いについて引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、最後にお伺いします。

あの鉄塔は、この70年間我々が土地を所有しないで、我々に何もなくて、沖縄県と電力と防衛局とこれだけであの鉄塔をつくって送電線をつくったんです。ですから、我々の了解は何もないんですよ。返されたときにそこに鉄塔が存在して送電線が通っている。これではちゃんと原状に復して返すという形になりませんから、そここの鉄塔の問題はぜひ決意表明を知事に……。中身は余りわからないかもしれませんが、決意表明だけで結構です。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今呉屋宏議員の質問とうちの企画部長の答弁の中で、これはぜひとも早くしっかりと解決をしていかなきゃならないなという思いで聞いておりました。

○呉屋 宏君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、おはようございます。

時間が中途半端になりまして、スムーズに進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

まず初めに、安全保障と基地問題について伺います。

(1)、尖閣諸島問題の現状と今後についての認識を伺います。

(2)、復帰当時に比べて自衛隊に対する県民の信頼は格段に高まっていると思いますが、現在自衛隊に対する県民意識はどのような状況にあると思われるでしょうか。

(3)、政府の南西諸島防衛の全容が固まり、その内容が報道されましたが、本県としてはどのように評価するのか伺います。

(4)、前県政で始まった万国津梁フォーラムは、今後開催する予定はあるのでしょうか。また過去3回の費用対効果を伺います。

(5)、基地問題が混迷を深める中で、歴史の中の琉球処分をあえて琉球併合だとする流れができつつあるように感じられます。琉球併合と琉球処分について知事の所見を伺います。

次に、教育行政について伺います。

(1)、幼稚園の3年保育の推進への取り組みを伺います。

(2)、本県の学童保育の現状について伺います。

(3)、他府県で土曜授業への前向きな取り組みが見られますが、本県の対応を伺います。

(4)、公立高校の修学旅行に対する取り組みについて伺います。

(5)、スクールカウンセラーとスクールサポーターの活動状況と次年度の計画を伺います。

(6)、進学力グレードアップ推進事業の実施状況を伺います。

(7)、沖縄高専への通勤、通学に関する問題について。

これは、名護の市街地に住んでいる学生が朝の通学の際の交通渋滞で授業におくることがあるそうですが、教職員の中にもそういう方が見られるそうなんですが、学校側としての対応を伺います。

最後に、農業振興について伺います。

(1)、農作物の輸入、輸出、移入、移出の現状について伺います。

(2)、夏場と冬場の農作物の移入、移出の現状について伺います。

(3)、県内における植物工場の運営状況を伺いま

す。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新垣安弘議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、安全保障と基地問題についての、琉球併合と琉球処分についてお答えをいたします。

沖縄の歴史は、琉球処分、沖縄戦、戦後の米軍統治等、苦難の連続でありました。琉球は1879年、今から136年前に日本に併合されました。これは琉球が強く抵抗したため、日本政府は琉球処分という名目で軍隊を伴って行われたとの意見もあります。このことは、沖縄県にとって過重な基地負担等、今日に至るさまざまな問題の原点となっているものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、尖閣諸島問題についてお答えします。

尖閣諸島をめぐる問題については、日中両国政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。日中関係は、昨年11月及び本年4月に相次いで日中首脳会談が開催されるなど、改善の方向に向かっていると考えております。

中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、これまで築いた友好関係を生かし、沖縄ならではの中国との交流を推進することにより、日中関係の改善に貢献してまいりたいと考えております。

次に、同じく自衛隊に対する県民意識についての御質問にお答えします。

平成26年度において県が実施した地域安全保障に関する県民意識調査によると、自衛隊に対する印象について、「良い印象を持っている」、「どちらかといえば良い印象を持っている」を合わせると、71.4%となっております。多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

次に、同じく南西諸島防衛計画に対する評価についてお答えします。

自衛隊の配備については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部

の態勢を強化することとしております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮するべきであると考えております。

次に、同じく万国津梁フォーラムの開催予定と費用対効果についての御質問にお答えします。

県では、平成25年度及び平成26年度において、万国津梁フォーラムを3回開催し、これらの議論や提言を踏まえ、今後の政策の参考とするとともに、県民が沖縄を取り巻く諸課題について考える機会としてまいりました。過去3回のフォーラムにおいては、延べ843名の来場があったほか、報告書やホームページ上でその内容を広く発信しております。

今後のフォーラムの開催につきましては、日本の安全保障は日本国民全体で考えるべきものであることを踏まえ、より効果的な開催のあり方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問の中で、幼稚園3年保育の推進についてお答えいたします。

公立幼稚園の保育年限は、保護者のニーズや地域の実情を踏まえて、設置者である市町村が決定しております。平成27年度は、240園中2年保育が98園、3年保育が5園で実施されております。

県教育委員会としましては、従来から3年保育を推奨しており、平成27年策定の「黄金っ子応援プラン」においてもその必要性を提示し、市町村の理解を求めています。今後も研修会等を通して幼児教育の重要性を周知し、3年保育を促進してまいります。

次に、本県の土曜授業への対応についてお答えいたします。

土曜授業については、学校が実施を希望し、市町村教育委員会が必要と認める場合において、学校や地域の実態に応じて実施することが可能です。土曜授業を実施する場合、教育課程や教職員の勤務体制の見直し、家庭や地域の理解、地域における行事や各種大会との調整等が課題として想定されます。

県教育委員会としましては、今後とも国の動向や市町村教育委員会の意向を踏まえるとともに、学校が実施を希望した場合には支援してまいりたいと考えております。

次に、公立高校の修学旅行についてお答えいたしま

す。

県教育委員会としましては、修学旅行が学校内では得がたい学習を行う大切な機会と捉えており、実施率等の向上を図るため、平成26年度から県立高校6校を研究モデル校に指定しております。指定校を初めとした修学旅行実施の積極的な奨励により、実施校が平成25年度29校から、平成27年度36校へと増加しております。

次に、スクールカウンセラーの活動状況と次年度の計画についてお答えいたします。

スクールカウンセラーについては、児童生徒の不登校やいじめ等の問題行動及び教育相談の対応のため、今年度は96人を県内の小・中・高校へ配置しております。平成26年度の活動状況としては、相談件数が4万3146件、相談人数が延べ1万5341人となっております。

次年度につきましては、文部科学省と調整しながら、配置人数や配置時数等の拡充に努めてまいります。

次に、進学力グレードアップ推進事業の実施状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、大学等進学率の改善を図るため進学力グレードアップ推進事業を実施しております。今年度は、東大を初めとする関東・関西・九州地区の30大学1研究所42学部へ501名の生徒を派遣いたしました。また、昨年派遣された生徒たちにさらなる学習意欲と難関大学への進学意識の向上を図るため、県内外大学の教授等の担当講義を受講させる「ガクモンナビ オキナワ」や合同学習会を実施しているところです。今後とも、派遣生徒が高い学習意欲を継続できる効果的な学びの機会を提供し、さらなる進学力の向上につながる支援を行ってまいります。

次に、国立高専への通勤等についてお答えいたします。

国立沖縄工業高等専門学校は、国が設置した学校であることから、県教育委員会の所管ではございません。国立高専の職員の通勤、学生の通学に関する事項につきましては、国立高専において適切に対応されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 教育行政についての御質問の中で、放課後児童クラブの現状についてお答えをいたします。

平成27年5月1日現在の放課後児童クラブ数は

357クラブ、登録児童数は1万4452人となっております。前年度と比較し15クラブ、473人増加しております。

県においては、公的施設活用のための施設整備に対する支援や運営費支援、職員の処遇改善に対する支援を実施しているところであり、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの設置促進と質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 教育行政に関する御質問の中で、スクールサポーターの活動の現状と次年度の計画についてお答えいたします。

県警察では、深刻化する少年犯罪に対応するため、学校生徒の健全育成と非行防止を図ることを目的に、県警察スクールサポーター制度を導入しております。今年度は、スクールサポーター11名を21中学校に派遣し、非行グループの補導及び解体、非行少年等の居場所づくりや立ち直り支援等を行い、学校及び学校周辺の環境改善を図っております。同制度につきましては、学校からの評価も高く、警察と学校、家庭等との一層の連携充実が期待されることから、次年度のスクールサポーターのさらなる増員について関係部局と調整中であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 農業振興についての御質問の中で、農作物の輸入、輸出、移入、移出についてお答えいたします。

本県における農作物の輸入、移入について、平成26年度の県中央卸売市場における野菜の取扱実績で見ますと、1、国外からの輸入量は4759トンで、主な品目はタマネギ、2、県外からの移入量は2万6215トンで、主な品目はキャベツとなっております。また、輸出、移出につきましては、貿易統計等により見ますと、国外への野菜の輸出量は40トンで、主な品目はカンショ、県外への野菜の移出量は1万2815トンで、主な品目はカボチャとなっております。

次に、夏場と冬場の農作物の移入、移出についてお答えいたします。

農作物の移入について、平成26年度の中央卸売市場における野菜の移入量で見ますと、2万6215トンとなっております。そのうち、7月から9月までの

夏場における移入量は7608トンで、年間移入量の約29%、1月から3月までの冬場における移入量は4490トンで、年間移入量の約17%を占めております。また、県外への移出量は1万2815トンで、そのうち、夏場の移出量は742トンで、年間移出量の約6%、冬場の移出量は5986トンで、年間移出量の約47%となっております。

次に、植物工場の運営状況についてお答えいたします。

県内における植物工場は、平成26年度末現在、閉鎖環境で太陽光を使わずに環境を制御する完全人工光型が11カ所、温室等の半閉鎖環境で太陽光等を利用する太陽光利用型が3カ所の合計14カ所であります。運営する事業者の内訳は、株式会社等9カ所、NPO関連3カ所、農業生産法人1カ所、社会福祉法人1カ所で、主にレタス類、ホウレンソウ等の葉野菜類を生産し、県内スーパー、飲食店等への直販のほか、自社商品の食材として活用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、新垣安弘君の再質問は休憩後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後2時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣安弘君の再質問を行います。

新垣安弘君。

○新垣 安弘君 よろしく願いいたします。

再質問に入る前に、一言沖縄問題に関して書いてあった物を読んでから再質問したいと思います。

中国においても1970年代以降、東シナ海のガス田開発に絡み、尖閣諸島の領有権ひいては琉球処分そのものの有効性を改めて問い直す意見が中国人民解放軍などから提示されている。2012年11月14日に中国、韓国、ロシアによる東アジアにおける安全保障と協力会議での席上、中国外交部直属の中国国際問題研究所の郭副所長は、日本の領土は北海道、本州、四国、九州四島に限られており、北方領土、竹島、尖閣諸島に加えて沖縄も放棄すべきだと公式に演説した。中国共産党機関紙の人民日報は2013年5月8日付の紙面で、歴史的な懸案で未解決の琉球問題を再び議論できるときが来た。尖閣諸島が台湾に附属する島だ。清は日清戦争後の下関条約で台湾や尖閣諸島、澎湖諸島、沖縄を日本に奪われた。日本はポツダム宣言を受諾した以

上、中国へ台湾や尖閣諸島を返還するのみならず、沖縄の帰属についても議論すべきだと主張する論文を掲載した。こういう紹介記事が載っております。

それを踏まえて再質問したいと思うんですが、まず、公室長、尖閣諸島問題なんですが、ここは毎回質問するたびに改善の方向に向かっているという、日中関係がですね。そういうお話がありますし、外交努力をしっかりとってもらいたいというお話があります。これは、別に問題ではないんですが、ただ一つ言えるのは、国民や他府県の人たちは、それはそれでいいとしても、尖閣を預かる沖縄県の中の防災や安全保障を考える、安全保障の部門においては、これはただ安易な楽観的な見方はしないほうがいいと思います。日中関係はいつでもこじれる、そう思っていたほうが私は正しいと思います。そういう意味で、尖閣問題もいいときはいいんだけど、最悪の状況にある意味想定もしながら、そのときに、八重山の人たちや先島の人たちがどういうふうになるのか、そこら辺もしっかり公室長の部局においては、常日ごろから考えておかないといけないことだと思うんですが、そこは意識が一般の県民や他府県と同じ意識であってはならないと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 日中関係について、こじれる場合についても、県としてよく考えておくべきという御指摘がございました。

私どもの部門では、防災に加えて、国民保護の仕事もしております。その中で、県民、国民の避難でありますとか、その措置については日ごろから計画を立てて県民の安心・安全、それに取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 20年前にイギリスとアルゼンチンの間でフォークランド紛争というのがありました。あれは、アルゼンチンの政権が国内的に行き詰まって、それでイギリスが実効支配しているフォークランドをとりに行って紛争になったわけです。そういう状況から見ると、その尖閣というのは中国にとって、いわゆるアルゼンチンにおけるフォークランドのような、自分たちの物だけれども相手に実効支配されていると、そういう意識があると思うんです。ですから、そういう点では、国内の政治体制のあり方にもかかわるんですが、国内情勢で政権が行き詰まったら、それはその領土問題で動き出す、そういうことがあるというのは、これ当たり前の話ですから、そういう点では、やはり尖閣問題というのは、これからずっと緊張感を

持っていないといけないと思います。

そこで、日本政府も、フォークランドのようなそういうことがあってはならない、そういう思い、そういうすきを見せてはならないから、南西諸島の防衛の方針を打ち出していると思うんです。そういう点では、私は、政府の南西諸島の防衛のあり方、尖閣の守り方、そこはごく当たり前のことじゃないかということで思っているわけです。

そこで、そういうことも踏まえて、もう一点、公室長、万国津梁フォーラムについて伺います。

これは知事もよく沖縄をアジアにおける平和の緩衝地帯にしていきたいと、そういう思いを語られておられます。これは本当にいいことだと思うんです。そこで、この万国津梁フォーラム、すごく私はいいこととして進んできたと思うんです。今までも何度かやっているし、それが翁長県政になって途切れてしまうのは本当に残念だなと思うんです。ですからそこは、例えば予算のかかることでもありますから、例えばあした東京のほうで東アジアの問題を国際的に考える財団法人があって、そういうシンポジウムをやったりするわけです。ですから、県が主催して予算を使ってやるのもそうなんです、そういうさまざまな団体の会議を沖縄に誘致するとか、一緒にやるとか、そこは沖縄が東アジアの安全保障問題を議論する場なんだということで、そういうふうにしていくためにも、この万国津梁フォーラムを発展させていくべきだと思うんですが、そこはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員のほうから万国津梁フォーラム、途切れてはならないという御提案がございました。

私どもも万国津梁フォーラム、これはもう終わったと言っているわけではございませんで、現在もこの開催の方法については、鋭意検討を続けているところでございます。

それから、東京で行われているようなフォーラムの沖縄での誘致、これにつきましても大変いいことだと思いますので、国際会議の誘致、あるいはいろんな催し物、そういうものを沖縄でやっていただく、それは私ども県としても目指すところは同じでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にあと1つ伺いたいと思いますが、先ほど中国の問題を読み上げさせてもらったんですが、琉球処分なのか琉球併合なのかということなんです。私は沖縄のその空気自体をすごく心配する向きがあるんですが、いわゆる学者じゃないから処分

なのか併合なのかというのは詳しくは論じられませんが、明のあの近代国家で日本がまとまっていたころとすると、会津の戦争があり、佐賀の乱があり、西南戦争があり、そういうさまざまなことを経ながら一つの近代国家日本にまとめてきた。そういう中で、沖縄は1879年に、あのときに沖縄の士族は戦わなかったんですね。戦わなかった、血を流さなかった。そういうことで処分されたということで、琉球処分ということで続いてきていると思うんですが、あれがほかの地域で見られたように、ドンパチやっていれば処分じゃなくて琉球の乱だとか琉球戦争だとか、そういう呼び方で今日まで来たんじゃないかと思うんです。結果は、沖縄県が置かれて同じ結果になったとしても、それはそれとして、琉球処分というのは私も余り好きじゃないんですけれども、だから第2の琉球処分、第3の琉球処分、沖縄側からそういうことを発するのも余り好きじゃないんですが、じゃ併合かということになると、私は併合というと日韓併合というのをイメージするんですね。日本が韓国を併合した、韓国はその日本が戦争に負けることによってもとの姿に戻った、独立した。じゃ沖縄も併合されているんだとしたら、併合されている姿は本来の姿じゃない。沖縄も併合を解いてもとの、本来のあるべき姿に戻るべきだという議論が沖縄の中で出てきてしまうと、併合されたのは、これは本来の姿じゃないからやはり琉球独立かということに沖縄の世論が、空気がそっちに向けられかねないといえますか、そういう状況になったら、それは喜ぶ人は周りにいるかもしれませんが、沖縄にとっては問題だと思うんです。そういう意味で処分なのか併合なのかという言葉の使い方を私はすごく心配するんですが、その沖縄の空気としてですね。そういう懸念に対しては、知事はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新垣議員の御質問にお答えをしたいと思います。

琉球処分という言葉も、併合という言葉も、恐らく沖縄県民は百人百様に意味合いを捉えていると思います。新垣さんと私が全く違うように、同じウチナーンチュですが、今考え方とは私とは一緒にはなりません。ですから、そういったものは、それぞれが主張して別段構わないと思うんです。

私のほうから言わせてもらいますと、今併合というのはどういう意味かということ、辞典によると、国際法上これまで自国に属していない領域を国家が一方的行為によって自国の領域にすることを併合と言うという

話なんです。私は二十、二十代のときに、大城立裕先生の「琉球処分」を読ませてもらいまして、沖縄のいろんな思いを抱いたわけでありまして、今、佐賀の乱とか本土のいろんな乱の話をされておりますが、私がそういった歴史をひもとくのは、0.6%に74%を70年間も置いておいて、何ら顧みない。こういったようなことに対して現実があると昔もこうだったね、ああだったねという話をするんです。そして、私たちがそれを文句言うとか独立するんじゃないかという話まで見られかねないというんですが、私たちは現に1952年に独立どころか切り離されたんですよ。私たちが離れたくて離れたのではなくて、併合だろうが処分だろうが、136年前に御一緒させていただいて、戦争で10万人死んで、それから7年後には切り離されたんです。私からすると切り離される心配のほうがあるんですよ。いろいろ中国とのがちゃがちゃでは。日清戦争前後で切り離すという話がありました。そういったようなこと等がまだ沖縄というのは持っているの、独立などという勇ましい話以前に、切り離したことが昨今ある話でありまして、そういったこと等にも目を向けて、ウチナーンチュの政治家としてどうあるべきかと、お互いの子や孫が将来どうあるべきかというようなことに関して、どこから心配をしていくのか、ここが大切なポイントだと思います。中国が脅威あるということ、あるいはまた向こうが沖縄を自分の領土と思っているというようなことは置いておいても、あそこでいざこざが起きましたら、尖閣で、当然のことながら観光客も激減しますし、こういったようなことが5年も10年も続くと大変なことになるから、公室長が話をするように、何とか外交でとどめてもらいたい。起こるものは起こるんじゃないんじゃないかと言われたら、これはこれでまた物事を別の角度から考えればいいのであって、沖縄側からするといざこざとかそういうものは避けてもらいたいというのが私たちの気持ちだということを言っているわけです。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 私もいざこざを望んでいるわけではないんです。沖縄と日本とのその関係がいい方向に行って、それは独立とか勇ましいことは当然ないと思いますし、切り離されやすいような状況をつくってもよくないし、そういう点では、なかなかかみ合わないんですが、ぜひいい方向に進めていただきたいと思います。

次に移ります。

教育問題、お願いします。

教育長、土曜塾の問題、何度も私取り上げているん

ですが、これ鹿児島においては、県の教育委員会が主導して全県で進めていくとか、話が進んでいると思うんです。今まで教育長の答弁はそんなに前と変わらないんですが、これは学校側に聞いたらやりたくないんです、これは明らか。ただ、80%の父兄にとってはいいんじゃないかと。それが月1回だろうが、隔週であるかいろいろあるけれども、そこは学校側に聞いてじゃなくて、県の教育委員会としてどこの地域でも父兄の8割は賛成、学校は反対、この問題を私は沖縄のさまざまな事情、教育事情からしたらいい方向に持っていけると思うんです。もちろん教師の負担の問題はあります、そこは解決して。ですから、そこをもうちょっと他の県、特に鹿児島とかほかの県、前向きにやっているところがありますから、そこはもうちょっと踏み込んで検討する余地はないですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

鹿児島県が去年12月に県内の市町村の教育委員会に、第2土曜日の午前中に3こまの授業を行う、いわゆる土曜授業、それを実施すると、推進するとやったときには本当にびっくりしたんですけれども、県が主導してやっているわけです。他府県でも土曜授業というのが実施されている県が徐々に多くなってきているんです。うちの教育庁内でもいろいろ議論したんですけれども、結論はこうなんです。まず、市町村の教育委員会がどういう意向を持っているか、その地域の教育に一番責任を持っているのが市町村であるわけですから。そして学校の意向等々踏まえても。それからもう一点は、今私たち県教育委員会、かなり学力向上のために補習体制であるとか、あるいは夏休みも出てきてやっている学校もありますし。例えば、朝早くあるいは放課後、10分、20分のすき間を利用してやっている学校もあるんです。例えば、取りこぼしがないような、あるいはちょっとひっかかっている生徒たちを残してとか。そういうのを勘案していったら、今土曜日で月1回かそれぐらいはやっているような感じの時間をとっているんです。だから、そういう面もありますので、学校としては、今議員がおっしゃったように、これ以上の過重負担になるんじゃないのかと、あるいは土曜授業の意義というのは、地域の人材であるとか、あるいは第三者の方の力をかりるわけですが、そういう面も含めて、幾つかの大きな課題もあるわけです。この辺はまたいろいろと研究させてほしいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 あとスクールサポーターについて、

教育長、徐々に6名から8名、8名から11名とふやしてきています、スクールサポーターについてですよ。これは県警本部長にお伺いします。沖縄の場合、中学生の非行率が極めて高い。中学校区内で先輩、後輩のつながりの中での問題が多いと、それでことしふやして11名体制でやってきているんですが、そのOBの皆さんからそういう状況も、本部長、聞かれていると思うんですが、そこはどうでしょうか、もっと必要な状況はないのかどうか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、スクールサポーターについては、その必要性というのは感じられるところでありまして、その増員につきましては、現在財政担当部局と調整をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長、これは学校現場からも要望・要請が上がってこない、それを県警のほうに伝えないと、それはなかなか難しいと思うんです。そこはぜひ教育長、遠慮しないでその部分はしっかり学校現場から聞いて、遠慮しないで上げてもらって、遠慮しないで県警のほうにお願いするということが必要だと思います。どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） スクールサポーターの役割、意義というのは、重々承知しております。県警と連携して今取り組んでいますけれども、私たちもやはり公安委員会、あるいは県警のOBの方々のぜひお力をかりなきゃいけない場面がかなり出てきていますので、その辺はぜひスクールサポーターの拡大をできないか、県警と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 あと教育長、公立高校の修学旅行の問題、これ2年ぐらい前に私が調べてもらったときに、所得の低い県からずっと調べてもらって、同じようなところでも宮崎とか岩手とか100%ですね、島根、鳥取が低かったんですが、当時沖縄50%。先ほどの教育長の答弁ですと上がってきていると。そこは、これからもっと90%、100%まで近いような方向に進めていくという意欲はおありなのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

先ほど参加人数の推移を見まして、また喜んだんですけども、平成25年が29校、平成27年が36校にふ

えている。今まだ取り組みたい意向ですけれども、来年は43校にふえるというかなりいい傾向にあるんですけれども、結局募ったらどうなるか、またわからないんですけれども。この件と今高校生にパスポートを取らせて海外とかそれを推進したらどうかという意見が県民から、議員さんからもかなりあります。この辺もぜひ指定校を加味して考えていきたいと思っていますので、修学旅行の充実に向けていい方向で進めていけると思っています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 もう一点、進学力グレードアップ推進事業です。これ生徒はすごく意識を高められていいと思うんですが、これによって、教員がついていっていると思うんですが、教員の意識改革はどうかということと、もう一点は、この皆さんは、やはり自分のその就職・進学のための準備じゃなくて、県からすれば予算を使って行くわけですから、沖縄のために将来頑張るんだというか、そういう公的な思いをやっぱり伝えるあれも必要だと思うんですが、そこら辺の工夫はされているかどうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 進学力グレードアップ推進事業におきましては、生徒たちを東大を初め難関大学、希望する大学等々に一緒に参加させて、その辺の意識を高めるためにやっているわけです。それから、先生方に対しても、大学の先生の講義であるとか、あるいは新たな進学力の質を開拓する、それから難関大学合格への手順とか、そういう研修も一緒にやっております。参加した生徒さんたちからは、かなり評判がよくて、保護者も、本当に意識が変わっている。私も去年一緒に参加して見てきたんですけども、東大に入っていって、東大の講義を聞いて、そこで東大の学生たち、ゼミたちと交流するわけです。それが一橋であるとかいろんな大学でことしから九州地方にも連れていったわけですけれども、この辺はまた戻ってきてもモチベーションを落とさせることなく、例えばいろんな東京大学の合格支援プログラムであるとか、国公立大学の合格支援プログラム、それから合同学習会、先ほど答弁した「ガクモン ナビ オキナワ」等々で、この辺をもっともっと意識を高めるような努力をしております。かなり意識も変わりつつあると思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 学童保育についてちょっとお伺いします。

まず、沖縄県の学童保育は全国に比べて保育料が高

いということを言われていると思うんですが、そこら辺の状況と、あと学童保育に対する補助金がどういうふうな形になっているのか、そこを少し説明してもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

利用料金でございますが、本県の平成26年度の利用料金の平均は、1万115円になっておりまして、全国では、これは統計若干違うんですけれども、7割が8000円未満だと言われております。そういう意味で、本県の場合は民立民営といいますか、そういう活用が多いということから高い実態があるということで、それに向けては一括交付金を活用いたしまして、公的施設、学校内に施設をつくる、民間の地域から移行させるというような取り組みを現にやっております、平成26年度の実績で申しますと、10カ所の施設が公的施設への移行をしております。それから、学童クラブに関しては、運営費の補助がございますので、一般的に各クラブに対する運営費、これを国・県・市町村で3分の1ずつの負担でしたか、この負担をしながら運営費の助成を行っているというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 全国との比較で、公的施設を使っている部分が少ないというふうに沖縄は言われていると思うんです。そこは皆さん、徐々にやっていると思うんですが、そこはぜひ力を入れて、市町村とも連携しながらやるべきだと思います。そうすればもっと早く進むと思います。

1点、補助金の件なんですが、これは補助金はいつ学童に支払いされるのか、渡されるのか、そこをところを少し……。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 放課後児童クラブの補助金につきましては、実施主体が市町村になっておりまして、これは市町村の状況によって時期時期、いろいろあるかと思いますが、一般的にはやはり年度中盤以降の交付になっているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 この補助金は県も出していると思う

んですが、国からも行くし、現場には10月ぐらいにしかおきてなくて、しかもこれは3月までに使い切りなさいと、そういう形の様子があるやに聞いているんです。そうすると、これ現場大変だと思うんですよ。そこは、県も出している側ですから、4月から渡るような方向にすれば、運営はすごく楽だと思うんです。そういうところの改良というか、改善というか、そこはやる方向はないのかどうか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） これはいろいろと手続上の問題、いろいろ市町村のほうもあろうかと思っておりますので、できるだけやはり早期に運営主体である学童さんのほうに交付するのが基本的な方向だと思います。それに向けて市町村といろいろと意見交換なり、早目に交付できるような仕組みをいろいろと話し合っていきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 そのところ、ぜひよろしくお願いいたします。

あと最後に、農林関係です。まず植物工場は、これ商工労働部もかかわっている部分あると思うんですが、そこは商工労働部のほうからは特にこの植物工場についてはないですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 植物工場につきましては、一義的に農林水産部のほうで、食品の製造という部門でかかわっていただいております、商工労働部がかかわるとしましたら流通販売、そこら辺でどのような形で販売促進していくかということになるかと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 農業をやっている方が植物工場を立ち上げたというケースはありますか、農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 現在県内に14の植物工場がございますけれども、農業関係での立ち上げというのはございません。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 なかなかこの植物工場に関しては、本当に難しいところであると思うんです。

最後に、先ほど(1)番、(2)番と沖縄の農産物の輸

出、輸入、移入、移出のことを聞いたんですが、この中で、先ほど数字をいろいろとお聞かせいただいたんですが、沖縄のその農業の輸出とか移出、移入とか、夏場とか冬場見る上で、沖縄の農業の課題とかそういう部分とかが見えてくると思うんですが、方向性とか、そこを最後にちょっとこの質問に対するあれで、まとめでお話願えますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 今の植物工場との兼ね合いもあるんだろうと思います。やっぱり夏場、冬場比べてみますと、どうしても夏場における野菜、青果果樹も含めてですが、特に野菜については、生産量が減ってまいりますし、そういう意味では、夏場における野菜等の安定生産を図っていく必要があるんだろうと思います。また、夏場については、その当然台風それから病虫害、それから実際野菜の切りかえ、品目の切りかえ等もあって、夏場は落ちるんですけども、そういったものに対応して、現在農林水産部としては、そういう耐暑性にすぐれた品種の育成、それからネットを利用した防風対策、それから災害に強い施設の整備、それから既存施設をさらに補強して台風被害を軽減するとか、そういった夏場の避暑災害等を対策として夏場の生産をふやしていこうとしております。

以上です。

○新垣 安弘君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 議席番号13番具志堅 徹君。

〔具志堅 徹君登壇〕

○具志堅 徹君 一般質問を行います。

前代未聞で、先日は12月8日、パールハーバー・リメンバーということもあったんですが、本議会でも初めてのことのようだと思っています。ついては、いろいろあるようですから、8つの項目掲げておりますけれども、2番目と3番目、7番目の3項目だけにとどめた質問にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では一般質問を行います。

辺野古・大浦湾への埋立土砂について、九州各地から持ち込まれることが報道されております。岩ズリの採取地区、これには瀬戸内海や門司、天草、五島、佐多岬、奄美大島、徳之島ということであるようですから、その採取地となる自治体及び環境団体への協力依頼を行ったらどうかと九州連絡協議会があるようですから、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、3番目の文化財ということにしてありま

すが、文化行政の中で、名護市の新博物館建設への県の協力、お力をおかしたいということであります。これは県有地の等価交換や売買等も含められておりますけれども、そういうことについてお聞きしたいと思います。

項目の7番目に、これは漁港ということで北部の漁港みんな聞こうと思っていたんですが、相談もしてありますので、辺野古の漁港の今後の整備などについてお聞きしたいと思いますので、簡潔によろしく願います。

以上、質問いたします。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 辺野古・大浦湾への埋立土砂についての中で、採取地の自治体等への協力要請についての質問にお答えします。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の運用に当たっては、県外の埋立用材採取地における特定外来生物等の直近の侵入状況に関する情報が重要です。

このため、県としましては、地元自治体等へ情報提供を求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 文化財行政についての御質問の中で、名護市新博物館建設への県の支援としての県有地の活用についての御質問にお答えいたします。

県有の未利用地につきましては、初めに庁内での有効利用の有無を検討し、庁内利用がない場合は、次に市町村等に対し買い受け意向を確認することとしております。

名護市内の県有未利用地につきましては、今年度以降、順次当該事務手続を行う予定であり、その段階で名護市から買い受けの申し出があれば所管部局と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 漁港の管理・整備についての御質問の中で、北部各漁港の管理状況についてお答えいたします。

沖縄本島北部には、県管理4漁港、市町村管理19漁港あります。これらの漁港が有効に活用されるためには、適切な維持管理が不可欠であることから、漁港

管理条例を定めるなど維持管理の徹底を図っております。また、施設の老朽化とともに更新を必要とする施設が増加していることから、各漁港管理者においては、施設の健全度を評価する機能診断を踏まえた機能保全計画を策定し、計画に沿った保全対策工事等の実施に努めております。なお、名護市管理の辺野古漁港では、航路等に土砂が堆積するなど一部の漁港施設で機能が低下しつつあることから、県では、機能保全計画を策定するための水産物供給基盤機能保全事業の平成28年度新規採択に向け、国や事業主体である名護市と調整を進めているところであります。

県としましては、引き続き国や名護市と連携し、辺野古漁港における施設の保全対策を推進するとともに、必要に応じて防波堤のかさ上げなど機能強化対策にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 徹君。

○具志堅 徹君 翁長県政を支えていく立場で、これで終わります。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

質問取り下げしております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

県民ネットの瑞慶覧功ヤイベーン。ユタシクウニゲーサビラ。

質問いたします。

1、知事の政治姿勢については、代表質問と重複しておりますので取り下げます。

2、基地問題について。

(1)、負担軽減の名のもとで、本土の横田基地へ配備されるC V22オスプレイや、岩国基地に配備されるF35ステルス戦闘機の駐機場が伊江島補助飛行場に整備されるということは、危険な訓練は沖縄で行われるということである。その要因は沖縄に集中する米軍訓練空域や水域、実弾射爆撃場の存在によるものと思われます。見解を伺います。

(2)、沖縄周辺の米軍訓練空域・水域、実弾射爆撃場の実態と沖縄県に与える損失、影響について伺います。

(3)、久米島の鳥島射爆撃場で米軍が発がん性が高いと言われる劣化ウラン弾1500発を捨てたとされる問題の概要と、国・県はどのように対応されたか伺います。

(4)、これまで、国に対し訓練場の返還を求めた県

の取り組みと国の対応、今後の県の取り組みについて伺います。

(5)、北谷町字上勢頭の米軍嘉手納基地一部返還地でダイオキシン類が検出された問題で、野国昌春町長は沖縄防衛局に対し汚染土壌の取り扱いについて要請しています。局の対応と県の対応について伺います。

3、日米地位協定の改定について。

(1)、11月11日に開催された町村議会議長全国大会において、「日米地位協定の見直しに関する特別決議」が全会一致で採択されました。今こそ、翁長知事を先頭にオール沖縄で全国行脚を取り組むべきだと思います。見解を伺います。

(2)、駐留軍等労働者の雇用問題。

アとイは取り下げます。

政府は来年の3月末で駐留軍等労働者の日本側労務費負担を定めた特別協定を改定し、福利厚生施設で働く労働者約5800人の労務費負担を廃止しようとしています。

ウ、駐留軍等労働者は日本政府が雇用主でありながら、賃金労働条件改善は国内法が適用されず、人事権は米側が掌握しており、国の主権や雇用主権限は不平等な日米地位協定によって行使できない状況に置かれています。県は身分の保障を政府に求めるべきです。見解を伺います。

4、文化観光スポーツ部関連について。

(1)、(2)、(4)は取り下げます。

(3)、韓国からの航空路線の新規就航や増便が相次ぎ、特に冬場のゴルフツアーに人気があります。しかし県内には外国人客を受け入れないゴルフ場も存在するとのこと。

ア、県内のロングコース数と外国人客を受け入れないコースの現状について伺います。

イ、観光立県として外国人客を受け入れないことは、あってはならないことだと思うが、県の見解を伺います。

5、商工労働部関連については取り下げます。

6、農林水産部関連について。

(1)、10月26日、糸満市の海岸でサーファーの男性がサメに襲われ負傷しました。近年のサメの個体数の状況、サメによる漁業への影響、県の対応策について伺います。

(2)、日台漁業協定。

ア、今期の日台漁業協定適用水域内の4月から7月期の操業実績が延べ180隻で前年比約3.5倍、漁獲量は54.7%ふえている要因は何か伺います。

イ、久米島西方の特別協力水域での操業が突出して

いる要因は何か。来期の操業ルールで台湾側に何を求め、交渉していくのか伺います。

7、教育行政について。

(1)、県立高等学校における特色ある学科、コースなどの設置状況と評価、今後の方針について伺います。

(2)、高等学校の海外への修学旅行が年々ふえています。海外への修学旅行希望校の生徒にパスポートの無償配付はできないか伺います。

(3)、10月13日、台風21号で大きな被害を受けた与那国町へ被害状況調査に行きました。学校の教室や体育館、保育所の窓ガラスの破損により、楽器やパソコン、書籍等の被害が目につきました。雨戸、サッシがあれば防げたと思われます。今後の対策を伺います。

8、土木建築部関連について。

(1)、道路管理については取り下げます。

(2)、北谷町の白比川河川改修事業。

10月22日に行われた改修工事説明会の内容と県の対応について伺います。

(3)、中城村、吉の浦火力発電所埋立地背後水路南側流出口の土砂づまり対策について、県の対応を伺います。

よろしくお願いします

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 瑞慶覧功議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、日米地位協定の改定に関する御質問の中の、日米地位協定見直しの取り組みについてお答えをいたします。

去る11月11日、町村議会議長全国大会において、「日米地位協定の見直しに関する特別決議」が採択されたことは、大変意義のあることだと考えております。日米地位協定の見直しについては、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であり、今後とも引き続き渉外知事会等全国的な団体とも連携し、取り組んでいきたいと考えております。

あとの御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、訓練空域・水域及び実弾射爆撃場に対す

る見解及び県に与える影響等についてお答えします。2の(1)と2の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

沖縄県及びその周辺には米軍の訓練水域が28カ所、5万4940平方キロメートル、訓練空域が20カ所、9万5415平方キロメートル設定されております。また、実弾射爆撃場については、鳥島射爆撃場、沖大東島射爆撃場等があります。これら訓練区域においては、外来及び常駐の航空機や艦船の訓練等が日常的に行われております。当該水域・空域の経済的損失については、把握しておりませんが、これら区域が設定されているため、漁場への制限、事故への不安、航空経路への制約があると承知しております。

次に、同じく鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾についての御質問にお答えします。

平成9年2月、外務省からの連絡により、平成7年12月から平成8年1月にかけて3回にわたり、鳥島射爆撃場において訓練中の米海兵隊のハリアー機が、計1520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を誤って発射していたことが明らかになりました。

県は、問題発覚を受けて、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾の回収及び環境調査の実施等について、軍転協と連携し国に対して要請を行ってまいりました。国は、平成9年から平成14年に行った鳥島並びに久米島の陸域及び周辺海域における環境調査の結果、劣化ウランの影響は認められないことが確認されたとして、自然環境や住民の健康への影響はないとの報告を行っております。また、外務省によると、米軍は平成8年以降、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾の回収及び陸域調査を実施しており、これまで247発の劣化ウラン弾を回収しているとのことであります。

県としては、県民の生命、生活及び安全を守る立場から関係機関に対し、訓練の安全管理を徹底し、事件・事故の再発防止に万全を期すこと等、県民の目に見える形で基地負担が軽減されるよう粘り強く働きかけていく考えであります。

次に、同じく訓練場の返還についての御質問にお答えします。

沖縄県は、これまで累次にわたり、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行っております。ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の解除については、平成26年7月23日から実施されております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であると考えております。

県としては、引き続き県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら、求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 基地問題についての中、北谷町上勢頭の問題に係る北谷町長の要請に対する局と県の対応についての御質問にお答えします。

平成27年11月17日に北谷町長は沖縄防衛局長に対して、地権者の意向を尊重し、不利益とならない措置、周辺住民に対し調査結果及び汚染物質に係る説明会の開催、土壤汚染範囲の確定、今後の汚染物質処理に関する対応措置の実施について要請しております。同要請に対し、沖縄防衛局長は、汚染範囲確定のための追加調査や周辺住民への説明を行う方針と聞いております。

県としましては、土地所有者の意向も踏まえつつ北谷町等と協議を行いながら、連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 日米地位協定の改定についての御質問の中、駐留軍等労働者の身分保障等についてお答えいたします。

平成22年に公表された防衛省の駐留軍等労働者の労務管理に関する検討会報告書によると、駐留軍等労働者の労働条件が我が国の労働法令に合致していないものが3項目あり、以前から防衛省と在日米軍との間において調整が行われ、早急に解決する必要があるとされております。また、沖縄防衛局によると、駐留軍等労働者の雇用主は日本政府ですが、身分は公務員ではなく、採用、昇進、解雇等に係る人事権は使用者である米軍が有しているとのことであります。

沖縄県としましては、駐留軍等労働者の雇用の確保及び労働条件の向上を図ることは重要な課題であると認識しており、涉外知事会と連携し、駐留軍等労働者に雇用不安等を与えることのないよう適切な労務管理を図ること、労働条件の向上を図ることを、政府に対して要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 文化観光スポーツ部関連についての御質問の中、県内ゴルフ場のロングコースの現状と外国人客受け入れに対する県の見解についてお答えいたします。4の(3)のアと4の(3)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

県内のロングコースのゴルフ場は、20コースとなっております。一般社団法人沖縄県ゴルフ協会によりますと、県内一部のコースでは、外国人のプレーヤーやマナーの習慣の違い等により、団体客を受け入れていない状況があるとのこと。

県としましては、外国人観光客200万人の目標達成に向けて、官民一体となって取り組んでいるところであり、言語や文化、習慣が異なる観光客に対して、オール沖縄で受け入れ体制の強化を図ることが重要であると考えております。このため県と沖縄観光コンベンションビューローが連携して、外国人観光客の満足度向上等に向けたインバウンド連絡会を開催するほか、県民に対しては「ウェルカムんちゅになろう」キャンペーンを展開しているところであります。今後は、スポーツ・ツーリズムの分野においても、関係機関等との意見交換を行い、外国人観光客受け入れの機運醸成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 農林水産部関連についての御質問の中で、サメによる漁業への影響と県の対策についてお答えいたします。

沖縄近海に生息するサメの個体数は不明ですが、平成25年のサメ類の漁獲量は43トンとなっております。県では、糸満市大渡海岸で発生したサメによる咬傷被害を受けて、各漁業協同組合に対し、サメによる漁業被害についてのアンケート調査を実施しております。現時点の集計では、22漁協より回答があり、人的な被害はありませんが、サメによる漁具の切断や漁獲物に対する平成26年度の推定被害額は約1300万円となっております。また、近年、漁場でサメを見かける機会がふえたとの意見が11漁協よりありました。

県としましては、沖縄県漁業再生支援事業により、各市町村に対しサメ駆除の取り組みを支援しており、今後とも市町村や漁業関係団体と連携し、サメによる漁業被害の軽減に努めてまいります。

次に、日台漁業取り決め適用水域での操業実績及び

来期に向けた交渉についてお答えいたします。6の(2)アと6の(2)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

平成25年4月に合意した日台漁業取り決めについては、平成27年3月の日台漁業委員会会合等において、八重山北方水域における日台の漁船が昼夜で交代して利用する水域の拡大、特別協力水域における台湾漁船がはえ縄を設置しない水域の拡大など、おおむね沖縄側漁業者の意向を酌み入れた内容に操業ルールの見直しが図られております。沖縄漁船にとっては、優先的に操業できる水域が拡大されたことで台湾漁船とのトラブルに遭うリスクが減り、適用水域内に入りやすくなったことが、操業隻数の増加した要因と考えられます。また、特別協力水域については、沖縄本島から近く、マグロ類の好漁場でもあるため、沖縄本島のマグロー一本釣り漁船が増加し、121隻が操業したと報告を受けております。

しかしながら、当該水域においてマグロはえ縄漁船が安心して操業するには、船間距離4海里的確保や、日本漁船が優先的に操業できる水域の拡大等が必要と考えており、県としては、漁業関係団体や国と連携し、次回開催の日台漁業委員会会合等において、さらなる操業ルールの改善を強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問の中で、県立高等学校の特色ある学科等についてお答えいたします。

県立高等学校の学科・コースにつきましては、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して特色ある学科等の設置に努めております。例えば、具志川商業高等学校の観光リゾート科や向陽高等学校の中国語コース、首里高等学校や南風原高等学校では、染織デザイン科や郷土文化コースなど特色的な学科を設置しております。

県教育委員会としては、今後とも、21世紀を担う創造性豊かな人材の育成と生徒の視点に立った魅力ある学校づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、高校生のパスポート取得についてお答えいたします。

県教育委員会では、生徒のグローバルな国際感覚を育むために、海外へ修学旅行を実施することは、有意義だと考えております。高校生のパスポート取得につきましては、今後、校長、生徒・保護者等へのアン

ケートなど調査研究に着手する予定であり、その中でもろもろの課題等を整理して検討してまいりたいと考えております。

次に、台風による窓ガラス破損等の今後の対策についてお答えいたします。

台風21号により、与那国町の学校施設は、大きな被害を受けました。飛来物等による窓ガラスの破損は、備品等の被害もあり、学習活動にも支障を及ぼしました。台風による飛来物等への対応としましては、防護ネット、飛散防止フィルム、雨戸の設置などが考えられます。

県教育委員会としては、今後、有効な対策について、設置者である市町村とも連携して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 教育行政についての御質問の中で、保育所の台風被害に係る今後の対策についてお答えをいたします。

被害を受けた僻地保育所の状況について、設置主体である与那国町へ確認したところ、強化ガラスやアルミサッシの設置により、台風対策の強化を行うとのことでありました。

県においては、保育所等における防災対策の強化は重要と考えており、今後実態を把握の上、市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築部関連についての御質問の中の、白比川河川改修工事説明会の内容と県の対応についてお答えします。

白比川河川改修工事については、去る10月22日に、中部土木事務所が北谷町の協力を得て、事業の概要や今年度発注工事等の説明を行っております。説明会の中で、住民の方々から、暫定掘削部の堆積土砂の撤去、町道と一体となった管理用通路の整備、橋梁の新設等の要望がありました。暫定掘削部の堆積土砂の撤去については、今後適切に対応したいと考えております。また、町道と一体となった管理用通路の整備については、町と連携して取り組んでいるところです。なお、橋梁の新設については、河川事業での整備が困難であることから、町がまちづくりの中で検討するよう調整しているところです。

県としては、今後とも北谷町と連携し、早期完成を

目指して、鋭意整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、吉の浦火力発電埋立地背後水路の土砂づまり対策についてお答えします。

当該箇所の堆積土砂の撤去について、地元中城村から要望を受け、去る10月30日に現地を確認したところです。当該箇所は平成26年3月に沖縄電力が一部土砂撤去を行ったものの、再度堆積していることから、恒久的な対策が必要であると考えております。

県としては、今後、水路の機能確保に向けて中城村、沖縄電力と調整しながら、対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田 宜明君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。ユタシク ウニゲーサビラ。

まず、冒頭で所見を述べてから質問に入りたいと思います。

同時に、通告出しましたたくさんの質問を取り下げる予定ですから、所見を述べながら私の要望も申し上げますので、関係部長の皆さんには、ぜひ頭のほうに入れていただきたい。同時に答弁の予定をしていた内容について、できれば後日その答弁予定の内容を開陳していただければと思っております。

さて、戦後70年間、沖縄を日本の独立と引きかえにアメリカに売り渡したり、他府県では嫌がる米軍基地を本土復帰の願いを悪用して、74%の米軍基地を集中させたりしております。これは、まさに沖縄を化外の民として日本政府が扱っていることの証明ではないでしょうか。

12月2日、翁長知事は代執行訴訟において国の不条理、民主主義とは何か、国家とは何か、そのあるべき姿を根底から問う裁判で毅然と訴えました。裁判所周辺では、知事を応援する熱烈な声援が飛び交い、感動的でありました。2日の晩、10時過ぎには、「報道ステーション」、「NEWS 23」で知事が全国民に向かって沖縄の真実を語り、国家のありさまについて語っておりました。まさに、有史以来の沖縄の真実が日本全国に伝わってきたのであります。

翌12月3日、多くの友人・知人から知事の第1回口頭弁論における陳述書の全文を読んで、ナダ グルグルーしたよ、あるいは、絶対マキテーナランドーガンバラナヤーという電話やメールが私のところにた

くさん届きました。歴代中央政府の不作為と政治の墮落がもたらした辺野古新基地建設の強行を絶対に阻止するために、知事を支え、精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

ところで私ども、社会民主党全国連合は、この代執行提訴に抗議する談話を発表しておりますが、少し御紹介させていただきたいと思います。

1つ、政府は翁長雄志沖縄県知事の辺野古沿岸部の埋立承認取り消し処分を撤回する代執行に向けた行政訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。2013年3月22日提出の照屋寛徳議員の質問主意書に対し、「地方自治法第245条の8の規定による代執行等を行うことは検討していない」としていたにもかかわらず、辺野古新基地建設ありきの国策を強権的に押しつけようとして、沖縄県民の民意を踏みにじり、地方自治と民主主義を破壊するものであり、安倍政権に断固抗議する。

2つ目に、沖縄県の意見書や弁明書、公開質問状にまともに答えようとせず、政府が先に司法に訴えたことは、何が何でも沖縄に恒久的基地を押しつけようとする政府の最後通牒にはかならない。安倍政権の側から地元の理解を得る努力を放棄したものであり、県民に寄り添う、十分な説明をするとしていた安倍政権の姿勢自体が虚偽・偽善であったことをみずからあらわにした。

3点目に、政府は、稲嶺進市長が移設に反対しているにもかかわらず、移設先隣接3地区に対し、振興費を直接支出する方針を決めている。米軍統治下で不満を抱く県民を懐柔する手段としても使われ、統治に好意的であるかどうか支給の基準となった弁務官資金をほうふつさせる。法的根拠も曖昧なまま、恣意的に町内会と同じような任意の組織に、国が県や市など自治体の頭越しに事業費を支出するのは、地方自治をないがしろにするものであると言わざるを得ない。一方で地方自治や住民の民意を軽んじながら、他方で地方自治法による代執行を強行する安倍政権のなりふり構わぬ姿勢は極めて問題である。

4点目に、政府は、代執行手続とは別に、翁長知事の埋立承認取り消し処分を一時執行停止する決定を出した。沖縄県はこの決定を不服として、総務省の第三者機関・国地方係争処理委員会に審査を申し出ている。国は私人として行政不服審査法を濫用し、埋立承認取り消しの執行停止と処分無効の申し立てをしながら、他方で国家権力として代執行手続を進めるダブルスタンダードは許されない。

5点目に、国が代執行を求める訴訟は2000年の地方自治法改正後、初めてであるが、分権改革によっ

て、国と自治体の関係は、上下主従関係から水平・対等な関係となり、国の関与の基本原則は、「地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない」とされている。地方自治法第245条の8第8項の代執行も、都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているか、他の方法によって是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときという極めて限定的な状況において行うことが可能となるものである。法的瑕疵のある承認を取り消すことは排除されないし、国には県の違法性等を立証する責任がある。高等裁判所は、承認取り消しの違法性や適正性、公益への影響等について、公正に審理を尽くすべきであると考えます。

それでは、質問に入らせていただきますが、1の知事の政治姿勢については、別の場でたくさんお話をさせていただきたいということで取り下げをさせていただきたいと思います。

2、基地問題について、(1)も取り下げをさせていただきます。約300人ほどがこの大浦崎収容所で亡くなったという資料等が出ておりますが、しっかりした調査をぜひやっていただきたいと。

それから、(2)についても取り下げをいたしますが、私は、沖縄戦が始まる前後——沖縄戦は昭和5年から始まった15年戦争の終結として、集約点として沖縄戦があったわけですが——その辺の昭和5年から昭和20年に至る歴史的な背景、その中における沖縄の軍事要塞化等について議論したかったんですが、きょうは時間ありませんので、これも取り下げをいたします。

(3)、国土交通相が提起した代執行訴訟、これも取り下げをいたします。

(4)、去る11月15日から22日まで島ぐるみ会議のメンバー26人が訪米をいたしました。その際、アメリカ最大の労働組合、米労働総同盟産別会議（AFL-CIO）を訪ねた際に、国際部長が「沖縄の闘いを広めていきたい」と表明をいたしました。この労組は民主党支持労組であります。

県として、さまざまなチャンネルで、沖縄の基地問題を訴えるべきであると考えますが、今後の県の取り組みをお伺いしたいと思います。

それから、3の文化財行政についても、これは取り下げをいたします。

ただ、アメリカに訪米した際に、アメリカの文化財を取り扱う政府の諮問機関で、向こうの所長さんから、もしキャンプ・シュワブ内に文化財等あるいは遺

跡等があれば、何らかのチェックをすべきという、問題があればこの諮問機関のほうから国防省に照会をしたいと、ですから沖縄から早急にリポートを出してほしいというそういう助言がありました。県の文化財課においては、島ぐるみ訪米団の事務局の吉川秀樹さんがかなりこの辺の詳しい内容を知っておりますので、もし県のほうに何らかの照会等があれば手助けをしていただきたいと思います。これも取り下げをいたします。

それから、農林水産、医療、土木建築行政についても全部取り下げをいたします。

それから、5番の観光行政についても取り下げをいたしますけれども、世界のウチナーンチュ大会の件で沖縄3世の方からこういう要請がありますので御紹介をいたしたいと思います。

前回、世界のウチナーンチュ大会に参加したウチナーンチュ3世のサンフランシスコ州立大学の上運天ウェスリー准教授でございますけれども、来年の世界のウチナーンチュ大会では、ぜひ沖縄の基地問題に関するシンポジウムなども開いていただきたいと、そして沖縄に対する認識をぜひ深めたいという要望がありましたので、ぜひとめていただきたいなというふうに思っております。

それから、私は訪米した際に、共和党の上院議員でジム・インホフという上院議員がいらっしゃいますが、御本人とは会えませんでした。この方は上院の環境公共工事委員会の委員長をされていて、上院の軍事委員会の委員もされている方で、その秘書官から翁長知事はぜひ国防省に直接行くべきだというそういう助言もいただきましたので、御紹介をいたしたいと思います。それから、連邦議会の調査局で非常に沖縄のことをよく知っておられる方が、日本語でやりとりをいたしました。イアンさんという方でございますが、そこでは、ぜひ沖縄に連邦議会の調査団の派遣を要請いたしました。

最初の質問の、基地問題についての(4)だけお答えをいただきたいと思います。

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、さまざまなチャンネルで沖縄の基地問題を訴えることについてお答えします。

県では、辺野古新基地建設問題を広く国内外に理解していただくため、ホームページを充実させるととも

に、ワシントン事務所を開設するなど情報発信を行ってまいりました。さらに国内外の多くの方々に沖縄の基地問題について理解していただくため、各国の大使館に対し、国連でのメッセージ及びパンフレットを送付いたしました。今後とも多くの方に基地問題について理解していただくことは重要であると認識しており、沖縄県の実情に関する情報を幅広く世界に発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新田 宜明君 以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん こんにちは。

一般質問を行います。

調整の過程において、多くの労をいただいた執行部の皆さんにも御理解をいただきながら、読み上げをもってそれ以外については次の課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目、在沖海兵隊について県の認識を伺います。

(3)、21世紀ビジョンは、2030年の姿として「大規模な米軍基地の返還が実現し、返還跡地を活用して、平和で豊かに暮らせる沖縄」を展望し、その実現に向かっては全体を統合した工程表の作成を掲げています。15年先を見通すビジョンに対応した基地返還計画の策定について伺います。

次、3点目、基地汚染・環境問題への対応について。

(1)、沖縄市サッカー場の汚染問題で課題となっている国、県、市3者協議の議事録については、残し、共有できる環境にあるのか。今後は、策定中の環境調査ガイドラインにも手順として規定するべきと考えるが対応を伺います。

(2)、相次ぐ汚染の発覚に県民は各地で不安を抱えています。土地使用履歴を開示させることは死活的に重要であり、環境補足協定の実効性も問われます。3者協議では各機関どのような認識に立ち協議に付しているのか。本国との二重基準は許されず、米軍に対し、その責務を強く求められたい。

以下、再質問を行います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 在沖海兵隊についての御質問の中で、基地返還計画の策定についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、「基地のない平

和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進める」こととしております。その実現のため、既に合意されたSACO及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小を着実に進める必要があります。日米両政府に強く求めてきたところであります。

御質問の基地返還計画の策定を含め、具体的な基地の整理縮小に向けてさまざまな施策を研究していきたいと考えております。

次に、基地汚染・環境問題への対応についての御質問の中で、沖縄市サッカー場の3者会議の議事録についてお答えします。

沖縄市サッカー場の調査については、市民や県民の不安を解消することが重要であり、沖縄防衛局、沖縄市及び沖縄県による3者会議において、事前に調査方針を初め調査手法や項目を十分に協議しております。3者会議については、率直な意見交換を損なわないとの観点から、沖縄防衛局が会議の概要についてまとめた資料を作成しており、調査の実施に当たっては、会議における関係者の意見が十分反映されていると考えております。

県としては、今後とも3者会議を踏まえて行われる調査の内容、過程、結果等について、できるだけ速やかに、わかりやすい形で県民へ公表するよう沖縄防衛局に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 基地汚染・環境問題への対応についての中、議事録の共有等に関する環境調査ガイドラインへの規定についての御質問にお答えします。

基地に起因する環境問題について、国や県、市町村で協議した場合におけるその内容の情報公開のあり方については、平成28年度末を目途に策定作業を進めている基地環境調査ガイドライン（仮称）の中で検討してまいります。

同じく基地汚染に係る米軍の責務についての御質問にお答えします。

基地に起因する環境問題に迅速かつ適切に対処するためには、土地の使用履歴を明らかにすることが非常に重要であると考えております。また、現在、策定作業を進めている基地環境カルテ（仮称）に盛り込む情報としても欠かせないものと考えております。

そのため、県としては、米軍に対して土地使用履歴の開示を強く求めることについて、国へ要請して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 基地環境汚染について伺いますが、環境部長、J E G Sにおいて、その適用除外とされている過去の米軍の活動によって引き起こされた環境問題、これがJ E G Sの中で適用除外とされていることについて、どのように理解をされているのかお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） これにつきましては、J E G Sの概要の中で、確かに国防省の過去の活動によって引き起こされた環境問題を改善するための措置の決定、あるいは行為については適用除外という規定がございます。これにつきましては、我々も今国に対して、その解釈について説明を求めているところであります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、このたび環境補足協定において、その締結をされた中に、どのようなときに立ち入りをするかというところの中では、「現にその環境汚染が発生した場合」という、この「現に」ということについてはどのように解釈をされているのかお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 「現に環境汚染が生じた場合」というのは、現に目に見える形で、人の健康に影響を与えている現象が生じているということと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 結局、J E G Sも過去の問題には対応しないということをそもそも規定している。過去に引き起こされた課題については、このJ E G Sの対象としないと。地位協定でも原状回復はしないと、米軍が直接にはですね、一義的にはその責任を負わないと。しかも、環境補足協定も、現に起こっているものについては対応すると書いてあるだけなんです。となると、今各地で、あちらこちらで、浦添で沖縄市で北谷で起きているような、過去どのようなことがあってその問題に今行き着いているのか、そのことと過去の使用がどういう状態にあったことが今のその汚染にたどり着いているのかということについては、米軍としてはやりませんということを重ねて表明しているにすぎないんです。そういう中であって、使用履歴すら今取り寄せられないというこの現状なんです。これについて、どのように国が認識をしているかということ

を知りたいがために、議事録の公開も含めて、どのような協議が行われていますかということを聞いていますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 具体的に、沖縄市のドラム缶問題における防衛局、それから沖縄県、そして沖縄市の話し合いの協議の内容につきましては、いわゆる環境調査及び環境の手法、項目等についての技術的な話し合いをしている状況でありまして、そういった過去の使用履歴等々に対する防衛の見解等々までは求めることはしておりません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん だから何を会議しているかを知り得るために、それを共有させるためにも必要なんです。今一義的に責任を負うべき日本政府がその立場に立っていないからこそ、県が何をすべきかということを確認に求めているわけで、この一般質問においても、沖縄市のサッカー場の発生があってから、もうこの2年来ですか、部長の答弁は一つも変わっていないんです。土地使用履歴の開示を求めることについても、この議事録のあり方についても、何一つ今日まで前進をしていない。だから、繰り返し聞くわけです。

そこで私は提案をしますが、知事、ぜひ知事はこの間米国内の環境汚染の取り扱いのありようと沖縄におけるありようが余りにもかけ離れている、これはまさに二重基準ですよ。本国ではやるのがここではできないというのは、単なる二重基準以外の何物でもないと思います。そういう意味では、やはりワシントン事務所を通じて、直接に情報公開請求をかけて、沖縄の基地がいかように使用されていたかという開示請求を、県として主体的に求めること、これを同時にかけていながら、国に対しても要請を怠らない。この2本柱で県の積極行政を、環境行政を動かすことが、私は非常にこの基地汚染の対応には求められると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 仲村未央議員の御質問にお答えをいたします。

今、この一、二年来の執行部の答弁について、大變齒がゆい思いをしているというものを聞きながら、なおかつ私自身ももう20年近く前になりますよね、御一緒した人も1人、2人は残っておられるんじゃないですかね、県議会議員で行きましたので。5カ所ぐらい回りまして、アメリカにおけるまちづくりをする前に15年も時間をかけて環境を除去して、そういったようなものでやっている姿を見て、余りの沖縄との違

いに対して、本当に心が凍る思いをしたわけです。今おっしゃるように、日米地位協定とかいろいろ難しい問題ありますけれども、ワシントン駐在、せっかくいろんな形でそういったものを発信し、また情報収集をするということになっていますので、早速これは向こうのほうにきょうの趣旨を伝えて、ぜひそういった観点から、調査研究あるいは情報収集をやるように、そしてまた日本政府に対しましても、なかなか今までそう簡単に前に一步進むことができませんでしたが、こじあけるぐらいの気持ちで頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

ぜひ積極的な情報開示請求をお願いいたしたいと思っています。

それから1点目の21世紀ビジョンに対応する基地返還計画、これは20年前にも策定をされて、本来であればこの2015年には沖縄の基地がなくなっているということを描いた、グランドデザインということに対応したということを経験があります。今、21世紀ビジョンも2030年に基地なき沖縄を展望するというビジョンがある。これを絵に描いた餅に終わらせないためには、やはり今、国との争いの最大の争点になっているところは、沖縄県は普天間基地の返還閉鎖、そして辺野古もつくらせない。ところが、日本政府は辺野古なければ普天間固定化だという前提に立った、そういう普天間の閉鎖のあり方を考えていると。この2つの論を突破するに当たっては、やはり海兵隊、回転翼機部隊が必ずしもこの沖縄に固執する必要はないんだという前提に立った、普天間の返還も閉鎖も速やかなるものが求められ、辺野古もそこにつくらせてはならないということを前提にした基地なきビジョンというのは、やはり県が主体的に描く中で、私はまちづくりに非常にその主体性を持って動き始めるというふうに感じます。これは、4条1項1号の合理性をめぐる争われている部分ですので、それは裁判の要請としても合理性の証明は必要であろうけれども、一方で、もっと主体的な判断としては、私は21世紀ビジョンの15年先を見通した対応計画として、この沖縄がどういうふうに基地返還を描くべきかという、そのビジョン、その返還計画、そのグランドデザインを主体的に持つべきだというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員御指摘のとおり、私ども裁判におきましては、この海兵隊航空基地の抑

止力の問題であるとか、あるいは一体性の問題あるいは地理的優位性の問題、そういうことについて根拠がないということを主張してまいりたいと思っております。

それから、基地返還アクションプログラム、これも議員の御指摘のとおり、大田知事時代に策定しております。その当時は、国際都市形成構想というものがございまして、それを実現するためには、この広大な米軍基地の跡地が必要であるという趣旨から基地返還アクションプログラムを策定しております。したがって、このアクションプログラム策定に当たっては、その跡地をどういうふうに利用するのか、あるいは沖縄の県土全体をどういうふうに振興・発展していくのか、させていくのか、その大きなビジョンを描きながら、その中でどここの基地をいつごろ返還させる、そういうことを策定しなければなりませんので、そこは企画部と連携し、いろいろな施策を検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひお願いします。最近でも、特にマイク・モチヅキさんあたりが、かなり積極的に沖縄に必ずしも海兵隊がいる必要がないという論、これは防衛省が言うことと全く違う話を現実的にしているし、それから、オーストラリアまで含めたその展開のありようを現実的に見れば、むしろここに駐留するという合理性はもはや失われているということの読みのほうが、今むしろ主流ではないかという、こういう考え方も非常にあちこちで出ています。この情報の整理、そして県なりのその海兵隊に対する論というのは、しっかり情報整理をしてそれを世論につなげるような発信のあり方というのが私は今大事なところかなと思っています。このあたり、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） これまでも、海兵隊の役割と任務につきましては、国との間でいろいろと質疑応答などさせていただいております。私どもとしては、その説明に対して決して納得しているわけではございませんので、今後ともこの海兵隊の役割、普天間飛行場の役割、そういうものを分析し、情報を収集しながら施策に反映していきたいと考えております。

○仲村 未央さん 以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後4時0分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 上 原 章

平成27年12月10日

平成27年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成 27 年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成27年12月10日（木曜日）午前10時 8 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成27年12月10日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第22号議案まで（質疑）

第 3 甲第 5 号議案及び乙第23号議案から乙第28号議案まで（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第22号議案まで

甲第 1 号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 4 号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

乙第 6 号議案 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

乙第 7 号議案 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例

乙第 8 号議案 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第12号議案 財産の取得について

乙第13号議案 損害賠償額の決定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程追加 緊急質問

日程第 3 甲第 5 号議案及び乙第23号議案から乙第28号議案まで

甲第 5 号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）

乙第23号議案 沖縄県行政不服審査会条例
 乙第24号議案 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例
 乙第25号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 乙第26号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第27号議案 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 乙第28号議案 訴えの提起について

出席議員 (45名)

議長	喜納昌春君	23番	座喜味一幸君
副議長	翁長政俊君	25番	玉城ノブ子さん
1番	比嘉京子さん	26番	赤嶺昇君
2番	比嘉瑞己君	27番	新垣清涼君
3番	西銘純恵さん	28番	瑞慶覧功君
4番	玉城満君	29番	崎山嗣幸君
5番	仲村未央さん	30番	新垣安弘君
6番	新田宜明君	31番	呉屋宏君
7番	儀間光秀君	33番	照屋守之君
8番	上原章君	34番	新垣良俊君
9番	花城大輔君	35番	仲田弘毅君
10番	砂川利勝君	36番	嶺井光君
11番	具志堅透君	38番	嘉陽宗儀君
12番	大城一馬君	39番	玉城義和君
13番	具志堅徹君	40番	奥平一夫君
14番	渡久地修君	41番	新里米吉君
15番	山内末子さん	42番	高嶺善伸君
16番	仲宗根悟君	43番	狩俣信子さん
17番	照屋大河君	44番	金城勉君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	吉田勝廣君	47番	新垣哲司君
21番	島袋大君	48番	具志孝助君
22番	中川京貴君		

欠席議員 (2名)

20番	又吉清義君	32番	前島明男君
-----	-------	-----	-------

欠員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	子ども生活福祉部長	金城武君
副知事	浦崎唯昭君	保健医療部長	仲本朝久君
副知事	安慶田光男君	農林水産部長	島田勉君
知事公室長	町田優君	商工労働部長	下地明和君
総務部長	平敷昭人君	文化観光スポーツ部長	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君		
環境部長	當間秀史君		

土木建築部長	末吉幸満君
企業局長	平良敏昭君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	金良多恵子さん
知事公室秘書 広報交流統括監	新垣秀彦君
総務部 財政統括監	池田克紀君
教育委員会委員	宮城奈々さん

教育長	諸見里明君
公安委員会委員	金城棟啓君
警察本部長	加藤達也君
労働委員会 事務局長	大城玲子さん
人事委員会 委員長	玉城健君
代表監査委員	知念建次君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君
次長	知念正治君
議事課長	平田善則君
副参事兼 課長補佐	勝連盛博君

主幹	中村守君
主査	川端七生君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

通告に基づいて質問します。

知事、きょうは12月10日、翁長知事の1年目の誕生日です。おめでとうございます。

連日の激務になっていますが、ぜひ健康には留意されてこの激動の情勢を切り開くために、引き続き頑張ってくださいと思います。この歴史的な闘いを前進させるための知事の奮闘を県民は高く評価し、力強く支持しています。そして、ともに闘う決意に燃えています。どんな圧力や妨害にも屈せず、県民を信頼して頑張り抜いている知事の姿に、県民は感動し勇気づけられ誇りにしています。そして全国的な連帯も大きく広がっています。この知事の道理にかなった道は必ず勝利します。しっかり確信を持ってともに力を合わせて頑張っていきましょう。

そこで質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事訪米活動について、知事みずから沖縄県民の新基地建設反対の民意を訴えた意義は大きい。今

後のアメリカの世論を動かす力になり得ると考えます。知事の所見と今後の抱負を伺います。

(2)、辺野古新基地建設を中止させる取り組みについて、知事が埋立承認を取り消したことに對して国が対抗して裁判に訴えています、まさに権力の濫用で民意を押し潰す暴挙であります。県民は決して屈しない。知事の決意を伺います。

(3)、前知事による埋立承認に瑕疵があるとこれまで繰り返し指摘をしてきましたが、環境監視委員に受注業者から多額の寄附があったことが明らかになり疑惑が深まっています。知事の所見を伺います。

(4)、しかも、この新基地受注企業に、前知事時代の元幹部が天下りしていたとマスコミで報じられています。環境影響調査報告書にも問題があったことは明らかであります。今後、前知事に絡む問題も究明すべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

(5)、米軍普天間基地の危険性の除去は、辺野古移設をきっぱり断念し、県民が一丸となって普天間基地の閉鎖、撤去を求めて立ち上がることが大事で、辺野古移設にこだわっていたら解決はできません。知事の見解を伺います。

次は、警察行政について質問します。

高江のヘリパッド建設問題、西普天間地区の環境調査の現況と対策について。

泡瀬干潟埋立問題について。

あと数点の質問通告をしていましたが、それらは取り下げたいと思います。

理由は、辺野古の新基地建設をめぐる過剰警備で県民が連日のようにけがさせられる、逮捕者が出るな

ど、異常事態が続いています。何とかしなければならぬとの強い思いで、それでいいのか警察行政、との立場で質問させていただきます。

(1)、キャンプ・シュワブゲートでの過剰警備で県民にけがを負わせ、不当弾圧をしています、問答無用で強権排除しています。職権濫用ではありませんか。県民の生命を脅かす事態になっていることに対する本部長と公安委員長の見解を伺います。

(2)、警察車両が公道を占拠し、一般県民の通行を妨害しています。自由往来妨害罪ではありませんか。県民の生命・安全を守る立場からその中止を強く求めます。

それから、過剰警備の見直しを求めます。

以上、答弁によって再質問させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

嘉陽宗儀議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、承認取り消しに係る裁判についてお答えをいたします。

国土交通大臣が代執行訴訟を提起したことは、法律に基づくものとはいえ、沖縄県民にとっては銃剣とブルドーザーによる強制接収を思い起こさせるものがあります。埋め立ての承認及び取り消しの審査権限は沖縄県知事にあり、私が適法に行った承認取り消しを違法と決めつけられるいわれはありません。

沖縄県としましては、今後も訴訟の場などにおいて県の考えが正当であることを主張・立証してまいります。

次に、普天間の閉鎖・撤去を求めることについてお答えをいたします。

普天間飛行場の移設先を辺野古が唯一とする政府の説明は、実質的な根拠が乏しく、辺野古の埋め立ての必要性は認められないと考えております。一方で、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えております。

沖縄県としましては、沖縄に米軍基地が集中し騒音や事件・事故の発生など、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢につい

ての御質問の中で、知事訪米についてお答えします。

辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えを伝え、国内世論及び米国側の理解と協力を促すということは非常に重要であると考えており、今後とも必要に応じて訪米等を検討してまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境影響評価書の問題についてお答えします。

環境影響評価書の作成過程については詳細には承知していませんが、いずれにしても、公有水面埋立承認については環境保全への配慮についても要件を欠くなど、取り消し得べき瑕疵があるものと認められたため取り消したものでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会委員への寄附に対する所見についてお答えします。

県としては、環境監視等委員会委員への関連業者からの寄附・報酬により、環境保全対策等に関する指導助言が客観的に適切なものであるか、重大な疑念があると考えております。そのため、平成27年10月28日付で、沖縄防衛局に対し、事実関係等に関する調査や委員会議事録の全面公開を求めたところです。沖縄防衛局からは11月4日付で、今般の寄附自体は、通常の産学連携活動の一環であり問題はなく、また、本委員会の指導助言機能は適切に果たされていたものと判断しているとの回答がありました。しかしながら、県が求めた事項について十分な回答がなかったことから、11月6日に、安慶田副知事が沖縄防衛局長との意見交換において、再度の報告を求めたところです。現時点において沖縄防衛局から再度の報告はないことから、県としては改めて報告を求めることにしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 警察行政に関する御質問の中で、キャンプ・シュワブにおける警備についてお答えいたします。

県警察といたしましては、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に対しては、それが適法・適正に行われている限り、関与するものではありません。しかし、連日、工事関係車両の入域時を中心に、抗議行動

参加者によるゲート前の道路を占拠して車両の通行を妨害する形での座り込み行為や寝転び行為、車道に飛び出しての車両の前への立ち塞がり行為や、車両の下への潜り込み行為といった危険かつ違法な抗議行動が行われているため、これらの行動を行っている方に対し再三の警告を行った上で、違法状態を解消するため安全に最大限配慮した上で、必要最小限度の範囲において安全な場所に移動するなどの措置を講じておりますが、その際には、常に冷静沈着に対応するとともに、抗議行動参加者1名に対して、複数の警察官で移動させるなど、慎重な対応を行っているところであります。また、警察官がけがをさせたという事実も確認されておられません。不当弾圧や職権濫用との御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、警察車両が一般県民の通行を妨害しているのではないかとのお質問についてお答えいたします。

工事用ゲート前に駐車している2台の警察車両に関しては、キャンプ・シュワブ前において、抗議行動参加者が工事用ゲート前の道路上に幅広く広がって座り込むなど、危険かつ違法な抗議行動を累次にわたって行っていたため、危険防止等の観点から駐車しているものであり、また、工事関係車両入域時に、工事用ゲート近くに一時的に駐車している警察車両については、工事関係車両入域時に、危険かつ違法な抗議行動を行っている方を移動させた後、再び車道に飛び出すなどしないようにするために駐車しているものであり、いずれも道路交通法等の関係法令に従っていることから、往来妨害との御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、警備の見直しについてお答えいたします。

県警察としましては、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に対しては、それが適法・適正に行われている限り関与するものではなく、危険かつ違法な抗議行動に対してのみ、あらかじめ警告を行った上で、違法状態を解消するため安全に最大限配慮した上で、必要最小限度の範囲において安全な場所に移動するなどの措置を講じているところであり、引き続き適切に対応するよう指導を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 公安委員会委員。

〔公安委員会委員 金城棟啓君登壇〕

○公安委員会委員（金城棟啓君） 警察行政に関する御質問の中で、キャンプ・シュワブにおける警備について、本日は公安委員長が所用のため不在でございます。かわりに私のほうで公安委員会としてお答えをいたします。

キャンプ・シュワブ前では、連日、抗議行動参加者による道路上への座り込み行為や車道に飛び出しての立ち塞がり行為等の危険かつ違法な抗議行動が行われている。そのため、県警察では、そのような行為に対しまして、安全、これに最大限配慮した形で法令に基づき適切な措置を講じているものと公安委員会では承知しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 埋立承認の問題について、前知事の埋立承認に瑕疵があるということで一貫してやってまいりましたけれども、この防衛局の埋立環境影響評価書をやった企業は、この新基地受注企業に県の元上の幹部を天下りさせて、前知事が埋立承認を下す二、三日前ずっと一緒にレクチャーもしている。そういう前知事の側近になる人が天下りをしている状況の中で、埋立承認が行われたんですけれども、その事実についてちょっと調べてみてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） この受注企業、新基地の受注企業に県の幹部が再就職していたということにつきましては、新聞報道により承知しておりますけれども、経緯の詳細については把握してございません。なお、県は再就職、退職した職員の再就職につきまして、企業等へあっせんするということとは行っていないため、一般的に言われる天下りに該当する事案でないと考えております。また、その民間企業の人事の内情について、県が権限を持って具体的に調査することは厳しいかなと考えているところではございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 県の幹部の退職後の就職まで私はあれこれ言っているんじゃないくて、この重大な埋立承認に絡む件で、こういう人と政府の要人と一緒に話をする。それからもう一人県の埋立承認をした部署の幹部が、前知事の関連する企業に天下りをしている。その時期がああ東京に行ったときの——いろいろあつという間に埋立承認に変わった時期ですけども、そういうことについては私が議会で委員会で質問して、天下りいるかと言ったら皆さん方の幹部が私のほうに来て、ちゃんと教えてもらったんですよね。だから、しっかり調べて相手は埋立承認に瑕疵ある、我々こう言っていて、向こうはないと言っているんだから、やはり国を相手にしてやる場合には皆さん方も十分な調査で、埋立承認の中身もしっかり熟知して対決しないと押し切られる心配がありますよ。こういう疑惑に絡むような環境影響報告書、これについてはやっぱり

もっと皆さん方調べてやってください。（「一般的な話じゃないよ」と呼ぶ者あり） 一般的な話じゃないんだのに。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 私どもとしては、埋立承認については瑕疵があるということで、今回代執行訴訟で主張しているところでありまして、その内容としては、環境保全への配慮について要件を欠くなど、取り消し得べき瑕疵があったと認められたため、取り消しという主張をしておりましたし、今後もその主張をしてまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この調査報告書をつくった企業は、ここで沖縄防衛局、いであ2カ所からの報告書になっていますけれども、この報告書を作成したのはいであというふうに書かれています。これは間違いありません。

防衛局のやった報告書。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 今般の埋立承認に係る環境影響評価書につきましては、今記憶しているだけですけれども、いであという株式会社が関与していることは事実であります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 いであということが出てまいりましたけれども、常任委員会の中で私はこれを見せました。これ何かといいますと、新石垣空港建設のときに白保の海を埋め立ててつくるときのこれは環境現況調査報告書です。（資料を掲示） その報告書を作成したのは新日本気象海洋株式会社、いであの昔の名前はこれじゃないですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） ただいまの件につきましては、承知していないところでございます。

○議長（喜納昌春君） 承知していない。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 承知していないって……。

これはちょっと部長、問題ですよ。これちゃんと質問するからはっきり県としての整理をしておきなさいと。裁判勝てるかどうかの問題ですよ、これ。当時私は沖縄県の監査委員もしてまして、この新日本気象は、貴重なアオサンゴがあるにもかかわらず、あの海

域には、白保の海域には貴重なサンゴは生息していませんという調査報告書をやった、それで追及したんです。今回の辺野古の貴重なサンゴについても、そう重要視しないような状況で保全策もとられていない。それでも保全策をちゃんとやりました、埋め立ては問題ありませんという前知事の承認につながっているの、それだけをわざわざ問題提起として、今後この問題、裁判を通じて明らかにしていく必要がありますので、きちっと調査してください。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今後裁判の中で、環境保全への配慮について要件を欠いていたということをしかり主張していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事が訴えられた以上、県職員一丸となって、やはり向こうのやってきたことについてちゃんときちっと明らかにして、裁判に勝利するために最大の手だてをとるべきだと思うんですよ。議会で僕らが提起しても、重視をしないで調べてこないというのは問題じゃないですか、部長、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

今、嘉陽議員の御指摘を受けまして、私たちも去る環境監視等委員会委員等の中に、いろいろと企業からの献金があったことについて防衛省からの報告を受けただんですが、その後ははっきりしたことも承っておりませんし、また、私たちの裁判についても環境に不十分だということも論点になっておりますので、今御指摘を受けまして県としても慎重に調査して、あるいはまた慎重に対応してまいりたいとそう考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私のほうもまだ調査をしていますけれども、これ裁判長続きますから、次の議会でもまた提起します。

次に、警察本部長にお聞きします。

警察本部長の答弁は、現場に行って機動隊が向こうに座り込んでいる皆さん方に対してやっている行為をしかり確認していますか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 現場の状況については、適宜報告を受け確認をしております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 本部長、私の質問は、本部長じきじきに現場に行ってしっかり確認してからの答弁になっているんですかと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 私自身現場にも何度か行っておりますし、現場の状況については画像等含め報告を受けております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 現場は私も大分行っていますけれども、きのうの現場の話をする、現場でこれから議会があるから帰ろうとしたら、警察機動隊が歩道を全部占拠している、横に、縦じゃないですよ。トイレタイムでもあるので急いでそこを通り抜けようとしたら通さない、機動隊が。通せよと言ったら、いや通せませんと言って。これ現場報告聞いているはずですけども、ああいうことはできるんですか。普通の通行人を機動隊が令状もなしにすぐストップすることができるんですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） ただいまの御指摘に係る行為がいかなる状況で行われたものか、これは私も見ておりませんので、何ともお答えはいたしかねるところではありますが、先ほど御答弁申し上げましたように、現場においては法令にのっとって適切に警備措置が行われているものと承知しております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この本部長が言う法令にというのは警察法に基づいてですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） もちろん警察法が警察の責務を規定しておりますので、これが一番大もとになりますけれども、その他警職法もございます、刑法もございます。その他道交法等の法令もございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この警察法を見ると、極めて厳格に権力の濫用をしないように戒められていると思うんですよ。警察法の1条、2条ちょっと読んでもらえませんか。

○警察本部長（加藤達也君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 警察法の1条につい

て、まず読み上げます。

第1条、「この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。」とございます。

○嘉陽 宗儀君 2条は。

○警察本部長（加藤達也君） 第2条でございます。

「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」とございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 そこにおける不偏不党の解説ちょっとしてください。

政治的中立性のことよ。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 不偏不党についてでありますけれども、不偏不党とは一つの政党その他の勢力の意思に従ったり、それらを有利にしようとして偏ったものとならないことを意味すると、ある解説本には書いてございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この政治的中立性の問題についても、時間ありませんからこれ以上議論しませんけれども、少なくとも皆さん方は公務執行妨害に対しての場合でも職務の適法性というのを議論しているんでしょう。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） もちろん私どもは法令にのっとり適切に職務を執行しなければならないものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私が今問題にしているのは、先ほどの私の質問も、あれは取り消しそのものは合法的、国のほうが憲法違反、公有水面埋立法違反、違法行為をしている。その違法行為を県民の力で是正しようという行動、これは許されますか、許されませんか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 私どもは先ほども御答弁申し上げましたとおり、現場において危険かつ違法

な抗議行動が行われているため、これらの行動を行っている方に対して再三の警告を行った上で違法状態を解消するために、安全に最大限配慮した上で必要最小限度の範囲において安全な場所に移動するなどの措置を講じているところであります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私が聞いているのは本部長、皆さん方はいろいろ検問する場合でも、拘束する場合でも職務の適法性というものに裏打ちされていなければならない。僕らの認識は、向こうは憲法違反、違法状況が進んでいて、それで知事も裁判に訴えられてこれは許されないと。違法行為ですよ。ところが、皆さん方は警察官が権力があるからといって、当然こういう違法を許さないということで頑張っている住民運動を押さえつける。しかもオジー、オバーが座っていたら引き抜いていくんですよ。それが適法ですか、警察は。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、県警察といたしましては、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に対しては、それが適法・適正に行われている限り関与するものではございません。しかしながら、先ほど申し上げたような危険かつ違法な抗議行動が行われているため、この違法状態を解消するために必要な措置を講じているところであります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今の本部長、適法かどうかという問題について今裁判訴えられていて、今の憲法体制のもとでは判決が一つの判断を示すわけであって、警察官があれば違法だという判断をして争いがあるものを、そういう一方の立場に立って力づくで排除する。そういうことは許されないじゃないんですか、一方的に。皆さん方が裁判官になって判決を出したような格好で、住民をごぼう抜きして引っ張り抜くというのはこれは許されない。

それから現場に行ったらオジー、辺野古のオバーが機動隊に引っ張られて非常に危ないと思ったもんだから、僕は機動隊にちょっとやめなさいと言ったら、これ公務執行妨害罪、逮捕するぞと言われた。今押さえつけられて苦しんでいる人を議員として見かねて、これ許されないぞと言って、その警察官にやめなさいと言ったら公務執行妨害になるんですか、本部長。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） ただいま議員お尋ねの状況については私も状況を承知していませんので、具体的なことについて申し上げるということは差し控え

させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今後もこの問題は長引きますけれども、少なくとも警察法の精神を逸脱するようなことがあってはならない。しかも、従来は沖縄県警の機動隊員で、あんたウヤファーフジに申しわけないと思わぬか、ウチナー県民のチムグクルわからぬのかと言ったら沖縄の機動隊の皆さん方顔をしかめて、やっぱり緩やかにするけれども、今警視庁から来た人は、方言もわからないし何を言うか、くそくらえみたいな格好で非常に乱暴ですよ。そういう意味では、本当に本部長、沖縄に赴任して、あなた沖縄県民の生命財産を守る責任者になっているんですよ。それが一方的に対立があるものを、一方の側に立って一方だけ取り締まるというようなことはよくない。だから、きょうはこの辺でとめますけれども、引き続きやっぱり県民の痛みを心にかけていただいて、警察行政に期してほしいという要望を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 この前、離島行ったら、おいしいヒージャー刺しを食べまして、久しぶりにこれおいしいなと思ったら、やっぱりつくり方が違うみたいですね。ウスカジが当たっているヒージャーと、そうじゃないヒージャーとの差を実感しました。そして、皮を焼くときにわらでやっていると、そうするとチップみたいな、ああいう何ていうのか、カバがして、すごくおいしかったなと。

今、ヒージャーの話する意味があるんですよ。ヒージャー祭りというのがありまして、これもう10年ぐらい前に、第1回ヒージャー祭りと大々的に沖縄市であった。そうしたら、恩納村から恩納ナービ借りてきて、恩納ナービって皆さん御存じですよ、直径6メートルぐらいの。あれに多分ヒージャー20頭ぐらい入っていると思うけれども、これを皆さんに振る舞っているわけ。ところが、これ振る舞っているそのそばでヒージャーオーラセーしているんです。僕らは、ヒージャー食べながらヒージャーオーラセー見に行ったらもんだから、このヒージャーがやっぱりにおいしたんでしょうね。私たちの兄弟が食べられている。ウリ マキーネー ツブサリンドーとそんな状況にあって、これ残酷なイベントだなと僕は思ったんですけども、あれ以来このヒージャー祭りやっていないみたいですけれども。

ヒージャーヤー、皆さんよく行かれると思いますけれども、カウンターで若いニーシェーが大げんかして

いるんですよ、大げんかしている。ヌーガヤーと思うぐらい口げんかしているんです。ところが急にこのけんかが聞こえなくなった。何をしているのかなと見たら、ヒージャー食べているんですよ。けんかの仲裁に一番上等はヒージャー汁だなど。だから翁長知事、ぜひ日本政府とヒージャー会をやっていただけませんか。仲直りをしていただきたいなと、やっぱりヒージャーが一番効き目あると思います。このヒージャーから外に出て、ちょっと歩いたら野良犬がいまして、イングラーがワウー……。ヒージャーの中にイングラーが入っていたんじゃないかなと思う。そういう……。もう質問しましょうね。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古埋立関連。

アはカットいたします。

イ、米国政府に対する今後の秘策、ワシントン事務所の役割について、知事の見解を伺う。

2、知事公室関連。

(1)、住宅等開発磁気探査支援事業の課題について伺う。

3、文化観光スポーツ部関連。

(1)はカットいたします。

(2)、観光政策について。

ア、観光振興のPDCAサイクルは機能しているかを伺う。

イ、観光収入における地元調達率について伺う。

(3)と(4)はカットいたします。

(5)、県立芸大卒の就職率について伺う。

4、総務部関連について。

(1)、県公共事業における物価調査会について伺う。

5、企画部関連について。

これはカットいたします。

6、商工労働部関連について。

これもカットいたします。

7、土木建築部関連について。

(1)をカットいたします。

(2)、国の推進する国土強靱化アクションプラン2015において、路面下空洞調査の実施を明記しているが、県の対応について伺う。

8、農林水産部関連について。

(1)、県花であるデイゴを見かける機会が減っているが、その理由と課題について伺う。

9、これはカットいたします。

10、我が会派の代表質問関連について。

赤嶺昇県議の1の(7)、宮古・八重山ではガソリン

の価格が沖縄本島に比較して高いがこうした格差を解消すべきじゃないか。これまでに格差解消のために投資された予算は幾らかを伺う。

この関連について、離島におけるガソリン価格について、ガスの価格は本島も離島も一緒であるが、ガソリンはなぜ高いのか、それについてお答えいただきたいと思います。

それと、3(4)のアの「総合評価などの公共工事のあり方を改善し、参入機会の改革に取り組みます。」の取り組み状況を伺うの中で、総合評価の見直しについて、特に技術面の評価について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ワシントン事務所の役割についてお答えします。

ワシントン事務所については、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えを伝え、米国側の理解と協力を促すということは非常に重要であると考えており、今後とも知事の考えや沖縄の状況を正確に米側へ伝え、知事の公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、知事公室関連についての御質問の中で、住宅等開発磁気探査支援事業の課題についてお答えします。

民間工事における不発弾探査費用を補助するため、平成24年度に住宅等開発磁気探査支援事業が創設されており、平成25年度から沖縄県が事業主体となっております。磁気探査費用の補助金交付に当たっては、事前に申請が必要であり、県におきましては、申請された書類の審査を行い、補助金の交付を決定しております。審査に当たっては、磁気探査の内容の確認等、慎重に審査を行っているため、申請から補助金交付決定までの期間短縮が課題となっております。

県としましては、平成27年8月から他部局への合議を省略し、事務手続を簡素化したほか、磁気探査の関係団体と期間短縮のための意見交換を行ったところであり、今後とも民間工事への補助金交付決定が可能な限り早期に行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 文化観光スポーツ部関連についての御質問の中の、観光振興のPDCAサイクルについてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、毎年度、PDCAを実施し、施策の評価、検証や改善結果を継続的に取り組みに反映させることとしております。このうち、観光振興では、183の施策について評価・検証等を行っております。平成26年度の検証結果としましては、評価対象の88%に当たる161の取り組みが順調となっており、前年度と比べ3.5ポイント改善しております。

県としましては、PDCAの検証結果を踏まえ、ややおくれや大幅おくれとなっている施策の課題を明らかにしながら、次年度に向けて、その見直しや改善に取り組んでいるところであります。

次に、観光収入における地元調達率についてお答えいたします。

平成26年度の観光収入は、入域観光客の大幅な増加により、過去最高となる5342億円を記録しております。観光関連施設における県産品の利用状況につきましては、平成26年度の観光産業実態調査において、飲食部門全体で46.2%、物販部門では食料品等で66.9%、工芸品で69.1%となっております。

県としましては、観光収入による県経済への波及効果を高めるため、関係機関と連携を図りながら産業間連携を強化し、地元調達率の向上に努めてまいります。

次に、県立芸術大学の卒業生の就職率についてお答えいたします。

県立芸術大学の学部卒業生の就職率につきましては、平成24年度卒58%、平成25年度卒62%、平成26年度卒68%となっております。県立芸術大学では、平成24年度から就職支援アドバイザーを配置し、学生へのきめ細やかな就職相談に対応しております。また、平成26年度からキャリア支援事業を実施し、学生と企業のマッチングを目的とした合同企業説明会や企業訪問等を行うことにより、就職率は徐々に上昇しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 総務部関連についての御質問の中で、県公共事業における資材単価調査についてお答えします。

資材単価は、実施設計単価表として年2回改定して

おり、変動しやすい鋼材等については、毎月発行されている物価資料の単価を採用しております。また、実施設計単価表と物価資料に掲載されていない資材については、見積もり等を採用し、適正な単価設定に努めております。なお、実施設計単価表については、関係業界団体から改定頻度をふやすよう要望があることから、来年度より改定回数をふやすことについて検討しているところであります。

次に、土木建築部関係についての御質問の中で、路面下空洞調査の対応についてお答えします。

国土強靱化アクションプランでは、事前防災及び減災に取り組むため、交通ネットワークの強靱化に向けて路面下空洞調査の実施が明記されております。県においては、平成25年度から今年度にかけて道路ストック総点検として、トンネル、横断歩道橋、舗装、道路標識、照明等の点検を実施してきました。路面下空洞調査については、緊急輸送道路を優先に平成28年度から調査を実施する予定であります。

次に、我が会派の代表質問関連についての御質問の中で、総合評価における技術評価基準の見直しについてお答えします。

総合評価における評価基準については、国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン参考資料編をもとに設定しております。評価基準については、これまでも関係業界団体の要望を踏まえ、改善を図ってきたところでありますが、さらなる改善の要望があります。

土木建築部としては、沖縄総合事務局や他県の事例を研究するとともに、関係業界団体の意見も聞きながら、改善に努めていくことにしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） デイゴの開花の減少と課題についての御質問にお答えします。

デイゴは、材質が柔らかくて軽く、琉球漆器等の材料として使用されるほか、成長が早く花がきれいなことから、公園や街路樹等に利用されてきました。デイゴはインド原産で乾燥地を好むことから、一般的に雨量が少ない年に多く花を咲かすと言われていますが、最近は害虫の被害等による開花の減少が多く見受けられます。デイゴの害虫被害としては、平成18年ごろに異常発生したヒメコバチとあわせ、ベニモンノメイガの被害が地域によって確認されています。デイゴヒメコバチは、開花の抑制や枯損等の被害を引き起こすため、薬剤樹幹注入による防除が行われています。ま

た、メイガ類については、適用農薬が登録されていないことから、剪定を行う等の物理的な防除が道路や公園等、一部の施設の管理者において実施されてきました。

沖縄県としては、今後とも、街路樹、公園、学校等の公共施設の管理者に薬剤を活用した防除方法の周知を図るとともに民間の被害地においては、防除に関する情報提供を行うなど、デイゴの保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 我が会派の代表質問関連についての中で、離島におけるガソリン価格についてお答えいたします。

家庭用LPガスについては、その多くが県外から直接、各離島へ輸送されているため、本島との価格差がないものと認識しております。これに対し、ガソリンについては、一度県外から沖縄本島へ運ばれた後、各離島へ輸送されており、その分経費がかかることになります。

県においては、石油製品輸送等補助事業により、この輸送経費について補助しておりますが、依然として本島との価格差が生じている状況にあります。その要因としては、平成24年に行った調査によると、本島と比較して販売量が少ない離島では、本島と共通の経費である人件費等の固定的な経費を賄うため、経営判断として1リットル当たりの粗利を高く設定している状況にあると分析しております。

県としましては、引き続きガソリンの価格差について調査を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 住宅等開発磁気探査支援事業の課題なんですけれども、執行率がかなり低い。せっかく民間でそういう磁気探査ができるという、公費でもってできるという、そういう補助金が出ているのにもかかわらず、ほとんどの人がやはりもうやらないんですね。何でかという、建築許可をもらってそれからしか受け付けはしないと。そうすると建築許可もらった段階で遊ぶ時期が結局許可のおくれとともに建築もおくれてしまうと。だからそういうふうな、どうもふぐあいが生じているみたいなんです。やっぱりこの辺は、すぐすばっと許可が出せるようなシステムをこれはもう絶対つくるべきだと思います。民間の中で事故が起きないとも限らないんで、その辺、公室長、よろ

しくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員の御指摘のとおり、この住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、申請から交付決定までの時間、これが大きな課題になっております。私どもとしては、その課題を認識しながら何とか早くするためにさまざまな内部手続など工夫しております。その一つとして、先ほど申し上げたように、決裁手続を短縮する試みをこしの8月からやっております。それから、関係団体とも意見交換をしまして、添付する資料なんかを例えば省略できないかとか、それからある資料にかわって別の資料をつけることによって期間を短縮できないかとか、そういう工夫も先月から始めておりますので、徐々にそういう期間短縮の効果が出てくるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひ、頑張っていただきたいと思っております。

観光政策なんですけれども、実は東京のほうで議員研修があったときに、ちょうど私は観光におけるPDCAの分科会に出ることができて、本当に目からうろこだったんです。

今、沖縄県の観光の状態というのは、観光地から観光地、観光地、観光地、空港と。そこに今一番不足しているのは何かというと、観光地から観光地まで行く間に町に入っていくという、この町。やっぱりこっちから北部まで行くときに観光地から観光地、すぐホテルに行くというパターンが多いんですが、その間に町に行って楽しむ、そういうシステムをつくらないと、今後の観光というのは難しいんじゃないかと。だから観光地めぐりばかりが沖縄の場合は突出しているような感じがして、この辺は県としても意識はされていますか、町に入っていくという。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 観光客の動線がそういう形でこの観光地を点で結ぶ形で行っている傾向にあるということについては、そういう状況が課題だというふうに考えております。地域にどのような形で観光客に周遊してもらえるか、そのためには市町村それから地域の観光協会、そういったところが地域のその文化、歴史、自然等を観光資源としながら、いかに魅力のある地域、観光地づくりをしていくかというのがポイントだと思っていまして、県のほうではそういった地域の取り組みを例えばアドバイザーを派遣するであるとか、それから実際の地域に根差し

た観光商品、着地型商品と呼んでおりますが、そういったものの開発支援とかそういったことをやることによって地域に観光客が周遊していけるような、そういった取り組みを支援しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これですね、今後沖縄は絶対やるべきだと思うんです。やっぱりもう西海岸だけが観光地であるみたいなイメージが余りにもあるものですから、私は地元はコザなんですけれども、結構やっぱりコザなんか来ると、ライブハウスとかすごくカルチャーショックを起こすぐらいツアーをするといいみたいなんです。そういうことをもう少し、スキームの枠をどんどん県のほうもふやしていただいて、例えば今の地域の物産だけを支援するんじゃなくて、地域の空気を支援する何がしかのスキームをこれからやっぱり意識してつくっていただきたいなと思います。ということは、地域地域の文化に対してアンテナを張りめぐらせてかわっていくというのが今後の観光行政になっていくと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、この県公共事業における物価調査会について。

部長、やっぱり2回だと資材によってはかなり価格が変わってくるというものもあるんです。だから、回数をふやすことによって、やっぱり僕は、今赤字だとよく公共事業で言われているものが少なくとももう少し解消できるんじゃないかと思っているんですが、この辺いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） まさしく今議員の御指摘のとおりでございまして、私どもが積算で採用している単価が実勢の単価にちょっと違うんじゃないかという意見も多うございます。ということで、我々、年々刊行物に載っていない資材単価というのを年2回の今調査やっているんですけれども、これを複数回やっていきたいということを考えています。ただ複数回やるとすると、沖縄県において最大35地区の資材単価を定める必要がございます。離島が多うございますので。これを全部やるというのは、やっぱり予算上非常に要することになりますので、せめて4分の1四半期、3カ月ぐらいの調査ということで単価の改定ができないかということで今関係部局とも調整を図らせていただいているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これはもうぜひやっていただきたいと思います。

それと、総合評価なんですけれども、技術面と会社

が得る点数が一緒だと。これ業界の皆さんがいつも言っているのは何かというと、技術面の評価はヘッドハンティングされてほかの会社へ行ったら彼が点数持つんですよ。ということは、こっちに点数がマイナスになるんです、会社を移すと。この会社で育った技術者が、点数を持って、ほかの会社に行って、ほかの会社で採用されるという、これはどう見たっておかしいんじゃないかなという感じがするんですが、こういう現実というのは把握していますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 技術者がヘッドハンティングされているという話は、実は今回初めて議員から指摘受けてわかりました。状況等というのは、今確認はしたいなと思っているんですけれども、私ども土木建築部の優良技術者の表彰のあり方なんです、今、優秀な成績で工事を完成した建設業者及びその工事において優秀な施工管理を行った配置技術者それぞれを優良建設業者表彰、優良技術者表彰ということで表彰を行いまして、総合評価の配点の基準にもそれは反映させていただいています。

議員からの指摘もありますように、この優良技術者の表彰における評価のあり方について、例えば、今、過去の3年間のものを対象にしているんですけれども、この3年間がいいのか、あるいは1年がいいのか2年がいいのか、あるいはこれをあっさりやめたほうがいいのかといろんな意見ございまして、これを今沖縄総合事務局や他県の事例を調査しながら、当然また関係業界団体のほうの意見も聞かないといけないと思っていますので、そういうことを踏まえながら、ちょっと改善というのは検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これですね、やっぱりいろんな意見があって、この会社で得た点数は、この会社を抜けたとたんになしにするべきではないかと、一から出直しさせるべきじゃないかという話も結構あるんですよ。これは、今後、いろんな業界の方たちと相談してやっていただきたいなと思います。やっぱり総合評価方式というのは、スタートして間もないはずですから、いろんな問題がこれからも出てくると思いますので、密にやっぱりこの辺はいろいろ勉強していただいて、いい流れをつくっていただきたいと思います。

それと、次はデイゴなんですけれども、デイゴって県花ですよ。県花だけど、ことしも僕デイゴの花、見ていないんです。観光客が沖縄県の県花は何ですかと言ったら、デイゴですよ。どこに行ったら見られ

ますかと言ったら紹介できないんですね。これはもう少しデイゴに関しては、県花とうたっているわけだから、もう少し頑張って花を咲かす努力をしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） デイゴの開花を阻害する害虫等の駆除につきましては、それぞれ今街路であるとか公園であるとか、そういった施設の管理者が精力的に行っているところではありますけれども、まだ成果が出てきていないということでもあります。この問題につきましては、関係部局と相談をしながら対応していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これだけはもうぜひやっていただきたいと思います。

あと最後に、これ石油とガソリンの資料を先ほど企画部長にも知事にもお渡ししたんですが、この物流の流れで、ガスはヤマトから直接来て、離島に来ているわけです。そして、石油に関しては、一旦沖縄県に入ってそれから来るわけでしょう。この沖縄県に入って、離島に行くまでの物流の補助金だと思うんです。これ年間10億も使って、多分、この表にも出ていますが、平均して22円高いわけです、離島が。この予算をこれだけつぎ込んで、なおかつ22円高い。しかしガスは、かえって離島のほうが安いというのは、これちょっとやっぱり補助金を出しているにもかかわらず、これが解消されていないというのはどこかに僕は問題があると思っています。その辺どうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、大変わかりやすい資料をいただきましてありがとうございます。我々が本当に課題として解決すべきではないかというようなことが、今この資料を見て感じられたわけです。

先ほど私も答弁しましたし議員からもございましたように、L Pガスについては、本土からほとんど直接各離島に運ばれている。ところが石油製品等については、一旦本島に来て、そこから輸送するというような形で、やはり今議員もおっしゃっていただきましたが、その本島から離島の分の価格差が出てくるということで、この価格差を解消するためには、L Pガス等の輸送についても検討をしなければならないかということがあると思います。ただ一方で、精製等とかいろいろなことが課題になると思います。やっぱりL Pガス等については、ガスボンベ等でいろいろまた運ばれるという部分もあると思いますけれども、この部分に

ついては、今回いただきました資料をベースに、我々さらに調査研究していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 あのですね、先ほどの答弁では、人件費がかかるから高くなっていると。しかし、これはみんな一緒じゃないですか。本島も離島も一緒ですよ、人件費がかかるのは。それを何で向こうのほうで、離島が人件費がかかって、本島はかからないのかということになるわけです。こういう調査報告というのは、いかがなものかなと僕は思っています。やっぱりもう少し、せつかくこれだけの補助金が、どういふふうに使われ、どういふふうにしてその解消に向けて使われているかということをしかり把握してもらいたいですね。単なる補助金として差し上げて、それでもなおかつ22円高いといったら、離島の皆さんこれ納得しないと思いますよ。補助金は出ているわけだから。この辺は、やはり均衡ある発展という、翁長知事も沖縄全体の均衡ある発展を公約としてやられているわけですから、知事、この解消に関しては、ぜひとも知事がこれをしかり本島と同じ価格にしていこう、この決意をひとつ聞きたいなと思っています。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

私が先ほどお話ししたのは、本島と比べてということがかかっているかということでございます。調査研究してみたいというのは、やはり直接県外から来た場合にはやはり差がないという部分です。

もう一つ、これまで県のほうも、この価格差、各離島実はもう少し高目でございました。特に、宮古・石垣の周辺離島は高かった。その部分は何かと申しますと、例えば、宮古・八重山でしたらタンカーが直接来て、そのまま陸揚げするわけですが、各離島といますのは、そこからまたタンクローリーですとかコンテナとかドラム缶、そういったものでさらにまたいろんな経費がかかっているということが判明したところです。フォークリフト代とかですね。こういったものについて、さらに調査を行って、この分についての補助を行うということで、逆にこの宮古・八重山の周辺離島のほうが、宮古島・石垣島よりも価格が低くなっているというようなことも実はございます。こういった形で我々もいろんな形で石油製品の価格差、せつかく議員から先ほどもございましたように、補助しているのにまだ価格差があるということについては、我々も重く見ているわけですが、ただ一方で、こういったことをやることによりまして、実は同じ離島県である長崎とか鹿児島、その離島よりは沖

縄島の離島のほうはやはり安くなっているということも事実でございます。ただそういいましても、我々しっかりと石油価格の調査をさらに行いまして対応していきたいというように考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これ本当に真剣に調査していただきたいなと思います。ほかのものに関していろいろ電話して、今、向こうでこれ幾らねと聞いたときに、コーラが120円、変わらないんですね。しかし、その石油だけはやっぱり変わっているということは、これちょっとおかしいなという気がします。それで、ガスはかえって5立方当たりの料金が安いわけですよ、離島が。こういうことも、やはりなぜそこが安くなっているのかということを勘案して、石油もそういうふうにはガソリンもそういうふうにして持っていくみたいな、これはぜひ県がやっぱり積極的にやるべきだと思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

最初に、辺野古新基地建設問題について。

選挙で示した辺野古新基地建設反対の県民の民意、第三者検証委員会の埋立承認に「瑕疵がある」との検証結果を受けて、翁長知事は承認を取り消しました。安倍政権による代執行裁判は、国民主権と地方自治をじゅうりんする憲法違反の暴挙ではないか、知事の見解を問います。

政府は、審査請求の裁決を放置したまま工事を続行し、代執行を提訴しました。代執行をするには「その是正を図る方法が他にない」など厳格な要件があり、また、「地方自治の尊重」もあります。裁判に対する知事の見解を問います。

政府は、佐賀空港の米海兵隊オスプレイ訓練を地元の反対で取り消しました。政府の極秘指定文書で、2010年の徳之島移設案は地元の反対を理由に米側が拒否していたことが報道されました。安倍政権は、沖縄県民の反対の民意を米国に伝え、辺野古新基地建設を断念すべきではないか、知事の見解を問います。

キャンプ・シュワブ内に7カ所の遺跡群があります。今回発見された約2000年前の文化財などは、辺野古の豊かな海がいにしへの沖縄の祖先の暮らしを支えたのではないかとロマンが広がります。文化財遺跡群が広がる可能性が指摘されているが、即刻工事を中

止して発掘調査を行うべきではないか、考古学的な価値を伺います。

100人以上の警視庁の機動隊が辺野古ゲート前での住民排除を強行しています。ゲート前のリーダー2人を含む3人を逮捕・拘留したのは、許せません。住民がけがをしたり、肋骨を骨折させられたのは傷害罪、暴行罪に該当するのではないか。力で排除してけがをさせるのが民主主義の国と言えるのか。警視庁機動隊は誰が配備の要請をしたのか。リゾートホテルに宿泊しているのは何人で、宿泊費を含む1日当たりの総警備費用は幾らですか。機動隊は住民を弾圧するために存在するのか。県民の生命財産を守らないで、米軍を守るために存在するのか。

米国防総省報告書で「海軍と海兵隊は、ジュゴンの生息区域での訓練を回避しようとしている」と記述されていると報道されました。「ジュゴンの生息に影響しない」とした辺野古環境アセスは重大な瑕疵があるのではないか、やり直しが必要ではないか、知事の見解を問います。

女性の人権と男女共同参画を向上させることについて。

世界経済フォーラムが毎年男女の格差指数を公表しています。2014年調査で、日本は142カ国中104位、日本の女性の人権、平等のおくれは、国連の女性差別撤廃委員会や人権規約委員会などの国際機関から繰り返し改善するように指摘されています。ヨーロッパでは、有期雇用や非正規でも同じ仕事なら正社員との均等待遇を保障して、女性の賃金は男性の賃金の8割から9割になっています。日本では、非正規と正規の均等待遇を義務づけていないため、パートや非正規の女性たちは、男性の半分の低賃金です。また、ヨーロッパでは、出産・子育て時期の女性の8割が働いています。日本では、保育や雇用の条件などの環境がおくれているために妊娠・出産で6割の女性が仕事をやめています。

それでは質問します。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの実態はどうなっていますか、県が調査を行うべきではないですか。

NPO法人非正規マタハラネットが、非正規雇用の人が育休を取得して職場復帰できたのが24.2%というマタハラ白書を公表しました。県内のマタニティーハラスメントの実態はどうなっていますか。県が調査を行うことについて。

県内事業所で育児休業制度と介護休業制度のあるそれぞれの事業所数と割合、育児休業と介護休業、それ

それを取得した男女別の人数と割合、取得していない理由と改善策を問います。

民間事業所の管理職に占める女性の割合は、全国と比べてどうなっていますか。県はどうなっていますか。

男性と女性の賃金格差はどうなっていますか。正規雇用と非正規雇用の男女差、非正規雇用に占める女性の割合はどうなっていますか。改善策を伺います。

労働者への残業規制や長時間労働を規制することについて。

全国と比べた離婚件数とひとり親家庭の数と割合について。

(8)と(9)は取り下げます。

ストーカー行為は全国と比べてどうなっていますか。

DV相談件数、警察の保護命令の件数と相談支援体制の拡充について。

警察に届けられた性犯罪、強姦、強制わいせつは減少していますか。

売買春の実態はどうなっているか。要保護児童の被害はどうか、根絶のための対策を伺います。

お金がなくて病院に行けない人のために、社会福祉法に基づく無料低額診療制度があります。実施病院、受診人数、病院が負担している医療費など実施状況はどうなっていますか。薬代での実施状況、病院所在の市町村に拡充することについて。また、県立病院に福祉制度として無料低額診療の制度を創設することについて。

伊平屋空港の建設計画と進捗、次年度予算の見通しについて。

次は取り下げます。

キャンプ・キンザーの汚染問題について、ジョン・ミッチェル氏による情報公開請求で明らかにされた資料を県は入手、分析しましたか。在沖米軍や総領事館に情報開示を求め、汚染の履歴、除去の有無、汚染対策について確認を求めるべきではないですか。

浦添市長の軍港受け入れ表明で、那覇港湾計画にどのような支障が出ていますか。軍港ありきでは、那覇港湾のクルーズバス増設などに重大な支障が出ると思うが、見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 西銘純恵議員の御質問にお答えをいたします。

辺野古新基地建設問題についてに関する御質問の中の、政府の対応と代執行訴訟に対する見解についてお

答えをいたします。1(1)と1(2)は関連しますので一括してお答えをいたします。

承認取り消しに対する審査請求、審査請求手続における執行停止決定及び代執行手続への移行といった一連の政府の対応は、団体自治、住民自治といった地方自治の本旨に照らしても、極めて不当であり、今日の事態に至ったことはまことに残念であります。地方自治法に基づく代執行手続は、国が地方公共団体を行う関与の方法として最も厳しいものであります。このことから、代執行等以外の措置によって是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときに行うことができるという厳しい要件が課せられています。

沖縄県としましては、今回の代執行訴訟の提起は、その要件を満たしているとは言えないと考えており、裁判所に提出した書面においても、その旨主張しております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、民意を踏まえた政府の対応についてお答えします。

戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならぬというのは、大変理不尽であると考えております。政府においては、地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

県としては、今後ともあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

同じく辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、環境アセスについてお答えします。

環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく手続が終了した事案について、法令上、事業者に対し新たな情報等が判明したことを理由として、環境影響評価のやり直しを求める規定はありません。公有水面埋立承認については、第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これを精査した結果、環境保全への配慮について要件を欠くなど、取り消し得べき瑕疵があるものと認められたため、取り消したものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、キャンプ・シュワブ内での発掘調査の実施と考古学的な価値についてお答えいたします。

県教育委員会では、キャンプ・シュワブ内での発見された土器等について、平成27年11月27日付で文化財として認定いたしました。キャンプ・シュワブ内での文化財調査につきましては、文化財保護の観点から名護市教育委員会が遺跡の有無等を確認するため、試掘調査を実施しているところです。

考古学的な価値については、名護市教育委員会が実施している試掘調査の結果により今後明らかになっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 辺野古新基地建設問題に関する御質問の中で、キャンプ・シュワブゲート前の警備についてお答えいたします。

県警察では、キャンプ・シュワブ前における、危険かつ違法な抗議行動に対しては、あらかじめ警告を行った上で、違法状態を解消するため、安全に最大限配慮した上で、必要最小限度の範囲において安全な場所に移動するなどの措置を講じているところでありますが、その際には、常に冷静沈着に対応するとともに、抗議行動参加者1名に対して複数の警察官で移動させるなど慎重な対応を行っているところであります。

また、現場においてけが人や体調不良者が発生した場合には、その都度、安全な場所に移動させた上で救急車を要請するなどの必要な措置を講じているほか、取り扱い警察官等からの状況確認等も行っておりますが、警察官がけがをさせたということは把握しておりません。

以上のとおり、県警察としては、キャンプ・シュワブ前における危険かつ違法な抗議行動に対し、法令に基づき適切に対応していることから、傷害罪、暴行罪に該当するとの指摘は当たらないと認識しております。

次に、警視庁機動隊の派遣につきまして、県警察では、キャンプ・シュワブ前での警備を含め、県内のさまざまな警察事象に的確に対応するため、沖縄県公安委員会から東京都公安委員会に対し、警察法第60条に基づく援助の要求を行ったものであります。

警視庁から派遣されている警察官の人数、宿泊場所、総警備費用等詳細につきましては、警察の対応能

力等が明らかになるおそれがあることから、お答えすることは差し控えさせていただきます。

キャンプ・シュワブ前における県警察の職務遂行に際しては、不偏不党かつ公平・中正を旨とし、現場における安全確保とトラブル防止のため、安全に最大限配慮した上で適切な措置を講じているところであります。

次に、女性の人権と男女共同参画を向上させることに関する御質問の中で、ストーカー事案の全国比についてお答えいたします。

平成26年中のストーカー事案の相談件数は144件で、前年の155件に比較して11件の減少となっております。人口10万人当たりの相談件数は10.3件で、全国平均の17.8件と比較して低い数値となっております。

この種事案は、行為者の行動等に伴い、事案の状況や危険性が刻々と変化し、重大事件に発展する特徴があります。このため、県警察としましては、相談受理の初期段階から、相談者から事案態様の詳細について聴取し、危険性及び切迫性を判断して被害者の生命、身体の保護を最優先に事案への対応を徹底しているところであります。また、県・市町村レベルでの職員研修会、人権擁護委員会総会、市民を対象とした講座等へ出向いて講話を行うなど、抑止を目的とした広報啓発活動を行っております。

次に、性犯罪の現状と抑止対策についてお答えいたします。

過去5年の強姦の認知件数は、平成22年10件、23年8件、24年20件、25年16件、26年10件となっております。本年10月末現在の認知件数は9件で、前年同期と比較して2件、28.6%増加しております。

次に、強制わいせつの認知件数は、平成22年60件、23年64件、24年75件、25年81件、26年67件となっております。本年10月末現在の認知件数は42件で、前年同期と比較して11件、20.8%減少しております。

県警察における強姦や強制わいせつなどの性犯罪被害の抑止対策といたしましては、この種事犯について犯人の徹底検挙に努めるほか、企業に勤める女性職員を対象とした護身術を含む防犯講話の開催、女性を性犯罪の被害から守る啓発チラシ、ポスター等の作成・配布、性犯罪の前兆と見られる声かけやつきまとい等を行う者に対する指導・警告、検挙等による先制・予防的活動などを実施しております。

県警察といたしましては、今後とも女性を性犯罪の被害から守るため、関係機関と連携を密にして安全対

策を強化してまいりたいと考えております。

次に、売買春の実態と根絶のための対策についてお答えいたします。

平成26年中の売春防止法違反の検挙件数は38件で、被害者となった要保護女子数は、65人となっております。また、本年10月末現在の検挙件数は24件で、要保護女子数は32人となっており、前年同期に比べて15件、32人増加しております。平成26年中の児童買春事犯の検挙件数は23件で、被害児童数は13人となっております。また、本年10月末現在の児童買春事犯の検挙件数は10件で、被害児童数は10人となっており、前年同期に比べて13件、3人減少しております。

県内における売春事犯の実態につきましては、店舗型性風俗特殊営業店舗いわゆるソープランドにおける売春のほか、インターネット上の出会い系サイト等で売春の相手方を勧誘する手口など、年々悪質化、巧妙化の傾向にあります。

県警察では、女性の人権を侵害する売春事犯の根絶に向け、県内に点在する歓楽街の実態把握を徹底するなど、悪質な事犯に重点を指向した徹底した取り締まりを行っております。また、児童買春事犯に関しましては、児童生徒への啓発活動が重要であることから、非行防止教室やスマートフォンへのフィルタリング啓発活動等を行い、被害防止を図っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 女性の人権と男女共同参画を向上させることについての御質問の中の、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの実態と県の調査の実施についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成26年度における個別労働紛争相談2244件のうち、パワーハラスメントを含むいじめ・嫌がらせに係る相談は、504件とあります。また、平成26年度の男女雇用機会均等法に関する相談192件のうち、セクシャルハラスメントに係る相談は、107件とあります。県が平成26年度に実施した沖縄県労働環境実態調査において、セクシャルハラスメント対策の実施について事業主に質問したところ、有効回答のあった2537事業所のうち27.5%で対策を講じているとの回答がありました。実施した対策として、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置、相談に対する適切な対応等が挙がっております。パワーハラスメントに関する調査につきましては、今後の状況等を勘案

し、次回の労働環境実態調査へ盛り込むことを検討したいと考えております。

次に、県内のマタニティーハラスメントの実態と県の調査の実施についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成26年度の妊娠等を理由とした不利益取り扱い、いわゆるマタニティーハラスメントに関する相談は、32件とあります。なお、沖縄県の女性就業・労働相談センターには、マタニティーハラスメントに関する相談は寄せられておりません。調査につきましては、今後の状況等を勘案し、次回の労働環境実態調査へ盛り込むことを検討したいと考えております。

次に、県内事業所の育児休業制度と介護休業制度の有無等についてお答えいたします。

平成26年度に実施した沖縄県労働環境実態調査によると、有効回答のあった2537事業所のうち、育児休業制度を採用している事業所は49.1%、介護休業制度を採用している事業所は38.2%となっております。育児休業、介護休業の取得者数及び割合について、男女別の調査は実施しておりませんが、育児休業については、出産者数1147人のうち取得者数1060人で、取得率92.4%となっております。介護休業については、取得者数は62人ですが、介護休業を希望する者の数を把握していないため、取得率は算出できません。なお、従業員調査において、産休や育休を取得しやすい環境にしてほしいとの意見が寄せられたことから、産休・育休が取得しづらい状況があるものと考えております。

県におきましては、今後とも事業主等に対し、労働関係法令に関する啓発のセミナーを開催する等、働きやすい環境整備の促進に取り組んでまいります。

次に、男女の格差と改善策についてお答えいたします。

平成26年賃金構造基本統計調査によると、本県の一般労働者の所定内給与額は、10人以上規模の事業所で月額22万7700円となっております。男女別に見ると、男性は25万1400円、女性は19万3600円で、女性は男性の77%の水準となっております。

平成24年就業構造基本調査によると、沖縄県の雇用者全体のうち、正規雇用は29万6000人、男女別では男性19万5100人、これは65.9%です。女性10万800人、これは34.1%となっております。非正規雇用は23万7500人で、男性は8万5700人で36.1%、女性は15万1800人で63.9%となっております。

本県においては、近年、完全失業率及び有効求人倍率の改善が進んでおりますが、地域、職種、正規・非

正規等においてミスマッチが生じ、専門的・技術的業種においては人材不足が生じております。県では職業訓練等のスキルアップを支援し正規化を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等、女性も働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、長時間労働の規制についてお答えいたします。

沖縄労働局では、平成26年11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、長時間労働等が疑われる50事業所に重点監督を実施し、法令違反を確認した42事業所に対して、是正・改善の指導を行っており、ことしの11月にも同キャンペーンを行ったとのこと。国においては、労働基準法改正案に、月60時間を超える時間外労働に係る割り増し賃金について、中小企業への猶予措置を3年後に廃止すること等を盛り込んでおります。また、沖縄県及び沖縄労働局は、平成27年2月に使用者団体及び労働団体に対して、年次有給休暇の取得促進を初めとする働き方の見直しに取り組むよう要請するなど、長時間労働の抑制を働きかけているところであります。

県では、沖縄労働局と連携し、セミナーなどを通し、法定労働時間や割り増し賃金の支払い等に係る労働基準法の規定の周知啓発に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、女性の人権と男女共同参画を向上させることについての御質問の中で、管理職に占める女性の割合についてお答えをいたします。

民間事業者の管理職に占める女性の割合は、総務省労働力調査の平成26年数値によりますと、全国平均11.3%、沖縄県14.3%となっております。都道府県の管理職に占める女性の割合は、内閣府調査によりますと平成26年4月1日現在、全国平均7.2%、沖縄県6.2%となっております。なお、平成27年4月1日現在、沖縄県においては7.4%となっております。

次に、離婚件数とひとり親世帯数についてお答えをいたします。

本県における平成25年の離婚件数は3651件、人口1000人当たりの離婚率は2.59で、全国の1.84と比較して0.75ポイント高くなっております。また、平成25年度に実施した沖縄県ひとり親世帯等実態調査においては、本県の母子世帯数を2万9894世帯、父子世帯数を4912世帯と推計しております。全世帯に占

める割合は母子世帯5.46%、父子世帯0.9%で全国と比較していずれも約2倍の水準となっております。

次に、DV相談件数及び保護命令件数、相談支援体制の拡充についてお答えをいたします。

本県における平成26年度のDV相談件数は、配偶者暴力相談支援センターで2615件、沖縄県男女共同参画センターで615件、沖縄県警察で715件、合計で3945件となっております。また、平成26年の保護命令件数は、74件となっております。

DV被害者への相談・支援については、平成23年度までに女性相談所及び各福祉保健所に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与したほか、その後も相談件数の増加に応じ、女性相談員を増員するなど体制の拡充を図っております。

次に、無料低額診療制度についての御質問の中で、無料低額診療事業の実施状況についてお答えをいたします。

本県における無料低額診療事業は、現在2法人、8施設で実施しております。平成26年度の無料低額診療患者数は、6万7750名となっており、そのうち生活保護受給患者数を除くと、1892名となっております。また、事業の実施により法人が負担した費用は、594万2845円となっております。

次に、薬代の実施状況等についてお答えをいたします。

無料低額診療事業については、外来患者に対する院外調剤が事業の対象外となり、患者が負担することとなっております。本県の事業実施施設においては、外来患者への調剤が全て院外調剤となっております。国においては、院外調剤を行う事業を無料低額事業の対象とすることも含めて検討しているところであります。また、県内の市町村において薬代に対する助成を行っている団体はありませんが、県としましては、今後とも、国や市町村の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 無料低額診療制度についての御質問の中で、県立病院における無料低額診療制度の創設についてお答えいたします。

無料低額診療事業は、生計困難者の支援を目的に、無料または低額の料金で診療が受けられる制度であります。

病院事業局としましては、当該事業の実施については、関係部局との調整や病院経営への影響など、慎重

な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 伊平屋空港の建設計画等についてお答えします。

伊平屋空港の整備につきましては、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。平成23年5月の環境影響評価書に対する知事意見の中で、埋立回避の意見が出されたことから、滑走路長を800メートルとして基本設計を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところであります。なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、伊平屋空港協議会や関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んでいるところであります。

次に、那覇港湾計画についての御質問で、軍港受け入れ表明による港湾計画への支障についてお答えいたします。

那覇港管理組合では、現在、那覇港港湾計画の改定に向け、那覇港長期構想検討委員会を設置し、検討を進めているところです。同検討委員会では、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県アジア経済戦略構想等の上位計画との整合を図りながら、将来の那覇港のあり方を議論しているところです。その後、同検討委員会の検討結果を踏まえ、地方港湾審議会及び国による交通政策審議会を経て、浦添埠頭地区における港湾の施設配置計画を含めた那覇港港湾計画が改定されることになります。なお、那覇軍港の代替施設の位置・形状については、これまでの那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港湾施設の移設については民港の港湾計画と整合を図りつつ進めていくとされてきた経緯があり、これまでどおり那覇港港湾計画との整合が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） キャンプ・キンザーに関する公開文書の入手及び汚染履歴等の確認についての御質問にお答えします。

キャンプ・キンザーに関して公開された米軍文書について、県では、翻訳作業を実施するとともに、記載内容について確認を行っているところです。また、浦添市とも連絡、情報交換を行い連携して対応していくことで合意しております。さらに、沖縄防衛局へは当

時の米軍の対応状況について照会を行っているところです。

県としては、今後とも浦添市等関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵さんの再質問は午後に関したいと思っております。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

西銘純恵さんの再質問を行います。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問に入る前に、警察本部長に、辺野古の過剰警備なんですが、警察法の法の目的、この法律が個人の権利と自由を保護することを筆頭に目的を定めています。この立場でやってもらうよう、私はもう厳しく指摘をしておきます。

それでは、再質問に移ります。

女性の人権問題について。

日本は、女性議員比率や司法や行政、民間などあらゆる分野で、方針や政策決定の過程に参加する女性が圧倒的に少ない。管理職の女性比率が11.2%と女性の地位が低い。法律上の男女差別が民法にいまに残されていることも世界からは信じがたいと言われております。安倍首相は、女性の輝く社会を掲げていますが、そのかなめとなる男女の格差の是正や女性に対する差別の撤廃の言葉も政策ありません。ヨーロッパなどでは、国連の女性差別撤廃条約の実施で、女性差別の禁止規定が明確にされて女性の地位と平等が大きく前進をしています。

沖縄の女性の地位、人権について知事の御所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

男女共同参画社会を、特に女性の地位向上ということとありますと、そういう社会を実現するということが非常に大事かと思っております。そういう意味で、社会のあらゆる分野で政策や方針の決定の場に男女が参画して意見や考え方を反映させていくと、そういうことが重要だと考えておりますので、そういう意識啓発等含めて、県としてはそういう取り組みをやっていききたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 雇用問題とか日本がおくれていると私指摘しました。女性の人権と男女平等のおくれというのは、日本政府の施策のおくれが根本にあります。でも、沖縄県政がやっぱりこれを前進させるように強く要望したいと思います。

それでは、辺野古新基地建設についてお伺いをします。

グREGソン元米国防次官補が、ワシントンの沖縄問題に関するシンポジウムで、沖縄の民意は不平だと言ったと報道されています。このときに、訪米中の島尻安伊子沖縄担当大臣が、一日も早い普天間問題の解決、辺野古の新基地計画を推進すべきだということも述べたと言われています。このグREGソンの沖縄の民意は不平だということに対する知事の所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 西銘議員の再質問にお答えをいたします。

よくアメリカは民主主義の国だということで、大変いろんな角度から期待されているようなところもあるんですけど、こういった発言を聞きますと、大変そういったものに疑念が生じるような感じがいたします。民主主義というのは、一番選挙を通じての結果が民意だというふうに思いますので、そういったようなものを不平という言葉でやった場合には、アメリカではそういうことはどういうふうになっているのかなという感じもしますし、それから基地問題という意味では、私がちょうどハワイに行ったときにMV22が墜落をしたんですが、あれはあれで、墜落は墜落としても、その数年前から住民と軍のいわゆる討論の場といいますか、議論の場があって、そういう中においてもああいう事故が起きたということであるんです。そこでは何をやっているかということ、時間帯とかそういったいろんなものの取り決めがあるんですね。そういったものは、日本の日米地位協定などにはございませんし、それからいろんな環境の問題でも先ほど来本会議でも話しましたが、そういったこと等がない中で不平という問題を言いながら、また辺野古が唯一だというようなことに合意をしたということからすると、当事者意識を持ってきたのかなという感じもしますが、この新聞だけでは全部はわかりませんが、いずれにしる大変残念な発言だなという感じを持っております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 去年、宜野湾の市民の皆さんは、知事選挙や衆議院選挙で辺野古反対という民意を選挙

で示しました。来年1月24日、宜野湾の市長選挙が行われます。これに対してオール沖縄で辺野古反対ということで動いていますけれども、選挙に対する知事の思いを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新辺野古基地はつくらせないと、ありとあらゆる手段をとというような意味の中には、やはり民意を含めてたくさんそういった意味では、日米両政府にも訴えるのが必要なものがあるだろうし、それから国際社会にも訴えることがあるだろうと思います。

そういう意味では、昨年の一連の民意がほぼ100%、沖縄県民の民意があらわされたということからしますと、また一つの当事者であります宜野湾の市長選挙は、そういった件について大変重要な意味合いを持っていると思いますので、私からすると大変その意味合いは大きいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 終わりに、12月2日、福岡高裁那覇支部で知事が代執行裁判にする意見陳述を行いました。本当に、沖縄県民に揺るぎない確信と展望を与えてくれました。不当きわまるこの代執行裁判で裁かれるのは、日米政府ではないかという声も広がっています。

私たち県民が日本国憲法と民主主義を取り戻すために、オール沖縄をさらに確固なものにしていく、このために頑張っております。全国でも、SEALDs・大学生やママの会などが安倍政治打倒ということで、戦争法廃止のために頑張っています。ぜひ私どもも翁長知事を支えて、この政治を変えるという立場で頑張る決意を述べて質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 皆さん、こんにちは。

公明党さんから絶大なる御声援をありがとうございます。

社民・護憲ネット、狩俣でございます。

けさの新聞を見ますと、翁長知事が1周年ということで、95%の公約を取り組んできたというふうなことが載っておりました。さすがだと思っています。県民の意識はといいますと、圧倒的に翁長知事を支持しております。本当にこれはすばらしい、ぶれない知事として県民が高く評価しているということがわかります。

さて、国は辺野古以外はないと何度も何度も発言し

ていますが、これを言わないと不安で仕方がないんじゃないかなと、国の焦りを私は感じております。

さて、質問に入ります。

1、基地問題について、全部カットいたします。取り下げます。

次、2、福祉関連について行きます。

(1)行きます。

介護施設や託老所などで働く職員から苦情が寄せられています。法令が守られてなく、意見を言うと嫌がらせなどがあるようです。そういう施設に対しての指導はどのようになっているのでしょうか、また職員などから県への苦情はどうでしょうか、労働基準監督署への訴えなどはあるのでしょうか。

次、(2)番はカットです。

3、教育問題に行きます。

(1)、就学支援金・奨学給付金について伺います。

2014年度から始まったこの制度は、事務量の増大とかいろいろあるようですが、その課題もありながら、どうなんだろう、スムーズに行われているのかどうか伺いたいと思います。

イ、ウはカットです。

(2)、臨時・非常勤教職員の待遇改善について伺います。

平成26年1月17日、総務省から臨時・非常勤教職員の待遇改善について通知が出されたようですが、県の対応を伺います。「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」という通知文でございますので、御答弁をお願いします。

(3)、家庭教育支援条例について伺います。

ア、少子・高齢化や核家族化が進む中で、社会情勢が大きく変化し、家庭教育力の低下が深刻な社会問題となっている状況にあります。家庭教育の課題はどのような取り組みが必要とお考えでしょうか。

イ、昨年度から、家庭教育力の向上を目指した家庭教育力促進「やーなれー」事業を実施していますけれども、その取り組みをさらに前進させるため、家庭教育支援条例を制定してはいかがでしょうか伺います。

次、4番、いろんな方がこれを聞いていますが、私も聞きます。

機動隊・海上保安庁の暴力行為について。

(1)、辺野古新基地建設をめぐってキャンプ・シュワブ前や大浦湾での県警や警視庁、海上保安庁による暴力行為がマスコミでも報道されています。11月28日、被害に遭った方からそのときの状況をお聞きしま

した。失神寸前まで首を絞められたり、上から押さえつけて海に沈めたり、やりたい放題のようです。同日、新たに機動隊に胸を押され肋骨を折った被害者が出ました。指を曲げたりするなどで手が1週間ほど腫れていたなどの報告を受けました。今にけがだけでなく命にかかわる事態も起こるのではないかと危惧しています。警察本部長はこのような状況について過剰警備とは思わないですか。

5、酒気運転、飲酒運転についてですね。

(1)、近ごろ、酒気・飲酒運転による交通死亡事故が多発しています。過去5年間の酒気・飲酒運転による事故の状況を伺います。また、防止のためにどのようなことに取り組んでいるのか伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 福祉関連についての御質問の中で、介護施設等に関する苦情への対応についてお答えをいたします。

介護施設等について苦情が寄せられた場合や法令違反などが疑われる場合には、法令に基づき随時指導を行い、改善を求めるとともに、必要に応じて労働基準監督署へ情報提供を行っております。また、沖縄労働局が公表している平成26年度の労働紛争関係の状況については、業種別にはなっておりませんが、全体で労働相談件数が8598件、個別労働紛争相談が2244件、助言指導及びあっせんが156件となっております。

県としましては、介護施設等において適正な運営と質の確保がなされるよう、引き続き法令の遵守について指導・監督を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育関連についての御質問の中で、就学支援金制度等の実施についてお答えいたします。

県教育委員会では、高校生の教育費の負担軽減を図るため、平成26年度から就学支援金事業及び奨学のための給付金事業を実施しております。平成26年度は新入生1万5060人のうち、就学支援金を1万3833人、約91.8%、奨学のための給付金を5275人、約35.0%の生徒に支給しております。また、学校現場において新たな業務が生じることから、事務補助員を各学校に1名配置しており、次年度以降も引き続き配置する予定で事業の円滑な実施に取り組んでまいりま

す。

次に、臨時的任用教職員の処遇改善についてお答えいたします。

文部科学省から「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて」の通知を受け、県教育委員会においては、平成26年3月13日付で各県立学校へ通知を行い、同一事業所において任用が数日の間をあけて再度行われる場合において、被保険者資格を喪失させることなく継続する処理を行っています。臨時的任用教員の任用期間については、地方公務員法第22条の規定に基づき、1年以内の任用が可能となっております。

今後、他県の動向も注視しながら、適切な任期の設定について検討していきたいと考えております。

次に、家庭教育への支援についてお答えいたします。

家庭教育の課題としましては、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、規範意識やマナーの欠如などが挙げられます。

県教育委員会としましては、昨年度、沖縄県家庭教育支援推進計画を策定し、支援者養成、支援活動、広報活動及び検証活動等を実施するとともに、関係団体等と連携し、保護者向けの学習プログラム等を実施しており、県民総がかりで家庭教育を支える体制づくりを目指しているところです。

次に、家庭教育支援条例の制定についてお答えいたします。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものであります。

なお、家庭教育支援に関する条例につきましては、その重要性に鑑み、関係団体、関係部局と調整の上、制定できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 機動隊・海上保安庁の行為に関する御質問の中で、機動隊による警備についてお答えいたします。

県警察としましては、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に対しては、それが適法・適正に行われている限り、関与するものではありません。しかし、連日、工事関係車両の入域時を中心に、抗議行動参加者によるゲート前の道路を占拠して車両の通行を妨害す

る形での座り込み行為や寝転び行為、車道に飛び出している車両の前への立ち塞がり行為や車両の下への潜り込み行為といった危険かつ違法な抗議行動が行われているため、これらの行動を行っている方に対し再三の警告を行った上で、違法状態を解消するため安全に最大限配慮した上で、必要最小限度の範囲において安全な場所に移動するなどの措置を講じております。

なお、その際には、常に冷静沈着に対応するとともに、抗議行動参加者1名に対して複数の警察官で移動させるなど、慎重な対応を行っているところであります。

御指摘の肋骨を折った人が人につきましては、事案認知後に救急車を要請するなどの必要な措置を講じており、取り扱い警察官や目撃警察官からの状況確認等を行った結果、警察官がけがをさせたという事実は確認されておられません。また、指を曲げたりするなど手が腫れた方につきましても、現場において確認されておらず、抗議行動参加者からの申し出もありません。

以上のとおり、県警察としては、キャンプ・シュワブ前における危険かつ違法な抗議行動に対し、法令に基づき適切に対応しており、過剰警備との指摘は当たらないと認識しております。

次に、酒気運転による過去5年の飲酒絡み事故の発生状況と防止のための取り組みなどについてお答えいたします。

本県における過去5年間の交通人身事故の発生状況につきましては、平成22年は6501件で、その後は6500件前後で推移し、平成26年は6242件と減少しております。そのうち、飲酒絡み人身事故の発生につきましては、平成22年は154件で、その後、130件前後で推移し、平成26年は117件と減少しております。交通死亡事故につきましては、平成22年は発生が47件、死者数は47人で、その後、40件から51件の間で推移し、平成26年は過去最少の34件、死者数は36人と減少しております。そのうち、飲酒絡み死亡事故につきましては、平成22年は発生が8件、死者数は8人で、その後、発生は5件から10件の間で推移し、平成26年は9件、死者数は9人となっております。

全人身事故に占める飲酒絡み人身事故の構成率につきましては25年連続で、また、全死亡事故に占める飲酒絡み死亡事故の構成率につきましては、2年連続で全国で最も高くなっております。なお、本年10月末現在の飲酒絡み人身事故につきましては88件で、前年同期と比べ12件、12%の減少、飲酒絡み死亡事故につきましては9件で、前年同期と比べ1件、

12.5%の増加となっております。

県警察におきましては、飲酒運転根絶に向けたさらなる取り組みの強化を図るため、本年1月、警察本部に飲酒運転根絶総合対策室を設置し、飲酒運転取り締まりの強化と飲酒運転根絶県民運動の拡充を柱に各種取り組みを推進しております。飲酒運転取り締まりの強化につきましては、事故を起こす前に検挙することを目的に、酒類提供飲食店が密集する繁華街周辺や主要幹線道路での取り締まりを強化するとともに、前夜の深酒の影響による朝の出勤時間帯の事故が多いことから、白バイ等による早朝取り締まりを強化しております。本年10月末現在の飲酒運転の検挙につきましては1296件で、前年同期と比べ368件、39.7%増加しており、依然として悪質な運転者が後を絶たない状況にあります。

飲酒運転根絶県民運動の拡充につきましては、沖縄県飲酒運転根絶条例に、県民の責務として飲酒運転の危険性について自覚し、家庭や地域、職場で飲酒運転根絶の取り組みに努める旨規定されておりますが、今年上半年に飲酒運転で検挙された運転者に対する実態調査では、約7割の運転者が「酒を飲んだ後に車を運転するつもりだった」と回答していることから、県民一人一人に対する飲酒運転根絶意識の浸透が極めて重要なことと考えております。

そのため、県や市町村、関係機関・団体、交通ボランティア等と連携して、居酒屋等酒類提供飲食店におけるハンドルキーパー運動、ポスター、ステッカー掲示等による意識啓発、運転免許保有者からの飲酒運転根絶宣言書の署名提出による意識啓発、自治会長等を飲酒運転根絶アドバイザーとして委嘱しての意識啓発、地域FM局と連携した飲酒運転根絶や交通事故防止に関する情報発信などの活動を推進しております。また、若年者や家庭対策として、小学生から高校生までを対象とした交通安全教育、子供から父母、祖父母等に飲酒運転根絶を呼びかけるメッセージの発信、警察官が建築現場等に赴いての出前型講話や運転免許を取得する自動車学校の教習生を対象とした講話などの取り組みを推進しております。

県警察といたしましては、今後とも飲酒運転取り締まりの強化を初め、県や市町村、関係機関・団体、交通ボランティア等とより一層連携を密にして、飲酒運転のない安全・安心な沖縄県を実現するため、県民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、奨学支援金の事務員の加配、来年も引き続きということですのでこれありがとうございます。

それから、臨時・非常勤職員の待遇改善なんですが、これについては次回しっかりとまた議論をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、家庭教育支援条例につきましては、やはりいろんなところと連携してこれはやれるということ、これは期待していますので頑張ってください。

次、県警のほうです。

酒気運転、飲酒運転については、いろいろワーストワンとかいうのもある中で、いろんな取り組みをしていらっしゃる、これは高く評価します。やっぱり酒気運転ワーストワンと言われている中で、飲酒による事故もたくさんあります。そういう中で県警がいろんな対策をとってやっていること、これについて私高く評価いたします。

引き続き辺野古について行きますが、私、沈着冷静でやると言ったんですが、辺野古に行きまして、いろんな場面、こういうふうに押さえ込んでいる、県警の皆さん。（資料を掲示）そして、首を絞めている県警の皆さん、本部長見えていますか。首絞めているんですよ、首を、県警が。これ過剰じゃないんですか。これ沈着冷静ですか、そうはならないでしょう。こういうふうな形で何名でも押さえ込んでいる。こういうふうな方で機動隊に倒されて後頭部を打つ、こういう方たちは全部救急車で搬送されたりしているんですよ。私は命と財産を守るというのが県警であるならば、こういう過剰な警備、これは必要ないと思います。こういうふうに道路を封鎖する。これも県警やっているんですよ。これはいろいろ理由はまたつけるかもしれませんが。私は、またある方からお手紙いただきました。この機動隊の方に押さえ込まれて首を絞められて、けがをした方なんです、そういう方々からもお手紙が来ていますよ。そういう過剰な警備、これは県警が幾ら、本部長が幾ら言ったって、それをまともに聞く人はいませんよ。こんなたくさんのけが人が出て、それで過剰じゃないと言う、そこらあたりがちっとわかりません。もう1回御説明お願いします。（発言する者あり）

やり過ぎはだめよ。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現場においては危険かつ違法な抗議行動が行われているため、これらの行動を行っている方に対して再三の警告を行った上で、違法状態を解消す

るために安全に最大限配慮した上で必要最小限度の範囲において、安全な場所に移動するなどの措置を講じているところでもあります。また、その際には、常に沈着冷静に対応するとともに、抗議行動参加者1名に対して複数の警察官で移動させるなど、慎重な対応を行っているところでもあります。

また、けがをさせたということでもありますけれども、取り扱いの警察官とか目撃の警察官とかからの状況確認等を行った結果、警察官がけがをさせたという事実は確認をされていないということでもあります。

以上のとおり、県警察としてキャンプ・シュワブ前における危険かつ違法な抗議行動に対して、法令に基づいて適切に対応しておりまして、過剰警備との指摘は当たらないと認識しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん ちょっと押しただけでも公務執行妨害であっちにいる人は捕まるわけですよ。県警は強く押して骨を折っても捕まらないんですよ。おかしいんじゃないですか、これ。現場で確認されていないというんですが、私が行った日にちょうどこの事故が起こったんですよ。そうしたら片手で引いて、県警。そうしたら片方で胸をぐっと押して、それでばきとなったそうですよ。そういう中で、この事故が起きているわけですから、県警、知らないでは済まされません。

それから同じように、山城博治さんが向こうで立っていますよ。山城博治さんは御存じのように、リンパ腫で今治療もしながら、その彼の注射ポートというのをすごく押したわけですね。彼はもう死ぬんじゃないかと思ったと言っているんですよ。こういう手荒なことをやっていて、何が沈着冷静ですか、意味がわかりません。

それから、一言、県警本部長、お話ししておきますけれども、沖縄は27年間異民族支配、米軍の支配でしたよ。その中で、私たちの人権、平和、非常に押さえつけられてきたんです。その思いがあって私たちはこれ以上沖縄に基地は要らない、この思いで県民は頑張っているんです。そして、1970年12月20日、米軍車両がちょっとした事故でいろいろ取り扱っているときに、道路の真ん中に全部持ってこられて、黄色ナンバー、焼き討ちに遭いましたよ。沖縄県民はホスピタリティーに富んで、なかなかこういう面で反抗できない県民性を持っていますよ。でも度が過ぎますと、こういうことも起こりかねない。そういう思いで私は……（「警告だよ」と呼ぶ者あり） いやいや、だから警告も何もない、事実を述べている、事実。（発言

する者あり） だから沖縄県民も……

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○狩俣 信子さん 我慢できるまでしかできないと私は思いますので、一言言っておきます。現場での確認がされていないと言いますが、はっきりと本人は引かれながらやられたと、押さえられたと言っているもので、これは県警本部長、後で確認してください。

時間がありません、私は終わります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん ハイタイ グスーヨー チューウ ガナビラ。

この1年で、この言葉だけは上手になりました。

知事、就任1年おめでとうでございます。

県民の多くの期待を受け、走り出したこの1年、暴風雨の中をサバニでこいで岸を目指すという、そういう厳しい1年ではなかったかと思います。

政府の不条理で強権的な姿勢に凜として立ち向かい、国連や米国に対して県民の思いを堂々と訴えるその姿に多くの県民が、知事を誕生させてよかったと胸を張っております。それだけではなく、新たな経済の構築に向け、中国、台湾、シンガポールなどなど、積極的にトップセールスを行うなど、バランスのとれたその行政運営にも高く評価が上がっています。漢の古くからのことわざに、多々益々弁ずという言葉があります。名将は、困難な仕事が多ければ多いほど見事にうまくこなしていくと、そういう意味だそうです。2期目に向け、ますます厳しさの増す政治状況になると予測されておりますけれども、知事にこの言葉を贈りたいと思います。どうぞ、お体に気をつけて2期目も頑張ってくださいと思っています。（「2年目ね」と呼ぶ声あり） 2年目、失礼しました。一足飛びに、2年目も頑張ってくださいと思っています。

それでは、一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設をめぐる、改正地方自治法施行後初の国が知事を訴えるという裁判が始まりました。国と地方は対等だという法の精神を国みずから否定してきています。このことは、沖縄県だけの問題ではなく地方自治のあり方を問う裁判でもある。全国に向けその趣旨を訴えるメッセージを出すべきだと考えておりますが見解を伺います。

(2)、国は、辺野古が唯一の根拠として、抑止力を強調しておりますが、与那国、石垣、宮古への離島防衛強化としての自衛隊配備策を見ると、その抑止力は

破綻していると証明しているようなものです。相反する防衛政策で沖縄県全体が要塞化することに県民は危機感を抱いております。

そこで伺います。

ア、辺野古が唯一という政府の説明についての知事の見解を伺います。

イ、離島防衛について、具体的な説明を求めます。その際の住民の安全をどう確保するかについて見解を伺います。

(3)、イスラム国は機関誌で「安倍政権の愚かさにより全ての日本人が戦闘員の標的になった」と宣言しており、とりわけ米軍基地のあるこの沖縄も危機管理を強化しなければならないと考えます。取り組み体制を伺います。

(4)は削除いたします。

2は全体的に削除いたします。

3、エネルギー政策について。

(1)、来年4月の電力自由化に向け、新規電力事業者の沖縄参入の表明があります。実態とその影響はどのように波及していくのか伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、宜野湾浄化センターと具志川浄化センターにおけるバイオガス発電事業はCO₂削減・コスト削減にも効果の出る事業だと考えますが、その取り組み状況を伺います。

4は削除します。

5も削除いたします。

6、教育行政について。

(1)、学校現場における体育や課外活動における事故の現状と課題、対策について伺います。

(2)、学力向上対策に関して、児童生徒・教師からも補習漬けの実態について悲鳴が上がっています。誰のための何のためのテストなのか、その声をどう受けとめているのか教育長の見解を伺います。

(3)、新たな教職員評価システム導入によりどのような効果を期待するのか伺います。

(4)、教員の多忙化・超過勤務の実態が問題視されています。現状と対策を伺います。

7、医療福祉政策について。

(1)は取り下げます。

(2)、世界的に若者の間で梅毒や性病が急増しているようです。実態と対策について伺います。

(3)、性的マイノリティー、LGBTについて理解とともに生きていく社会づくりについての取り組みを伺います。

8の公安委員会関係について。

辺野古ゲート前警備についてですが、その件につきましては警察本部長、それから公安委員会、現地へしっかりと視察をしていただき、その警備のあり方、対応について再検討を強く要望し、質問は取り下げます。

我が会派の関連質問についても取り下げます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 山内末子議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、全国へメッセージを出すことについてお答えをいたします。

承認取り消しに対する審査請求、審査請求手続における執行停止決定及び代執行手続への移行といった一連の政府の対応は、団体自治、住民自治といった地方自治の本旨に照らしても、極めて不当であり、今日の事態に至ったことはまことに残念であります。

沖縄県としては、今後、訴訟の場や記者会見など、あらゆる機会を通して、県の考えが正当であることを主張・立証していくとともに、沖縄県にのみ負担を強いる今の日米安保体制は正常といえるのか、国民の皆様に関心を持ってまいりたいと考えております。

次に、辺野古に対する政府の説明についてお答えをいたします。

普天間飛行場の移設先を辺野古が唯一とする政府の説明は、実質的な根拠が乏しく、辺野古の埋め立ての必要性は認められないと考えております。

沖縄県としましては、沖縄に米軍基地が集中し騒音や事件・事故の発生など、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

私は、今後もあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、不退転の決意で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、離島防衛の具体的な説明と住民の安全確保についての御質問にお答えします。

自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている

島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。与那国町については、陸上自衛隊の沿岸警備部隊、約150名程度を配置することとしております。敷地面積は約26ヘクタールであり、施設としては、隊舎、庁舎、沿岸監視用レーダーを配置することとなっております。宮古島市については、警備部隊、地对空ミサイル部隊、地对艦ミサイル部隊等で、700から800人程度の規模としております。石垣市については、宮古島市と同様の部隊等で、500から600人程度の規模としております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮するべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、危機管理強化の取り組み体制についてお答えいたします。

県警察といたしましては、我が国がアルカーイダやI S I Lいわゆるイスラム国等のイスラム過激派からテロの標的として名指しをされていることなどから、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっていると認識しております。最近では、先月13日のフランス・パリにおける連続テロ事件の発生を受け、警察庁から関連情報の収集、関係機関と連携した水際対策の強化及び関連施設の警戒強化等、同種事案の未然防止を徹底するよう指示がなされているところであります。

このような情勢を踏まえ、県警察におきましては、テロリストを我が国に入れない、拠点をつくらせない、テロを起こさせないとの観点からテロを未然に防止するため、各種対策に取り組んでいるところであります。具体的には、空港、港湾関係施設と連携した水際対策のほか、爆発物、原材料、取り扱い事業者及びホテル等のテロに利用されるおそれのある事業者に対する指導等を行っております。また、米軍施設、公共交通機関及び多数の人が集まる集客施設等のテロの標的となり得る施設に対する警戒や管理者との連携体制を確立するための訓練等を実施しているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関や一般事業者等と連携した各種対策を強力に推進し、官民一体となってテロの未然防止を図っていく所存であります。

す。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） エネルギー政策についての御質問の中の、電力自由化による新規電力事業者の沖縄参入の実態と影響及び波及についてお答えいたします。

平成28年4月1日から始まる電力小売の全面自由化に向け、県外事業者が10月に行ったプレス発表によると、沖縄地域は他地域と比較して特殊性はあるが、進出に向け実現の可能性も含めて調査すると発表しております。現時点では、進出の可否については発表されておきませんが、全国的にも新規参入に向けて活発な動きがあることから、これらの動きと県内への影響や波及について、今後動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） エネルギー政策についての御質問の中の、宜野湾浄化センターと具志川浄化センターのバイオガス発電事業についてお答えします。

下水処理の過程で発生するバイオガスは、燃料として発電に利用できることから、宜野湾浄化センターと具志川浄化センターにおいて、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した民間事業者によるバイオガス発電事業を進めております。発電事業者は下水処理場内に発電設備を設置し、管理運営を行い、沖縄県はバイオガスと処理場内の土地を有償提供することにより収益を得ます。事業期間は20年間で、具志川浄化センターは来年4月から、宜野湾浄化センターは10月から発電による売電開始を予定しています。この事業により、年間約6300トンのCO₂削減と、年間約1億1700万円の収益を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問の中で、体育活動中の事故の現状等についてお答えいたします。

日本スポーツ振興センターの平成26年度災害共済給付状況によりますと、本県の体育活動中における事故発生件数は、公立の小学校で893件、中学校で1928件、高等学校で1875件、計4696件となっております。

ります。なお、5年前と比較すると、小学校で244件、中学校で214件、高等学校で242件、それぞれ増加しておりますが、都道府県別では3番目に少ない状況となっております。

県教育委員会としましては、増加傾向の改善に向け、学校安全管理講習会等を開催するとともに、体育の授業や運動部活動等における学校事故の未然防止及び事故後の適切な対応について周知徹底を図っているところです。

次に、学力向上のための補習の取り組みについてお答えいたします。

児童生徒一人一人が将来、自己実現を図り、夢や目標を達成するために、学力向上の取り組みは重要だと考えております。学校においては、教師は児童生徒一人一人と向き合い、わかる授業づくりに努めるとともに、補習等を通して児童生徒を支援しております。今年度の児童生徒質問紙によると、教科の勉強が「好き」や「大切」、「役立つ」などの意識は、ほとんど全国平均を上回っており、正答率が高くなると学習意欲や自己肯定感についても向上するという結果が出ております。

県教育委員会としましては、今後とも学校に寄り添いつつ、テストのための学習ではなく、かつ教師や児童生徒の負担感にも配慮した取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、新たな教職員評価システム導入の効果についてお答えいたします。

教職員評価システムの導入は、平成26年の地方公務員法の一部改正により全国的に義務づけられています。教職員評価システムは、幼児・児童生徒が伸び伸びと健やかに成長するために、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図るとともに、その評価結果を人事管理の基礎とすることを目的としています。

県教育委員会としましては、学校全体の教育力を高めるために教職員評価システムの効率的な運用に努めてまいります。

次に、教員の多忙化、超過勤務の現状と対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向けて、調査依頼や通知文書の見直し、指定研修の期間縮減等に取り組んでおります。また、小中学校校務改善検討委員会より提言を行い、学校行事の精選や会議等の持ち方の見直し、職務の合理化など、各学校の実情に応じた取り組みを推進しているところであります。県教育委員会の実態調査結果では、「1日平均の勤務時間外業務時間が1時間以上」と答えた割合は、平成25

年度に比べ平成26年度は小中学校で1.0ポイント、県立学校で0.7ポイントそれぞれ減少しております。

県教育委員会としましては、今後とも、教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、医療福祉政策についての御質問の中で、性感染症の実態と対策についてお答えいたします。

性感染症は、世界的に増加傾向にありますが、特に梅毒は、先進国を中心に男性同性間の性的接触による報告が増加しています。県内における梅毒患者の報告件数は、平成25年の16例に対し、平成26年は39例と、前年の2.4倍に増加しています。39例の内訳は、男性が38例を占め、年齢別では30代が12例と最も多く、次いで40代が10例、20代が7例の順になっています。主な感染経路は、男性同性間の性的接触となっていますが、近年は、異性間性的接触による報告の増加傾向も見られます。

性感染症の対策としましては、発生動向をホームページ等で公表し、注意喚起を行うとともに、リーフレット配布や学校での講演会、教材貸し出し等による性感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めております。また、各保健所においては、無料匿名でHIV、梅毒、クラミジア等の性感染症検査を同時に実施し、感染者を早期に発見することで、2次感染防止及び早期の治療に結びつけております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、医療福祉政策についての御質問の中で、性的マイノリティーなどを理解しともに生きていく社会づくりについてお答えいたします。

県においては、人権尊重思想の普及高揚を図り、県民に人権問題に関する正しい認識を広めるため、法務省からの委託を受け、人権啓発活動を実施しております。また、那覇地方法務局、那覇市、沖縄県人権擁護委員連合会及び県を構成員とする、沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会が平成12年に設立されております。同協議会では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を含む17項目の人権問題について、相互に連携、協力して啓発活動に取り組んでいます。

性的マイノリティーなどに係る問題については、社会の動向を注視し、県としても差別のない社会の実現に向けた人権啓発活動に今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

山内末子さん。

○山内 末子さん 答弁ありがとうございました。

知事、この裁判本当にまさしく知事が今おっしゃっていましたが、地方自治についての根幹をしっかりと問う裁判にもなっていくと思っております。もちろん行政手続や法の矛盾を指摘する裁判にもなるかとは思いますが、そこはしっかりと地方分権、地方自治というものが何なのかということを、これ沖縄だけの問題ではなくて、やはり全国に知らしめるということとはとても大事なことになりますので、裁判の中でしっかりと訴えていただきたいというふうに思っております。最近、憲法学者やあるいは政治学者、あるいは識者の皆さんたちが民主主義を沖縄に学べずとか、民主主義をしっかりと沖縄から日本を変えていこうというそういう声が今全国に広がっております。それはやはり、沖縄県が知事の、民意を背に受けて地方自治を行政の中で知事がしっかりと取り組んでいるということに対して、すごい評価だと思うんです。そういう意味で、この裁判を通して、しっかり何度も申し上げますけれども、自治を根本から考えるということを全国でしっかりと捉えていただきたいというふうに思っております。

渉外知事会ですとか、そういうことでもしその意見を述べる場所があれば、そういうところも考えられるのではないかと思いますけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先日ですか、全国町村議会議長会で沖縄県側から要請をして、日米地位協定の改定などにも議論がなされました。私どもも市町村会なども、そういった場所でそういったようなことも、去年、一昨年までやっておりましたので、まだ県知事の全国知事会でこういった機会がなかったわけですから、これからもそういう場所におきましても、沖縄の振興策と基地の関係等々も含めて、真実の状況という

ものを知っていただく中から物事を構築してもらいたいという意味では、沖縄の現状というものを知事会でも、あるいはまた九州知事会等々でもお話をしていきたいというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

子ども生活福祉部長、LGBTについてですけども、人権啓発委員会ですとか、そういうところでいろいろな被害について、あるいは偏見について頑張っていることは私も存じておりますし、沖縄県のその委員会の皆さんたちの仕事については評価をしております。しかし、今この問題というものは、やはりここで行政がしっかりと表明をしていく、支援をしていくということをやることがとても大事だと思うんです。学校現場であったり、社会であったり、企業であったり、そういうところで苦しんでいる、差別に苦しんでいるという人たちが大変多いです。そういう意味では、この差別を受けて、いつも苦しんでいる沖縄だからこそ、全国に先駆けてこういったところにも目を向けて、しっかり取り組んでいくということは大事だと思っております。那覇市がそういう意味では、レッドリボンの事業ですとか、支援宣言をやっております。そういう意味では、早急にそのことも考えられないのか、そのことについてもう一度お考えをお聞かせください。

できれば、安慶田副知事、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

県としましては、人というのはやはり誰しも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っていると思いますがやっぱり現実的には、いろんなこの性的指向、あるいは同一性障害を理由とする偏見、差別などいろんな問題があるのも事実であるということ認識しております。全ての人々がそういう意味で、個人として尊重されて、幸せに生きるためには、私たち一人一人が人権に配慮した行動を心がける、そして家庭、学校、職場など地域社会が連携して取り組むことが大変重要であると考えておまして、今後ともこういう性的マイノリティーなどのものにつきましても、国そして市町村等と連携しながらしっかりと協力して人権啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん よろしく願いいたします。

それでは、教育長、今学力対策について一生懸命頑

張っていることもわかっておりますし、もちろんもうテストがあり順位というものが決まれば、何となく順位を上げたいというのは、これ人間の当然の考えだと思っております。しかし、それがために今学校現場で教師あるいは子供たちが悲鳴を上げているという、そういう声が実はどんどん出ているんです。私、この間、教員を中心とした皆さんたちのシンポジウムに出してきました。その中で、やっぱり言ってきたことが、こういう言葉もありました。成果を上げられなければ、あなたは首ですよと、こういうことを教育現場で管理職のほうから言われたと。そういうような声というものの、それはその人が確かに言ったことですが、果たしてそういう事実があるのかどうか。そのことがもしも事実であれば、とても大変なことだと思っております。その現場について、そういう声について、教育長としてどのように把握していらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 成果を上げられなければ首だというのは、ちょっと言い過ぎだと思うんですけども、その辺のことは、新聞報道では承知しております。ただ、現状そうであったのかどうかというのは、確認はしておりません。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひ、これは校長会ですとか、あるいは教育事務所でいろいろな研修があると思います。そういうところでしっかりと確かめていただいて、その言葉で、まさしく小学生が24位、20位と上がっていくに従って、やはりそこでは次は後戻りをしちゃいけないとか、そういうものへのプレッシャーというものが現場には漂ってくると思うんですよ。そういうプレッシャーが、やっぱり生徒に対して、教員のプレッシャーは生徒に対するプレッシャーにもなってきます。そういう雰囲気をつくっていったら、何のための教育現場なのか、子供たちの教育というものを一体どう考えているかという疑問が出てきますので、その辺のところをもう一度しっかりと対応していただけるかどうか、決意をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 御指摘ありがとうございます。

議員の御指摘を受けまして、本当に感じるののは、私たち県教育委員会がやってきたこの学力向上の取り組み、本当に賛否両論あるなというのがわかります。一方では、全国、昨年度が24位、ことしが20位、もう大躍進でしたので激励を受けましたけれども、一方で

は今の御指摘のような学校の大変さというのも新聞報道等であるいはまた耳にもしております。私たちのやり方、取り組み方、振り返ってみても、私たち県教育委員会は、全国で学力最下位であった6年連続、7年ですね、この汚名を返上すべく、そして子供たちには将来学力は必要であると、絶対に全国並みのですね。そういう意味で、本当にかみしゅらにやってきたのもまた事実であるわけです。こういうかみしゅらにやってきたのが今こういうことも出てきているのかなと思っておりますけれども、私は、学力の向上というのは、学校の責務であると、それから子供たちに将来、夢と希望に向かっても、ある程度の全国並みの学力は必要であると、それを視点に据えながら今御指摘の学校の大変さにも向き合って、これまでの取り組みでこういうところがまた反省すべきであるのか、いろいろ検討して改善していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん とても教育現場は頑張っていると思っております。そこを改善するには、やはり現場と教育委員会と何が必要で何が足りないのか、その辺のところはコミュニケーションをしっかりとキャッチボールやっただいて、ぜひ沖縄県の子供たちの教育現場、しっかりとしたものをつくっていただきたいと思っております。

それから人事システムについては、やはりそれが給与に反映をしていくとなると、教育現場でその成果が給与に反映していくとなると、学校現場、教育現場が株式会社と同じではないかと、そういうような疑問も出てきます。そのことについてもう一度、ひとつお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 今回の新たなこの教職員評価システムの導入ですけれども、先ほども答弁したんですけれども、平成26年度の地方公務員法の一部改正によって、全国的に義務づけられているんです。そこでの評価システムの目的については、幼児・児童生徒が伸び伸びと健やかに成長するために、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図るというのがうたわれているんです。実は、評価システムは古いので10年前ぐらいから導入しているんですけれども、その導入に際しても一番気をつけたことは、管理職と先生方とのコミュニケーション、信頼関係、そしてお互いが疎外感がないような仕組みづくりを目指してきました。それを受けて、今度新たな段階に入っていくわけですが、今回は給与と連動するというところで、いろいろ危惧する面もあるんですけれど

も、やはり一番は学校組織の信頼関係、それから一人一人とのコミュニケーション等々を大切にしながら、その指標を生かしてやっていくことが私は大切だと思っております。そのためにも、公正・公平なこの評価のあり方、それからそのための研修のあり方も頑張っていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 最後に、エネルギー政策について、部長は、新規参入についてまだ知らないと言っていましたけれども、新聞報道ではイーレックスさんが参入を表明しております。その皆さんたちは、石川火力発電所を中心としてとありますけれども、その辺はしっかりと確かめていただいて、例えば、そこの電力の供給を特自貿の企業の皆さんたちのほうに供給をしていくと、そこからまたコストの削減ですとか、そういった意味でそのエネルギーについては、先ほどバイオの発電もありました。資源にもなっていく、循環して資源になっていく。これはこれからの沖縄の本当に大きな資源に、エネルギーが資源を生み出すという観点でとても大きな事業になると思っておりますので、ぜひ研究していただきたいと思っております。最後に、お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 御指摘の新規参入については、新聞報道等で去る10月30日にプレス発表がされたことは承知しております。ただ、まだその進出の表明がされていないということで、先ほどの答弁もさせていただいたということでもあります。確かに、J-POWERとの協議によってそれを活用したというアイデアがあるということも伺っております。ただし、今懸念されるのは、こういうふうにしていいところ取りという言葉が合っているかどうかわかりませんが、大きいところずどんずどんと需要者を低価格で卸でとって、供給するという形で大きいところだけいいところ取りすると、次はユニバーサルサービスという離島の問題、そして地方の問題そういったものにどのようなしわ寄せが来るのか、いろいろ課題があると思っておりますので、それはまた検討していきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 検討してください。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

議席16番、社民・護憲ネット、仲宗根です。

一般質問を行いたいと思います。

祖国復帰の父と言われました、琉球政府公選主席、そして復帰後、初の県知事である屋良朝苗氏の地元読谷村で顕彰事業が今行われております。そして、顕彰事業推進期成会によりまして、顕彰碑の建立、そして銅像が高らかに建ちました。御尽力をいただきました県当局の皆さんにも、この場より厚く感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

そこで、先日の日曜日にも村の主催でありましたけれども、屋良朝苗シンポジウムが開催されました。そこで、琉球新報社からでしたけれども、日本復帰と自己決定権回復へ、そして闇を貫き前途を照らす「一条の光」という本が発行されました。こちらは、屋良朝苗氏の日々の日記をもとにつづられていますけれども、まだ全体読んでおりませんが、ひもといえますと当時の屋良朝苗氏の軍政権下にあつての非常に苦難な日々がつづられていて、現代にも示唆を与えられるような内容になっているなというふうな気がしてなりません。

この中で、私たち沖縄は、全国でも唯一日米軍事政策に対してノーと言えるような県民として立ち上がってきた歴史が非常につづられている。そして、この復帰闘争の延長上にある現在だというふうに私そのものも思っているんです。そしてまたシンポジウムの中でも紹介されましたけれども、今、頑張っている翁長県知事が、どうもこの屋良朝苗氏とオーバーラップするんだというようなことでありました。まさにそのとおりだろうなというふうに思っています。

屋良さんも唱えた自己決定権、復帰運動として民主主義をとともに確立を要求していた軍政下の中、今を生きる私たちこの沖縄のアイデンティティー、そして差別への怒りということで、もう一つの屋良、そして翁長両知事の共通点といいますのは、行政と大衆運動の結合であるんだというふうな屋良さんの時代に培われた闘争形態が、今日のこの沖縄闘争、遺産とも言えるようなことではないかというふうに思います。どうぞお勧めいたしますので、御愛読いただきたいなというふうに思います。

そして、今日オーバーラップというふうにも申し上げましたけれども、この1年翁長県政振り返ってどのような県政運営であったのか含めて、まず感想をお伺いしたいなというふうに思います。

(2)番目、(3)番目は、こちらのほうは我が会派の代表質問と重なりますので、こちらのほうは取り下げをいたします。

次に、米軍基地関係に関してです。

(1)、基地負担の軽減をまさに逆行する基地の使用状況が続いています。嘉手納基地においては、常駐機に加えて州軍部隊の暫定配備による離着陸訓練の増加により、航空機騒音、墜落の不安、健康被害にさいなまれ、周辺住民は、受忍限度は限界だと、そして外来機や州軍所属の飛行訓練の中止、騒音防止協定の遵守を強く求めています。県の見解と今後の対応について伺いたいと思います。

(2)番目についても取り下げをいたしましょう。

産業振興に関してであります、(1)、県産品海外市場展開と現状と今後の取り組みについて伺います。

(2)番目のほうも取り下げをしたいと思います。

(3)、農水産物の生産拡大、品質向上を図る取り組みについて伺いましょう。

そして(4)番目の黒糖に関してはぜひお願いをしたいなと。黒糖生産は分蜜化が困難な離島地域における離島経済を支える重要な産業であります。輸入黒糖、それから再製糖との競合で黒糖の市況は厳しい状況下にあるとされてきました。現在の黒糖の消費拡大の取り組み状況について、どうなっているのか伺いたいと思います。

4番目、土木建築行政です。

読谷村内における県道6号線、そして県道12号線及び県道16号線の渋滞緩和対策について伺います。

そして、読谷―沖縄市間を結ぶはしご道路の県計画への位置づけについて伺います。

我が会派の代表質問との関連については、取り下げをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 仲宗根悟議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、1年を振り返っての県政運営についてお答えをいたします。

私は、昨年12月の知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の3つの視点から施策を展開してまいりました。経済発展では、沖縄県アジア経済戦略構想を策定いたしました。同構想に基づきアジアの活力を取り込み、本県の自立型経済の構築を加速させたいと

考えております。生活充実では、しまくとぅばなどウチナー文化の普及促進、子供の貧困対策を初めとする福祉・医療・教育の充実、離島力の向上など各種施策に取り組んでおります。平和創造では、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。

私が掲げた公約については、95%以上着手できたところであります。課題は山積しておりますが、引き続きその解決に一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、産業振興についてに関する御質問の中の、県産品の海外市場展開の現状と今後の取り組みについてお答えをいたします。

県産品の主な輸出品である、食料品及び飲料の輸出額は、国際貨物ハブが開設された平成21年の8億3000万円から、平成26年には14億5000万円と順調に増加しております。輸出先別では香港が約半数を占め、次いで台湾、米国となっており、品目別ではビール等の飲料が最も多く、次いでナマコ等の魚介類という状況となっております。

今後、沖縄県としましては、健康志向の高まるアジア市場に向け、海外の通信販売サイトを活用し、健康・長寿等の沖縄県産品の高品質イメージを形成するとともに、海外での定番商品化を進めてまいります。また、県内事業者の海外渡航や見本市出展への助成、航空コンテナ借り上げ事業等を拡充し、県産品の海外展開を拡大してまいります。

次に、農水産物の生産拡大と品質向上についてお答えをいたします。

沖縄県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産技術の開発と普及など7つの基本施策に取り組んでおります。農林水産物の生産拡大と品質向上を図る取り組みとして、高品質果実生産支援システムの開発や栽培環境の改善を支援する果樹生産イノベーション事業、養殖ハタ類の生産体制強化を図るおきなわ産ミールバイ養殖推進事業などの各施策事業を推進しております。

沖縄県としては、引き続き持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 米軍基地関係についての御質問の中で、州軍部隊の嘉手納飛行場配備についての御質問にお答えします。

米国州空軍F16戦闘機につきましては、ことし1月及び6月に続き、10月中旬からも嘉手納飛行場に配備され、周辺自治体から同機の配備中止を求める声が上がっております。県は、去る11月4日から10日にかけて、沖縄防衛局長、第18航空団司令官等と意見交換を行い、嘉手納飛行場への外来機配備について言及し、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図るよう求めたところであります。意見交換の中で、沖縄防衛局長は、州空軍F16戦闘機を含めた他基地所属の航空機は、日米安保条約の目的達成のために配備されるとし、政府はこれまで、航空機騒音規制措置の実施、訓練移転の実施等に取り組んでおり、今後も同飛行場周辺の騒音の軽減に努めていくとしております。米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されている中、たび重なる外来機の配備により、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないものであり、県としては、今後もあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 産業振興についての御質問の中で、黒糖の消費拡大の取り組みについてお答えいたします。

県では、町村やJ A、黒砂糖工業会で構成される沖縄県含みつ糖対策協議会において、平成22年度に5月10日を「黒糖の日」と制定し、黒糖の消費拡大に取り組んでまいりました。主な取り組み内容としましては、1、黒糖の日関連行事として県内外での販売促進イベントの開催、2、沖縄産黒糖の海外販売展開、3、沖縄産黒糖の新商品開発などを実施してまいりました。また、平成27年9月に、県外黒糖ユーザーと連携し、東京での黒糖のPRイベントを開催したところであります。

県としましては、J A、市町村等関係機関と連携し黒糖の消費拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築行政についての御質問の中の、県道6号線、県道12号線及び県

道16号線の渋滞緩和対策についてお答えします。

現在、読谷村においては、今年4月に村道中央残波線が開通し、また、沖縄西海岸道路の一部区間である読谷道路や国道58号嘉手納バイパス等の整備が進められているところであります。

県道6号線や県道12号線、県道16号線の渋滞対策については、これらの道路の整備供用後の交通状況を勘案し検討していきたいと考えておりますが、県道6号線上の6カ所の交差点については、これまでも検討を進め、対策に取り組んでいるところであります。その一つとして、トリイステーション前交差点については、右折車線の設置工事を行ったところであります。また、県道16号線についても、国道58号に接続する大湾交差点が、沖縄地方渋滞対策推進協議会において特定した主要渋滞箇所となっており、短期的・中期的対策について関係機関と連携し検討していきたいと考えております。

次に、読谷―沖縄市間を結ぶはしご道路の県計画への位置づけについてお答えします。

沖縄県総合交通体系基本計画では、本島地域間の移動の円滑化を図るため、はしご道路の整備を位置づけております。読谷―沖縄市間を結ぶ道路のはしご道路への位置づけについては、当該道路が米軍嘉手納弾薬庫地区を横断する道路であり、同地区が日米で合意された返還予定地に含まれていないことから、現時点では困難であると考えております。しかしながら、当該道路の可能性について、これまで沖縄防衛局へ問い合わせを行っており、回答についてはいまだありませんが、改めて確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、土木行政の今答弁いただきましたけれども、6号、12号、16号の渋滞緩和策、この中で右折だまりをつくりながら主要交差点、渋滞するであろう交差点を定めながら今進められているということで、12号線の拡幅工事ですとか、あるいは6カ所を定めた対策の中で着手をしながら、完成近いのがトリイのこの交差点でありますけれども、こちらのほうもありがたく、緩和につながっているのかなという気はしますが、とりわけ年々交通量が多くなっている現状を考えますと、残りのまた交差点のほうも随時頑張っていたきたいなというふうな気がしました。

改めて、またお聞きいたしますが、12号、そして6号の接続するJ A前なんです、こちらのほうはた

びたび付近住民の皆さん、そしてドライバーの皆さんからも要請が強い箇所であります。この辺のところも拡幅工事なり、隣接する地主とも協議を重ねていきたいとこれまで聞いておりますけれども、その後のそれ以来の進展といえましょうか、地元の市町村やあるいはこの地主の皆さんとどういった協議がされてきているのか、その辺についてお伺いしたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 県道12号線との交差点、高志保の交差点でございますが、読谷農協前のこの交差点につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、我々は用地買収をやって抜本的なことをやりたいということを考えていたんですけれども、なかなかまだその用地交渉というのがうまくいかないということで、まずは短期的対策として既設の道路敷地内で右折車線の確保をまずやっていって、用地補償を伴った抜本的対策については、この状況を見ながらやっていきたいと今判断しているところです。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 鋭意頑張っていただきたいというふうに思います。

そしてまた、強い要望がこの(2)なんですよね。国道58号から弾薬庫、軍用地を突き抜ける形にはしご道路というようなことを要望しておりますけれども、これはもう再三この二十数年来、中部市町村会ですとか、いろんな要望で東の沖縄市そして西の読谷・嘉手納というところで、東西の行き来で非常に重要な道路になるであろうというふうに思っています。そこで県そして市町村と管理をする防衛局と三者で話し合いがなされてきて、この防衛局からいまだに回答が得られないと、この可能性について協議はしたんですけども、まだいただいていないというようなことで、今後も重ねていきたいというような内容ではあるんですけれども、とにかく軍用地でありますから難しいのはわかります。そこはまた特に弾薬庫地域ということもありまして、非常に難しいところはあろうかというふうに思います。回答を待つというよりも、むしろこちらから建設工法ですとか、いろんなプランを立ててこういうのができたらどうかというような提案をしてみたらどうかと思うたりもするんですが、いかがでしょう、部長。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） これまでも道路サイドからしては、この道路というのはやりたいという気持ちは我々持っているということは、答弁させていただきました。

ただ、嘉手納弾薬庫地区の中がどのような状況か我々もわからないという中で、具体的な絵が描きづらいという状況でございます。そういうことがございまして、あれだけの広大な土地でございますから、どこかにはあるんじゃないかという期待はあるんです、我々も。そういうことがありまして、防衛局通じて、当然読谷村も協力していただいているんですが、ここを通れるようなルートはないんですかというような問い合わせ、問いかけというのはやっているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 読谷側もそして沖縄市側もいろんなルートを探りながら、実現可能性については両方とも模索はしているという中なんです。もちろんウレイチュー インダングルアクトゥ 何が詰まっているのかよくわからないと思います。それに対応できるような、21世紀ですからいろんな工法ができるんだろうなというふうに夢を描きながらも、実現性に向かってぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っています。

あと、済みません、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 生産拡大、品質向上は農林水産ですね。今、研究機関を本当に充実させて技術開発、今答弁もありましたけれども、ぜひこの辺のところを手がたく、厚くして、研究成果として種雄牛ですとか、あるいは芋でいえばちゅら恋紅ですか、あとは甘多でしたっけ優秀な製品も出ているんですよ。今、観光客で一番のお土産で持っていかれるのは芋で生産されたお菓子類だというふうに聞くんですよ。ところがその原料である芋のほうの生産が間に合わない状況なんだと。そして農家の皆さんからお話を伺いますとたくさん芋をつるにできるような仕組みを県の研究によって私たちはできていますよと、非常に喜びの声も上がっているんです。もっとその研究機関を充実させて、農家の生産向上も図れるような取り組みが私は非常に必要だというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 県内、県産の農産物については、もちろん県内、県外はもちろんのこと海外でもかなり人気がございます、今お話ししていま

したカンショについても海外の評価を聞きますとかなり上位に来るような人気がございます。そういう意味で、いろんな台風に強い、それから病害虫に強い品種の育成等が大事になってきますので、そういう意味ではうちの研究機関のほうで品種改良について常に研究しておりますので、さらに研究を進めておきなわブランドとして県外、海外にも大きく進出できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく。頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず質問に入ります前に、所見を述べさせてもらいたいと思っております。

きょうで知事が就任1年ということで、本当に沖縄の県知事、基地問題に忙殺されて毎日が大変だろうなという気がしております。しかしながら、やはり翁長知事、しっかりと辺野古の埋立承認取り消し、そして法廷闘争、そしてまた国連あるいは訪米行動、そういう意味で非常にこの基地問題に県民の民意を体現すべく一生懸命頑張っているということで、私ども社大党、100点満点の100点で評価していますけれども、本来ならば200点満点であれば200点という評価をしています。そしてまた、もちろんそれは基地問題だけではなくて、経済の振興も、アジア経済戦略構想、そしてまた大型MICEの建設、そしてアジアショップへのトップセールス等々、経済振興の面でもしっかり頑張っているということを高く評価して質問に入りたいと思っております。

まず、1の基地行政、これの(1)、(2)、(3)、(4)取り下げといたします。

(5)の教育委員会に対して、辺野古海域での文化財の件についてお尋ねしたいと思っております。

教育長、端的に申し上げまして、11月27日ですか、文化財指定ということになりました。これからそれに基づいて、いろんな流れが出てくるだろうというふうに思っております。遺跡認定とか試掘調査、そしてまた場合によっては記録の保存という形で流れていくと思いますけれども、この流れ、一体どの程度の時間を予定しているんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 調査期間についての御質問にお答えいたします。

まだ試掘の段階でして、この試掘で見つかって遺物が発見されるかどうか、この遺物がどれぐらいの範囲かあるいはどの程度のものであるのか、いろいろこの

期間があるんですね。これが大変かなり文化的に価値があると、あるいはグスクとかそういうのが出てきたら長期になりますし、今のところどれぐらいの期間かというのはちょっとお答えできないと思います。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 沖縄の文化、まさに文化力、これは沖縄の精神の支柱にもなっていると思っております。私はしっかりこの文化財を保存するために、あるいはまた後世に残すためにも、教育委員におきましては、教育長を先頭にしてぜひしっかりやってもらいたいと思っております。ところで、いろんな意見がございます、この文化財の指定によってですね。教育長としてはこの文化財を指定したことによって、この辺野古海域での、今基地問題で国が強行しております。これに与える影響というのはどういう認識ですか。答え切れるのであればどうぞ答えてください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 個人的に言えば、何らかの影響は与えると思っております。

これはさきの答弁もしたんですけれども、文化財保護行政を預かる中立な立場の県教育委員会としましては、工事の影響についてはお答えする立場にありませんと前にお答えしております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 ぜひ工事をストップするぐらいの決意で取り組みをしてほしいというふうに思っております。

次に、2番目の大型MICE施設なんですけれども、この件についてお聞かせ願いたいと思います。

去る11月20日に、サンライズ協議会いわゆる地元与那原・西原、そしてまた中城・北中城の自治体がつくっておりますけれども、サンライズ協議会から知事に対しまして6項目要請が出ております。その件について概略、どういう対応するのか、まず簡単に説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 東海岸地域サンライズ推進協議会から県に行われた要請の主な内容としましては、国内外のさまざまなMICE需要に対応できるよう、施設については多機能型とし、そして拡張性を持った施設配置とすること、計画的な道路等のインフラ整備やMICE関連施設の配置、新たな公共交通機関の整備について検討すること、協議会と県の連携であるホテル等の誘致、地元と県の協議の場を設けることとなっております。

県としましては、大型MICE施設を国内外のさま

ざまなMICE需要に対応する多機能な施設として、展示会場について将来の需要動向に対応できるよう拡張性を確保するほか、多目的ホールや中小会議室についても状況に応じた見直しが行えるよう検討を行っております。また、ホテル等の誘致、交通インフラ整備については、庁内関係部局が連携し、地元と一体となって推進できるよう積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 その中で、施設の展示場、非常にいろんな議論が出ております、提言もあります。いわゆる拡張性の問題ですね。県の案としては2万平米という案が今出されておりますけれども、場合によっては3万、あるいはまた将来的には改装で4万までもっていくのかなと、そういった議論もありますけれども、こういう拡張性について、県の対応についてはどう考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 大型MICE施設については、平成25年度に基本構想をまとめております。その中で、多目的ホールについて7500平米規模、これは4000人の食事会に対応できる施設規模ということでございます。それから、展示会場につきましては、1万平米から2万平米、そして会議室については20室から30室の会議室の整備と、これが構想段階でまとめられたいわゆる素案でございますが、その後ことしまでの検討の中で、将来的に大型MICE施設、とりわけ展示会場につきましては、今後のアジアの需要を取り込んでいくといった観点等を考慮しますと、拡張性を確保していくということも重要というふうなことなどが有識者会議などで出ておりました。現在はさまざまな案を検討しております、年内に方向性をまとめていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この展示場の件は、地元からも先ほど部長の6項目の説明があったように、いわゆる拡張性を持ってやってくれということで、必ずしも5万とかには何もこだわっていないということも地元の意見としてあります。やはりいろんな採算性等々を考えると、徐々に2万からあるいはまた3万、4万ともっていくのかなと思っておりますけれども、副知事、担当副知事ですからMICEで、どうですか、こういったいわゆる地元はそういう形でぜひ拡張性を持ってやってほしいと。しかしながら、ある一部の経済界からは5万平米からだというようなこともあります。しかし、この14年度の国内の大展示会というのが、5万

平米以上が7件の展示しているわけですね。そして3万平米でもやっぱり9件、14年度は。そういう統計が出ておりますけれども、その件について、部長の考えと副知事、三役の考えというのはこういった整合性が出てくるのか答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 再質問にお答えいたします。

今部長からも答弁がありましたように、当初の計画は、展示場を2万平米でやっていこうかという計画がありましたけれども、具体的に進んでまいりますと、あちらこちらから、あるいは経済界を中心とした方々の意見が出てまいりまして、それからまた経済動向やあるいはアジアの動向、世界の動向を見まして、今後は地元の意見、地元自治体の意見も注視しながら、5万それから2万を中心としてその間はないのかということで模索をしているところでありまして、先ほど部長が答弁しましたように、工事の着工それからオープン時期を考えますと、年内にはやはりその規模を決めていかなければならないんじゃないかとそのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 いろんな意見を聴取しながら、ぜひしかるべき拡張性を持ったMICE施設にしていきたいというふうに思っております。

そして、やっぱりこの大型MICE施設は、まず運営方法、運営が一番大きな問題であろうと。採算性、集客性含めて。そういったことで、やはりこの運営について、こういったビジョンを持っているんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 大型MICE施設については、建設コストや運営コストの低減を図り、民間活力の導入を含めた適切かつ合理的な手法を検討するというそういったことを目的に、現在民間活力導入可能性調査を実施しております。運営方法や整備手法については、これについてもことしじゅうにはその方向性を示していきたいと考えています。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この件もいろんな意見があります。公設民営型だとか、そしてまた県単独でやるのかあるいは外資に委託するのか含めて、ぜひこれまたしかるべき、しっかりと検討してもらいたいと思っております。

次に、6月定例会の中で、私のMICE関連の質問に対して副知事のほうから、MICE戦略策定いわゆるMICEビジョンを策定するという答弁をもらって

おります。このM I C Eビジョンについて、現在どういった進捗状況なのか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答え申し上げます。

M I C Eビジョンにつきましては、28年度に向けて制定していく予定で作業を進めております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 そのときの6月定例会の答弁では、いろんな県全体を視野に入れた、例えばコンベンションとの兼ね合い、あるいは万国津梁館との兼ね合い、いろんなそういった沖縄県全体を想定したM I C Eビジョンという答弁がございましたので、これも鋭意しっかりと立ち上げていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次の道路行政については取り下げでございます。

次は、公共交通についてですけれども、L R T導入なんですけれども、何度も質問通告しましたが、その都度取り下げあるいは時間制限がありまして、この件につきまして、私、翁長県政になって初めて質問をしますけれども、このL R T導入、いろんな質問があります。そして、私も公共交通ネットワーク特別委員会では、毎回のごとく謝花部長には質問をさせてもらっております。しかし、やはり今の段階ではまだ構想の段階で、事業着手には至っていないというような答弁でございました。そのとおりですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

鉄軌道の計画案につきまして、5つのステップに分けて今段階を踏んで計画を行っております。今ステップ3の段階でございます。

御質問のL R Tにつきましては、フィーダー交通ネットワークのあり方、その中で盛り込むこととしておりまして、このL R Tの議論の際には、市町村等と情報交換を行いながら検討してまいりたいというのが我々の考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 翁長知事も市長時代にこのL R Tの件につきましては、一度公共交通協議会を立ち上げてやろうとしたんだけど、なかなかこれが実現しなかったという経緯もあります。しかしやっぱり今のこの時代、やはりこのL R Tの導入というのはこれはもう優先事項だと思っているんですよ。そして、知事の10の公約、その中の2番目にこういうことが書かれているんですね。いわゆる次世代型交通ネットワークの構築ということで、そして環境や交通弱者に優しいL R Tなどの整備により、南北を縦貫する鉄軌道と結

ぶと。いわゆるL R Tが優先なんですよ、知事の公約は。それからしますと、やはりぜひこのL R T、実は今、地元の話になりますけれども、那覇、南風原、与那原のそれぞれの議会の議員がお互いに党派を超えて勉強会を立ち上げているんですね。ぜひL R T導入しようということの立ち上げでございます。それについて、私しっかり応えていくべきではないかなと。大型M I C Eも建設されます。やはり交通インフラの整備、アクセスの整備、これからしますと、今世界はみんなもうこのL R Tなんですよ、L R T。これもう台湾行ったりあるいはウィーン行ったり、ストラスブールに行ったりしておりますけれども、やはり実証ルートをぜひやって、先行的にやっていただきたいなと。そして、沖縄県の交通網はL R Tでやって、そして日本でもいわゆるL R Tの先進県としてぜひ位置づけてもらいたいというふうに思いますけれども、ここはやっぱり知事の出番じゃないかなと思っておりますがどうですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ただいまの大城一馬議員からL R Tあるいはまた南北鉄道のこと等もみんなかわってくると思いますけれども、先日、旭橋の再開発のほうで軽便鉄道の駅といいますか、そういったものが埋蔵物も発見されて、沖縄のいろんな今日までのそういった鉄道関係の歴史も県民の耳目を集めているのかなというふうに思っています。やっぱり交通事情とか経済あるいは観光、沖縄の自然、歴史、伝統文化というソフトパワーということからしますと、ただ速くて合理的な鉄軌道ではなかなか沖縄の魅力というのは出てこないだろうという意味から、やはりL R Tのそれぞれの、ここでいいますと、那覇を起点にして与那原とか西原、糸満ということもあるでしょうし、中部は中部で沖縄市だったり宜野湾市からまた延びていったりするということ等もあわせながら、ある意味でこの経済的合理性とプラスゆっくりズムといいですか、こういったこと等もかみ合わせながらというような議論を今日まで私はしてきたわけですね。私はしてきたわけですが、今県のほうでも、5段階で3段階のほうにきているというようなところまで詰めております。それからゆたかはじめ先生とかいろんな方々がいろんな意見をおっしゃっていますので、そういったこと等もぜひ勘案しながら、いい形で経済にも資しますけれども、沖縄の自然、歴史、伝統文化というものを壊さないで観光にも資して、そして県民がこの交通事情を乗り切って、観光客と一緒に頑張っていきけるようなものを力を合わせて頑張っていきたいと

思っております。

○大城 一馬君 ぜひよろしく願ひします。
終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。
午後3時18分休憩
午後3時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
この際、申し上げます。

知事公室長から12月3日の座喜味一幸君の代表質問における再質問及び12月8日の照屋守之君の一般質問における再質問に対する答弁について、釈明発言の申し出がありました。

議長としましては、知事公室長からの釈明発言申し出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要がありますと判断したことから、発言を許可します。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 去る12月3日の代表質問における座喜味一幸議員の質問に対し、承認に瑕疵があるとの答弁をいたしました。一方、再質問において、この埋立承認願書につきましては、瑕疵があると判断したという発言をしましたが、正しくは、この埋立承認願書に基づく承認につきましては、瑕疵があると判断したという趣旨でした。また、12月8日の一般質問における照屋守之議員の再質問において、承認願書に瑕疵があるというのは間違いでございまして、承認に瑕疵があるという発言をしましたが、その趣旨は、先ほどの釈明と同じく、この埋立承認願書に基づく承認につきましては、瑕疵があると判断したということであります。

言葉が足りず、誤解を招く答弁をしたことについて釈明し、おわびを申し上げます。

以上でございます。

○座喜味 一幸君 議長。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 この際、動議を提出します。

先ほどの知事公室長の釈明発言を受け、知事公室長が行った代表質問における再質問への答弁について確認する必要がありますので、同意の上、この際、日程に追加し、緊急質問を行うことを要求いたします。

○貝志堅 透君 議長。

○議長（喜納昌春君） 議席番号11番貝志堅 透君。

○貝志堅 透君 ただいまの座喜味議員の動議に賛成をいたします。

○照屋 守之君 議長。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私も先ほど知事公室長が行った一般質問における再質問の答弁について確認する必要がありますので、この際、日程に追加し、緊急質問を行うことを要求いたします。

よろしく願ひします。

○島袋 大君 議長。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ただいまの照屋議員の動議に賛成いたします。

よろしく願ひします。

○議長（喜納昌春君） ただいま座喜味一幸君及び照屋守之君から、知事公室長が行った答弁について確認する必要があるので、同意の上、この際日程に追加し、緊急質問を許されたいとそれぞれの動議の提出があり、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、座喜味一幸君及び照屋守之君からの動議について採決いたします。

お諮りいたします。

それぞれの動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、座喜味一幸君及び照屋守之君の緊急質問を日程に追加し、議題とされたいとの動議は可決されました。

○議長（喜納昌春君） 順次発言を許します。

なお、緊急質問につきましては、議会運営委員会決定事項の質疑の回数に準じて質問回数は2回までといたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 緊急質問を行わせていただきます。

今回の案件、県民にとって、仲井眞前知事が行った辺野古承認の取り消しという法廷、県民にとっては最大の関心事であります。そのような中にありまして、今議会の中で、埋立願書に瑕疵があったとの私への答弁が、照屋議員には埋立承認に瑕疵があったと訂正されるなど、根本的なこの法廷闘争の肝心かなめの部分まがころろと変わっていくということは、この継続があると議会として機能不全に陥るということは、言うまでもありません。

私は、今回のこの釈明そのものが、県側の弁護団と

県当局の認識にずれがあった結果がこのようになったのではないかというふうに思ったりもするわけであります。もう少し、今回議会が私ども自民党の4名の議員の一般質問の発言権、これが喪失された。これもしっかりとした県当局が誠意を持って、一つのしっかりとした考え方を対峙すれば防げたものというふうに思っております。当局の反省を促したいと思っております。

質問に入りますが、まず1つに、埋立承認願書の説明と釈明の部分の説明をお願いしたい。非常にわけがわかりにくい釈明でありますから、明確な御説明をお願いしたいと思っております。

第2点であります。今回の釈明に対して、私個人としては大変違和感を感じております。照屋守之議員の承認願書に瑕疵があるというのは、間違いでありますと答弁しており、何の問題もないはずであります。訂正された問題をわざわざ釈明するという理由、根拠がよくわかりません。私は、今回の釈明が今行われている辺野古代執行訴訟において大きな影響を及ぼすということで、釈明せざるを得なかったというふうに理解しておりますが、そのとおりでよいか確認をしておきたいと思っております。

次に、辺野古代執行訴訟の第1回口頭弁論で、代執行の補完性の項目、わかりやすい瑕疵とは何ぞやという部分で、裁判長が一番わかりやすいミスについて県側の弁護団に尋ねております。県側は、自然生態系の保全部分で大浦湾と安謝新港、やはり違う、宜野湾とか北谷とか相当埋め立てられて自然海岸がなくなっているところの違いとかの問題があると説明し、さらに裁判長が、審査すべき密度とか深度が間違っているかとの問いに、県側は、そうだと答え、調査、事実の把握自体がやはり合理的ではないと答えております。このようなやりとりは、埋立承認願書そのものに問題があるとしたことを指摘していると考えます。このように申請を出す国側と、申請を受理し審査する県側の根本的な手続の捉え方が異なっているということは、そもそも埋立承認願書の時点で違いが明確になっていると思えてならないのであります。密度、深度の違いは、埋立承認願書にあらわされております。訴訟で県側は、埋立承認願書に瑕疵があるとの前提で論点が組み立てられているというふうに私は理解をしております。なぜ裁判が始まるまでは埋立願書に瑕疵があったと、今それを修正するのか、説明をお願いしたいと思います。

次に、自然生態系の保全の部分では、辺野古の埋立問題でどう考えても大浦湾と安謝新港との比較や、宜

野湾とか北谷とか埋め立てられて、自然海岸がなくなっていることの違いとかを持ち出すこと自体が不思議だと思えます。これはまさに、埋立手続の捉え方の大きな違いであり、埋立承認願書の瑕疵を指摘したものであると私は思います。なぜ、今修正をする必要があるのか。

次に、行政の継続性からいえば、県の審査の落ち度、審査すべき密度とか深度が間違っていたことによって承認がなされ、承認を得たものに対し、不利益を遡及したことになるがその認識はお持ちなのか。また、県行政に対する県民の信頼を失わせ、職員はもはやモチベーションが消失しつつあるというふうに私は理解をしておりますが、その裁判でよしあしは別にしてもこの県行政に対する責任、どうするのか、私は大きな課題と思っておりますが答弁をお願いしたいと思います。

次に、取り消し処分の手続は適正に行われたか、審査項目の適合、不適合の判断をするには、行政手続の手順に従い、埋立法の審査基準にのっとって所管各部の審査をやり直す必要があります。第三者委員会は、あくまでも私的機関の報告であり、県が行政として行う判断は、行政手続法にのっとったものでなくてはならないと思うが、この決裁手続の過程をしっかりと説明をお願いしたいと思います。

次に、承認取り消し、両方にかかわった職員がいないと、第1回の法廷で県側が述べております。まさにこのことは、問題の本質的な部分を指しております。すなわち、承認した職員は、今もなお承認は間違っていなかったと考えております。違法性はないとの認識だというふうに私は思います。また逆に職員は、取り消すこと自体、行政手続の判断として、公正・公平ではないとの声も私は聞いておりますが、この辺についての所見を伺います。また、県民にとって埋立承認審査は、当時も今も県政最大の関心であり焦点であります。もし翁長知事が言うように、違法な承認によって埋め立てが開始され、今日の事態を招いたとするならば、判断を誤った県の責任、かかわった職員の責任は明確にしなければやむを得ないと思っております。ここを不問にしたまま司法に持ち込んだというところは、何ら説得力がないというふうに思っておりますがお聞かせください。

次に、承認も取り消しも知事の裁量を挟む処分である以上、一方を完全に違法と断ずることは難しい。つまり翁長知事は、みずからの政治姿勢、公約に沿って、取り消しではなく撤回に臨むべきだったのではないかと、違法性によって取り消しを主張するのならば、

県の審査の落ち度、責任を整理しなければ、これは当然としていけません。この辺はいずれにしてもやがて判決が下されるわけですが、この基本的な行政手続のミスに関しては少なくとも整理をし、しっかりと県の職員に対する整理をしなければならない、この辺について答弁をお願いしたいと思います。

答弁によって再質問させていただきます。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後4時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 座喜味一幸議員の御質問にお答えします。何点か重なっている部分もございますので、その点についてはまとめて答弁させていただきます。

まず、願書の説明とそれから釈明についての御説明について御質問がございました。

願書につきましては、私ども従来する説明しておりますとおり、問題点として第4条第1項第1号の要件について実質的な根拠が乏しいということを述べておりますし、それから第2号要件につきましては、環境保全措置につきまして適正に講じられているとはいえない、あるいはその程度が十分とも認めがたいなどと指摘してございます。

ただ今回の釈明におきまして、私が申し上げたのは、この十分ではない、あるいは根拠が乏しいということは申し上げておりましたけれども、これまで座喜味議員の質問に対して願書につきまして瑕疵があるという表現をしたことについてその説明を訂正し、願書ではなくて、埋立承認願書に基づく承認につきましては瑕疵があると、そういう答弁に訂正したいということで今回釈明をしたところでございます。

それから、今回なぜ座喜味議員の質問に対してだけ釈明するのではなく、照屋議員の質問に対しても釈明するのかという御質問がございました。

確かに、照屋議員に対しては、私は座喜味議員に対する発言の訂正をしたところでございます。ただ、その訂正の仕方につきまして、今回表現方法を一致させたほうが皆様方の理解の助けになるかと考えまして、照屋議員の質問に対しても同様に、埋立承認願書に基づく承認につきましては瑕疵があると判断したと、同様の表現にすることで皆様の理解を得ようと思って両者に対して釈明したところでございます。

それから、議員のほうからる裁判との関係について御質問がございました。

今回の釈明につきましては、あくまでもこの県議会での私ども県の考え方について説明したものでございまして、県議会の発言が直接裁判と関係するとか、そういうふうな認識には立っておりませんので、その点御理解を賜りたいと思っております。

それから、職員のモチベーションでありますとかあるいは責任の問題などについて御質問がございました。

私どもとしては、職員は、当時の考え方のもとで、適切に審査基準に対する考え方のもとで、適切に審査を行ったものと理解しております。今回の承認手続の法的な瑕疵というようなものは、そもそもこの承認そのものが公有水面埋立法の定める要件を満たしていたかどうかの問題でございまして、職員の責任の問題は、これはまた地方公務員法との問題であると理解しておりますので、したがって両者は別の問題であると理解しております。

それから、撤回についての御質問がございました。

なぜ撤回しないのかという質問がございましたけれども、あくまでも私どもの立場は、今回第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ県で精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるということで取り消したものでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 失礼いたしました。

取り消し手続について、なぜ各部で審査をやらなかったのか、手続その説明をしてほしいという御質問がございました。

今回の取り消しにつきましては、第三者委員会の検証結果を踏まえて、そして行政内部でもしっかり精査をしております。そして、弁護士さんとも相談し、その結果取り消し得べき瑕疵があるという手続を踏んでおりまして、私どもとしては丁寧に手続を進めてきたと理解しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。（発言する者あり）

静粛に願います。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 ちょっと再質問させてください。

今回の私は、代表質問に対して質問した答弁、これのほうが妥当だと思っているんですよ、実は。すなわち、職員の責任問題について質問をしました。そうすると、私どもは承認を担当した職員の基準にのっとって適切に審査を行ったと理解しております。ただ、埋立承認願書につきましては、瑕疵があるという判断をしたわけだけけれども、その承認願書に瑕疵があること、職員の問題とは別だという、逆に答弁をしております。この埋立申請に対する手続は基準に基づいて粛々と審査して、これは正しい。正しくないのは単純に何かというと、審査以外のものにおいてこの瑕疵があるわけだ。そうすると、小さな風呂敷で包むべきものが、大きな風呂敷でないと特に環境評価においては、妥当ではない、合理性に欠けるというような論点になっているとすると、その埋立願書そのものが広域的な環境評価というのがなされなくて、地域的なもので、そもそも願書が出てきてその小さな風呂敷の中で結果が詰まっている。だから合理性がないというような言い方のほうが、僕は県側弁護団の理屈のほうが正解だと。それを職員も守ります、そしてこの過失もありましたというような論理立てというのが、そこで大きな私は問題というふうになっておりますから、その辺の整合をびしっともう一回。したがって、その承認願書に瑕疵があったということが私は納得しやすい。それを釈明で取り消したということ自体が逆に合理性がないと思っておりますので、その辺を御答弁願いたいというふうに思っております。

もう一点であります、この釈明の中で、私は、正しくはこの埋立承認願書に基づく承認につきましては、瑕疵があると判断したという趣旨でしたというふうに釈明をいたしておりますが、この釈明は、いろんな捉え方があるというふうに、曖昧な表現になっているんでこの辺を確認したい。要するに、正しくは、この文章の中で、瑕疵のある、埋立承認願書に基づく承認につきましては瑕疵があると判断したと。なぜ今回、埋立承認願書に基づくという釈明をしなければならないのか、それに関して適切な御説明をお願いしたいと思っております。

もう一点、この承認取り消し、承認手続の件について、ちょっと回答が少なかったんですが、埋立承認は、手続に基づいてやります。承認取り消しには、行政手続は要らないのか、縦覧公告等を含めた諸手続がなされるべきであって、知事公室が中心になって問題を整理して、担当の部長、部局が決裁を行った。これ

は、私は大変わかりにくい。どのような体制でこの瑕疵について審査を行ったのか。ましてや土建部長は、申しわけないけれども、承認をした側でもあって取り消しをもした側でありますから、今回のこの問題に関しては、明白にしなければ職員のメンツが保てない。担当部局のメンツがこれは保てない。これに対して、この瑕疵がなかったとしたときと瑕疵があったということに対しては、明確に答えておかなければならない責任があるというふうに思っております。

そして、もう一点は、職員の責任は問わないという答弁だけれども、現実としてこれは問われなければならない。承認をしたときも、承認を取り消したときも、そのポストにおいて同一であっては、行政としてこれは筋が通りません。これに関して土建部長に明白なお答えをいただきたいなというふうに思っております。

できれば私は、知事から答弁をいただきたいんですが、今代執行の訴訟が行われております。いずれにしても、これは結果を待てばいいんですが、そこにおける知事裁量が相当働いた。それに関して、結果を粛々と受けとめて、私は知事のその責任というものは、大変大きなものがある。すなわち、行政手続で進められてきた職員、それを私は第三者委員会の答申をもって返したというのは、これは大変これまでかつてない行政手続を変えるという大変な行為でありますから、この知事の公約、その実現のために本当に行政手続そのものをひっくり返してまでもやるべき案件であったのか、行政に対して政治力が介入すべきことであったのか、知事はその辺に関しては、しっかりと県民に対してメッセージを送るべきだと思いますが、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。（発言する者多し）

静粛に願います。

休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 座喜味議員の再質問にお答えします。

まず、願書の瑕疵のほうがわかりやすい、なぜそうしないのかという御質問でございましたけれども、私ども先ほども申し上げましたとおり、願書に瑕疵があるというのは、私が座喜味議員に対しての再質問に際

して使ってしまった言葉ですけれども、従来そういう言い方はしておりません。あくまで、願書に対しては、実質的な根拠が乏しいであるとか、十分ではないとか、そういう言い方でやっております、実際訴訟の場でもそういうふうな言い方をしております。どちらのほうがわかりやすいのかというのは、それはそれぞれの受けとめかと思しますので、私どもとしては、あくまで願書に瑕疵があるという立場ではございません。

それから、釈明の中で願書に基づくという言葉がなぜあるんだという質問でしたけれども、これは特に意味はございません。早い話が、承認につきましては瑕疵がある。そういうことで御理解いただきたいと思えます。

それから取り消しの手続について、なぜ知事公室中心でやるんだ、土建部はどうなんだという御質問がございました。

私ども知事公室のほうには、土木建築部からも環境部からもそれから農林水産部からも職員を兼任で派遣しております。したがって、それぞれの職員が責任を持ってこの取り消しについて審査し、あるいは土木建築部もその決裁手続に加わっておりますので、私どもとしては、手続としてはしっかりやっていると理解しております。

それから、知事からメッセージを発すべきではないかという御質問がございました。

これは従来から、知事のほうで、その時々できちんと記者会見を開いて知事の考えを御説明しております。したがって、県民に対して、この取り消し手続の正当性、適法性、それはしっかりと説明できていると理解しております。

以上でございます。

○座喜味 一幸君 答弁漏れが……

○議長（喜納昌春君） 答弁漏れですか。

休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 御質問の中で、職員の責任を問うべきではないかという趣旨の御質問がございまして、これにつきましてお答えいたします。

職員の責任となりますと、具体的な地方公務員法に基づく懲戒処分ということになろうかと思いますが、地方公務員法に基づく懲戒処分といいますのは、職員

が故意に過失を持って、まず1点目には、地方公務員法、またはこれに基づく条例等に違反した場合、2として、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、3つ目に、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行にあった場合、これらの場合に職員の道義的責任を問い、公務秩序の維持を目的として行うという趣旨のものでございます。

審査に当たった職員は、懲戒処分の指針というのがございますけれども、これに例えば例示されておりますような類型、いわゆる欠勤とか違法な政治行為とか横領、わいせつ等々、飲酒運転とか、そういうものではなくて、通常の業務に従事したということであって、地方公務員法上の処分、懲戒処分等事案のものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。（発言する者多し）

休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま知事公室長から、12月8日の一般質問における再質問の内容について釈明をしたいという申し出がございまして、私も質問をさせていただきます。

私は、せんだって埋立承認願書に基づく承認については瑕疵があるという、そこは質問の中で指摘をさせていただきまして、その結果、埋立承認願書には瑕疵があるのではなくて、承認に瑕疵があるという答弁がございました。

今回、私は、座喜味一幸議員にのみ釈明の機会が与えられるものだというふうに捉えておりまして、私はもう既にあの質問の中で済んでいることだということで、決着をしておりました。せんだって私の答弁の中で、知事公室長の代表質問での答弁、あるいはまた私の答弁も含めて休憩に入ったわけであります。私は既に、知事公室長がその部分を訂正してわびをしたということもあるものですから、この休憩中に知事公室長がわびをしている分については、当然これは知事の大きな責任の範疇ですから、知事に対してもそういうふうな対応を求めるという、そのようなことで若干時間を要して議会が再開できなかったわけでありまして、けさになって執行部のほうから私のほうにもそういう釈明をしたいというふうな申し出があったと

きに、本来はあの私の質問の中で知事公室長から釈明をし、あるいはまた県知事の対応というふうなことで、休憩中の協議がなされていれば今回のようなことにはならないわけですね。

休憩中に何を我々は協議したかという、知事公室長の発言、おわびについて、これは県知事として当然わびるべきだというそういうふうな交渉をずっとやってまいりました。案をつくっていろいろ協議をした結果、なかなか折り合いがつかなくて本会議が再開するということになりましたけれども、知事公室長のこういうふうな訂正をしていく、釈明をしていくという、そういう発言をもとにというふうな協議であれば、何もああいう形で長時間にわたる議会の空転はなかったわけですよ。ですから、それが非常に残念だと思いとそのおかげで我々自民党県議4名の質問ができない状態に立ち至ったという、そういうようなことも含めて非常に恐縮をしているわけであります。

休憩中に、先ほども申し上げましたように、やっぱりこの知事公室長の釈明、ここをまずやってその後に知事の対応という、そういう協議が整っていればなかなかこういう事態にはならなかったんじゃないかなという思いがあって、きょう朝、私に釈明をしたいというふうなことです。ですから、質問をさせていただきます。

まず1点目、先ほども知事公室長からありましたように、答弁を統一したいという説明がありましたけれども、私は、先ほどから申し上げておりますように、その質問中にそういうことをやるべきだという、やるべきであったというふうに、今でもそう思っております。本日の釈明は、実はきょうの朝なんですよ。だから急遽、急遽、心構えもしないうちに急遽タイミング的にきょう朝、それできょうやるという話ですから、気の小さい私としては非常に動揺して、これどうしたものかというふうなことがあったわけでありまして、先ほどの答弁の統一ということはわかりましたから、なぜ、きょうの朝、きょうの朝なのか。ここですね、ここをどういう経緯があって、どういう協議がなされて、きょうの朝私に釈明するという事になったのか。釈明しないと私がまた大騒ぎするという、そういうことになったのか、その御説明からお願いします。

2点目は、先ほど言いましたように、私は知事公室長がわびて訂正をしたことから、当然のことながら翁長知事がわびるべきだと考えておりました。12月8日の休憩中に知事がわびをしないとかなという、これは私どもの協議のいろいろいきさつもあって結果的にそういうふうな事になりましたけれども、その件は既

に終わったことです。決着をつけております、私の中では。ですから、今回の釈明を、質問をする側は求めておりません。求めておりませんから、私のためではありませんね。だから、この釈明はいったい誰のために、何の目的で釈明が行われているのか、この御説明をわかりやすくやってもらえませんか。

3点目ですね、3点目。この釈明の内容にありますように、結果的にこの埋立承認願書に基づく承認につきましては、瑕疵があると判断したということになっております。私は、これが妥当だろうなと思っているんです。むしろ、願書に瑕疵があるということ自体が、いつからそういう説明になったんですかという形で本当に耳を疑いました。座喜味一幸議員の答弁を聞いたときには。我々がこれまで認識しておりますのは、もう覚えていますよ、私。第三者委員会の検証結果を受けて、法的に瑕疵がある部分があったと。それを県が精査した結果、これは取り消すべきだというふうなことで、第三者委員会の検証結果、法的に瑕疵があるという、その認識はもうずっと持っております。ずっと持っております、それがやっぱり筋だろうということだと思っていて、今の法廷闘争もあるわけですが、今回この釈明、承認につきましては瑕疵があるという判断をしたということは、私の理解、先ほども言いましたように第三者委員会の検証結果、法的な瑕疵があるというそういうふうなことに基づいてというその部分と一致をしているのか、その御説明をお願いしたいと思っております。これが一致しないとまたややこしくなります。

次に、翁長知事が就任してから、以前にはこういう問題がありました。質問があって答弁をし、また別の日に答弁をしたら食い違うということがありました。

私は、翁長知事はこれだけ行政経験も含めて、議会、市長の経験もありながら、このように議会对応するというのは、なかなか理解しがたいんですね。県議会は、県執行部を監視、チェックするというそういう権限を持っているわけでありまして。私は、せんだっての休憩中の執行部の対応についても少し不満を持っておりますけれども、やっぱりこのような形でのあのような形での事態収拾は、なかなかやっぱりお互い執行部と議会の信頼関係の構築ができないだろうというふうに思っております。今回の知事公室長の発言を受けての議会の対応、あるいはまた今後の対応について、ぜひ翁長知事の見解をお伺いできればというふうに思っておりますけれども、よろしくお願いします。

その次、私は、今回座喜味一幸議員の代表質問における、承認願書に瑕疵があるというこの発言、このこ

とを確認するために質問で取り上げたわけであり
ます。私は、非常に意外に感じたのは、知事公室長がい
とも簡単に間違いでありました、おわびをしますとい
う、あそこに非常に意外性を感じたわけです。まさ
か、こんな重大な問題が、そういうような形でいとも
簡単に覆されるのかなということも含めて非常に疑問
を持ったわけであります。

これは、知事公室長のそういう発言でありますけれ
ども、やはりこれは翁長県政のそういうふうな問題の
捉え方、共有の仕方、あるいは変更の仕方というこ
ろに大きな問題があるんだろなという思いをしてい
るわけでありますけれども、この問題、私が一般質問
で取り上げて指摘をさせていただきました。その結
果、訂正しておわびをするということになりました。
議会で問題を指摘したら直す、指摘しなければそのま
ま、いつこれが、発言を調整するということが恐らく
できなかったんだろなと思うんですね。知事公室長
もいろいろ忙しいことですから、議会が終わればもう
別のことに仕事を頑張らないといけないということに
なれば、これは指摘をしたら直す、指摘しなければそ
のままという、そういう理解でいいのかその御説明を
お願いします。

次ですね、わかりやすいですよ、答えやすいです
よね。

今回のこの埋立承認の取り消しに係る問題、時間の
経過とともに説明が微妙に変わってきております。先
ほど申し上げましたように、第三者委員会の検証結果
を受けて、法的な瑕疵が見つかって、精査をして取り
消したという、法的な瑕疵です。いつの間にか願書と
いう形に変わりました。今度また戻りました。だから
私は、最初から申し上げておりますように、第三者委
員会の検証結果を受けての取り消しという、そういう
ことで貫いておけばこんなごたごたにならぬわけ
です。ですからこんな重要な問題に、重要な問題とい
いますか、そういうふうなことには発展をしなかったの
ではないかということを考えているわけでありすけれ
ども、なぜそのようになったのかそこのところ御説
明お願いできますか。

次ですね、この第三者委員会の法的な瑕疵があった
ということは、これ客観的に見ると私は、県の内部の
問題です、内部の責任です。ところが、承認願書に瑕
疵があったということになれば、これは承認願書を提
出した国に責任がある。そういうことで理解をして、
この違いは相当大きいんだろなと思っているん
です。願書に瑕疵があるとすると、先ほども知事公室長
からも言われておりました、いろいろ問題あるにして

も瑕疵というところまでは表現しなかった。ところが
いつの間にか願書に瑕疵があったというのは、これは
国そのものの自体が最初から問題だ、責任だという、そ
ういう捉え方もできるわけであります。ですから我々
は、この本会議における議会におけるこの表現とい
うのは、説明の違いで責任の所在がこれだけ違ってしま
うということを今回まざまざといろいろ考えたわけ
であります。このことについてのこれは認識も含めて――
こういうことはあれなんでしょうね、知事が少し見
解を述べたほうがいいんでしょうね。このことも含め
てお願いします。

行政の事務手続は、法律に基づいた手順に沿って進
められてまいります。異議があれば行政はその手続に
沿って行っていきます。今まさに、翁長県政が行って
いるとおりであります。国の手続が完了して、あとは
県行政のそういう部分で今行っているわけでありす
けれども、国はもう終わっていますから、今度は県の
問題ですね。異議を唱える県がこの事実関係でこれだ
け変化をしていく。先ほどの問題提起と若干重複しま
すけれども、そのようなことになっていくと非常に解
決していくには、あるいはまた今司法の判断が待たれ
ているわけですが、第三者から見た場合においても
県の対応というのは、非常に不利になっていく。
そういうようなことを考えているわけでありす。
ですから、このことについても御説明をお願いできれば
というふうに思っております。

先ほど知事公室長は、このような問題がこれは県の
あるいはまた議会の問題で、今取り組まれている裁判
については影響を及ぼすものではない、あるいはまた
そこに関知するものではないというそういうふうな立
場でした。恐らくそうだろうと思います。実態はそう
ですけれども、ただこれだけの非常に難しい課題で
すから、やっぱり県議会でどういうふうな執行部が説明
をして、どういうふうな対応をしているのかというこ
とについては、やっぱり司法としても第三者的にある
いは法律に照らして判断することからすると、非常に
大きな影響を与える事案であるというふうに私は認識
しているんですね。ですから、その認識、改めてお伺
いをしたいと思っております。我々が持つ認識と、外
から見る我々の認識というのはやっぱり違うというこ
とを前提に対応をしていかなければいけないんじゃない
かなというふうに思っておりますので、そのことも
含めて御説明をお願いします。

よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 照屋議員の御質問にお答えします。何点か重複する部分もありますので、一括してお答えする部分もございます。

まず、なぜけさなのかという御質問がございました。

これにつきましては、議員から御指摘があった後、私も事務的な手続でさまざまな調整をしながら進めてまいりました。その結果、座喜味議員の質問に対する釈明とあわせて照屋議員の質問に対する釈明もあわせてやったほうがいいのではないかという結論になって、けさ議員のほうにお伝えしたところでございます。議員のほうにお伝えするのがおくれたことについては、大変申しわけなく思っております。

それから、何のためにやるのかという御質問がございましたけれども、これは当然ながら答弁の正確性を期すという目的でしております。

それから、これまでの議会でいくと第三者委員会の検証結果を踏まえて埋立承認に瑕疵があるという理解でいるが、それでいいのかという御質問がございましたけれども、そのとおりでございます。

それから、今回の対応についての見解、あるいは指摘したら直す、指摘しなければ直さない、これはいかなものか、あるいは、初め第三者委員会の承認に瑕疵がある、それが願書に瑕疵があるに移ってまた戻った、なぜそうなったのか、あるいは、説明の仕方で責任者が変わる、これは重大な問題だという認識について御指摘がございました。

今回の件につきましては、全て私が誤解を招く答弁をしたことに発しておりますので、改めておわびをしたいと思います。

それから、裁判との関係についての御質問がございましたけれども、先ほども御説明したとおり、私もとしては今回の議会での答弁の釈明、それは全く裁判とは関係するとは理解してございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 公室長、御答弁ありがとうございます。

とにかく返す返すも12月8日の私の一般質問の中でこういうようなことが行われれば、4名の自民党の議員も質問ができたというふうなことがあって、非常

に残念であります。再度、確認をして終わりますから、この件についてだけお願いします。

1点目は、埋立承認の過程の審査における法的な瑕疵と、2点目は、国の願書にミスはなかったと、それで3点目、知事は御答弁なさいませんが、私はぜひ今回の議会での対応あるいはまた休憩中のそういうふうな執行部と議会とのやりとり等々も含めて、知事の見解を賜りたいんですよ。

私は、部長もそうですけれども、やっぱり知事と同じ仕事をしてそれぞれの部署の責任者であって、一手に責任を担ってやっているのは、これは知事のためにやっているわけですね。そういう形で、当事者の部長がそういうわびをする、あるいは今のよう形で訂正をするというふうなことになるれば、やっぱり最終的には、知事は部長たちをしっかりと守ってあげる、フォローしてあげるというのが翁長知事の立場だろうと思っているんですね。

ですから、そういうことからいたしましても、やっぱり職員が安心してしっかり責任を全うするという、そういう観点に立てば議会に対してしっかり知事はそういうような表明をすべきだろうというふうなことを思っているわけです。もし、知事にそういうふうなお考えがあれば、この場でこの件についての対応について御説明をお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 照屋議員の再質問にお答えします。

承認に瑕疵があったということでよいのかという御質問がございました。

それにつきましては、承認に瑕疵があるということで理解しております。

それから、願書には瑕疵はないのかということでよいのかという質問がございました。

これにつきましては、本会議での答弁でも何度も申し上げておりますけれども、今回の願書について、私どもの取り消し通知書の中で問題点を幾つか指摘しております。第4条1項1号の要件について、実質的な根拠が乏しい、あるいは2号要件につきましてはその程度が不十分であるとか、そういうことを指摘した上で結果として承認に瑕疵があると判断したということ

を申し上げておりますので、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 照屋守之議員の最後のほうの質問にお答えしたいと思います。

今回の執行部の答弁におきまして、質問者並びに議会に御迷惑をかけたことは大変申しわけないと思っております。

私たちも、去る一般質問では誠意を持って議会の対応をしたんですが、最終的に合意に至らず、そのようなことになったことは、大変申しわけないと思っております。今後、これを機会に、二度とこういうことがないように気をつけてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 次に、子ども生活福祉部長から、12月8日の金城勉君の一般質問における再質問に対する答弁について、釈明発言の申し出がありました。

議長としましては、子ども生活福祉部長からの釈明発言申し出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可します。（発言する者多し）

静粛に願います。

子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 12月8日の一般質問における金城勉議員の再質問の中で、児童養護施設退所児童に対する支援策であります就職支度費について、正規雇用以外の場合は支弁対象とならないと答弁をいたしました。正しくは正規雇用以外の場合でも支弁することができるということでございました。

誤った答弁をしたことをおわび申し上げまして、訂正をしたいと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（喜納昌春君） 質問及び質疑を行います。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 ハイサイ、新里米吉です。

一般質問を行いますが、その前に取り下げをします。

1、経済振興の(1)、(2)、(6)、(7)、(8)、2、基地問題の(2)は質問を取り下げます。

それでは質問を行います。

1、経済振興について。

(3)、去る11月16日から19日まで西原町議会、町関係職員とともに香港のM I C E施設等を視察した。視察中、多くの町議会議員の皆さんと意見交換したが、ほとんどの方がM I C E展示場は2万平方メートルからスタートして将来拡大したほうが良いという意見であった。11月26日の沖縄懇話会では5万平方メートル以上を提言と報道されているが、眞銅 J E T R O 理事は講演の中で日本国内のM I C E施設と世界と比較した上で、規模が大きければいいものでもなく、稼働率を高めることが重要だと述べたとのことである。私は眞銅氏の述べたことが重要だと思う。県の所見を伺いたい。

(4)、M I C Eの公設民営について、県の所見を伺いたい。

(5)、9月定例会で質問した中城湾港新港地区へのクルーズ船の寄港が16年ぶりに実現することになり評価したい。16年前に比べるとインフラ整備も進んでいるが課題もある。課題と県の対応を伺いたい。

2、基地問題について。

(1)、9月28日に締結された環境補足協定について、アメリカのマーチ空軍基地で環境浄化担当官を務めた県出身の国吉信義氏は「環境補足協定は米国に譲歩した内容だ。環境事故があつて、返還される場合でないと適応されないとされる。米軍の運用が優先され、米軍の判断に調査が委ねられるのはおかしい。調査はしていいとするが、逃げ道がたくさんある。米軍がより厳しい基準を採用するとされる「日本環境管理基準」について「一般的に採用」などの表現で何が言いたいのか分からない。」「沖縄には汚染の法律がなく野放し状態だ。」と述べていることについて、県の感想を伺いたい。

3、南西石油について。

ブラジル国営石油会社ペトロブラス傘下の南西石油がことし3月に製油所の閉鎖方針を表明。9月に取引先に対し、来年3月末以降、石油製品の販売契約を結ばないと通知していたことが明らかになった。

(1)、再就職への対応は最低でも撤退の3カ月前から動く必要があると言われている。現状はどうなっているか。

(2)、同社はガソリンを初め県内の石油製品の約6割を供給しており、ペトロブラス社が他社に事業を引き継がずに撤退すれば混乱が起きると予想される。県経済への影響も大きいと思う。状況はどうか伺いたい。

4、ブラックバイトについて。

違法や違法に近い劣悪な労働条件で働かされるブラックバイトについて、厚生労働省が実施した調査によると、6割が労働条件に関するトラブルを経験していたとのことである。県内の状況を把握しているか伺いたい。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 経済振興についての御質問の中の、大型MICE施設の展示場規模と稼働率についてお答えいたします。

沖縄県においては、これまで成長著しいアジア地域や国内のMICE需要を取り込むため、大型MICE施設の整備を検討してきたところであり、施設については、展示場を含め競争力のある規模を確保することが重要であると考えております。また、施設を安定的に運営していくためには、企業のインセンティブ・ツアー、各種学会、展示会など多様なMICEを誘致して、年間を通して地域へにぎわいをもたらし、高い経済効果を波及させる必要があり、施設の稼働率を高めていくことが非常に重要であると考えております。

次に、大型MICE施設の公設民営についてお答えいたします。

大型MICE施設については、将来の安定的な管理運営に向けて、施設整備費等のインシャルコストに加え、施設の維持管理費及び運営費等のランニングコストを低減することが重要であります。

このようなことから、県としましては、整備と運営の手法については、民間のノウハウを活用した施設整備や維持管理及びMICEの誘致に取り組む必要があると考えており、公設民営方式について検討を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 経済振興についての御質問の中の、中城湾港クルーズ船寄港に対する県の対応についてお答えします。

中城湾港新港地区では、地元自治体が主体となって中城湾港の振興を考える会を発足させて、クルーズ船誘致へ取り組むことになっております。旅客ターミナルや航路拡幅等の港湾施設整備については、今後のクルーズ船寄港の実績と見込みや、中城湾港の振興を考える会の中での検討を踏まえ、関係機関と調整していきたいと考えております。

県としては、今後ともクルーズ船受け入れについて

積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 基地問題についての中身の、環境補足協定に関する元環境浄化担当官の意見に対する県の見解についての御質問にお答えします。

沖縄県としても、今回の環境補足協定は、事故時の立ち入りについて「米軍が全ての妥当な考慮を払う」と規定されており、米軍の運用に左右されること、さらに、米軍が遵守するとしている日本環境管理基準（JEGS）の運用状況が公表されるかどうか不明であることなど、十分な内容とは言えない部分があると考えております。

そのため、環境事故発生時の調査の迅速な実施、日本環境管理基準（JEGS）の運用状況の公表などについて、引き続き国及び米軍に対して求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 南西石油についての御質問の中の、再就職への対応についてお答えいたします。

沖縄県及び沖縄労働局において、再就職支援を行う場合には、離職者の意向調査や合同就職説明会・面接会、職業紹介などの実施を予定していることから、南西石油に対し、3カ月程度の支援期間の確保を要請しております。現在、沖縄県では、同社従業員の離職者が発生した場合に備え、同社と意見交換を行うとともに、沖縄労働局と定期的な会議を開催するなど迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。仮に離職者が発生した場合には、沖縄県・労働局・西原町・南西石油の4者で構成される緊急雇用問題連絡会議を設置し、離職者に対する再就職支援を行うこととしております。

次に、事業承継手続の状況についてお答えいたします。

南西石油は、ことし4月末に精製を停止したものの、現在も県外及び国外から石油製品を受け入れ、県内の卸売業者に対して石油製品を供給しております。今年度末には、ターミナル機能の維持など安定供給に向けた体制を確保して事業を承継する計画であり、現在、資源エネルギー庁の指導を受けながら手続を進めているとのことですが、承継先の選定については時間を要しているとのことでもあります。

県としましては、資源エネルギー庁及び関係省庁等と連携しながら、県内に安定供給できる企業へ迅速かつ円滑に承継が図られるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、ブラックバイトについての御質問にお答えいたします。

沖縄労働局に寄せられたパート・アルバイトからの労働相談は、平成24年584件、平成25年523件、平成26年343件と減少傾向にあります。労働局では近年の雇用状況の改善を反映しているものと推測しております。なお、沖縄労働局では、ブラック企業とブラックバイトを分けて扱ってはいないとのことです。平成26年11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、若者の使い捨てが疑われる50事業所に重点監督を実施し、法令違反を確認した42事業所に対して、是正・改善の指導を行っており、本年も11月に同キャンペーンを行ったと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 香港の2カ所のMICEを視察いたしました。1つは香港コンベンション&エキシビジョンセンター、ここは1988年に総面積4万平方メートル、展示場1万8000平方メートルでスタートして、2回の増築、拡張を行った結果、現在は総面積9万1500平方メートル、展示場6万6000平方メートルになっています。

今日どういう状況にあるかということ、1日3回から4回のイベントがある。年間110以上の展示会があるということで、ほとんど使われているという状況ですね。展示会というのは1日で終わるわけじゃないわけですから、二、三日やるわけで、110回もあるということはもう相当使われているということです。

それから、アジアワールド・エキスポというところはそれより後にできていますが、総面積、現在7万平方メートル、展示場4万平方メートルです。

2カ所回って感じたことは、1つは、香港はコンベンションの運営等でノウハウ、蓄積があるということです。本人たちもそう言っています。それから、会社職員のスキルが高く、評価が高い。3つ目には、中国が隣にあるというのを盛んに強調しています。中国が隣にあり、アジアの中心にある。180カ国からの飛行便があり、ビザなしで163カ国が入れる。世界のビジネス都市で税金が低い、英語使用等利点を説明しています。特に私がはっと思ったのは、雇用スタッフは全員正式雇用だと強調していました。これは後で感じたんですが、正式雇用でスタッフがいるということがノ

ウハウの蓄積につながっていくわけですね。それが信頼につながっていくわけです。ですから、彼たちが何を言っているかということ、みんな2カ所とも黒字だそうです。一般的に一定の赤字があってそれを政府が補って、県が補って、でもそれ以上の波及効果があると私もそう思っていました。それはそうなんですが、それだけでもなくて黒字であると。これは何かというと、さっきも言いましたが、稼働率の問題だと思うんですよ。さっき言ったように非常に稼働している。本人たちが盛んに強調しているのは、周辺に競争相手がいるわけです。上海も競争相手、深圳も競争相手、それから隣のちょっと離れた有名な国……（「マカオ」と呼ぶ者あり）マカオじゃなくてもっと離れた……

○議長（喜納昌春君） シンガポール。

○新里 米吉君 シンガポール、そうそうそう、時々物忘れするんです。シンガポールも競争相手。その中で一番高いのは香港だというんです、使用料高い。高いけれども稼働率が高い。

なぜか。ノウハウの蓄積です。

さっき言った職員を正式雇用、まずは臨時的に何か大きな行事をやる場合はそれはバイトは別として、職員は基本的に正式雇用。スキルが高くなるということは、少々高くても香港のMICEを使うということに信頼感がある、そういうことが強調されておりました。非常に学ぶことが多いと思いました。

だから最初から大きく広げればいいという話じゃないなというのわかりました。だから2万平方メートルと言っているんです、我々は、勉強してきて。大きければ人が集まるんじゃないくて、ノウハウの蓄積があり、国際競争力をつけているわけですよ、要するに。端的に言えば、その周辺の国の中でも国際競争力を香港は持っている。その国際競争力というのが、さっき言ったような香港のこれまでの努力なんです。最初から広げたんじゃなくて、沖縄が予定しているものよりも小さいものから始まったけれども、それだけ信頼が高まってくるに従ってその後2回も拡張してきた。ただ、アジアのダイナミズムを感じました。何かというと、2つとも競争し合っていますが、2つとも言っていることは、近い将来また拡張せんといかぬだろうと言っています。それぐらいニーズがあると言っています。ただニーズがあればどこでも来るのかと、大きければみんな入るのかということそうではないですね、やっぱり聞いてみたら。さっき言ったような要件があって、だから沖縄もスタートにおいて2万から始めて、そしてノウハウを蓄積しながら力をつけて、国際

競争力をつけて拡張していくというのが私は正しいやり方だろうと思います。

そのことを申し上げて、私の質問ではなくて要望、所見を終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第3 甲第5号議案及び乙第23号議案から乙第28号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 平成27年第8回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回の追加提出議案は、予算議案1件、条例議案5件、議決議案1件の合計7件であります。

それではまず、甲第5号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第5号議案「平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、辺野古新基地建設に係る抗告訴訟に要する経費につきまして、歳入歳出予算額に1334万3000円を追加するものであります。

次に、乙第23号議案から乙第27号議案までの条例議案5件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第23号議案「沖縄県行政不服審査会条例」は、行政不服審査法の全部改正に伴い設置される沖縄県行政不服審査会について、その組織及び運営に関する事項を定めるため条例を制定するものであります。

乙第27号議案「沖縄県風俗営業等の規制及び業務

の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定等を行うため条例を改正するものであります。

最後に、議決議案であります乙第28号議案「訴えの提起」について御説明申し上げます。

私は、去る10月13日に辺野古新基地建設に係る公有水面埋立承認を取り消しました。これに対し、沖縄防衛局長は、国土交通大臣に対し行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止申し立てを行い、これを受けて10月27日、国土交通大臣が執行停止を決定しました。

県としましては、国土交通大臣が行った執行停止決定は違法と考えていることから、執行停止決定の取り消しを求める抗告訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 玉城 健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城 健君） ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第25号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、いずれも公正性の向上などを目的に改正された行政不服審査法の施行に伴い、引用条項を改める所要の改正でありますので、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入ります。

乙第28号議案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま提案をされました、国交大臣の執行停止決定の取り消しを求める抗告訴訟のための議案について、質疑をさせていただきます。予算も1334万3000円が追加提案をされております。

今、埋立承認を国が代執行する裁判が提起され、係争中であります。そのような中で、私ども沖縄県が執行停止の決定の取り消しを求める裁判を起こす。県民の立場から実にわかりにくい現状であります。と同時に、理解はなかなか得にくいのではないかと考えるわけであります。

国が起こした代執行する裁判の結果が出たら、県も執行停止の決定の取り消しの裁判を起こす必要はないはずです。その必要性のない裁判に1334万3000円の予算をかける。同時に今沖縄県は埋立承認の問題等で、宜野湾市民から提訴されております。もう裁判が行われているんですか、これから始まるんですか。いずれにしても沖縄県民からも県は訴えられております。

沖縄県の行政は、裁判闘争に対応するために機能は麻痺しているのではないかと私は考えております。

沖縄県が国から訴えられる。そして、県が国を訴える。県民から沖縄県が訴えられる。まさに異常事態であります。裁判をすることが沖縄県の仕事であるのか。翁長知事の仕事は裁判で国と対立し、県民と対立することを先導することが仕事なのであるでしょうか。私は以前から申し上げておりますように、なぜ、翁長知事の政治力や交渉力を発揮しないのか、非常に不思議に思っております。

裁判闘争の難点は、裁判の結果が出されても、それぞれの立場の主張は対立したまま残っていくということです。本来は、そのような対立をさせない。あるいはまた対立を解消させていくのが、政治力であると私は考えているわけでありまして。ですから、今回の翁長知事の提案は、大変残念に思います。

行政事件の訴訟法では、抗告訴訟、取り消し訴訟は、元来、個人の権利救済とする目的があると考えております。そしてこの取り消し訴訟は、法律上の利益を有する者に限られると定められているわけでありまして。そのことを申し上げて、なぜ今、代執行裁判中

で、その結果を待つまでもなく県が新たな裁判を提起しようとしているのか、その御説明をお願いいたします。

2つ目、いつ裁判を起こすのか、あるいはまた今回の予算の内訳、そのことについても御説明をお願いします。

そもそも先ほど申し上げましたように、本来はこのような取り消し訴訟は、個人の利益、そのことに関するものというふうに私は理解をいたしております。県は、今回の提訴で、県にこの原告適格があるのか、そのことをお尋ねをいたします。

その次に、この原告適格があるとする、取り消しによって、県が法律上のどのような利益を有するのか、その御説明をお願いいたします。

次に、翁長知事は、地方自治法に基づく代執行と行政不服審査法に基づく審査請求を行った国に対して、茶番劇だ、国の立場と私人の立場を使い分けていると厳しく批判をいたしております。県が抗告訴訟を起こすことは、県も同様に全く翁長知事が国を批判するようなそのような立場にあって、私人の立場を使い分けているのではないかと考えるものであります。このことについての見解をお願いいたします。

専門家の中では、このような訴えは認められないとの見解もあるようであります。そのことについて県の見解を伺います。

次に、やはり裁判ですから、県民のための大事な予算を使ってやるわけですから、この裁判で訴えて、勝つ見込みその方策も含めてしっかり県民に示す必要がございます。その見解をお願いいたします。

以上です。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後6時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 照屋議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回なぜ新たな裁判を起こすのかという御質問がございました。

代執行訴訟では、主に沖縄県知事の行った公有水面埋立承認の取り消しの適法性が主な論点になります。これに対して、今回起こした抗告訴訟では、国土交通大臣の行った執行停止決定の適法性が主な論点になりまして、その前提となる沖縄防衛局長の行った審査請求及び執行停止申し立ての適法性についても、主な論

点、重要な論点になるという違いがございます。

それから2点目、いつ裁判を起こすのかという御質問がございました。

議会の議決を得られれば、私どもできるだけ早目に訴状、あるいは証拠の準備を整え次第訴えを提起する予定でございます。

それから、予算の内訳についての御質問がございましたけれども、1334万3000円の内訳ですけれども、これにつきましては、職員あるいは弁護士の旅費として418万円、あと弁護士に対する訴訟事務などの委託料916万3000円となっております。

それから、幾つかの質問共通しておりますので、一括して答弁したいと思います。

まず、原告適格の問題、あるいは県も私人の立場でやっているのは茶番、おかしいのではないか、あるいは専門家は今回の訴訟は認められないという意見もあるかどうかという御質問がございました。

確かに、県が国に抗告訴訟を起こす場合、特に出訴する資格が否定されるのではないかと御指摘があることは私どもも承知しております。しかし、県ではいろんな判例でありますとか文献等、あるいは行政法研究者、あるいは弁護士などの専門家から意見をお聞きして、この点についても対処できるものと判断して今回提案させていただきました。

それから、訴訟の取り消しによる利益とは何かという御質問がございましたけれども、これは一例でいいますと、例えばこの公有水面埋立事業によって地域環境に十分配慮のない公有水面埋立事業から地域の環境を守るというそういう地方公共団体の利益があるかと思えます。

それから、勝つ見込みはあるのかという御質問がございました。

これにつきましては、私どもこれから訴えを提起して県の主張をしてまいりますので、今後、裁判所の判断はどうなるかわかりませんが、私どもとしては県の主張が適法である適正であるという主張を立証していくのみであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 まず、私人というそういう表現ですけれども、翁長知事は国に対して茶番劇だ、国の立場と私人の立場を使い分けているという表現をして厳しく批判しております。今回の訴訟はまさに全く同じようなことをやっていませんか。国に対しては批判する、自分がやることに対しては関係ない。まさにそう

いうふうな二重人格的なやり方というのが非常に不思議に思うんですよ。国に対しては茶番劇だ、私人の立場を使い分けていると言って、県がそういうことをやるというのはこれはおかしい話じゃないですか。国に対してそういうことを求めるのであれば、県もそれは一切しない。それが県知事としてのそういう立場だろうと思っているんですね。

ですから、そういうことも含めてどういう利益があるかということですよ。

先ほど知事公室長が環境云々とかと言っておりました。これは具体的に取り消しによって県が法律上どのような利益を有するかという、ここはこれだけ金をかけてやるということですから、その結果についてどういう利益があるかということは明確にしなければならぬわけでありまして。私がそういうことを、個人の裁判ということですから、個人はそのことによって利益というのは明確になるわけでありまして。そういう環境とかというふうな曖昧な表現では、これはやっぱりなかなか理解は難しいんだらうなという思いがします。例えばこの取り消しによって、勝つことによって辺野古の埋め立てができない。利益は普天間飛行場の固定化だ、そういうふうなことを明確に言い切ることができるのかということなんですよ。結局その取り消しによって県が勝ったにしても、その基地の現状というのは変わらないわけですね。ですから、県全体の県民の立場としての利益という面では、まさに説得力のない提案じゃないでしょうか、と私は考えているわけでありまして。

ですから、再度県が法律上どのような利益を有するのか、このことを明確に説明をしていただきたい。

先ほどの国の立場を批判した私人の関係も全く同じであります。なぜ国はそれがだめで、県は全く同じことで許されるのか、その御説明ですね。

今、裁判は確かに国の代執行訴訟という点で、代執行の裁判ですね。あれが行われて結局種類は違いますが、結局は埋立承認問題に係る事案であります。一方の判決が出れば、この裁判を起こすものの目的というのは同時に達成できると私は考えております。ですから、そういうふうな埋立承認という同じテーマの部分でも国も県も同時にあえて裁判を行う。代執行訴訟は事務的にかなり早いペースで進むというふうな聞いております。仮に高裁から最高裁に持ち込まれたって、この県が提起する裁判よりはかなり早い進捗があると思っております。ですから、あえてなぜそういうふうなことが意思決定が行われると埋立承認の取り消しについての司法の判断が出るというこの中

で、全く同じ、裁判は違いますけれども、結果的にそういう種類の裁判を1300万余りの予算をかける、県職員もそれに対応する、弁護士も対応するという、そういうことを行うのか。これはぜひ県民にわかりやすいように問題提起の中で説明をお願いしたいわけであります。

先ほど勝つ見込みがない、あるいはやってみないとわからぬという説明です。

全く失礼な話じゃないですか、裁判ですからね。ですから、代執行の裁判に対する見通し、私はこのことも非常に重要だと思います。そこを捉えて、こういう形でいくと次の裁判が勝てる、2つの裁判で仮に両方も負けたらどうなるんですか。そういうふうなことがある中で、やってみないとわからぬというこういう裁判を提起しようとする、予算をかけようとする、そこが全く不思議でならないわけであります。そのことについても再度、わかりやすい丁寧な説明をお願いします。

同時に今、先ほど冒頭にも説明しましたように、我が沖縄県は、宜野湾市民から訴えられております。この種の裁判が行われます。

国とも裁判を行い、宜野湾市民から訴えられた裁判を行う、新たな裁判を起こす。今回の裁判は、もしかしたら先ほど言いましたように代執行の裁判との絡みもありますから、県民も非常に関心を持っております。関心を持っておりますから、これについて県民からさらに新たな裁判が提起される、損害賠償を訴えられるという事態を招く危険性があります。これは、はっきりしていますよ。そういう形で幾度の裁判がある中で、同じテーマでずっと裁判をやり続けて、金をかけてやっていく。県民からすると一体全体どうなっているんだ沖縄県政はという、そういう形になるわけであります。県民から訴えられる危険性、そのことも含めてどのようにお考えなのか。

そして、こういうふうに冒頭で指摘しておりますけれども、この裁判の結果、代執行もこれは国が提起した裁判であります。今回、県が裁判を起こします。そして、宜野湾の裁判でも訴えられております。新たにもしそういう形で県民から新たなこの件についての裁判が起こされたときに、その裁判の結果が出たときの沖縄県知事の責任問題はどのようなようになっていくのか。そのところの見通しも含めて、今回の裁判というものは、私どもは県議会としても考えていけないといけない。そういうふうに思っているわけであります。

御答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時13分休憩

午後6時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 照屋議員の再質問にお答えします。

まず県は私人の立場で訴えるのは二重人格じゃないか、なぜ国はだめで県はいいのかという御質問がございました。

今回の抗告訴訟、県は地方公共団体として出訴資格を有しているという前提で提起しているところでございまして、私人として訴えを提起しているわけではございません。

それから2点目に、今回の訴えの法律上の利益は何ぞやという御質問がございましたけれども、これは先ほどもお答えしましたとおり、この地域環境、公有水面埋立事業から地域環境を保護するという、そういう県としての利益、それが訴えの利益でございます。

それから、代執行訴訟判決が出た際には、一体何が達成できるんだという御質問がございました。

今回の抗告訴訟については、国土交通大臣が行った執行停止決定の効力を失わせ、沖縄防衛局の行う埋立工事をとめることができるという、そういう方法だということで私どもは訴訟を提起しているところでございます。

それから4点目、勝つ見込みはあるのかという御質問と、それからもし負けた際は、市民から訴えられる、県民から訴えられる、知事の責任があるのではないかという御質問がございました。

当然ながら裁判の行方については、予断を持って申し上げることはどなたもできないんですけれども、私ども県としては、あくまでも私どもの申し立ては適法であり、そのことを裁判で主張、立証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第28号議案については、米軍基地関係特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） ただいま米軍基地関係特別委員会に付託されました議案を除く甲第5号議案及び乙第23号議案から乙第27号議案までについては、総務企画委員会に付託いたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時18分休憩

午後6時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月11日から

17日までの7日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月11日から17日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月18日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 上 原 章

平成27年12月18日

平成27年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成 27 年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成27年12月18日（金曜日）午前10時 2 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成27年12月18日（金曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案から乙第 6 号議案まで及び乙第23号議案から乙第27号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 8 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 3 乙第 7 号議案（土木環境委員長報告）
- 第 4 乙第14号議案、乙第15号議案、乙第21号議案及び乙第22号議案（総務企画委員長報告）
- 第 5 乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第 6 乙第13号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 7 乙第 9 号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案（土木環境委員長報告）
- 第 8 乙第28号議案（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第 9 甲第 1 号議案及び甲第 5 号議案（総務企画委員長報告）
- 第10 甲第 3 号議案（経済労働委員長報告）
- 第11 甲第 2 号議案及び甲第 4 号議案（土木環境委員長報告）
- 第12 国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書

山内 末子さん 花城 大輔君 仲田 弘毅君 翁長 政俊君 具志 孝助君 照屋 大河君 高嶺 善伸君 玉城 義和君 吉田 勝廣君 渡久地 修君 當間 盛夫君 大城 一馬君 比嘉 瑞己君 呉屋 宏君 新垣 安弘君 嶺井 光君	}	提出 議員提出議案第 1 号
---	---	----------------

- 第13 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

呉屋 宏君 又吉 清義君 島袋 大君 照屋 守之君 新田 宜明君 狩俣 信子さん 赤嶺 昇君 糸洲 朝則君 西銘 純恵さん 比嘉 京子さん 嶺井 光君 當間 盛夫君 比嘉 瑞己君 新垣 安弘君	}	提出 議員提出議案第 2 号
--	---	----------------

- 第14 学徒合同石碑の建立に関する決議

呉屋 宏君 又吉 清義君 島袋 大君 照屋 守之君 新田 宜明君 狩俣 信子さん 赤嶺 昇君 糸洲 朝則君 西銘 純恵さん 比嘉 京子さん 嶺井 光君 當間 盛夫君 比嘉 瑞己君 新垣 安弘君	}	提出 議員提出議案第 3 号
--	---	----------------

第15 陳情第110号（総務企画委員長報告）

第16 請願第4号、陳情平成25年第49号、陳情平成26年第27号、同第51号、陳情第9号、第63号、第108号
及び第111号（文教厚生委員長報告）

第17 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第23号議案から乙第27号議案まで

乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

乙第6号議案 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

乙第23号議案 沖縄県行政不服審査会条例

乙第24号議案 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例

乙第25号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第26号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第27号議案 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第8号議案

乙第8号議案 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第3 乙第7号議案

乙第7号議案 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例

日程第4 乙第14号議案、乙第15号議案、乙第21号議案及び乙第22号議案

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第5 乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案まで

乙第12号議案 財産の取得について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

日程第6 乙第13号議案

乙第13号議案 損害賠償額の決定について

日程第7 乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案

乙第9号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

日程第8 乙第28号議案

乙第28号議案 訴えの提起について

日程第9 甲第1号議案及び甲第5号議案

甲第1号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

甲第5号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

- 日程第10 甲第3号議案
甲第3号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 甲第2号議案及び甲第4号議案
甲第2号議案 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
甲第4号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書
- 日程第13 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第14 学徒合同石碑の建立に関する決議
- 日程第15 陳情第110号
陳情第110号 国立大学法人に対する運営費交付金の充実及び確保に関する陳情
- 日程第16 請願第4号、陳情平成25年第49号、陳情平成26年第27号、同第51号、陳情第9号、第63号、第108号及び第111号
請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
陳情平成25年第49号 学徒合同石碑の建立に関する陳情
陳情平成26年第27号 「30人以下学級」の早期実現を求める陳情
陳情平成26年第51号 「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情
陳情第9号 学徒合同石碑の建立に関する陳情
陳情第63号 「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情
陳情第108号 精神障害者社会適応訓練事業に関して入院中の精神障害者も訓練対象者とすることを求める陳情
陳情第111号 実習助手の「実習教諭」への呼称変更に関する陳情
- 日程第17 閉会中の継続審査の件

出席議員 (47名)

議長	喜納昌春君	21番	島袋大君
副議長	翁長政俊君	22番	中川京貴君
1番	比嘉京子さん	23番	座喜味一幸君
2番	比嘉瑞己君	25番	玉城ノブ子さん
3番	西銘純恵さん	26番	赤嶺昇君
4番	玉城満君	27番	新垣清涼君
5番	仲村未央さん	28番	瑞慶覧功君
6番	新田宜明君	29番	崎山嗣幸君
7番	儀間光秀君	30番	新垣安弘君
8番	上原章君	31番	呉屋宏君
9番	花城大輔君	32番	前島明男君
10番	砂川利勝君	33番	照屋守之君
11番	具志堅透君	34番	新垣良俊君
12番	大城一馬君	35番	仲田弘毅君
13番	具志堅徹君	36番	嶺井光君
14番	渡久地修君	38番	嘉陽宗儀君
15番	山内末子さん	39番	玉城義和君
16番	仲宗根悟君	40番	奥平一夫君
17番	照屋大河君	41番	新里米吉君
18番	當間盛夫君	42番	高嶺善伸君
19番	吉田勝廣君	43番	狩俣信子さん
20番	又吉清義君	44番	金城勉君

45 番 糸 洲 朝 則 君
47 番 新 垣 哲 司 君

48 番 具 志 孝 助 君

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	比 嘉 徳 和 君	主 査	川 端 七 生 君
次 長	知 念 正 治 君	政 務 調 査 課 長	宮 城 弘 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	副 参 事	前 田 敦 君
副 参 事 兼 課 長 補 佐	勝 連 盛 博 君	主 幹	上 原 毅 君
主 幹	中 村 守 君	主 幹	天 久 庸 隆 君
		主 幹	田 代 寛 幸 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

去る12月11日、元議長志村恵氏が逝去されました。

つきましては、志村氏の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙禱をささげたいと思います。

全員御起立を願います。

黙禱。

〔全員起立・黙禱〕

○議長（喜納昌春君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（喜納昌春君） 次に、報告いたします。

昨日、山内末子さん外15人から、議員提出議案第1号「国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書」、呉屋宏君外13人から、議員提出議案第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」及び議員提出議案第3号「学徒合同石碑の建立に関する決議」の提出がありました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第23号議案から乙第27号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ハイタイ。おは

ようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第23号議案から乙第27号議案までの条例議案11件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長、警察本部生活安全部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、福祉保健所を福祉事務所と保健所に再編するため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目に、北部・中部・南部・宮古及び八重山福祉保健所を各福祉事務所に改めること、2点目に、関係条例の一部を改正すること、3点目に、施行期日を平成28年4月1日とすることであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、法を引用する規定を整理する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、引用条項の整理を行うこと、また、施行期日を平成27年12月26日とすることであるとの説明がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の手続等に係る規定を改める等の必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目に、申請に基づく換価の猶予手続等に係る規定を設けるほか、既存の徴収の猶予及び職権による換価の猶予手続等に係る規定の見直しを行うこと、2点目に、課税を行った県税事務所等

において交付することとなっている納税証明書等について、いずれの県税事務所等においても交付できるようにすること、3点目に、施行期日を公布の日とすること等の説明がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、平成27年度をめぐりとして条例の規定を検討することとされている産業廃棄物税について、制度の継続を図る必要があるため所要の改正を行うものである。

主な改正の内容は、検討時期を平成27年度から平成32年度に改めること、また、施行期日を平成28年4月1日とすることであると説明がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、1点目に、個人番号及び特定個人情報等の用語を定義すること、2点目に、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について定めること、3点目に、施行期日を平成28年1月1日とすることであると説明がありました。

本案に関し、行政手続の簡素化による県民負担の軽減にはどのようなものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、法定事務について、知事部内の行政機関同士や知事部と教育庁など他機関同士で情報提供等を行うことにより、従来保護者が提出していた添付書類を省略できることになり、県民の利便性の向上につながるなどの答弁がありました。

そのほか、個人番号とカード申請との関係、個人情報の管理体制及びセキュリティ対策などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、認証業務の実施主体が地方公共団体情報システム機構に移管されることに伴い、県において認証業務を行わないこととなるため条例を廃止するものである。

主な内容は、1点目に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止すること、2点目に、電子証明書の発行手数料及び失効情報の提供手数料等の納付手続に関し、必要な経過措置を設けること、3点目に、廃止条例の施行に伴い、市町村へ

依頼していた手数料の徴収事務を廃止し、関係条例の一部を改正すること、4点目に、施行期日を平成28年1月1日とすることであると説明がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県行政不服審査会条例」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、設置される沖縄県行政不服審査会について、組織及び運営に関する事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、1点目に、附属機関の名称を沖縄県行政不服審査会とすること、2点目に、審査会の組織、委員の任命・任期、守秘義務、専門委員、議事、罰則等を定めること、3点目に、施行期日を平成28年4月1日とすることであると説明がありました。

本案に関し、審査請求についての裁決の客観性・公正性を高める観点から附属機関を設けるものであるとの説明であるが、これまでどう変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、改正前は処分庁の上級庁に対して行政不服審査請求を行い、処分にかかわった当事者が対応する部分もあったが、改正後は処分に関係のない審理員が審理手続を行い意見書を作成し、第三者機関である行政不服審査会の答申を受け審査庁が裁決を行うことになり、請求人の権利保護の観点からより公平性・透明性が確保される制度になるとの答弁がありました。

そのほか、最近の不服審査請求事案の内容及び件数、不服が認められた件数、生活保護関連で不服が認められた事例、審理員の人数及び審理体制などについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申し立てに係る書面の写し等の交付手数料に関する事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、1点目に、手数料の種類及び金額を定めること、2点目に、手数料の納付期限、減免、不還付等を定めること、3点目に、施行期日を平成28年4月1日とすることであると説明がありました。

次に、乙第25号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、1点目に、不服申し立ての種類が、審査請求に一元化されたことに伴い規定の整備等を行うこと、2点目に、引用条項の整理を行うこと、3点目に、施行期日を平成28年4月1日とすることである

との説明がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令及び地方公共団体の手数料に関する政令の一部が改正されたことに伴い、新たに特定遊興飲食店に関する手数料等を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目に、特定遊興飲食店の営業許可等に関する手数料の種類及び金額を定めること、2点目に、引用条項の整理を行うこと、3点目に、施行期日を平成28年6月23日とすること、なお、特定遊興飲食店営業の許可申請手数料については、平成28年3月23日とするとの説明がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、風俗営業の営業延長許容地域の指定を行う等の必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目に、風俗営業の営業延長許容地域及び営業延長許容時間を定めること、2点目に、特定遊興飲食店営業について、営業所設置許容地域、営業時間の制限、深夜における騒音及び振動の規制等を定めること、3点目に、風俗環境保全協議会の設置について定めること、4点目に、ゲームセンター等への18歳未満の者の立ち入らせに関する制限を定めること、5点目に、施行期日を平成28年6月23日とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、営業延長に伴う地域住民の安全確保や深夜徘徊への対策はどのように行うのかとの質疑がありました。

これに対し、条例改正に伴い治安の乱れや少年非行がないよう警察官の街頭活動や取り締まりの強化を行い、風俗環境に影響が出ないよう努めるとの答弁がありました。

そのほか、指定地域における交番等の状況、規制緩和地域における対象施設数及び収容人員、通学路等の環境保全対策などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第23号議案から乙第27号議案までの11件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第23号議案から乙第27号議案までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案11件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第23号議案から乙第27号議案までは、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第2 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました乙第8号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず乙第8号議案「国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例」は、児童福祉施設等における職員の配置基準等について、国家戦略特別区域限定保育士を保育士と同等の取り扱いにするため関係する条例の規定を整備するものである。

主な内容は、児童福祉施設等の職員の配置基準等について、国家戦略特別区域限定保育士を保育士と同等の取り扱いとするものであるとの説明がありました。

本案に関し、国家戦略特別区域限定保育士と通常の保育士との違いを聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、通常の保育士は、児童福祉法に基づき年に1回実施される試験による保育士資格である。国家戦略特別区域限定保育士は、特別法を利用して事業を行うことにより、当該2次試験を行った区域において3年間は保育士と同様の資格を有するという事になり、3年経過後はどこでも保育士として勤務することができるという資格であるとの答弁がありました。

次に、公定価格における保育士の給与は、経験年数何年をめどに措置されているのかとの質疑がありました。

これに対し、公定価格における保育士の給与は、経験年数7年をめどに措置されており、平成26年度改定後の水準で19万7268円となっている。年額では363万円を公定価格として算出しているとの答弁がありました。

次に、保育士を定着させるための県独自の施策はないのかとの質疑がありました。

これに対し、県独自の施策として、潜在保育士の復職に当たっての一番の不安が仕事と家庭の両立だという調査結果をもとに、休みがとりづらいというところを改善していきたいということで、年休取得支援事業を9月補正予算で立ち上げたところであるとの答弁がありました。

次に、国のメニューにある宿舍借り上げ支援事業の利用状況はどうなっているか、また、補助基準額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、今年度、国への事前協議として上げている段階であり、名護市で7カ所、宮古島市で11カ所、本部町の1カ所でこの事業を実施したいということで手が挙がっているところである。補助基準額は、1カ所当たり月額8万2000円となっているとの答弁がありました。

そのほか、国家戦略特別区域限定保育士導入のメリット、国家戦略特別区域限定保育士事業を国が実施した理由、幼保連携型認定こども園を除くと位置づけられている理由、国家戦略特別区域限定保育士の保育の受け皿整備に対する貢献度、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する都道府県の数、公定価格の10年前との比較、勤務年数15年での給与の推計額、潜在保育士の沖縄県と全国の状況、保育士の処遇改善を国に訴える場の有無、認可保育所の給与モデルの有無、積立資産の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第8号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よ

ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第3 乙第7号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第7号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第7号議案「沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例」は、沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、基金の設置目的について、基金に積み立てる額について、基金の処分について、施行期日についてであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第7号議案の条例議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第4 乙第14号議案、乙第15号議案、乙第21号議案及び乙第22号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第14号議案、乙第15号議案、乙第21号議案及び乙第22号議案の4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県公文書館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は公益財団法人沖縄県文化振興会であり、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者が行っている業務の範囲はどこまでか、また、指定管理業務に携わる職員は何名いるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県公文書館の業務のほとんどを委託しており、具体的には、公文書等の収集・整理業務、修復を含む保存業務、利用・普及及び会館管理業務が主なものである。また、業務に携わる職員は役員及び県派遣職員を除き、33名いるとの答弁がありました。

そのほか、専門員の配置状況及び専門の内容、所蔵資料の総数、公開状況及び今後の収集予定、年間入館者数及び推移状況、利用促進のための普及啓発などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体であり、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、前回、指定管理者の指定に当たり附帯決議が付されたが、その経緯と内容はどのようなものだったか、また、決議内容への取り組みは行われているかとの質疑がありました。

これに対し、前回は、平成24年11月議会に議案を上程し議決を求めたが継続審査となり、翌年2月議会において「県内事業者育成に向けて、積極的に県内企業等と連携を図り、人材育成やノウハウ移譲に努めること。」を内容とする附帯決議が付され議決された。また、県内業者への研究機器の保守管理、建物管理や警備等の発注、県出身者の採用、県内企業との共同企業体方式による事業連携等によりノウハウ移譲も図られ、県内企業の育成が図られつつあるとの答弁がありました。

そのほか、応募2団体のうちもう1団体の概要、共同企業体の役割分担、入所企業8社の研究成果、事業化の状況、経営状況及び将来展望、創業分野における県内の状況、県内産業及び企業の育成方針などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成28年度において本県で発売する当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

発売限度額は143億円としているとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員6人のうち1人が平

成27年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定し、乙第22号議案は、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第14号議案、乙第15号議案、乙第21号議案及び乙第22号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第5 乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案までを議題といた

します。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案までの4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「財産の取得について」は、サトウキビの難防除害虫イネヨトウの防除に用いる交信攪乱剤を取得する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

契約の内容は、交信攪乱用フェロモン剤の取得であり取得数量は6544巻、取得金額は7774万2720円で、契約の相手方は信越化学工業株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、当該事業は本年度で終了することであるが、駆除状況を確認した上で事業終結すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、フェロモンチューブによる防除は平成27年度が終期であるが、より効果的なスプレー式の散布方法を開発し、今後の事業につなげていきたいと考えている。発生消長の調査については、継続して行う計画であるとの答弁がありました。

次に、技術的にある程度確立してきたゾウムシなどの駆除についても、沖縄振興一括交付金制度がある間に速やかにしっかりと対応すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、ゾウムシ関連の駆除については、農林水産部としてしっかり取り組んでいるところである。防除の範囲が広いため計画的な駆除を行っていかねばならない。指摘を踏まえ集中的に対応するよう努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、イネヨトウ用交信攪乱剤の効果と防除実

績などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体であり、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、近年、指定管理者の応募がほとんど1社、多くても2社という状況が続いている。競争力が失われ、制度の根幹が形骸化していると言われても仕方がないと思うがどう認識しているかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度に移行したことによって、軽微な修繕への迅速な対応が可能となるなど、施設管理という意味ではメリットが出てきている。指定管理期間を3年から5年に延ばすことによって、社員の正規雇用につながったという事例も出てきつつあることから、今すぐに指定管理者制度の是非を問うことは時期尚早と判断しているとの答弁がありました。

次に、指定管理の施設で働いている労働者の正規雇用をふやしていくことに対する県の認識はどうかとの質疑がありました。

これに対し、正規雇用、非正規雇用は業務の態様にもよるが、県としては、指定管理者に対し、可能であれば正規雇用をしていただきたいという話は、当然に行っていく立場であるとの答弁がありました。

そのほか、当該施設の正規、非正規雇用の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄 I T 津梁パーク施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンであり、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回、指定管理期間が5年になったが、期間が長くなることによって管理が惰性に流されないよう、各年度における検査体制が重要になると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、定期の指定管理業務の評価として指定管理者制度運用委員会を開催し、その中で指定管理者が提出した事業報告書に対し、委員の意見を聞くほか、随時必要に応じて指定管理業務や経理に関して指

定管理者に報告を求め、施設内において管理業務の調査を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、指定管理者の応募がほとんど1社、多くても2社という現状を鑑みると、制度に課題がないわけではない。指定管理者制度における課題の点検が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄 I T 津梁パークは以前、株式会社沖縄ダイケンとは違う業者が指定管理者になっていたこともあり、指定管理者が変わる場合もある。審査基準もそれほど難しい要件はなく、今回たまたまこのような応募状況が続いているものと認識している。今後、制度を運用し同じ状況が続くようであれば点検しなければならないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、指定管理の契約金額、応募条件、応募者数、指定管理者制度のあり方などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団であり、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、県の外郭団体で県からの出資もある一般財団法人沖縄美ら島財団のような団体が指定管理者に指定されると、今後、競争原理が働かなくなっていくと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、県立博物館・美術館は、社会教育施設として位置づけられた役割をしっかりと果たしていくために、収集管理、展示等の事業について、一定の仕様の中で水準を示し、それを達成できるかどうかを基準に指定管理者の審査をしている。そこには複数の応募がある場合もあるが、今回については、1団体の応募となったものと理解しているとの答弁がありました。

次に、県立博物館・美術館としての学術的な蓄積やノウハウを指定管理者がかわる中でどのように継承していくのかとの質疑がありました。

これに対し、博物館・美術館では、県職員である学芸員において調査研究や企画展の企画を行い、指定管理者はその運営を行っている。したがって、研究成果のノウハウや教育普及の企画といったことについては、県の組織の中で引き継がれるとの答弁がありました。

そのほか、今回、指定管理者がかわる理由、指定管理者に求める資格者の配置要件などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案までについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ ・ ・ ◆
○議長（喜納昌春君） 日程第6 乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました乙第13号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「損害賠償額の決定について」は、医療事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項及び沖縄県病院事業の

設置等に関する条例第8条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成26年8月6日に沖縄県立中部病院において化学療法のため行った中心静脈カテーテル挿入術の際に、胸腔内に出血を来し患者が死亡した事故に対する損害賠償額1731万3812円を決定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、損害賠償額はどのように算定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、損害賠償額は主に死亡の慰謝料、逸失利益、葬儀費を合計して決定している。今回については、死亡の慰謝料が1500万円である。患者がもともとがんが全身に転移して手術できない状態であったところ、病院としては化学療法で何とか延命を図りたいということで静脈路を確保する手技をしようとしたということがあり、逸失利益は算定していないとの答弁がありました。

次に、遺族とのやりとりは何回ほどやったのか、遺族の思いを受け入れるような立場で丁寧にやったのかとの質疑がありました。

これに対し、回数は正確には記録されていないが、当初から事故の状況を詳細に正直に説明しており、院長を初め故人の葬式にも行き、十分に弔意を伝えている。回数としては頻繁に賠償も含めた交渉がなされたという状況であるとの答弁がありました。

そのほか、中心静脈カテーテル挿入術の難易度と挿入の際のモニター利用の有無、遺族からの訴えの有無、過去の同様な事例の有無、医療現場における集団的な医者の議論のやり方などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第13号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第7 乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君） ただいま議題となりました乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第9号議案「工事請負契約について」は、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その1）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、主要地方道宜野湾北中城線における延長263メートルのトンネル本体工事のうち、片側の下り車線をNA TM工法により掘削する工事で、契約金額は6億8904万円、契約の相手方は株式会社南海建設、株式会社屋部土建の2者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「工事請負契約について」は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P2からP3）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、新本部大橋の橋脚P2、橋脚P3区間の上部工となる延長61メートルの鋼床版箱桁を製作し、台船一括架設工法により、これを架設する工事で、契約金額は6億9768万円、契約の相手方は株式会社横河ブリッジ、有限会社福地組の2者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、県議会では、これまでも超党派で公共

工事の県内企業への優先発注について取り組んできたが、入札参加資格要件等で、県内企業が受注するにはいまだに高いハードルがあるように感じている。これは、県内企業への優先発注について、県が積極的に取り組んでいないからではないのかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、当然、県内企業を優先するという考えである。今回の工事は、工法の問題で県内企業ではできないということで、県外企業をメインに持ってきたという事情がある。しかし、県内企業が努力して、技術的に県内企業でもできる工事については、県内企業に優先して発注しているところであるとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「工事請負契約について」は、浦添西原線都市モノレール建設工事（地下構造物H27—NA TM）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、主要地方道浦添西原線のモノレールインフラ部地下構造物のうち、延長241.5メートルのトンネル本体工事を、NA TM工法により掘削する工事で、契約金額は16億725万6000円、契約の相手方は株式会社國場組、株式会社太名嘉組、國和建設株式会社の3者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、モノレールは高架を走るものというイメージがあり、トンネルとなると工事費がかなり割高になると思うが、なぜトンネル方式をとることになったのかとの質疑がありました。

これに対し、工事箇所は、浦添消防署前からだこ浦西駅付近をつなぐ場所であるが、この区間の高低差が約40メートルあり、トンネル方式をとらないと縦断することができないため、トンネル方式を採用したものであるとの答弁がありました。

そのほか、落札率、NA TM工法の内容等について質疑がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンで、指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者制度全般に言えることだが、そこで働く人のことなどを考えると、指定期間は

5年にすべきだと考える。今回の指定期間は3年となっているが、指定期間を5年に延ばすことについて、どのように考えるかとの質疑がありました。

これに対し、総務部が定めている「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」において、指定期間は原則5年以内となっているが、施設の維持管理が主たる業務の施設は3年以内と注釈がついていることから、今回の議案は3年としている。しかし、土木建築部内でもいろいろな意見があり、議論をしているところであるが、委員からの指摘も踏まえて、土木建築部としては5年の方向で検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、駐車場の稼働率、E V充電器設置台数、E V充電器の仕様等について質疑がありました。

次に、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、西原・与那原マリパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社クリード沖縄で、指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であるとの説明がありました。

本案に関し、西原・与那原マリパーク地区は、M I C E施設の建設も予定されており、今後、かなりの人の出入りが予想される。そのため、利用者の安全をどのように確保するかということが重要になってくると思うが、この辺について県と指定管理者の間で取り決めなどはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、警備の話だと思うが、今回、公募に当たっては、事業者から管理運営方針等を出してもらっている。その中で、保守点検についてはこういった作業を年に何回実施するか、警らを1日に何回実施するといったことをきちんと記述してもらっており、この施設を安全に運営できる体制がとれる事業者を選定している。人数までは県から言及していないが、現在は18名体制で運営されており、4月以降の新しい契約でも、その体制は維持されるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、災害復旧費用の負担割合、施設利用の許可権者、指定管理者の収支等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案5件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第8 乙第28号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君） ハイサイグスーヨー チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第28号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第28号議案「訴えの提起について」は、国土交通大臣が沖縄県知事に対して行った公有水面埋立承認取り消し処分に対する執行停止決定の取り消しを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、国土交通大臣が沖縄県知事に対して平成27年10月27日付で行った公有水面埋立承認取り消し処分に対する執行停止決定を取り消すこと、訴訟費

用は被告の負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、県は、裁判を起こすことだけが目的となっていないか、勝つ見込みはあるのか、裁判となった場合、宜野湾市民は、裁判の決着がつくまで何年間も危険性が除去されずに苦しむことになるが、それでいいという考えなのか、それとも、この訴訟をすることによって、一日も早く危険性から解放されると思っているのかとの質疑がありました。

これに対し、裁判の結果については予断を持って言えないが、県としては、県の主張は適法・適正であると立証していきたいと考えている。当然、勝つことを目標に提訴するものである。普天間飛行場については、市街地の中心にあってさまざまな影響を与えており、県としては、その早期返還、そして危険性の除去は喫緊の課題であると思っている。普天間飛行場の固定化はあってはならないと再三申し上げており、危険性除去のため、一刻も早く5年以内の運用停止を進めてほしいということを政府に対して求めているところである。一方、普天間飛行場の移設先については、県外を求める民意が出ていると思っているので、普天間飛行場の県外移設、そして辺野古新基地建設反対を申し上げているとの答弁がありました。

次に、国は県の埋立承認取り消しは違法だということで、既に代執行裁判が行われている。どちらが適法かということは、埋立承認にかかわることなので、この代執行裁判で決着がつくと思っているが、どうして今、県が裁判を起こす必要があるのかとの質疑がありました。

これに対し、県が埋立承認の取り消しを行ったことに対し、国は行政不服審査手続に基づく執行停止を行い、それと同時に代執行手続という2つの手続を踏んでいる。今回、代執行については裁判が進んでいるが、不服審査手続についてはまだ裁判でその適法性を争うような状態になっていない。そのため、県としては、代執行の手続とは別に、不服審査手続についても、その適法性、違法性について争うべきと考え、抗告訴訟を提起することにした。国が辺野古での工事を再開したのは、県が行った埋立承認取り消しに行政不服審査手続に基づく執行停止がかけられているためであり、国の工事をとめるためには、国が行った行政不服審査手続に基づく執行停止の執行停止を求める訴えを起こす必要があるとの答弁がありました。

次に、普天間飛行場問題の解決には、国との対話の場、協議の場をしっかりとつくっていくということが重要だと思うが、県の見解はどうかとの質疑がありまし

た。

これに対し、しっかり協議をしなければならないという提言については、県としては全く否定しない、賛成である。国と協議をすることを県として拒んでいるわけではない。そのため、この問題の解決のためにどのようなことができるのか、あるいはこういった方策があるのかについて、引き続き国と話し合っていければと思っているとの答弁がありました。

次に、国は、不服審査請求において、公有水面埋立承認については、一般私人に対する免許とほぼ同様の手続を踏んでいることから、国の承認についても私人と同様だと立論をしているが、承認と免許は別々にやっているわけで、手続が同じだから私人同様だという理屈は通らないと思うが、県の見解はどうかとの質疑がありました。

これに対し、公有水面埋立法では免許と承認の両方の手続がある。現実問題として、承認手続については免許と違い国に対してさまざまな手続が免除されている。したがって、承認手続をするということは、国として請求し、承認を得たということであり、決して私人同等の立場ということにはならないと理解している。そもそも行政不服審査手続は、私人の権利救済を目的としている。国はその手続を使って県の承認取り消しの執行停止を行っているが、これはまさに、工事をするためにこの法律を便宜的に使ったと思われるような仕方がない行為だと考えているとの答弁がありました。

そのほか、代替施設を新基地と表現する理由、機能強化と考える理由、久辺3区に移設した場合に迷惑する者、迷惑の具体例、代執行訴訟が結審した場合における抗告訴訟の取り扱い、裁判で主張する県の法律上の利益、冒頭陳述で自己決定権を持ち出した理由、提訴する時期、行政不服審査法が対象とするもの、沖縄防衛局が主張する米軍プレゼンスの重要性に関する見解、沖縄防衛局が提出した不服審査請求書に関する見解、空軍と海軍が一体となった米軍基地の有無等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第28号議案については、自民党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第28号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城 大輔君 失礼いたします。

乙第28号議案「訴えの提起について」、反対の立場から討論を行います。

去る11月17日、国土交通相が翁長知事のなした埋立承認の取り消しを違法として、福岡高裁那覇支部に提訴したことで新たな段階に入りました。そのような中、沖縄県が執行停止の決定の取り消しを求める裁判を起こす。県民の立場から実にわかりにくい現状であります。

国が起こした裁判の結果が出たら、県も執行停止の決定の取り消しの裁判を起こす必要はないはずであります。その必要性のない裁判に1334万3000円の予算をかける。同時に、今沖縄県は埋立承認の問題等で宜野湾市民から提訴されております。沖縄県が国から訴えられる。そして、県が国を訴える。県民から沖縄県が訴えられる。まさに異常事態であります。なぜ翁長知事はその政治力や交渉力を発揮しないのか、非常に残念であります。

裁判闘争は裁判の結果が出されても、それぞれの立場の主張は対立して残ったままになるということでもあります。対立を回避する、対立を解消させていくというのが政治力であり、知事のリーダーとしての資質だと考えます。

結局は、提起される「埋立承認取り消し効力を停止」を違法とする訴訟は埋立承認問題に係る代執行訴訟に包括されるべき事案であります。一方の代執行の訴訟の判決が出れば、今議案の「訴えの提起について」の目的というものは同時に達成できると私は考えております。

そのように埋立承認という同じテーマの部分で、国も県も同時にあえて裁判を行うことは無駄の骨頂であります。代執行訴訟は、事務的にかなり速いペースで2月中にも結審するとも言われております。仮に代執行訴訟が高裁から最高裁に持ち込まれたと仮定したとしても、県が提起する裁判よりはかなり早い結審になると思っております。結果的に、そういう種類の裁判

を提起する、また、1300万円余りの予算をかける、県職員もそれに対応させる。そのような異常な事態と断ぜざるを得ないその裁判の結果が出たときに、沖縄県知事の責任問題というものはどのようになっていくのか。そのような総合的な見通しも含めて、今回の裁判というものは、私どもは県議会としても、冷静かつ慎重に考えていかないといけないと思っているわけであります。

前県政が埋立法に基づき、厳しいまでの審査の結果として、埋立承認の行政手続を取り消すことは全国的にも事例がないこと。行政の継続の原則は担保されなければならないことから、多くの学識者は県の勝訴はあり得ないとの見方もある。中でも、沖縄の事情に精通した福岡高等裁判所の元大塚判事は、沖縄のマスコミの番組の中で、国の代執行訴訟問題について発言をしています。要約は、前知事が埋立法に基づき審査し、辺野古基地埋立承認を知事が変わったからといって、取り消すということについてはわけがわからないという発言をしております。国の委託事務について、知事が拒否することはできないと明確に発言しているわけであります。沖縄の事情に精通した元判事の発言は大変重たいものがあり、耳を傾けなければならないと思います。

いずれにいたしましても、本議案であります「訴えの提起について」は、県議会の良識と品格が問われることになります。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 賛成討論を行います、その前に一言だけ申し上げておきます。

私も沖縄県が裁判闘争になることを決して好ましいことではないと思っております。本来、沖縄県の民意というものは、昨年出尽くしているわけでありますから、当然それをしんしゃくして、政府・自民党が政治決断をすべき、こういう局面であります。その民意を受けて、辺野古の基地は中止をするということが本来政治のあるべき姿であって、それを裁判に持ち込むことは政治の責任の放棄であって、私は好ましいことではないと思います。ただ、売られたけんかでありますから、これは買わざるを得ない。そういう意味でこの裁判について、訴えの提起について、以下申し上げたいというふうに思います。

私は、今回の国土交通大臣による執行停止決定は、行政不服審査法の趣旨にもとる違法なものだと考えております。行政不服審査法第1条は、この法律の趣旨

として、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と定めております。ここに言う国民というのは、一般国民、つまり個人あるいは法人を指します。沖縄防衛局長が国土交通大臣に提出した審査請求書を見ますと、審査請求人の欄に沖縄防衛局長井上一徳と記載されております。沖縄防衛局は個人でもなければ法人でもなく、社団や財団でもなく国の一機関であります。審査請求書には沖縄防衛局、その長としての局長の肩書きと名前、沖縄防衛局の所在地が書かれていますが、行政不服審査法にはそのような記載事項の規定はありません。国自体が明確な法律違反をしているのであります。

審査請求適格についてであります。沖縄防衛局長は免許と承認はほぼ同様の手続で同様の基準のもとで処分を受けたので、私人と同様の立場で審査請求適格を有すると主張しております。しかしながら、公有水面埋立法第2条第1項は、「埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ」と定める一方、第42条第1項では、「国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ」と定めております。これを率直に読むならば、国が埋め立てをしようとする場合は、知事の承認を受ける、それ以外の者が埋め立てをしようとする場合は免許を受けるという仕組みになっていること、誰の目にも明らかではありませんか。また、免許と承認とは法律上の取り扱いも異なっているのであります。それにもかかわらず、沖縄防衛局長は審査請求書の中で、一般の私人と同様の立場で埋立承認を受けたので、審査請求適格を有すると主張している所以であります。しかしながら、前知事は国の機関である沖縄防衛局長に対して公有水面埋立承認を行ったのであって、井上一徳氏個人に承認を与えたわけではありません。まさにこれは法律を曲解する強弁以外の何物でもありません。さらに理屈に合わないのは、入り口のところでは私人と同様の立場であると言いながら、審査請求書の中身を見ますと、外交上、防衛上の利益や日米同盟の維持、米軍のプレゼンスなど、国の立場でしか主張し得ないことが述べられている点であります。私人と同じ立場と言いつつ、国の立場でしか言えないことを主張するというのは全く筋が通っておらず、矛盾かつ不当であります。個人同様という、同様という言葉を編み出し、ごまかすというまるで手品ではありませんか。

これだけの問題がある中で、あろうことか国土交通大臣のその言い分をそのまま認め、それを前提として執行停止を決定いたしました。それと同時に政府は、知事の承認取り消しは違法であるとして、地方自治法に基づく代執行等の手続に着手する旨の閣議了解をしております。国土交通大臣が行政不服審査法における審査庁としての立場と地方自治法における公有水面埋立法を所管する大臣の立場を都合に応じて使い分けているのは明らかであります。

この執行停止決定は、代執行訴訟に承認取り消しの効力をとめる執行停止の手続がないことから、埋立工事を行うための方便として行われたものと言わざるを得ないのではないかと私は考えております。この決定によって、辺野古への移設を唯一の解決策とする閣議決定がある中で、内閣の構成員である国土交通大臣が、同じ内閣の構成員である防衛大臣の指揮を受ける、沖縄防衛局長が行った審査請求において、適切な判断を行うことは期待し得ないということが明らかになりました。

この審査請求手続は、中立性・公正性を欠いており、そもそも行政不服審査制度の趣旨に反する違法なものであると考えております。政府は、我が国は法治国家であると繰り返し述べております。このことについて、翁長知事はすれすれ法治国家とコメントされましたが、まさにそのとおりであります。無理な手法を用いて、恒久的な基地を何が何でも沖縄に押しつけようとする政府の姿勢は、辺野古新基地建設に反対する多くの県民の思いを踏みにじるものであり断じて容認できません。

議案に係る抗告訴訟の提起は、辺野古の埋立工事をとめるために有効な手段であります。また、今申し上げましたように、本県の執行停止決定は違法であると確信しております。しっかりとした論理を構成して臨めば、必ず沖縄県の主張は通るものと確信をしております。

以上、乙第28号議案「訴えの提起について」、賛成の立場から討論を行いました。

議員の皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 賛成討論を行います。

乙第28号議案「訴えの提起について」の討論を行います。

本議案は県知事が辺野古新基地建設に係る公有水面

埋立承認を取り消したことに對し、沖縄防衛局長からの審査請求及び執行停止の申し立てを、平成27年10月27日に国土交通大臣が当該埋立承認取り消しの効力の執行停止を決定したことに對して、行政事件訴訟法の規定に基づき、県が国土交通大臣の執行停止決定の取り消しを求める訴えを提起するため、訴訟に要する経費を計上したものであります。

県民の立場からすれば、民意を権力で県民の抵抗を押し潰し、政府の言いなりに新基地建設を進めようとするものであり、絶対に認められるものではありません。この議案は、県民の誇りを守るために、県民は決して屈しないという意味を全国に発信するためにも、県民代表としての県議会の意思を示すためにも全会一致で可決していただきたいものです。

そもそも前知事が行った埋立承認は、経過を見れば明らかなように違法であり、疑惑に満ちたものであります。何ひとつ県民を納得させるものではありません。特に、私はたびたびこれを持ち出して説明していますけれども、これは前知事が行った埋立承認書です。（資料を掲示） この中身には、前知事は現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられておりということが書いてありますけれども、ところが、埋立環境調査報告書を見ると、実に中身がずさんになっているということで、例えば、埋立承認書を見れば、環境保全措置がとられていないにもかかわらず承認したことが明確になっています。県は防衛局に環境アセスを出したときに、1次から4次にわたって187項目の質問をしていますますがまともな答えをしていません。環境保全策について、必要に応じて専門家の指導助言を得て必要な措置を検討し、適正に実施していくという表現が42カ所もあります。それから、必要に応じて対処しますが53カ所、同じような具体的な環境保全策が不明の表現が合計321カ所もあります。このような環境保全策が不明な表現が合計321カ所ありますが、このような防衛局の態度は、沖縄県民を無能扱いにして県民をだまして、基地建設を違法に進めようとするものであり許されません。

この中身、ぜひ各議員の皆さん方も目を通してほしいと思うんですけれども、できないものを適否・適いろう書いていますけれども、環境保全策ができないにもかかわらず、声ではゴーサインを出しているというのがいっぱいあります。

だからそもそもこの裁判はやるべきではない、やるべきではなかったんです。この埋立承認書のとおりには防衛局と県が協議をして取り組んでいたならば、埋め立てそのものが起こるはずはなかったんです。それを

無理して米軍のために、向こうに強度な米軍基地をつくるために公有水面埋立法を無視して進めているところに最大の問題があるわけです。そういう意味では、こういうやり方を沖縄県議会として許すわけにはいかないと思います。

防衛局長が国土交通大臣に出している審査請求書というのがありますけれども、この中身を読みますと、防衛局自身があの埋め立てでは自然環境を保全できない、この中にはいっぱいあります。であるにもかかわらず、強引に力づくで沖縄県がとった埋立取り消しを裁判に訴えてでもねじ伏せるというようなことは絶対認められない。そういう意味では、ぜひ県議会の良識を発揮してこの議案が通るように皆さん方の賛成を得たいということを申し上げまして討論とします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第28号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ ◆ ◆
○議長（喜納昌春君） 日程第9 甲第1号議案及び甲第5号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました甲第1号議案及び甲第5号議案の予算議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

まず、甲第1号議案「平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入及び歳出ともに19億6137万円で、補正後の改予算額は、7504億8664万1000円となる。

歳入の主な内容は、現年課税分の自動車取得税、児童保護費の国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金、平成26年度決算剰余金の一部を活用する繰越金、都市モノレール建設受託金等の諸収入、沖縄振興特別推進交付金事業等のため発行する県債である。

歳出の主な内容は、自動車取得税の増収に伴う市町村への交付に要する経費、沖縄振興特別推進交付金を活用した市町村事業の推進に要する経費、ひとり親家庭に対する認可外保育施設利用料の負担軽減に要する経費、工芸の杜（仮称）及び工芸振興センターの整備に要する経費、沖縄都市モノレール延長整備事業に係る那覇市道石嶺線整備の補助に要する経費、沖縄県総合運動公園陸上競技場への大型映像装置用カメラ設置に要する経費、那覇空港管制塔建設工事に伴い国から受託する文化財発掘調査に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、本県の振興予算等の執行率に関して繰越額や不用額の多さが指摘されているが、執行率向上への取り組みはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、予算執行率の向上のため、毎月、執行状況を確認・把握し、ソフト交付金に関しては、事業スキームの見直しや新たなニーズ、執行見込みのある事業及び市町村事業に振りかえて不用額の減少を図り、また、ハード交付金に関しては、債務負担行為の設定により年度当初から着手できるようにし、執行率の向上を図りたいとの答弁がありました。

次に、沖縄振興特別推進交付金を県事業分から市町村事業分に振りかえるのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、県庁内の毎月の執行管理会議において、今後の執行状況及び不用見込みを把握し、県事業内での振りかえ作業を行った後、ニーズが多く年度内完了が見込める市町村事業分に振りかえて執行することにしたものであるとの答弁がありました。

そのほか、繰越明許費に係る事業の内容、繰越額の

総予算に占める割合及び他府県より多い理由、自動車取得税の増加理由、エコカー減税がない場合の税収見込み額などについて質疑がありました。

次に、甲第5号議案「平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認の取り消しについて、行政事件訴訟法の規定に基づき、県が国土交通大臣が行った執行停止決定の取り消しを求め訴えを提起するため、予算を計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入及び歳出ともに1334万3000円で、補正後の改予算額は、7504億9998万4000円となる。

歳入の内容は、平成26年度決算剰余金の一部を活用する繰越金である。

歳出の内容は、訴訟に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、抗告訴訟に係る予算の内訳はどうなっているのか、また、追加経費の発生はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、補正予算の内訳は、4つの法律事務所、7名の弁護士に対する訴訟業務の委託料916万3000円、及び当該訴訟対応分の旅費418万円となっている。また、今回の経費は、訴訟が結審するまでの弁護士委託料と年度内の対応旅費を計上しており、訴訟が新年度まで継続した場合には旅費の追加が必要になる可能性があるとの答弁がありました。

そのほか、抗告訴訟に至った原因、想定している新たな訴訟、行政不服審査法の趣旨、同法律で規定する国民と沖縄防衛局長との関係などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、甲第5号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第5号議案に対する討論の通告がありますので、

順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

甲第5号議案「平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」、その部分の辺野古埋め立て取り消しの裁判に係る議案、1334万円の補正額について反対の立場から討論を行います。

先ほど「訴えの提起について」、玉城義和議員が裁判闘争によらない解決、私も賛同しております。やっぱりオスプレイ配備反対のオール沖縄体制の事務局長、次長は、心が合っていますよ。あのオール沖縄体制をどうやって築き上げたかというそういう難しさをわかっておりますから。ですから、私はオール沖縄は、選挙利用だということで批判をしておりますけれども、今回の取り組みについても、義和議員、やっぱりこれは知事に申し出て、自民党の意見もしっかり聞いたほうがいいよ、公明党の意見もしっかり聞いたほうがいいよ、というふうなことであれば、しっかりこの法的な手続ではなくて民意に沿ったそのような話し合いがスタートできたと思っております。残念ながらしかし、恐らく玉城義和議員がアドバイスしても、知事は聞く耳を持たなかったと思うんです。これは、最初から翁長知事が選挙結果とかそういう民意のもとに、そういう国の立場も理解をしながら県の立場を主張していくというようなことであれば、ちゃんとした協議ができたわけでありまして。残念ながら翁長知事は、この国に対して法律的な手続、埋立承認というこの法的な手続、そこから、真っ向から対立をしていくわけでありまして。これ行政手続に関する法的な問題ですから、これはもう話し合いどころではなくて、集中協議もやりましたけれども、なかなかそれも功を奏さないということもあって、裁判闘争に至ったという、そういうことを私は考えているわけでありまして。

ですから、これはやっぱり、オール沖縄という主張をするからには、現在のオール沖縄はもう自民党・公明党入っておりませんからね。この問題について、その当時はオスプレイ配備反対で一点集中しました。普天間飛行場の返還という形でそういう問題を捉えて、オール沖縄でどう取り組むかというふうなことになるていけば……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○照屋 守之君 この民意の尊重という観点から、政府としっかりとした冷静な協議ができたものだというふうに考えるものであります。

今回、私は予算についての反対をさせていただきます

すけれども、この予算を中心にやりますけれども、先ほどの「訴えの提起について」も含めて、その予算面とどうことをやるのかという内容も伴いますから、問題提起をさせていただきますけれども。

この予算、我が沖縄県の一般会計予算の3分の2は国からいただいております。地方交付税も含めてですね。約3分の1しか自己財源はありません。そういうふうな形で運営をしているという中で、今回、翁長知事が就任をして、財政的に予算的にどういうふうなことをやってきたのかということを振り返ってみますと、今、アメリカに沖縄県駐留の事務所を設置しております。これは、職員を配置したりあるいはまた特別職を配置して、1年間で約1億円ぐらいの予算がかかるということになっております。これだけの大きなお金がかかります。同時に、就任してから、辺野古基地の対策課、独自で対策課をつくって、普天間返還対策課ではなくて、辺野古の基地に対応する対策課、つまり反対をしてつくらせないという課をつくっているわけですね。これで10名余り職員配置していませんか。

私は、行政の一番の大きなコストは人件費だと思っております。県行政一般会計予算の約3分の1しか私どもは自己財源はないという形で申し上げましたけれども、この全体の予算の3分の1は人件費です。福利厚生も含めてですね。そういたしますと、辺野古基地の対策課に相当の、11名もし仮に対応するとすると、年間で1億円余り近くの予算がそこで人件費として活用されるという、そういう事態になっているわけです。

同時に、辺野古の埋立承認の取り消しにまつわるさまざまな動きがありました。第三者委員会の報償費というんですか、この手当、委員の。岩礁破碎云々という形で、独自でまた調査をする。そういうふうな予算も活用しているわけでありまして。

そういうふうな、さまざまな予算を活用し、この1年間で、わずか1年間でそういうふうな形でどんどん予算も使うということが行われているにもかかわらず、現状は辺野古の作業が進められ、普天間飛行場の返還については、何らめどづけがない。裁判闘争に陥っているわけでありまして。ですから、私はこの1334万円の予算の活用、このことについては、県議会挙げてしっかりとこれまでやってきた部分の1年間のそういう予算の支出がどういう効果があって、今後どういう可能性があるのか。辺野古をつくらせない、反対、それ実現のために本当に有効に財源を活用されているのかというふうな観点もありますから、この

1334万円の予算の活用について問題提起をしているわけでありす。

私は、翁長知事の基地問題、辺野古反対、つくらせないと普天間飛行場返還の実現に期待をしておりました。翁長知事の自民党としての議員、あるいはまた那覇市長としての長年の政治家としての政治力、交渉力、あるいは実績、そのことにこの沖縄県の辺野古の問題、普天間問題を解決していくという期待をしておりました。さらに翁長知事は、県議時代には、辺野古移設を積極的に推進をしてきた政治家であります。当時の県議会において、辺野古誘致の決議を行うなど、約20年にわたる、平成8年に日米合意がなされてこの問題が協議されてきましたけれども、この辺野古普天間問題の全てを知り尽くしている政治家ではないかなという、そういうことを考えておまして、そういう翁長知事は、この問題を解決してくれるだろうという期待をしていたわけでありす。

しかしながら、就任以来この1年の辺野古をつくらせないや、あるいは普天間返還の政治手法と取り組みに、今、私は疑問を抱いております。何よりも不思議なことは、辺野古問題の原点である普天間飛行場の返還について、私は、今、知事公室長が返還を求めているとかいろいろ説明をしておりますけれども、これは事務的な返還要求だというふうに捉えております。翁長知事の普天間返還の取り組みは、就任1年になるにもかかわらず、普天間飛行場の現場視察を正式に行っていない、そのことが明らかになって、基本的にこの普天間飛行場の現状というか、危険性というか、そういうそのもの自体、認識をしていないんだなということを感じるわけでありす。知事は、答弁で、個人的には普天間飛行場を見ていると、そのような趣旨の説明をしております。私が申し上げる視察というのは、宜野湾市長やあるいは宜野湾市の関係部局、あるいはまた防衛局でもいいかもしれませんね、そういう方々に現場の立ち会いを求めて、普天間飛行場の危険性の状況、あるいは訓練の状況、さらには基地被害の状況、あるいはまた地域住民の反応とか、あるいはまた国の対応とかそういうのを現場で協議をして、市と県が連携をして、この問題解決を図っていく。そういうのもあわせた形での現場視察を言っているわけでありす。私も、何回も個人的には回っていますよ。大変ですねと通りすがり回っていますけれどもね。ですから、この程度で知事がやってもらっては困るという、そういうふうなことです。

今、宜野湾市長選挙が近づいておりますから、もうそのようなことはできないはずであります。このこと

について、我が沖縄県議会で就任1年後、県議会で知事に対して普天間飛行場視察に行きましたかどうかというそのもの自体を取り上げてやらないといけない。これ非常に残念に思うわけでありす。

私は、普天間飛行場の返還を翁長知事が実現できれば、辺野古問題はなくなると思っております。そう思いませんか、皆さん。翁長知事は、今、辺野古をつくらせないという形で特に力を入れておりますけれども、翁長知事が普天間返還を実現すれば反対運動も裁判もなくなるわけでありす。

せんだって私は、翁長知事が普天間返還を実現するために提言をさせていただきました。

1つ目、県と国は、立場の違いを認め合った上で、解決策を冷静に協議をする。2つ目、かわりの案を県と国が協議をする。知事は、国に求めていますけれども、これはやっぱり県と国が協議をした上で解決策を見出していくという、このことを翁長知事が国に提案して、ぜひ進めていただきたい。このことを改めて提案をするわけでありす。

さて、裁判の費用1334万3000円がかかるということです。私は、先ほどから申し上げておりますように、この普天間返還のめどがつく、この問題が解決する、この目的であれば喜んで賛成をさせていただきます。しかしながら、今回の裁判によって、辺野古問題がより複雑になるだけだと私は考えておまして、普天間返還にはつながらない。そのように思っているわけでありす。

国は、普天間返還と辺野古問題は一体で取り組んでおります。沖縄県は、辺野古をつくらせない、このことと、普天間返還は一体の取り組みではないと考えております。今、国の代執行裁判が行われておりますけれども、次のように私は理解をしております。

この裁判で、県が勝てば、埋立承認は取り消され、したがって国は作業ができずに中止になると思っております。そうすると、普天間飛行場は、現在地にそのまま残ることになります。県は、新たに普天間返還問題に取り組むことになるわけでありすけれども、国は、最高裁の判決が出たら、それに従わないといけない。そのような立場であります。国が普天間返還と辺野古問題とを一体で取り組んでいるとは、このようなことでありす。一方――先ほどは県が勝ったときですね。次、国が勝てば、辺野古の作業は進められますと、そして普天間飛行場は、返還に向けて進んでいくというふうに考えるものであります。裁判で決着をつけるとは、私はこのようなことだと理解をいたしております。国も県も裁判、高裁や最高裁の判決には従わ

ないといけないわけであります。

今回のこの裁判で、県の求める利益について尋ねましたら、自然環境の保護が県の利益だと言っております。沖縄県は、県民全体の行政ですから、県の利益については、多角的に検討することが求められていると私は考えております。一方の利益のみを県は追求してはならない。そのように思うわけであります。

今回の埋立承認がもたらす県民に対する利益は、まず宜野湾市民であります。事故から生命や財産を守る。これは、非常に大きな利益であります。普天間飛行場の返還後、はかり知れない経済発展が利益としてもたらされます。私どもは、基地返還後に鉄軌道導入も計画をするわけでありますけれども、これはやっぱりそういう利益も絡んできます。さらにまた、辺野古地域の皆様方の利益はどうなるかということでもあります。今、辺野古地域の整備について、国から直接支援をするという、そういう利益がございます。漁業組合の皆様方には御承知のように、保証された金額、利益があるわけであります。今後、その地域については、昭和30年、31年、その時代にかなり経済的に活況を呈したということを伺っております、辺野古地域ですね。そういうような形で、経済的な利益もあるわけであります。

そしてまた、一方で、これは、県と国の対決ですから、国の利益もあるはずであります。国は、我が日本国を守っていくという大変大きな責務がありますから、国防上の利益があるわけであります。それにあわせて、我が沖縄県は、尖閣諸島を守っていく、県土を守っていくという、そういう利益もあるわけであります。

ですから、先ほど申し上げましたように、今回の裁判で県が受ける利益、環境の保護、この1点だけあります。県民の受ける利益は、はるかに膨大にございます。国もそうです。そうなりますと、本来我が沖縄県、県行政とすると、これを進めていくときに、この県民にどういうふうな利益があり、どういうふうな不利益があり、その利益をトータル集めてそれを精査した上で、どのほうが利益が多いのかという、そういう観点で行政は進める立場であると私は考えております。ですから、一方的に、環境の意味の利益ということで、この裁判を起こす。そういうふうなことは、県民全体からの利益という観点からも許されることではないと、私は考えているわけであります。

そして、今回の裁判、今、提起されている国の代執行裁判の判決がおりれば、埋立承認に対する国、県、その責任が明確になるわけでありますけれども、あえ

てこういう中で新たな裁判を1334万をかけて提起していくということの中で、今、進められている辺野古の作業を停止させる。そういう目的もあるとのことでもあります。作業を停止して、一体その後どうするんですか。残念ながら具体的なこの説明はございません。作業をとめるのが目的、とめた後どうするんですかという、そこに県民は大きな関心があるわけであります。国は、県の求めに応じて8月から1カ月間作業を停止して集中協議を行ったわけであります。作業をとめて、集中協議を行ったわけであります。しかしながら、そのチャンスがあったにもかかわらず、県はつくらせない、工事をずっととめ続けるという、そういうふうなことが実現できなかったわけであります。ですから、しばらく前に1カ月間作業を停止しても何ら効果のない、そういうものを裁判に求めて、停止させて、その後はわかりませんという、こういうふうな裁判を起こす予算の活用というのは、やっぱり県民の理解は得られないわけであります。

先ほどから、くどく言っておりますけれども、私は、普天間飛行場の返還を実現することが目的です。この一つ一つの仕事をとめるとか、作業をとめるとかというそういうふうなことで公の予算を使うべきではないと考えているわけであります。

同時に、この審議の中でもありますけれども、一体全体この裁判を通して、今後、県がどのような形でこの辺野古つくらせないを実現して普天間返還の実現を図るのか、その道筋を我々議会にも県民にも示すことができないわけであります。私どもは問題解決が主ですから、この問題解決のためにこういうような道筋で頑張っていく。この裁判、この裁判、こうやっていきますというふうなことがあればいいわけでありますけれども、その説明がない。説明がないというよりは、そういう考えがないというふうに言ったほうがいいのではないかと私は考えているわけであります。

私は、そういうことも含めて今回、県の訴訟は見送って、国の代執行裁判の判決が出て、その中で、県、新たに対策を考えて、どういう形でこの問題解決を図っていくのかということを、先ほど玉城義和議員からもありましたけれども、そのときにぜひ自民党にも来てください。一緒に協議をして、こういうふう具体的にしていくと解決の方向が探れるはずだということを、戦略を立て直してやっていかないと、ずるずるずるずる反対、つくらせないということが起こって、結局、県と国が対立をしたままずっとやっていきますから、さまざまな影響が出ていくというそういうふうなことになるわけであります。ぜひ頑張ってもら

いたいというふうなことです。

そのきっかけとして、国は、普天間の5年以内の運用停止は、辺野古移設が前提条件だと明言をしております。その前提条件が明言になっているということをわかっているにもかかわらず、県は、5年以内の運用停止を求めるというふうにしております。ここの部分から、私は、共通の認識というか協議が、糸口がとれるのではないかなというふうに考えているわけであり

ます。

いずれにしても、今、発生している全ての問題は、普天間飛行場の返還、このことについて、県と国が共通テーマとして問題解決を図る、それを沖縄県知事がどう道筋をつくっていくか、そのことだけだと思うわけであります。ですから、今回の裁判の訴えはやめて、速やかに話し合いをしていただきたい。

以上申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 私は、うまんちゅの会を代表して、ただいま議題となっています甲第5号議案「平成27年度一般会計補正予算（第3号）」について賛成する立場から討論を行います。

この補正予算は、翁長知事が行った辺野古埋立承認取り消しについて、安倍内閣の石井啓一国土交通大臣が執行停止を決定したことに対する、抗告訴訟の予算であります。今、国は沖縄県を相手取って代理訴訟を行っております。本来であれば、その判決が出るまでは、あの新基地建設の工事はできないはずであります。この抗告訴訟は、こうした今まに行われている安倍政権の強権的な基地建設作業をとめるための訴訟であります。沖縄県民の圧倒的民意に応えるための訴訟であり、私たちは全面的に支持をするものであります。

県民の皆さん、辺野古に今つくられようとしている新基地は、あの美しい大浦湾の海を埋め立て、これまではなかった滑走路を2本にふやし、弾薬庫の機能もふやし、巨大な軍艦も接岸できるようにする、そしてその基地は、今後200年以上も沖縄に固定化をする、アメリカの最新鋭、最強の新基地建設であります。

私たち沖縄県民は、これまでこの新基地建設をとめるためにオール沖縄の島ぐるみの運動であの建白書を安倍総理に手渡しました。建白書には、危険なオスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去をし県内移設を断念すること、このことを求めています。今私たちが頑張るべきその道は、この建白書の立場で心を

一つに頑張ることではないでしょうか。辺野古移設を断念することができれば、必ずや普天間基地は閉鎖・撤去に追い込むことができる、このことに確信を持つものであります。

さて、翁長知事は10月13日、仲井眞前知事が公約を覆して行った辺野古埋立承認について、県知事としての権限を行使して、法にのっとって歴史的な取り消し処分を行いました。ところが翌日14日、沖縄防衛局は行政不服審査請求を用いて、翁長知事の取り消しについて執行停止を求め、27日に国土交通大臣が決定を下し、再び辺野古新基地建設の作業を強行しました。

そもそも行政不服審査法は、違法・不当な公権力の行使から「国民の権利利益の救済を図る」ことを目的としてつくられた法律です。辺野古新基地建設を進める国の行政機関である沖縄防衛局が、国民と同じ私人に成り済まし執行停止を申し立てる。そしてそれを判断するのは、同じ国の行政機関である国土交通省。これでは、国が国をかばい合う自作自演、最初から結論ありきの出来レースだと批判されるのも当然のことです。しかも、執行停止を決定した同じ日には、安倍内閣は、知事かわりに国が埋め立てを承認する代執行手続を進めることを閣議決定し、その後沖縄県を訴えました。自分たちの都合のいいように、私人と国を使い分け、沖縄県民の民意を押さえつけるその姿勢は、法治国家にもとる卑劣な行為だと言わざるを得ません。翁長知事が歴史的な埋立承認を取り消した以降、安倍政権はこれまで以上に強権的な姿勢をあらわにしております。抗議行動が続くキャンプ・シュワブゲート前に警視庁の機動隊100人以上も動員し、県や名護市の頭越しに辺野古周辺3区に直接予算を支出するよう決定する。沖縄担当大臣は、振興予算と基地のリンク論を公然と認める発言をしたりと、県民の気持ちに寄り添うとは到底思えない、不公正きわまりない横暴的な態度であります。

しかし、こうした政府の強権的な姿勢は、翁長知事の埋立承認取り消しによって、新基地建設を進める唯一の法的根拠を失った安倍政権の焦りのあらわれでもあると思います。辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去、これを求める沖縄県民の圧倒的民意は、この国の地方自治や民主主義のあり方を問いかけ、その世論と運動は、今大きく広がっております。

安倍政権が翁長知事の承認取り消しを執行停止し、新基地建設作業を強行している今、今回の抗告訴訟は、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらない、翁長知事の公約実現のために当然行うべき訴訟

であり、圧倒的多くの県民が支持していることに確信を持つものであります。

よって、甲第5号議案「平成27年度一般会計補正予算（第3号）」について賛成をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後0時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより甲第1号議案及び甲第5号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案とおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、甲第5号議案を採決いたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次に、甲第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、甲第5号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第10 甲第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） ただいま議題となりました甲第3号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第3号議案「平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）」は、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為の追加を行うものである。

主な内容は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区指定管理料で、期間は平成28年度から平成32年度まで、限度額は4億6037万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、過去3年間の予算と比較して、単年度の指定管理料が上がる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国際物流拠点産業集積地域那覇地区4号棟の関連で警備員の配置がふえるに伴う増額であるとの答弁がありました。

次に、指定管理料の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、主な内容としては、人件費、消耗品費、修繕費及び警備、清掃、設備の点検に要する業務委託費であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第3号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。
よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第11 甲第2号議案及び甲第4号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君） ただいま議題となりました甲第2号議案及び甲第4号議案の予算議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、沖縄県宜野湾港整備事業特別会計では、施設使用料にあわせて施設使用料に係る消費税及び地方消費税を徴収し、税務署に申告納付を行っているが、平成26年度の施設使用料が見込みより1700万円余り多く、その申告納付に係る予算額に不足が生じたことから、宜野湾港管理運営費203万5000円の増額補正を行うものであるとの説明がありました。

次に、甲第4号議案「平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、中城湾港新港地区の東埠頭において、港湾機能の強化を図るため、2000平方メートルの上屋一棟を増設するものであるが、上屋の実施設計において、基礎の設計に不測の時間を要したことから、今年度予定している上屋工事の所要工期を年度内に確保できなかったため、繰越明許費を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新港地区に整備する上屋は何棟目になるのか、整備はこれで完了するのかとの質疑がありました。

これに対し、上屋は新港地区全体では4棟目になり、東埠頭では2棟目となる。現在、東埠頭では、マイナス11メートルの岸壁3バース、マイナス12メートルの岸壁1バースが未整備であり、計画どおりバースが完成して取扱貨物量がふえれば、それに応じて上

屋の増設もあるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、所要工期を年度内に確保できなかった具体的な理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、東埠頭に1棟目をつくった際には、支持基盤が浅いところにあり直接基礎で施工できたことから、2棟目も杭は不要で、直接基礎で施工できると見込んで事業をスタートさせた。しかし、設計の中でボーリング調査を行った結果、支持基盤が想定より約30メートル下にあることが判明したことから、どういった基礎工法を採用したほうが安価でかつ効果が期待できるかということで、基礎工法の検討に不測の時間を要したことから所要工期を年度内に確保できなかったものであるとの答弁がありました。

次に、新港地区の整備は、沖縄県の振興にどのぐらい寄与するのかとの質疑がありました。

これに対し、中城湾港新港地区は産業支援港湾ということで、沖縄21世紀ビジョンにも位置づけられている。具体的には、背後に工業用地を整備して、そこに企業を誘致するものであるが、現在、新港地区には190社の企業が立地し、5067名が雇用されていることから、中部地区圏域の雇用や経済振興に大きく寄与しているものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、上屋に入居する企業の業種、クルーズ船の入港計画、埋め立て前の地盤データの有無等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第2号議案及び甲第4号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案及び甲第4号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案及び甲第4号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○議長（喜納昌春君） 日程第12 議員提出議案第1号 国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山内末子さん。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきましては、12月14日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第1号「国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○議長（喜納昌春君） この際、日程第13 議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書及び日程第14 議員提出議案第3号 学徒合同石碑の建立に関する決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋 宏君。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号及び同第3号の2件につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して一括して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第2号につきましては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第3号につきましては、学徒合同石碑の建立に関して知事に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔学徒合同石碑の建立に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第3号につきましては、その趣旨を知事に要請するため、文教厚生委員会委員を議会代表として派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」及び議員提出議案第3号「学徒合同石碑の建立に関する決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第3号に関し、提案理由説明の際提出者から、知事にその趣旨を要請するため文教厚生委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号の趣旨を知事に要請するため、文教厚生委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第15 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第16 請願1件及び陳情7件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋 宏君。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました請願1件及び陳情7件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情7件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第17 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって11月定例会も閉会となり、本年の定例会は全て終わることになります。

さて、この1年の本県議会の活動を顧みますと、4回の定例会と3回の臨時会が開催され、年間を通しての会期日程の合計は122日でありました。なお、8月24日に開催予定であった臨時会については、台風第15号の影響により初の流会となり、8月31日に改めて臨時会が招集されました。

主な活動状況を申し上げますと、まず、6月定例会において、議員発議による2つの条例を制定いたしました。

1つ目は、公有水面埋立事業に関連して、「公有水

面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」を制定いたしました。

2つ目は、議会改革推進会議での協議を踏まえ、南部離島7町村から要望のあった那覇市との合区及び南城市の1人区の解消を図るため、「沖縄県議会議員の定数並びに選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を改正し、従来の選挙区の名称を改めるとともに、新たに那覇市・南部離島選挙区及び島尻・南城市選挙区を設置することといたしました。

また、ことは台風の襲来がたび重なり、とりわけ9月27日から28日にかけて与那国島を襲った台風第21号による被害は甚大なものとなりました。そのため、9月定例会の会期中に、各常任委員会を代表する議員を与那国島に派遣し被害状況調査を行い、「台風第21号関連被害に対する支援等を求める要請決議」を可決し、知事に対して早期の災害復旧及び救済・支援対策についての要請を行いました。

このように議員各位が、県民の福祉の向上を図るべく、県政の課題に関し、活発な議論・政策提言を行うとともに、直面するさまざまな課題の解決に向けて積極的に活動したことは、県民から高い評価と支持を得たものと確信する次第であります。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題を初めとする米軍基地問題並びに産業振興、子供の貧困や待機児童問題などについては、なお年を越すことになりましたが、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決に向け、県民を代表する機関として二元代表制の一翼を担い、県民の負託に応えて邁進してまいりたいと思います。

終わりに、11月定例会を閉じるに当たり、この1年の円滑な議会運営に関し議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第8回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後0時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 上 原 章